

平成16年3月2日(火曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会 事務局 局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	監査委員 事務局 局長	小松仁一	農業委員会 事務局 局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局 局長	鈴木一徳	局長 補佐
月光龍弘	庶務 主査	大沼秀彦	主 任

議事日程第1号

第1回定例会

平成16年3月2日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 5 議第 1号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 6 議第 2号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 7 議第 3号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 8 議第 4号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 9 議第 5号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 10 議第 6号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 11 議第 7号 平成16年度寒河江市一般会計予算
- ” 12 議第 8号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 13 議第 9号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 14 議第10号 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 15 議第11号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 16 議第12号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 17 議第13号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 18 議第14号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 19 議第15号 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 20 議第16号 平成16年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 21 議第17号 平成16年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 22 議第18号 寒河江市住居表示審議会条例の一部改正について
- ” 23 議第19号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 24 議第20号 寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正について
- ” 25 議第21号 寒河江市市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- ” 26 議第22号 地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ” 27 議第23号 佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正について
- ” 28 議第24号 寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正について
- ” 29 議第25号 寒河江市市税条例の一部改正について

- " 30 議第26号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
  - " 31 議第27号 寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止について
  - 日程第32 議第28号 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止について
  - " 33 議第29号 寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について
  - " 34 議第30号 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - " 35 議第31号 寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
  - " 36 議第32号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - " 37 議第33号 大江町道路線の認定に関する承諾について
  - " 38 請願第2号 年金制度の改悪に反対する意見書の提出を求める請願
  - " 39 請願第3号 消費者保護基本法の抜本改正を求め国への意見書提出を求める請願
  - " 40 請願第4号 自衛隊のイラク派兵に反対する意見書の提出を求める請願
  - " 41 請願第5号 自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての請願
  - " 42 請願第6号 中学校給食の実施を求める請願
  - " 43 請願第7号 年金給付額の据え置き等についての請願
  - " 44 施政方針説明
  - " 45 議案説明
  - " 46 質疑
  - " 47 予算特別委員会設置
  - " 48 委員会付託
- 散 会

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第1回定例会日程

平成16年3月第1回定例会  
平成16年3月2日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、人権擁護委員の候補者推薦、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	
3月 3日(水)		休 会		
3月 4日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 5日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 6日(土)		休 会		
3月 7日(日)		休 会		
3月 8日(月)		休 会		
3月 9日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日(水)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月11日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室

月 日	時 間	会 議		場 所
3月12日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
3月13日(土)		休 会		
3月14日(日)		休 会		
3月15日(月)		休 会		
3月16日(火)		休 会		
3月17日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
3月18日(木)		休 会		
3月19日(金)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから平成16年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2月26日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

## 会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、9番鈴木賢也議員、15番松田伸一議員を指名いたします。



## 会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

佐竹敬一議長 日程第4、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております

文書のとおり、委員候補者4名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、議第1号から日程第43、請願第7号までの39案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明

佐竹敬一議長 日程第44、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成16年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成16年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申しあげます。

平成16年度は、市制施行50周年の年に当たり、昭和29年に現在の寒河江市が誕生してから半世紀という節目の年を迎えることとなります。

先人たちと市民の皆様方のたゆまぬ努力によって、着実に発展し、豊かになった寒河江市の半世紀を振り返り、本市が将来とも魅力ある本県内陸部の中核都市として、次の50年、100年へとつながるまちづくりを進めてまいります。

まず、市町村合併についてであります。関係する二つの町の動向が今月中に明らかになる予定であり、これによって本市の将来の方向性が大きく変わる事となるものと思っております。

昨年7月に発足した寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、昨年12月にすべての協議を終え、合併協定素案と新市将来構想案を作成いたしました。協定内容は、現行と同等以上のサービスを提供することを基本とし、新市の将来の姿を展望した内容としております。

合併し生まれる新市は、自然との共生を基底に、合併によるスケールメリットや高速道路の三つのインターチェンジを有する地域特性を活かし、本県内陸部の中核都市として、産業の振興により若者が定住し、交流人口の多い、美しく人情豊かな活力ある都市を目指しております。

任意協議会においては、合併特例法の優遇措置が受けられる期限内の合併を目指すことが合意されており、この支援措置を活用することによって効率的な自治体へと円滑に移行でき、豊かな未来を築いていけるものと考えております。私はかねてより合併に前向きな町との合併を進めていく考えでありましたので、今後、2町の意向を踏まえ、法定協議会の設置、合併特例法の適用期限内の合併に向けての努力を続けてまいります。

いずれにしても、本年度は合併の動向による大きな時代の変化の中にあり、将来に対する判断の誤りのないよう、市民の皆様へ御理解、御支援をいただきながら進めてまいります。

現在、本市の事業は目に見えて大きく進展しております。本年度には、駅前中心市街地整備事業が完了し、まさに百年の大計として発展の象徴にふさわしい姿をあらわすことになり、中心市街地がにぎわい、本市がいよいよとした活力のあるまちになることを確信しております。

また、「花咲かフェアINさがえ」の開催などにより多くの交流が生まれ、それが今後の本市への定住に結びつくものと思っております。寒河江みずき団地には市内外から多くの申し込みをいただいております。本市に土地を求め、家を建てるということは、いろいろなまちの中から本市を選んでくれたということであり、本市によいイメージを持っていただけたからこそと思っております。

昨年10月1日現在の人口調査の結果によりますと、県内13市の中で人口の増加している市は3市のみであり、本市はその三つの中に入っております。なお一層、本市のイメージアップに努めていかなければならないと改めて実感しているところであります。

また一方、市民参加のまちづくりの一環として、グラウンドワークに対する関心、気運の高まりが市民一人一人の心に根つき、実践されるようになってまいりました。身近な公園や花壇などをつくるときにも、大きなイベントを開催するにも、グラウンドワークが取り入れられるようになっております。三泉小の跡地や柴橋の代官所跡など、市民みずからの力で地域をよくしようとする姿を、なお一層後押ししてまいりたいと考えております。

また、昨年完成した醍醐小学校に代表されるように、これからの建造・建築物は地域になじんだものとしなければなら

ないものと考えており、自然と景観に調和し、寒河江の歴史と文化が融合したものとなるよう心にとめながら、まちづくりを進めてまいります。

次に、諸般の事業の具現化に向けた平成16年度予算について申し上げます。

日本経済は輸出や設備投資が増加に転じるなど、民需中心に明るい兆しも見えるようになってきてはありますが、厳しい雇用情勢や緩やかなデフレ傾向は依然として続いており、また税収の回復も進まず、平成16年度の国の予算を見ましても、国債に大きく依存するものとなっております。

地方の行財政においては、地方分権の推進や地方の裁量拡大を理念として三位一体の改革が動き出し、「地方にできることは地方に」との原則のもと、補助金の廃止、削減などが行われ、地方への歳出の抑制が図られております。さらに、地方交付税の財源保障機能は縮小され、地方の主要財源である地方交付税と臨時財政対策債が大幅に削減されることになっております。本市においても、地方交付税が前年度比で6.6%の減、臨時財政対策債が28.0%の減と、いずれも大きく減少となる見込みであります。その一方で、福祉関連経費は年々伸びてきており、加えて本年度からは国庫補助負担金の一般財源化に伴う費用負担増も見込まれるなど、財政状況はこれまでに経験したことのない厳しい状況にあります。

歳出につきましては、これまででも事務事業の見直しや経常経費の削減などを行いながらも、花咲かフェアや市町村合併の準備などに対応してまいりましたが、本年度も昨年同様、行政職の退職者を補充しない中で、特別職等の給料や管理職手当の前年度にも増した削減を行うなど、徹底した経費の削減を行うとともに、行財政改革を積極的に推し進め、市民の要望、負託にできる限り応えられるよう鋭意取り組んでまいります。

平成16年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況にかんがみ、経常的経費の節減合理化はもちろん、事務事業の根本からの見直しを行い、投資的経費のみならず、ソフト事業においても真に必要な性の高いものを選択しながら、最終年を迎える駅前中心市街地整備事業や、醍醐小学校のグラウンド、プールの建設、花咲かフェアINさがえの開催などに重点的に取り組むことといたしました。

その結果、一般会計においては134億3,000万円で、対前年度比3.5%の減となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は313億8,003万5,000円、対前年度比3.8%の減となるものであります。

続きまして、施策の大要について、第4次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、「多種多様な交流拠点づくり」について申し上げます。

都市間を短時間で結ぶ高速道路の建設については、道路公団の民営化に伴い、新直轄方式により整備を進める計画であります。東北中央自動車道の山形上山インターチェンジから東根インターチェンジ間の供用開始により、東北横断自動車道酒田線と相まって、県内に新たな車の流れが創出されております。高速道路は、高速交通網の要衝である本市にとって、産業の振興や文化交流圏の拡大などさまざまな恩恵を享受し、昨年の「花咲かフェアINさがえ」には15万2,000人もの来客者がありました。

また、市内の国道や県道は市民生活にとって主要なインフラであり、それらを生かし、大いに活用していくためにも、その整備促進を図ることが重要であり必要不可欠なものであります。安全で快適な幹線道路網のネットワーク形成は、活力をはぐくむ交流拠点づくりの基盤となるものであります。

国道112号寒河江バイパスにつきましては、平成12年度に下高屋入口から主要地方道天童大江線までの区間が4車線化され、市内を通過する主要幹線道路として機能充実が図られたところであります。現在、国土交通省により長崎大橋から下高屋入口までの区間について4車線化工事の発注手続きが進められており、本年度中に施工することになっておりますが、さらにチェリーランドまで整備促進が図られるよう引き続き要望してまいります。

昨年12月には、国道458号の新最上橋が完成しており、幸生肘折間についても利用者にやさしく、自然を享受できるよう、安全性の確保に向けた改良整備の促進を要望していくほか、国道287号についても慈恩寺地内の交通安全施設整備事業の早期着手を要望してまいります。

また、主要地方道天童寒河江線元町地内の交差点改良の早期完成とともに、主要地方道寒河江村山線三泉地内の改良事業と、県道田代白岩線田代地内の未改良区間について、早期着手されるよう要望してまいります。

都市計画道路柴橋日田線六供町地内につきましては、ことしの秋に完成を予定しており、供用開始に向けて事業の促進を図るとともに、同路線の本町ふれあい広場から六供町公民館までの本町・六供町地内につきましても、早期完成に向けて事業促進を図ってまいります。

また、これを機に調和のとれた街なみを創出し、沿線商店街の活性化を図るため、沿線住民と商店街の方々で組織する協議会において「上町・六供町通りまちづくり協定」を締結しており、住民参画によるまちづくりを進めております。

さらに、市街地間の円滑なアクセスが図られるよう山西鶴田線を継続的に整備するとともに、昨年分譲開始した寒河江みずき団地へのアクセス道として古河江横道線の整備や、市街地周辺の交通緩和を図るため浦小路高屋線の整備を継続的に実施していくほか、三泉堤防線や最上橋明神山線などについても早期完成を目指し、整備を進めてまいります。

市民生活に密接にかかわり、よりよい生活環境づくりが求められる生活道路網の改良整備や、側溝、舗装、交通安全施設等の整備につきましても、緊急性や必要性を勘案しながら進めてまいります。

また、冬期間における歩行者の安全と交通の確保については、これまでも万全の体制で臨んでおりますが、年々増加する市道路線への対応はもちろんのこと、歩道についても除雪計画のもと実施してまいります。

駅前中心地整備事業は、いよいよ本年度が最終年度となります。これまで21世紀の発展の象徴として、また後世に誇れる本市の顔として、美しい街なみ、景観に配慮した都市施設の整備や、商業施設の再編により、「うるおい」と「賑わい」のある、歩いて楽しい中心市街地の形成を図ってまいりました。本市の玄関口である駅前周辺施設につきましては、本市を代表する東北一の寒河江まつり「神輿の祭典」に参加する本神輿を展示するとともに、寒河江の歴史・文化を紹介する映像システムを設置した寒河江駅前交流センターや、当該施設と一体となる半地下式の駅前正面口駐輪場は既に完成し、「神輿の祭典」などのイベントを開催できるみこし公園も完成いたします。これにより、県内外からの来訪者や市民に対し、四季を通して本市の情報を広く発信してまいります。

本年度の工事については、駅前幹線道路である都市計画道路寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線や寒河江駅西浦線の整備を完了し、沼川に隣接するせせらぎ公園・みどり公園の整備工事を行ってまいります。また、移転に伴う建物の建築につきましては、地区計画に基づき、街なみ、景観に配慮した魅力ある店舗が新たに集積されており、今後とも地元関係者と一体となり、店舗の誘致や緑化・飾花を推進し、賑わいと魅力ある美しいまちづくりを進めてまいります。

木の下土地区画整理事業は、本市の東側、既成市街地と一体となった地域として、都市計画道路落衣島線や下釜山岸線の整備とともに、面的整備を行い、優良な居住空間を供給するものであります。

去る2月15日には、土地区画整理組合の設立総会が行われ、施工区域16.7ヘクタールの事業に着手したところであり、今年度は実施計画作成、道路詳細設計などを行うこととなっております。実施主体は組合となりますが、円滑な事業推進のため全面的に支援してまいりたいと考えております。

街なみ環境整備事業につきましては、これまで南町地内の十日市場通りの歩行者通路、ポケットパーク、本町地内の旅館、飲食店通りの石畳が完成し、ゆとりとうるおいのある住環境が整ってきたところであります。本年度は、最終年度を迎える駅前中心市街地整備事業や県施行のふるさとの川整備事業と一体となり、沼川沿いの遊歩道整備のための用地の確保に取り組むとともに、事業の促進に努めてまいります。

せせらぎと花が織り成すうるおいのある都市環境の整備につきましては、昨年ポスト緑化フェアとして開催した「花咲かフェアINさがえ」には、会場整備の段階から多くの市民に参加、協力をいただき、6月14日から29日までの16日間という短い期間にもかかわらず、予想をはるかに上回る15万2,000人の入場者を迎え、市民総参加による美しくうるおいある活力に満ちた本市の魅力を県内外に向け大きく発信するものとなりました。本年度は、このフェアを寒河江市のシンボルイベントと位置づけ、さらなる都市緑化の進展を図り、交流から定住へとまちづくりを進めてまいります。

また、フラワーロード整備事業や花いっぱいまちづくり推進事業を初め、グラウンドワークによる公園整備事業など、美しくうるおいあるまちづくりに努めてまいります。

二の堰親水公園は「かわせみ」がすみつく水辺空間として親しまれ、市内外から多くの方が訪れております。本年度は二の堰第2地区地域用水環境整備事業により、遊歩道やポケットパークの整備を進めてまいります。また、農業用水路の

持つ多面的機能の増進と用水の安全確保を図るため、市街地内にある幹線用水路につきましても整備に取り組んでまいります。

最上川寒河江緑地は、市民が多目的に集える緑地として、計画面積約20ヘクタールを整備してまいります。これまでは多目的水面広場の掘削と吐き出し口の工事を行ってきたところでありますが、本年度は多目的水面広場の護岸工と遮水工に着手してまいります。

昨年、寒河江水辺プラザが国土交通省の「川の通信簿」において最高ランクの全国5カ所の一つとなり、自然環境や景観等が高い評価を得ております。今後とも川を生かしたまちづくりを進め、せせらぎに彩られたうおいと活力に満ちた寒河江市の創造に努めてまいります。

人と環境に優しい居住空間の整備につきましては、良質な住宅の建設と普及を図るため、地域木造供給推進事業の一環として住宅フェアを引き続き実施するとともに、高齢化社会に対応する住まいづくりを推進してまいります。

第2に、「情報に強い魅力ある産業の創造」について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

国の新たな「米政策改革大綱」では、消費者重視、市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通して水田農業経営の安定と発展を図るとしており、平成22年度に米づくりの本来あるべき姿の実現を目指し、平成20年度までには農業者、農業団体が主役となるシステムを構築することとなっております。

こうした米政策の転換を踏まえ、本市では作物の生産・販売、水田の利活用、担い手の育成など、本市水田農業の将来方向を明らかにした「水田農業ビジョン」を農業団体と一体となって策定したところであります。これに基づき、本年度から稲作と収益確保を目的とする本格的な転作を両立させた、生産性の高い水田農業の確立を目指す生産者の主体的な取り組みを支援、推進してまいります。

米の生産調整につきましては、本年度から生産調整の目標面積から生産目標数量の配分に変更され、本市には7,331トンが配分されたところでありますが、その達成につきましては、生産者に理解を求めながら、生産者みずからの取り組みとして円滑かつ確実に実施されるよう支援してまいります。

BSE問題や食品の偽装表示事件等を受け、消費者の農産物への安全・安心に対する関心が高まり、産地の取り組みが市場評価の大きなポイントになっております。昨年、本市と西村山4町、県、さがえ西村山農協で、「さがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議」を設置し、安全防除指導の徹底や、安全確認の徹底、広報宣伝活動などに取り組んでおり、今後とも引き続き推進してまいります。

農産物の価格低迷や後継者不足など、農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある中で、本市農業の課題や今後の農業振興策について、農業振興研究会において議論を深め、新たな寒河江市の農業の構築を図ってまいります。

園芸農業の振興につきましては、これまで補助事業等により積極的に施設整備を推進してまいりましたが、本年度も「園芸農業拡大推進事業」や「果樹園芸作物生産振興事業」により、施設化の推進と果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による安定した農業経営の確立を図ってまいります。また、安全農産物出荷前残留農薬分析事業に引き続き取り組み、安全・安心な農産物の産地づくりを支援してまいります。

また、園芸農業の拡大に伴い増加している農業用使用済みプラスチックの処理対策につきましては、本市においてリサイクル処理に積極的に取り組んでおりますが、市単独で処理経費の一部を補助する「農業用使用済みプラスチックリサイクル推進事業」を継続して実施し、リサイクルの推進と環境保全に対する農家の意識の高揚を図ってまいります。

中山間地域の農地は生産条件が不利となることから、耕作放棄地の増加などにより、国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成などの多面的機能の低下が特に心配されております。本年度も、中山間地域等直接支払交付金交付事業を通じて、農道舗装や用水路の整備を図り、将来を見据えた集落営農活動を支援してまいります。

畜産は、本市のみならず全国的に飼養戸数、飼養頭羽数とも年々減少するなど、厳しい経営環境にあります。このような状況の中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、家畜排せつ物の野積みや素掘りが禁止され、その施設整備の猶予期限が本年10月末となっております。このため、施設整備に対する支援策として引き続き



「家畜排せつ物適正処理施設整備緊急対策事業」を実施し、安定した畜産経営の維持に努めてまいります。

土地基盤整備事業といたしましては、「寒河江川下流地区国営かんがい排水事業」により、本格的な整備が進められており、本年度は高松堰頭首工と用水路整備などを進め、用水の安定供給に努めてまいります。

このほか、県営土地改良事業として寒河江中央地区農免農道整備事業稲沢地区ため池等整備事業、留場地区中山間地域総合農地防災事業、葉山の里地区中山間地域総合整備事業、鹿島石持地区畑地帯総合整備事業を積極的に推進してまいります。

近年、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化などを背景に、間伐等の森林施業が十分に行われていない人工林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されております。このため、「森林整備地或活動支援交付金事業」を活用し、多面的機能を十分発揮されるよう適切な森林整備の推進を図るため、森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査やその他の地或活動を支援してまいります。

また、平野山といこいの森の総合的な利活用を促進するための林道平野山線の整備を引き続き推進してまいります。

次に、商工業振興について申し上げます。景気の低迷が長期化し、現下の厳しい経済情勢の中で、本市の産業の振興を図るためには、金融面での対策は重要な課題の一つであります。本年度も、市中小企業振興資金融資制度や市産業立地促進資金融資制度を継続するとともに、制度資金などに対する保証料補給を行い、企業の経営安定化と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、経営研修や技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業を実施していくほか、雇用対策として引き続き高校生を対象とした市内事業所でのインターンシップ事業を充実強化し、より一層関係機関との連携を図りながら、雇用の創出に努めてまいります。

商業の振興につきましては、中心市街地活性化の拠点施設であるフローラ・SAGAEは、多くの人々から親しまれ、多方面から活用され、にぎわいを見せております。昨年から、フローラテナント会と周辺商店街などが主となり「寒河江市中心市街地活性化センター委員会」を組織し、フローラを会場に「痛快!!ど真ん中市」を月2回定期的に開催し好評を博しておりますので、今後ともより多くの方々に足を運んでいただけるよう、定着化を図ってまいります。また、フローラ・SAGAEの効果を中心市街地の活性化に波及させてまいりたいと考えております。

本年度は、駅前中心市街地整備事業の完了にあわせ、駅前複合ゾーン駐車場、ポケット第1・第2駐車場整備事業を実施し、拠点駐車場のネットワークづくりを進め、車利用者の利便性の向上を図り集客効果を高めてまいります。

そのほか、後継者育成事業、リーダー等育成事業と、商業団体や商店街組織の強化施策を展開し、商業の活性化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、ここ数年景気の低迷で出荷額等が下降傾向にありましたが、ここにきて一部に明るい状況も見えてきております。地域経済の活性化は若者の定住を促進するための重要な課題でありますので、引き続き中央工業団地の整備や県内外からの積極的な企業誘致を図るとともに、地場産業育成、販路拡大事業等に取り組み、雇用の場の確保を図りながら、活力あるまちづくり、均衡ある調和のとれた工業基盤の整備に努めてまいります。

観光物産の振興につきましては、花咲かフェアの成果と経験を生かし、「日本一さくらんぼの里寒河江」「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」の情報を広く発信し、チェリーランドや慈恩寺、寒河江温泉、周年観光農業などへ全国から集客できるよう取り組んでまいります。特に本年は、7月から9月にかけて行われるディスティネーション・キャンペーンにあわせ、温泉まつりやJR左沢線でのSL運行、そして寒河江まつりのPRなどを通して、誘客活動をなお一層推進してまいります。

また、近隣市町と連携を図り、広域観光のルート化に努め、周遊性を高めるとともに、本市の立地条件を生かし、広域観光の拠点として四季を通じた誘客を進めてまいります。さらに、歴史文化型観光として広域的に進められている「雑のみち」や、寒河江駅を基地にJRとともに進める「小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、そして新たにオープンする「寒河江駅前交流センター」の活用を通して、市街地観光への積極的な誘客を行うとともに、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、激化する地域間競争や観光客のニーズに対応してまいります。

祭り・イベントは市民意識の高揚や連帯感の醸成が図られるほか、本市の活性化にも大きな役割を果たすものであります。さらに、観光誘客やPRの上でも極めて有効なものであり、熱い盛り上がりによってますます期待の高まる「神輿の祭典」や、最上川に親しむ「最上川フェスタ04」など、地域の特性を生かし、特色ある多様な祭り、イベントを開催してまいります。

チェリークア・パーク事業につきましては、国、県、道路公団、民間が一体となって、本市の広域滞在型観光拠点施設として整備を進めているところであり、長引く景気の低迷や国民の余暇活用の変化など大変厳しい環境にありますが、寒河江水辺プラザや周辺の自然環境、景観を活用し、本年度も積極的に事業者の誘致などを推進してまいります。

第3に、「やさしさあふれる高福祉社会の形成」について申し上げます。

少子高齢化が急速に進む中、健康はすべての人の願いであり、生きがいを持ち、生涯を安心して暮らせる活力がある高福祉社会の形成が求められております。本市におきましても、ハートフルセンターを拠点に、一貫した保健・福祉・医療のサービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムにより、「生き生きハートフル寒河江」のまちづくりを進めるとともに、引き続き保健、福祉サービスの提供基盤の充実を図り、健康長寿社会の形成を推進してまいります。

また、少子化の進行は社会全体に極めて深刻な影響を与えると懸念されることから、次世代育成支援対策推進法に基づき、10年間の行動計画を策定するとともに、保育環境の整備を初め安心して産み育てられる地域社会の構築に努め、子育て支援の充実したまちづくりを進めてまいります。

市立病院は、高齢社会の到来により健康な長寿生活を送りたいという志向が年々高まる中、診療スタッフの充実や最新の医療機器の導入などにより、市民の健康を守る拠点施設として診療機能の高度化に努めてまいりました。本年度も引き続き診療スタッフの補充や医療機器の更新など、診療水準の向上を図るとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室などの充実を図り、地域に根差した病院づくりを進めてまいります。

長寿社会の今日において、一次予防の観点から、市民一人一人がふだんの生活習慣を点検、改善しながら、健康的な生活習慣を確立し、意識的に健康増進に取り組んでいくことが重要であります。特に本年度はがんや循環器病、糖尿病の予防を重点に啓発活動を強化し、精密検査受診率の向上に努めるほか、健康に対する一層の意識高揚と健康的な生活習慣を定着させるため、各種健康教室の開催や健康運動指導の充実を図ってまいります。

疾病の早期発見、早期治療については、一日人間ドックを初めとした健康検査を実施し、検査結果に基づいた適切な保健指導などを行いながら、健康に関する新しい知識の普及や予防意識の高揚、生活習慣改善の支援に努めてまいります。さらに、乳幼児から高齢者までの健康づくりと疾病予防を図るため、引き続き乳幼児健診を実施するとともに、乳幼児期の健康な歯づくりに対する支援の強化や、高齢者のインフルエンザ予防接種増加対策など、一貫した取り組みを実施してまいります。

福祉社会の時代に即した改革の一環として、昨年4月から、障害者福祉サービスの一部について利用者を尊重した支援費制度がスタートしており、その結果、新たに身体障害者がデイサービスを利用できるようになっております。このほか、障害児のデイサービスやホームヘルプサービスの利用も増加しており、利用者本位のサービスの提供という制度の目的が達成されてきております。今後とも支援費制度のもとでサービスの充実を図るとともに、これまで同様、福祉タクシーの利用助成や給油費助成事業を初め、重度身体障害者の移送サービス、手話奉仕員派遣事業などを引き続き実施し、障害者の自立を支援するほか、紙おむつ支給事業を継続し障害者の日常生活を支援してまいります。

また、障害者福祉策の流れが施設入所サービスから地域生活支援サービスへと移ってきた今日、新たに心身障害者小規模作業所が4月に開所する運びとなってきておりますが、今後ともその運営の支援を行い、地域での在宅心身障害者の生活基盤確保と社会参加の促進に努めてまいります。

さらに、精神障害者福祉につきましても、引き続きホームヘルプサービスやグループホーム事業などを実施し、障害者の自立生活と社会復帰の促進を支援してまいります。

障害のある人もない人も、お互いを尊重し合い、ともに生活し、活動できる社会の実現に向けて、身体、知的、精神の障害者福祉施策を総合的に推進してまいります。

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布されております。これは、我が国の急速な少子化の進行が社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、これまでの子育て支援の取り組みに加え、さらに子育て環境を計画的かつ総合的に整備しようとするものであります。また、社会情勢の変化する中、保育所の入所児童の大幅な増加や低年齢化など、保育ニーズの多様化や変化に対応した子育て支援が必要となってきております。本年度は、昨年度実施したニーズ調査の結果を踏まえ、今後10年間のさらなる子育て支援策の具体化のため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定してまいります。

また、たかまつ保育所の増築、改修を実施し、保育定員を60名から90名にするとともに、保育環境の向上と、本市の認可保育所では初めてとなる乳児保育の実施や、各保育所とも保育時間をさらに1時間延長し12時間保育を実施するほか、引き続きすべての保育所の地域開放、地域交流事業、障害児保育や一時保育の実施を図り、より一層地域の子育て支援施設としての機能充実に努め、子育て世代が安心して働くことができる環境を整えてまいります。

さらに、放課後児童対策として実施しております五つの学童保育の運営を積極的に支援するとともに、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの連携を強め、子育て支援体制の強化やNPO法人による子ども一時預かり事業への支援、認可外保育施設が実施する保育基盤の強化、延長保育事業の推進、施設運営の支援など、多様な保育ニーズに対応する保育基盤の強化を図るとともに、本年4月からこれまで就学前児童を支給対象としておりました児童手当を小学3年生まで引き上げ、地域全体の安心して産み育てる環境を整えてまいります。

介護保険制度がスタートしてことしで5年目を迎えますが、市民の御理解のもと、運営面、活用面において円滑に事業実施が図られている状況にあります。国においても、本年度中に制度の見直し作業が行われることになっておりますが、要介護者が介護サービスを有効に活用し、安心して生活できるよう、より一層質の高い介護サービスを提供するとともに、介護保険の健全な運営に努めてまいります。

さらに、在宅介護支援センター等の関係機関との密接な連携のもとに、介護予防、地域支え合い事業に積極的に取り組み、高齢者の生きがいづくりや在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。また、本年度中に民間事業者による痴呆性老人のグループホームの開所が見込まれており、本市における痴呆性老人に対する介護サービスの提供基盤は一層充実されることとなります。

第4に、「心なごむ生活環境の形成」について申し上げます。

清潔で美しいまちづくりを行うため、廃棄物処理対策といたしましては、一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正かつ効率的な分別収集運搬を行うとともに、生ごみ処理機の購入や集団資源回収に対する助成を行うなど、ごみの減量化と再資源化を推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

さらに、浄化槽の普及促進や主要排水路の堆積物処理により、公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図るほか、騒音、悪臭などの近隣公害問題につきましても適切に対処してまいります。

消防防災対策につきましては、消防水利確保のために消火栓や耐震性防火水槽を計画的に整備し、小型動力ポンプ、普通積載車の更新など消防力の充実に努めるとともに、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、社会情勢の変化を踏まえ生涯を通じた交通安全教育の充実に努め、住民の自発的、主体的な参加を促し、関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、市民と一体となって交通事故防止活動を展開してまいります。特に子供や高齢者のとうい命を交通事故から守るために、幼児や高齢者のための交通安全教室、小学生による交通安全ジュニアサミットなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

下水道整備につきましては、全市下水道化に向け、計画的、効率的に整備を進めており、本年度は柴橋地区への污水幹線管渠の整備を初め、洲崎、塩水、西根下河原、内の袋地区などの面的整備を行うとともに、処理場につきましては、中央監視制御設備の更新を図るため実施設計を行ってまいります。

また、特定環境保全公共下水道事業で進めている三泉地区につきましても、引き続き幹線管渠整備や面的整備を進めてまいります。

水道は、今や市民に欠くことにできない生活基盤であり、直接市民の健康や経済活動を支えているものであります。常に安全で安定した水道水の供給が求められており、このためにも将来にわたる水源の確保や耐久性の高い水道施設の整備を目指し、現在第4次拡張事業に取り組んでおります。本年度は、慈恩寺配水池の増設工事を実施するとともに、老朽管更新事業等による配水管網整備を行い、引き続き安全で良質な水道水の安定供給を確保し、水道の信頼性の向上に努めてまいります。

第5に、「新しい世紀を切り拓く人づくり」について申し上げます。

本市では教育目標を、「一つ、豊かな心を持ち、創造力に富むたくましい人間の形成」、「二つ、個性を尊重し、社会の形成に主体的に参画する人間の育成」、「三つ、郷土の自然や文化を愛し、国際社会を生きる教養ある人間の形成」と定め、家庭や地域、各関係機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習を積極的に支援しているところであります。

学校教育につきましては、本市は「感性豊かで自ら学びたくましく生きる児童生徒の育成」を目標として掲げ、豊かな心とみずから学び、みずから考える力、たくましい体を持つ児童生徒の育成を目指しております。そのために、感性教育を初めとした心の教育や、国際理解教育、教育相談機能や、特殊教育の充実、コンピューターなどを活用した情報教育や地域に開かれた学校づくりの推進などに重点的に取り組んでまいりました。さらに、学習指導要領のもと、教育活動全般を通したゆとりの中で、生きる力をはぐくむことを目指し、地域や家庭と連携した特色ある教育活動を積極的に展開するとともに、教職員の意識改革と資質向上を図られるよう、市教育研究所などでの研究・研修活動を推進してまいります。

また、保護者が希望すれば一定の条件のもとに学校選択ができる特認校制度の実施や、通学区域制度の弾力的運用の実施に当たっては、趣旨の徹底を図り、児童生徒のよりよい学習環境の整備に役立ててまいります。

学校施設につきましては、安全で快適な教育環境整備を推進し、「子供たちが楽しく通いたくなる学校」を目指して、安全でゆとりと潤いのある学校づくりに努めてまいります。

醍醐小学校事業につきましては、21世紀を担う子供たちと地域の生涯学習の核となる校舎と屋内運動場が昨年11月に落成いたしました。本年度は、プールについては6月末の完成とプール開きを目指すとともに、グラウンドについては9月末の完成を目指し、事業を進めてまいります。

さらに、児童生徒の安全対策として、昭和56年度以前の基準により建築された小中学校の耐震診断事業を引き続き進めてまいります。

社会の成熟化が進む中、明るく住みよい魅力あるまちづくりを推進するためには、生涯学習活動の推進により、郷土愛に満ちた創造力と行動力のある人材を育成することが肝要です。このため、生涯学習支援事業まちづくり出前講座事業をより一層推進するとともに、各年代に対応した生涯学習講座の開設や学習情報の提供などを行いながら、公民館分館活動の活性化とあわせて、市民一人一人の生涯を通じた自主的、自発的な学習活動の支援に努めてまいります。

昨年の「第18回国民文化祭・やまがた2003寒河江会場」では、稲作芸能の祭典と花と緑のフェスティバルを開催し、寒河江ならではの伝統ある郷土芸能や、花・緑、せせらぎによる美しいまちづくりが全国に発信されました。今後とも芸術文化団体等への活動発表会場の提供や、市内の合唱団、吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽祭の実施など、市民が創造し、参加する芸術文化活動を育成支援してまいります。

質の高いすぐれた芸術文化に触れることは、市民の生活を豊かにし、新たな文化を創造する力を生み出すものになります。名刹慈恩寺における野外演奏会や、美しい歌声の森山良子コンサートを実施するほか、子供の感性を豊かにする幼児演劇教室の公演など、すぐれた芸術文化鑑賞の機会を提供してまいります。

本市は、幾多の国指定重要文化財を有する本山慈恩寺を初め、数多くの文化財や歴史遺産に恵まれております。このような文化財を保存伝承するため、慈恩寺本堂の大規模な屋根修理事業など、国・県・市指定文化財の保護育成に努めてまいります。

市立図書館につきましては、生涯学習の拠点施設として市民のニーズに合った図書資料等の整備を計画的に進めてまいります。本年度は、図書資料の貸出枠の拡大を行うとともに、図書館の自主事業やボランティア団体によるお話しなどの

情報提供に努め、より一層市民に親しまれる、利用される図書館づくりを目指してまいります。

市民一人一人が生涯を通して健康で明るく生きがいや潤いのある生活を送る上で、スポーツの果たす役割はますます大きくなっており、スポーツに対する認識や欲求は、単に体を動かすという人間の本質的な欲求にとどまらず、精神的充足や豊かで活気に満ちた社会生活を営むための活動であり、個々のライフスタイルやレベルに応じて、自由に参加できる環境と情報の提供や、指導体制の確立が強く求められてきております。このため、生きがいや個性などを尊重するスポーツの創造を目指し、各スポーツ団体の育成や指導者の養成、ニュースポーツ出前教室の開催などのほか、市民が日常的にスポーツを行う場としての総合型地域スポーツクラブの育成・支援のための体制を確立し、現在の体育関係組織などの充実を図りながら豊かな生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

第6に、「参加・交流・創造による小さな世界都市の創造」について申し上げます。

昨年は、2003年日本におけるトルコ年記念事業を通じてトルコ共和国との親善関係や交流活動を、市民初め多くの方々に改めて御理解いただけたものと思っております。寛仁親王殿下による御講演や、トルコ国立イズミール交響楽団の演奏会は多くの入場者で大盛況となり、来寒していただいた駐日トルコ大使からは、トルコとの活発な交流活動に感謝の意をちょうだいいたしました。

また、大韓民国安東市の副市長一行の来寒や、姉妹都市締結15周年を記念したギレスン市親善訪問など、姉妹都市交流がより一層深められた1年であり、今後とも国際交流の推進を図ってまいりたいと思っております。

より多くの子供たちに外国人と触れ合う機会を提供するため、引き続き外国語指導助手を配置し語学教育や国際理解を深めるとともに、語学講習会への補助など国際化に対応した人材育成に努めてまいります。さらに、国際結婚や研修などにより外国人の数はますます年々増加する傾向にありますので、引き続き暮らしのガイドブックの発行や、外国人同士の親睦交流が深められる機会を提供してまいります。

昨年度も多くのボランティアの御協力をいただき、花咲かフェアを開催し、寒河江らしいぬくもりと感動を与えることができたものと思っております。このように、ボランティアの輪が年々広がりを見せ、観光、福祉などあらゆる分野での活動が活発化しているところでもあり、今後ともだれでもいつでも参加・活動できる環境づくりを推進してまいります。このため、本年度もボランティアフェスティバルを開催するとともに、月2回の情報誌の発行、ボランティア養成講座や交流会を開催し、育成と意識の高揚に努めてまいります。

情報化につきましては、平成15年度から始まった住民基本台帳ネットワークシステムと公的個人認証システムの安定稼働を目指しております。また、本年2月から始まった国と地方公共団体を通信回線で結ぶ総合行政ネットワークL G W A Nにつきましても、システムの安定稼働と高度利用を図り、地方行政の高度化、効率化に努めてまいります。

さらに、パソコン講習会を開催し市民の情報利活用能力の向上に努めるなど、市民サービスの充実に向けた取り組みを進めてまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策などについて広く市民に周知を図るため、「市報さがえ」を中心に、より一層の充実を努めてまいります。

また、近年の情報通信技術の普及に伴いインターネットによる情報提供が重要になっており、本市ホームページをさらに見やすく充実させるとともに、各種ダウンロードサービスの拡充を図ってまいります。

新聞社と提携し、編集、配信している「寒河江市ふるさとだより」は、電子メールにより毎週1回、本市の情報が手元に届き好評を得ております。登録者は、北海道から沖縄までの国内を初め本市ゆかりの海外在住者にも広がっているようで、その数は300人を超え反響も大きくなっているようです。今後さらに登録者がふえることが期待され、本市を大いにPRできるのではないかと考えております。

さらに、本年は市制施行50周年の節目の年に当たり、「市報さがえ」の縮刷版発行や特別番組「寒河江市の歩み」（仮称）の制作、放送などの事業を実施してまいります。

以上、平成16年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要について申し上げたところでありますが、厳しい行財政が続く中で、将来の寒河江市の発展と新たな飛躍を確たるものとするため全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員

各位と市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議案説明

佐竹敬一議長 日程第45、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、議第1号平成15年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、柴橋日田線整備事業費負担金及び知的障害者施設訓練等支援費並びに特別会計繰出金等を減額するほか、寒河江駅前公園公共施設管理者負担金などを計上するものです。

その結果、4,598万2,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ143億4,734万3,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、バス路線維持費補助金68万円を追加するほか、西村山広域行政事務組合事務費負担金54万2,000円、電子計算機システム賃借料1,451万1,000円を減額するのが主なものです。

第3款民生費については、児童手当225万円、生活保護費等666万2,000円を追加するほか、知的障害者施設訓練等支援費1,591万8,000円、養護老人ホーム入所措置費1,200万円、西村山広域行政事務組合分担金407万3,000円を減額するのが主なものです。

第4款衛生費については、合併処理浄化槽設置補助金137万7,000円、寒河江地区クリーンセンター分担金969万8,000円を減額するのが主なものです。

第6款農林水産業費については、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業工事請負費582万7,000円を減額するのが主なものです。

第8款土木費については、寒河江駅前公園公共施設管理者負担金1億1,400万円を計上するほか、柴橋日田線整備事業費負担金1,640万円を減額するのが主なものです。

第9款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金804万円を減額するものです。

第10款教育費については、全国大会等出場補助金17万4,000円を追加するほか、国民文化祭寒河江市実行委員会負担金549万4,000円を減額するのが主なものです。

第12款公債費については、市債の利子等を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、地方交付税1,817万8,000円、繰入金1億9,099万6,000円、市債8,420万円などを減額し、市税を1億4,845万9,000円、地方消費税交付金4,050万円、国庫支出金3,032万8,000円などを追加し、対応することとしました。

第2表地方債補正については、減税補てん債ほか5事業債の限度額を変更するものです。

第3表繰越明許費については、街なみ環境整備事業が年度内の完成が不可能なために、翌年度に繰り越すものです。次に、議第2号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。このたびの補正予算は、公共施設充当用地取得費及び市債元金償還金を追加するほか、建物等地区内移転補償費などを減額するものです。

その結果、1億8,062万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ14億658万3,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

市街地整備費については、地区内除雪業務委託料217万1,000円、電線類地中化工事請負費等320万円、建物等地区内移転補償費4,700万円を減額し、公共施設充当用地取得費に1億700万円を追加するものです。

公債費については、市債利子794万3,000円を減額し、公共用地先行所得債の繰り上げ償還に伴う市債元金償還金1億3,394万円を追加するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、県道路整備負担金6,793万8,000円、都市公園整備公共施設管理者負担金

1億 1,400万円、電線類地中化負担金92万 5,000円を追加し、新橋橋梁工事負担金 3万 7,000円、新橋添架負担金40万円、市債 180万円を減額し対応することとしました。

第 2 表地方債補正につきましては、市街地整備事業債の限度額を変更するものです。

第 3 表繰越明許費については、建物移転及び電線類地中化工事等が年度内に完成が不可能なため、翌年度に繰り越するものです。

次に、議第 3 号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道高資本費対策借換債の許可額の減及び市債借入利率の低下に伴い公債費の減額を行うほか、歳入歳出予算を精査調整するものです。

その結果、3,140万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億 5,690万円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、浄化センター管理費 340万円、公債費 2,800万円を減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、下水道使用料 600万円、繰入金 1,000万円、市債 1,540万円をそれぞれ減額し、対応することとしました。

第 2 表の地方債補正については、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものです。

次に、議第 4 号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費として 1,800万円を追加するものです。

この歳出予算に対する歳入については、繰越金 4,499万 9,000円を減額し、国庫支出金 846万円、基金繰入金 5,453万 9,000円を追加し、対応することといたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ32億 6,228万 7,000円とするものです。

次に、議第 5 号平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰入金 165万円を減額するものです。

この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金82万 5,000円、繰入金82万 5,000円をそれぞれ減額し、対応することとしました。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ19億 8,688万 9,000円とするものです。

次に、議第 6 号平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議等の開催回数に伴い、委員報酬91万 5,000円、委託料等 118万 5,000円をそれぞれ減額するものです。

これらの歳出予算に対する歳入については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金 296万 3,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金 165万円をそれぞれ減額し、繰越金 251万 3,000円を追加し、対応することとしました。

その結果、210万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,560万円とするものです。

次に、議第 7 号平成16年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

今日の日本経済は、企業の生産活動や雇用情勢に緩やかな持ち直しなど改善の動きが見られるものの、個人消費や所得の増加は依然として見込めず、デフレ傾向も続くなど、厳しい状況にあります。このため、国の平成16年度予算は、これまでの改革断行予算という基本路線を継続しながら、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成15年度の水準以下に抑制したものとし、歳出構造改革を維持するとの基本的な考えのもと、活力ある社会、経済の実現に向け、重点的かつ効率的な予算配分を行うこととしたところであります。

また、平成16年度地方財政計画では、地方交付税の削減及び臨時財政対策債の大幅な抑制、国庫補助負担金の廃止、縮減、定員の計画的削減による給与関係経費や地方単独事業の抑制、民間委託の推進など徹底した見直しにより、地方財政計画の規模を抑制するとしています。

平成16年度の本市の一般会計予算は、国の三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助金の大幅な削減など厳しい歳入状況のもとで、中長期の財政状況を念頭に財政の健全化を確保しつつ、限られた財源の重点配分と経費の徹底した節減、市債や財政調整基金の効率的活用を図りながら、活力ある地域社会の構築に努めることを基本に編成しました。



このような中で本年度は、昨年度も多くの来場者でにぎわった「花咲かフェアINさがえ」の開催や、整備期間の最終年度となる醍醐小学校改築事業、たかまつ保育所増築事業などの重要プロジェクトを初め、少子高齢社会に向けた諸施策の実施、農業生産基盤の整備、商工業の振興対策、市民生活に密着した社会資本の整備など、真に本市が将来の発展に向けて必要とする事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成16年度一般会計の予算規模は134億3,000万円で、平成15年度と比較して3.5%の減となりました。この減額の要因は、地方交付税や臨時財政対策債の大幅な減額に伴う歳入の減とあわせ、醍醐小学校改築事業がピークを過ぎたことや、徹底した事務事業の見直しをした結果であります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、15年度当初予算対比であります。

歳入予算の第1款市税につきましては、一部企業の業績改善により法人分は増収が見込まれますが、個人分は依然として所得の増加が見込めないことから3.1%の減、固定資産税は、新築住宅の増などから3.1%の増となり、市税全体で0.8%増の47億4,448万円を計上いたしました。

第2款地方譲与税については、本年度から税源移譲の一環として所得譲与税が新設されたことにより、52.2%の伸びの2億4,500万円を計上いたしました。

第3款利子割交付金については、平成15年度の実績などを踏まえ48.1%増の4,000万円を計上いたしました。

第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金については、制度改正による新設であります。

第6款地方消費税交付金については、平成15年度の交付状況や若干の景気の持ち直し傾向を考慮し、9.4%増の4億3,700万円を計上いたしました。

第7款自動車取得税交付金については、平成15年度の実績等を踏まえ14%減の7,300万円を計上いたしました。

第9款地方交付税については、昨年に引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえる措置が講じられたことに加え、地方財政計画では総額で前年度比6.5%の大幅な減と厳しい状況になっております。本市においては6.6%減の36億5,000万円を計上いたしました。

第13款国庫支出金については、三位一体改革による保育所運営費負担金や介護保険事務費交付金などが一般財源化されたことなどから、7.3%減の8億8,495万9,000円を計上いたしました。

第14款県支出金については、児童福祉施設等整備事業負担金や特別保育推進事業費補助金が増加したことから、9.9%増の5億8,654万5,000円を計上いたしました。

第17款繰入金については、地方交付税や臨時財政対策債の減額分の補てんのため、97.1%増の5億8,516万2,000円を計上いたしました。その主なものは、財政調整基金から5億円、減債基金から2,000万円、地域福祉基金から5,000万円などです。

第19款諸収入については、平成15年度の産業立地促進資金の貸付額が伸びたため、元利償還金の増により15.5%増の5億3,155万2,000円を計上いたしました。

第20款市債については、将来にわたる公債費負担の軽減を考慮するとともに、投資的事業の重点化により、発行額を極力抑制する方針で計上いたしました。その内容は、投資的事業充当分が3億3,630万円、臨時財政対策債が6億4,800万円、減税補てん債5,500万円です。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出の抑制に努めるとともに、退職職員の不補充や特別職給料と管理職手当のさらなる削減を行うほか、市単独補助金、負担金についても大幅に見直しとともに、物件費についても削減を徹底するなど、経常経費を厳しく抑制しました。

性質別に申し上げますと、人件費については2.3%減の31億1,544万6,000円を計上いたしました。

物件費については、徹底した内容の見直しにより4.5%減の16億9,078万5,000円を計上いたしました。

維持補修費については、前年度まで補正予算で対応してございました除雪経費を当初に計上したことから、10.2%増の2

億 845万 8,000円を計上いたしました。

扶助費については、児童手当の増額などに伴い、8.3%増の11億 380万 9,000円を計上いたしました。

補助費等につきましては、新たな視点に立った内容の見直しにより2.7%減の17億 7,216万 1,000円を計上いたしました。投資的事業については、実施計画に基づく事業の徹底した選択と精査のもと、将来の発展につながる重点事業に取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、民生費ではたかまつ保育所増築事業として7,422万 5,000円を計上したほか、浄化槽設置補助事業に623万 1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に1,212万円、園芸農業拡大推進事業に6,975万 1,000円を計上いたしました。

商工費では、駅前駐車場整備事業として3,628万 6,000円を計上しております。

土木費では、市道浦小路高屋線道路改良事業に6,000万円、その他道路改良事業に8,000万円、最上川寒河江緑地整備事業に5,000万円、街路事業に9,400万円、街なみ環境整備事業に3,039万円、さらに側溝、舗装、用悪水路整備事業に6,000万円を計上いたしました。

教育費では、醍醐小学校改築事業に1億 8,664万 6,000円、小中学校整備事業に1,687万 4,000円、公民館整備事業に1,290万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は10億 1,554万 1,000円で、34.7%の減となったものであります。

繰出金の主なものとして、駅前中心市街地整備事業特別会計に3億 8,618万 8,000円、公共下水道事業特別会計に8億 8,591万 9,000円、国民健康保険特別会計に2億 1,990万 7,000円、老人保健特別会計に2億 5,961万 2,000円、介護保険特別会計に3億 3,622万 4,000円を計上いたしました。

第2表は、寒河江市土地開発公社に対する債務保証を初め4件の債務負担行為を設定するものです。

第3表は、減税補てん債など10億 3,930万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、短期融資を受ける一時借り入れの最高額を17億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第8号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申しあげます。

駅前中心市街地整備事業は、21世紀の発展の象徴として、また寒河江市の顔として、品格と個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成を図るため、各種事業を推進しております。

平成16年度につきましては、都市計画道路の整備工事及び電線類地中化工事を完了し、みどり公園、せせらぎ公園の整備工事を行い、さらに換地処分や区画整理登記、清算金徴収・交付などを行い、事業成功を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成16年度歳入歳出予算総額はそれぞれ8億 2,620万 5,000円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申しあげます。

歳出予算の主な内容は、市街地整備費についてはみどり公園、せせらぎ公園整備事業費などに2億 100万円、公共施設充当地取得費並びに物件移転等補償費及び清算交付金に2億 2,470万円、出来形確認測量、区画整理登記業務委託料などに7,206万 6,000円のほか、事務費など6,812万 4,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、市債の元金償還金及び利子等に2億 5,981万 5,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、国庫支出金8,600万円、県支出金として沼川広域基幹河川改修公共施設管理者負担金2,700万円、一般会計繰入金3億 8,618万 8,000円、県道路整備負担金1億 2,751万 6,000円、都市公園整備公共施設管理者負担金2,100万円、寒河江駅前土地区画整理事業清算徴収金1億 920万円、電線類地中化負担金及び新橋添架負担金160万円、市債6,770万円を計上いたしました。

第2表は、地方債の限度額などを定めるものであります。また、一時借入金の限度額については12億円と定めるものであります。

次に、議第9号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るために、計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ27億 7,111万 7,000円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億 2,621万 5,000円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業として4億 1,620万円、単独事業は3億 8,130万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には補助事業として3億 1,890万円、単独事業は1億 1,490万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料などに1億 8,425万 7,000円を、浄化センター建設費には補助事業として700万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に11億 9,762万 3,000円を計上し、また予備費には300万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、受益者分担金及び負担金に7,410万円、使用料及び手数料に4億 2,752万 4,000円、国庫支出金に3億 8,516万 7,000円、一般会計繰入金に8億 8,591万 9,000円、また、市債については公共下水道事業債等に9億 7,840万円を計上いたしました。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものです。また、一時借入金の限度額については8億円と定めるものであります。

次に、議第10号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ974万 2,000円であり、前年度当初予算に対して90万 5,000円の増となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算は、水道施設の維持管理費等に要する一般管理費335万 7,000円、公債費635万 5,000円などを計上いたしました。これに対する歳入予算は、水道使用料471万 5,000円、一般会計繰入金502万 5,000円などが主なものであります。

次に、議第11号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度に再構築するために、平成14年度に医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針を策定し、今後はこの基本方針に基づき具体的な改革の内容を検討することとなっております。

本市における被保険者は、老人保健制度の改正を受け老人保健対象の被保険者数が減少しているものの、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により若年層が増加しており、全体として引き続き増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、保険税の減収や医療給付費などの増加により、その財源として活用してきた給付基金の保有額が条例で定める額を大きく下回り、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で、国民健康保険税については、保険給付費などの費用に見合う所要額を確保するため、税率改正を見込み予算計上いたしております。今後とも国民健康保険の安定的な運営を図っていくため、保健事業の推進、国民健康保険の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成16年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ33億 8,864万 4,000円で、前年度当初予算と比較して1億 6,264万 4,000円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、保険給付費22億 1,561万 8,000円、老人保健拠出金7億 5,259万 4,000円、介護納付金2億 527万 4,000円、高額医療費共同事業拠出金 5,529万 3,000円であります。

これに対する歳入予算は、国民健康保険税のうち医療給付分が12億 984万 8,000円、介護納付金分が 9,528万 4,000円、国庫支出金11億 109万 3,000円、療養給付費交付金 6億 3,990万 2,000円、繰入金は一般会計繰入金 2億 1,990万 7,000円を計上いたしました。

次に、議第12号平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成16年度老人保健特別会計予算は、歳入歳出それぞれ38億 8,174万 9,000円で、前年度当初予算と比較して2億 975万 1,000円、5.1%の減少となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費が38億 7,033万 3,000円で99.7%を占めており、総務費については1,091万 3,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、支払基金交付金23億 7,396万 5,000円、国庫支出金9億 9,849万 3,000円、県支出金に2億 4,937万 3,000円、一般会計繰入金 2億 5,961万 2,000円などを計上いたしました。

次に、議第13号平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は、制度施行後4年が経過し、市民の中に着実に普及、定着しており、福祉サービスの充実、向上に大きな役割を担っております。

平成16年度の介護保険特別会計予算は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億 2,064万 6,000円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に 5,304万 8,000円、要介護等認定費に 2,469万 9,000円、介護サービス等諸費に19億 8,614万円、支援サービス等諸費に 3,966万円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、介護保険料に3億 4,789万円、国庫負担金に4億 739万 5,000円、国庫補助金に1億 2,262万 6,000円、支払基金交付金に6億 5,183万 2,000円、県負担金に2億 5,462万 2,000円、一般会計繰入金に3億 3,622万 4,000円を計上いたしました。

次に、議第14号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための機関として、本市及び西村山地域4町共同で設置したものであり、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図る上で、極めて重要な役割を担うものです。

平成16年度は、延べ 202回の審査判定会議を見込み、円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,724万円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 1,755万 9,000円、介護保険専門員報酬に 371万 8,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,745万 9,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金に 977万 9,000円を計上いたしました。

次に、議第15号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成16年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ80万 5,000円とするものであり、前年度当初予算と比較して34万円の減となっております。

歳出予算は、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものでありますが、特に高松財産区におきましては、高松地区に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰入金12万 6,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各財産区について申し上げますと、高松財産区が41万 6,000円で、土地貸付収入5万 2,000

円、繰越金14万 6,000円、生活環境保全林事業負担金21万円などが主な内容であります。また、醍醐財産区は18万 3,000円、三泉財産区は20万 6,000円の歳入予算であり、主なものは財政調整基金繰入金、繰越金、寄附金などであります。

次に、議第16号平成16年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核をなす病院として多様化する医療ニーズにこたえ、また良質かつ高度な医療を提供するため、医療機器や医療システムの整備を推進するとともに医療相談、健康講座、糖尿病教室の充実を図り、市民に親しまれる病院づくりを目指してまいりました。今後におきましても、施設・機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の整備を進め医療供給水準の一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成16年度の市立病院事業会計予算は、医療機器の更新を計画的に行うなど、地域の医療ニーズに的確にこたえるべく編成したところであります。また経営面でも、効率的事業運営による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数 160床で、年間患者数を入院患者 4万 6,720人、外来患者 9万 5,305人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に 3,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額は27億 6,088万 6,000円で、このうち医業収益は25億 3,040万 8,000円、医業外収益は 2億 3,037万 8,000円、特別利益10万円を計上いたしました。

支出総額は27億 6,088万 6,000円で、このうち医業費用は27億 138万 5,000円、医業外費用は 5,790万 1,000円、特別損失60万円、予備費 100万円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額が 2,762万 6,000円で、このうち企業債は 2,500万円、他会計負担金 262万 5,000円、固定資産売却代金 1,000円であります。

支出総額は 1億 9,580万円で、このうち建設改良費は 3,000万円、企業債償還金 1億 6,580万円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億 6,817万 4,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を 2億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を 2億 2,000万円と定めるものであり、第10条は、たな卸資産の購入限度額を 9億 3,800万円と定めるものであります。

議第17号平成16年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、現実、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であり、常に安全で安定した水道水の供給が求められております。

平成16年度の水道事業会計予算は、このような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の一層の促進並びに効率的な事業運営による健全経営を重点目標として編成したものであります。

このためにも、将来にわたる水源を確保しつつ、配水池の増設や電気計装設備の更新や配水管網の整備拡充など、第4次拡張事業の推進を図ってまいります。また、下水道工事など他事業との関連工事に対しても、配水管布設替工事などについて積極的に取り組んでまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数 1万 2,054戸、年間配水量 674万 9,000立方メートル、1日平均配水量 1万 8,490立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額12億 2,745万 7,000円、支出総額10億 9,541万 3,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額2億3,447万2,000円、支出総額8億7,178万8,000円とするものであり、支出の主なものとしては、慈恩寺配水池増設工事、送水管布設替工事、配水管布設及び布設替工事などの建設改良費7億3,341万8,000円、企業債償還金1億3,737万円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し6億3,731万6,000円の不足となりますが、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第5条は、配水池増設工事のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器などのたな卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第18号寒河江市住居表示審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市住居表示審議会の組織等について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

住居表示審議会委員の報酬の改定並びに老人福祉相談員及び勤労青少年ホーム指導員等の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

教育公務員特例法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

財政の健全化を図るため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当について、引き続き減額しようとするものであります。

次に、議第22号地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、関係条例の整理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第23号佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正について及び議第24号寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

運用益金の減少により、基金としての活用が低下していることから、より一層の有効活用を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

証券取引法及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

保育需要の増大にこたえるため、寒河江市立たかまつ保育所の入所定員を増員しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止について御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、他の母子及び児童福祉施策を充実するため廃止しようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止について御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、他の在宅介護負担軽減対策を充実するため廃止しようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴い、他の心身障害児者福祉施策を充実するため廃止しようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市勤労青少年ホームの管理運営の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市寒河江駅前交流センターの整備に伴い、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。  
通勤通学等のために自転車等を利用する者の利便を図るため、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場を設置しようとするものであります。

次に、議第33号大江町道路線の認定に関する承諾について御説明申し上げます。

大江町が認定しようとする町道路線の一部が本市の行政区域に含まれるため、大江町から承諾を求められたので、道路法第8条第4項の規定により承諾しようとするものであります。

以上、33議案を御提案申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時00分

## 発言の訂正

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。 佐藤市長。

佐藤誠六市長 午前中の議案説明に当たって、読み違いがありましたのでおわびして訂正いたします。

議第7号平成16年度寒河江市一般会計予算の説明の中で、第3款利子割交付金について「18.1%の増」と申しあげましたが、「48.1%の増」と訂正いたします。

扶助費の説明の中で「11億 380万 8,000円」と申しましたが、「11億 380万 9,000円」と訂正いたします。

それから、扶助費等の説明の中で「17億 7,216万 4,000円」と申しあげましたが、「17億 7,216万 1,000円」に訂正いたします。

それから、議第12号平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算の歳入予算の説明の中で、国庫支出金「9億 9,840万 3,000円」と申しあげましたが、「9億 9,849万 3,000円」と訂正申しあげます。

以上です。

佐竹敬一議長 私の方からも、申しおくれましたけれども、安孫子市美夫議員より帽子着用の申し出がありましたので、議長において許可しております。申し添えます。



質 疑

佐竹敬一議長 日程第46、これより質疑に入ります。

議第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。18番内藤 明議員。

内藤 明議員 市政運営の中にもありましたが、ことしも「花咲かフェアINさがえ」が行われるというふうなことがありましたが、昨年度のいわゆる市民を含めた来場者数というのは幾らなのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、今年度はどの程度を目標にして入場者数を見込まれているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

昨年度の入場者数ですが、市内外から15万 1,982名の来場者がいらっシャっております。

平成16年度における目標入場者数については、現段階ではまだ決定しておりません。4月6日に行う花咲かフェアINさがえ実行委員会の中で御説明申し上げたいというふうに思って考えているところでございます。それまで資料の関係を整備したいというふうに思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 そうしますと、市政運営の要旨の5ページにあります「花咲かフェアINさがえ」には15万 2,000人の来寒者というふうにあります。これは市民を含めたということではないんですか。市民も来寒者になるわけではないんですか。

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

今の質問に関しては、市民の方も含めての数字でございます。

以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。17番川越孝男議員。

川越孝男議員 一つお尋ねしたいんですが、施政方針の中で、市長、合併の問題について特例期限内の合併を目指して努力をしていくというふうなことがあるわけでありましてけれども、合併の法定協議会の.....、そうしますと、16年度中に、今回提案されている年度の中で法定協議会の設置というふうなことになっていくわけでありましてけれども、設置の時期、構成などはどのように考えているのか。それから、この当初予算にそれらにかかわる予算措置がされているのかどうなの

か。今後どのように考えているのかも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 西川・朝日両町とも住民座談会というふうなことがほとんど終わったようでございまして、次は、町民にアンケート用紙を交付して、そしてそれに書いてもらってそれを回収すると、こういう作業があるわけでございまして、それらを見まして、それらの作業が3月下旬ころまでに終わると聞いておりまして、それらが終わってから、それぞれの市町において合併に前向きにさらに進むかどうかという御判断をされるんだらうと、こう思っておりますので、それを見ないと、そして法定協議会に移行するというようなことにはっきりしないと、寒河江市もいかんともしがたいと、こういう状況の中にあるわけでございまして、施政方針冒頭におきまして、合併というようなものを特例法の期限内ということで1市2町とも始めた事業なわけでございますけれども、そういう両町の作業がこれから残っておりますので、法定協議会あるいはその後の経費等につきましては、16年度予算等々には全然計上していないところでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 もう現実問題として、特例期間内の合併を目指す、そういうふうに努力をしていきたいというふうに施政方針ではなっています。しかし、相手があることだからその状況を見てというふうなことでありますけれども、進んでいった場合、16年度中に法定協議会を立ち上げざるを得ないのではないかとというふうに私は思います。したがって今現在は、このきょう提案された予算の中には、合併の關係のやつは、法定協議会のやつは全然含まれていないということでありますけれども、進んでいった場合にはそうしますと補正予算なりで対応するということなのかどうか、この辺をお聞かせをいただきたいということ。

それと、先ほどの市長の言葉からすれば、法定協議会に入ることが決まってから予算措置というような感じで受けとめたわけでありまして、そういうことも、法定協議会をつくれればそれに伴う経費というのが必要だというふうに思うんですが、法定協議会に移行することの認知をする、議会に諮ることと同時に補正予算も出るということなのか。そして、そのタイムリミットのにはいつころというふうに判断されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 そういう事態になったときに、寒河江市のみならず両町とも関係してくるわけでございますから、どのような手続なり、あるいはいつやるか、あるいはお互い予算をどうするかというふうなことは、その段階になって初めて対応してまいりたいと、このように思います。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 3問になるとあとのやつは聞けなくなるから、ここで尋ねをします。

一つは、第3表の關係であります。地方債12件で限度額10億 3,930万円、提案されているわけでありまして、これの内訳といいますが、政府系資金と縁故債の關係はどのようになるのか。全く自由裁量で、市が融資者、金を貸してくれる側との交渉だけでできるのか、この辺のことが一つです。

それから、もし国・県の方から一定の枠がはまるのかどうかお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、実際、政府系資金はどれぐらいの金利になっているのか、縁故債と。何かこの前のやつ、昨年5月の状況をお聞きしますと、政府系資金は1.5%ぐらいの金利と。縁故債の方は0.795%ぐらいというふうにお聞きをされているんですが、そうしますと縁故債と1対2ですね、金利。これ、その総額だけ借りることを認められていて、より安く資金を運用していくというようなことからすれば、今の状況からすれば縁故債の方が有利と。もちろん寒河江市では今見積もり合わせをやっているというふうに思いますし、その方が極めて有利なのではないかなというふうに思いますので、その辺の關係はどうなるのかもあわせてお聞きをしたい。

それから縁故債の借入れについて、県からの従来あったようなガイドライン的な指導がなされているのかどうか。この点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。それから、一般会計の第4条の中で一時借入金として最高17億円というふうになっておりますけれども、この根拠は、17億円を提案している根拠についてお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、一昨年は、もちろん15年度のやつはまだこれからだというふうに思いますので、14年度は

実質どれぐらいの借入高になったのかお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

政府資金と縁故債の関係ですけれども、起債につきましては、許可申請しますと4カ月から5カ月ぐらい後に許可されます。その際に、許可額とともに資金の種類についても示されるわけですので、こちらで何々というわけにはいかないわけです。

それから、ガイドラインにつきましては、今は示されておりません。

それから、あと答えが漏れたかどうかわかりませんが、第4条の一時借入金でございますが、これについては当該年度の予算額あるいは事業量、それから資金繰り、そういったものを見まして見込んでおる額でございます。

平成14年度の最高額でございますが、10億5,000万円程度でございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 市政運営の要旨の19ページなんですけれども、ここに、本年度に民間事業者による痴呆性老人のグループホームの開所が見込まれるということがありますけれども、これはどこのか教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、23ページですけれども、この中に昭和56年以前の基準で建築された小中学校の耐震診断を行ったというふうにありますけれども、これはどこどこを診断されたのか、そしてその結果はどうだったのか。さらに、16年度ではどういうところをやっていく計画なのかをお知らせいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 痴呆性老人のグループホームの関係につきましては、場所的には寒河江市立病院の北側周辺の一部を予定している方が、事前に私どもの方にそういったことでの建設計画を立てているというふうなことについてお聞きをいたしております。

以上です。

佐竹敬一議長 管理課長。

芳賀友幸管理課長 耐震診断についてお答え申し上げます。

昭和56年度以前の基準により建築された小中学校は、本市の場合7校ございます。7校のうち、15年9月の定例会の補正で小中1校ずつ、小学校は中部小学校、中学校は陵西、この分の耐震化の優先度調査の委託料の議決をいただきました。そして、16年度はその残りの5校分についてやりたいということでございます。

結果については、15年度と16年度すべて終了した時点で、どこを最初に耐震診断を実行していくか、この判断をしまいいりたいと考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 予算説明書によりますと、下段の方に税率改正を見込んで予算計上をしているというふうな説明があります。税率改定があるたびに思うんですけれども、改定税率を提示しないまま予算だけ3月を通して、そして6月に税率

については議決をするというふうな手続がこれまでもとられております。果たしてこういうふうなやり方が妥当なのかどうかということが一つ、当初に当たってより詳細な計画を議会に提示すべきではないかと思うんですけれども、今わかっていけば議会に提出をしていただきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

国保税の関係についてになるかと思いますが、基本的には先ほど市長が申しあげましたとおり、現状におけるいわゆる医療給付というふうなものから照らしての、それに向ける財源が非常に厳しい状況にあるということでありまして、終局的に申しあげますならば、所得が確定した段階、いわゆる5月の段階を待って案分率等の改正をします。数字的にはそういった時期でなければ計算のしようがないというふうになるわけでございますので、総括的には、財源不足の内容について、平成16年度の予算編成に当たってはそれに足る税を見込みながら編成をさせていただいたというようなことでございます。現段階では資料は準備されておりません。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 ちょっとおかしいですね。国民健康保険の運営協議会では、既に恐らく試算されたデータを提示しているはずですが。当然そこでの議決を経て議会には出されてくるんだと思いますけれども、少なくともそういうもののデータぐらいは議会に提示してもいいのではないかというふうに思います。

それから、予算を組むときの基本的な考え方ですけれども、国保のような歳出の方から追って行って歳入総額を出すというふうな予算の場合はなかなか難しいところがあると思いますけれども、6月の補正でも歳入歳出の見直しは可能ではないかというふうに思うんですね。そういう意味で、税率が、あるいは案分率が決まらないのに額だけ先行して議決になるというのは、やはり予算編成上無理があるのではないかというふうに思います。

それで、その二つの点について再度考え方をお聞かせいただきたい。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 国民健康保険に係るいわゆる運協は、2月18日に開催をして、方向についてはそういった状況にあるので税率の改正をしなければならぬというふうなことについての総括的な資料というものにつきましては同運協の方に提出をしておりますが、先ほど申しあげましたとおり、いわゆる補正も可能ではないかというふうなお話でございますが、それらについては先ほど申しあげましたとおりであります。5月の額が、いわゆる賦課資料が確定された段階で数値的な案分率、いわゆる4項目に対する案分率をどうやるべきなのかというふうに考えております。

そうした中で、平成14年にいわゆる軽減の対応というふうなことで、6割・4割の軽減に対して7割・5割・2割というふうなことの軽減措置を踏まえながら、財政基盤安定確立のための補助を受けながら、対象者の実態を踏まえ最終的にどういった案分率にするのかというふうなことで考えておまして、現段階では6月議会に合わせたそれらの資料を準備するというふうに考えておりますので、御了承お願い申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 税務課長。

宇野健雄税務課長 若干補足させていただきます。

議員おっしゃいますように、3月の予算編成の段階で必要とする予算総額とともに案分率についても提示して議決をいただくというふうなスタイルが以前にもございました。ただ、そうした場合につきましては、先ほど来お話がありますように、所得とか資産とかそういったものについて見込みですので、実際算出しますと予算額と乖離が生じてしまいます。その乖離というものは被保険者の利益にならないというふうなことで、国などの指導もございまして、3月は予算だけにして、後でいわゆる基本的な数字が固まってから案分率を改定して、さらに年度当初にさかのぼって課税するというのが今のやり方でございます。そんなことで、本市におきましてもそういったやり方で計上しているものでございます。よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員　そういうことは百も承知で質問しているわけですがけれども、結局国保の運協で、私も運協の委員になったことがありますけれども、基本的なモデルケースを幾つか出しているわけですよね、既に。そういう一応討議資料として議会にそういうものも含めて出すべきではないかと。

それから、国保運協では参考資料としてやっているのではなくて、あれは議決要件ですよね、運協では。運協で議決しておいて議会には出せないというのではおかしいと思います。そういう点でぜひ……、この税というのはいわば市民生活を直撃するものですから、先ほど被保険者の利益にならないと言いましたけれども、そういう、いわば額だけ決めて税は後でというようなやり方の方が利益にならないのではないかなというふうに思います。どういふふうなおおよその姿になるのか、そのぐらいの見通しだけは提示しながら進めていくと。場合によったら予算額は一定の仮定の予算額に設定して、税が確定した段階で6月に本予算を組むということだってあるのではないかなというふうに思います。そういう意味で質問しているわけで、前向きな議論を引き出すための資料の提示、これはぜひやっていただきたい。議長にもそのことを申し添えておきたいと思います。

佐竹敬一議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員　これも住居表示の審議委員のメンバーに議員を追加したりするというのが変更の中身なのかなというふうな気がしますけれども、何か大きな住居表示の変更計画があるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

佐竹敬一議長　企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長　今回の住居表示の審議会条例の一部改正でありますけれども、本市では昭和40年に住居表示審議会を制定して実際にやったのは昭和41年です。本町、中央地区の住居表示。それ以来ずっとやっていなかったんです。

そういうことで、今回駅前の区画整理事業が完了することに伴って、その区域に住居表示をするということで、その審議会条例がそぐわないと、今回審議会を行うに当たって。そういうことで、そぐわない点について改正をすると。審議会の委員そのものは従来と同じ15名ということで、議会の議員それから関係機関の職員、学識経験者で構成をしていると。主に今回の改正は報酬関係が改正になっております。そういうことで改正を行うということでございます。

佐竹敬一議長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第47、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第1号及び議第7号から議第17号までの12案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号及び議第7号から議第17号までの12案件については、議長を除く20名を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第48、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第18号、議第19号、議第21号、議第22号 議第25号、請願第2号、請願第4号、請願第7号
文教厚生委員会	議第4号、議第5号、議第6号、議第20号 議第23号、議第24号、議第26号、議第27号 議第28号、議第29号、議第30号、議第32号 請願第3号、請願第6号
建設経済委員会	議第2号、議第3号、議第31号、議第33号、請願第5号
予算特別委員会	議第1号、議第7号、議第8号、議第9号 議第10号、議第11号、議第12号、議第13号 議第14号、議第15号、議第16号、議第17号



散 会 午後1時33分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

## 平成16年3月4日(木曜日)第1回定例会

## 出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	柴崎裕一	事務局長補佐

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成16年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成16年3月4日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成16年3月4日(木)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	合併実現への方策について	バランスシート(貸借対照表)活用について PFI方式による (イ)高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について (ロ)環境宣言都市、木質系バイオマス発電について	13番 伊藤 忠 男	市 長
2	学校教育について	教職員の駐車場の考え方について 中学生の弁当と食事の実態調査について	15番 松 田 伸 一	教育委員長
3	医療行政について	市立病院の医師の確保について 任意合併協議会における自治体病院の考え方について 病院整備計画の今後について	16番 佐藤 暘 子	市 長
4	保育行政について	補助負担金カットの中で、現在の保育行政をどう維持・発展させていくのか		市 長
5	農業振興について	日本一さくらんぼの里さがえを不動のものにするためのさくらんぼ輸出について Uターン者への雨よけ施設の支援について	12番 高橋 勝 文	市 長
6	国民健康保険について	国民健康保険税の基本的な考え方について 財団法人山形県成人病検査センターとの連携強化について		市 長

再　　　　　　開　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、13番 伊藤忠男議員。

〔13番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、合併に賛同する緑政会員の一人として、また合併問題で心配し、いろいろと質問、相談に来られた多くの市民を代表して、通告番号1番、合併実現への方策として

バランスシート（貸借対照表）活用について、PFI方式による（イ）高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について、（ロ）環境宣言都市、木質系バイオマス発電について御質問、御提言を申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。

昨年2月より始まり、任意合併協議会、8回にわたる長期間の御苦労に対し、会長、委員そしてスタッフの皆様から感謝と敬意を表するものであります。

合併について相談に見えられた皆様の意見を端的に要約しますと、一つ、合併だよりにて問題点、必要性、何となくわかったような気がする。二つ目、新しい市は一体どんな市で、どんな特徴ある市になるのかぴんときない。三つ目、今は市民だが、もとは朝日だ、西川だと、生まれた故郷の仲間より年とっているし、過疎化が進むのではないかと相談されている。何かいい方法はないものだろうか。四つ目、財政的にどうなんだ。苦しいとは聞いているが、おれたちは我慢できるが、おれたちの子供、孫たちの時代はどうなんだなどなどの質問、相談であります。

私個人の合併に対する基本的理解は、民間会社に例えれば、売上高不振、経常利益赤字、正常な経営に戻すにはどうするかであり、経費節減、人員削減、賃金カット、いわゆるリストラであります。業種にもよりますが、3年前より実行し、3段階終了し、今なお生き残れるか否かの実態であります。民間では即実行しないと倒産であります。

しかし、県、自治体はそうはできない。10年間面倒を見てあげるから、10年の間に団塊の世代も入っているし、プライマリーバランスの確立を図りなさい。言いかえれば、民間企業と同じように、独立できる体制確立を図りなさい。ただし面倒見るのは合併する自治体だけです、しないところは自分でやりなさいということであると理解しております。

それでは、民間会社の決算書のように、どこが悪くて、どうなっているのか今の官庁会計といわれる現金主義、予算書・決算書では原因を把握できない。きょうあるを見通して、国策だから当然であります、現総務省は1999年より2カ年にわたりバランスシート、行政コスト計算書をつくりなさい、そして一昨年よりキャッシュフロー計算書を作成しており、6割の自治体で作成しているとのことあります。

現金主義の予算・決算は、財政民主主義の根幹となる手続を正確かつ有効に遂行するためには適切かつ不可欠な手法であるが、税金で賄われている以上、使用した金は一体どうなっているのか。いわゆる地方自治体の資産形成状況と財源を示し、社会資本形成の世代間負担比率はどうなっているのか。有形固定資産の行政目的別割合はどうなっているのか。経年比較、住民1人当たりのストック状況はどうか。そしてこれらの行政目的における住民サービスのためのコストはどうか。分野別住民1人当たりの額として算出し、これらを比較することにより、コストの配分状況が一目瞭然となるばかりか、全体あるいは目的別、部門別コストを出すことにより、性質別の内容を明らかにすることによりコストダウンを図るとするものであります。

これらは国、県、地方自治体も極めて厳しい財政の中で、限られた財源を有効に活用し、最大の効果を上げるべく成果とコストを把握するための、そして指導するためと言われております。私は、合併を進めるため一つの政策だと理解しております。今回の合併問題や三位一体の改革論は、一面では地方時代の到来を示しているが、他方では地方間の厳しい生き残りをかけた競争時代の到来だと理解しております。

今回の三位一体改革の中で、補助金、交付金の削減を見て、早くも金融機関は29自治体が発行する市場公募地方債10年債で100円につき48銭だったのが、東京都と横浜市だけが38銭となり、格差をつけるだけでなく、2006年より地方債発行が国の許可制より事前協議制に変更になりますが、そのときの開示条件が財政力指数だと言われております。また、日本格付研究所は、地方交付税の削減で財政悪化するとして、28都道府県政令都市のうち14自治体の地方債の格下



げを発表しております。

これらの一連の動きは、物議を醸した小泉総理の発言とそのねらいを明かしたことであります。地方への補助金交付税税源移譲を4年かけて三位一体でやり、来年度には芽を出す、来年度というのはことしという意味です。補助金、交付税の削減というむちとともに地方の税収増になる外形標準課税の導入や税源移譲にも取り組む、あめまぶしてあるが、あめのはずの税源移譲にはこれらに見合う負債の返済義務が隠されているのがみそであります。これを三位一体で進めれば立ち行かなくなる市町村が続出し、国からの特例支援に期待して合併を進めざるを得ない、いわば自治体の計画倒産計画であります。これなくして地方の公的債務、前年末で188兆円、国と地方の長期債務総額は719兆円とされておりまして。

これらの実態をわかりやすいように表現したのがあります。年収650万円の人が借り入れ6,800万円があり、年間返済約定が250万円、生活費が差し引き400万円であるが、実際の生活費675万円、ほかに子供への仕送り245万円、で年間総額は520万円であり、借り入れして穴を埋める以外に道はない。通常なら銀行も貸してくれないし、破産であります。719兆円を示した日本の国の実態であります。地方自治体の面倒を見るところではない、国の破産であります。国際的に日本国債の格下げの実態であります。しかし、自分の子供を見捨てることもできない。合併でと思っているのに子供は言うことを聞かない。それが小泉総理の倒産計画発言であり、ことしの交付金、補助金の削減の実行であり、合併以外に道はないと理解している一人であります。

のバランスシートの活用について。

私は、平成10年6月議会において、官庁会計と企業会計の導入併用について御提言申しあげ、当市においてもバランスシートを作成され12年度より公表されていることに心から感謝しているところでありますが、今回の合併問題において活用されていないばかりか、公営事業会計を含めた借り入れ総額だけがひとり歩きをし、寒河江は借り入れ金額が437億3,900万円、朝日が86億5,000万円、西川が121億1,500万円で、寒河江は朝日の5.1倍、西川の3.6倍である。そんな大きい借金のあるところと合併すると損をする、だからおれたちは合併反対なんだ、これが町民の意見なのよと、町民に説明すべき立場の人が平然として言っている。あいた口がふさがらないとはこのことと思いました。一般会計だけの1人当たりと言いたいところですが、100歩譲って人口1人当たりの計算だけでも理解していただきたいものだったところであります。

これはやはり現金主義だけの予算・決算の問題で、総務省の言うバランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書の必要を改めて強く感じたところであります。民間企業と自治体のバランスシートの分析判断で、最も気をつけなければならない大きい問題があることであります。質問に来られた方との激論も借入金の問題でありました。

例えば、バランスシートの中で、民間企業であれば借入金は売上金の何%で総資産の何%か、これをすぐ見ます。無借金経営であればだれでもがすばらしい会社であり、経営者であればだれでもそういう会社にしたいと思っているのが現実だと思います。しかし、自治体の無借金経営は、極端な言い方をすれば、全く評価されないという一面を持っているということでもあります。

それは、自治体は住民へのサービス提供を主な目的としており、自治体における地方債発行、借金は一時的な財源不足を補うための場合もありますが、通常は現世代と将来世代の受益と負担の公平性を確保するために行われるものであるからであります。例えば、地方債を発行し、公共施設を建設した場合、この施設は建設時より長期にわたって利用されるものであり、利用期間の税収で賄うことで世代間の公平に結びつくからであります。

当市でもバランスシートは平成12年より公表しておりますが、優秀だとして公開されている自治体の人口同規模クラスと比較してみますと、財政力指数、自主財源比率などわからないのではっきり申しあげられませんが、平均をとってみますと、正味資産で約50億円少なく負債で50億円多いが、一般財源では70億円少なく、国・県からの金を有効に活用したかが推測され、バランスのとれた経営であったと、さすが佐藤市長とと思っている一人であります。

寒河江の市民だから理解できることでありますが、チェリーランドを初めとしてさくらんぼにこだわり、さくらんぼを中心とした農産物のネギ、バラなどを含め支援を図り、さくらんぼで日本一のさくらんぼの里として確固たる地盤を築き、全国に名をなさしめた無形の財産ははかり知れないものがあると思われまふ。市のバランスシートの正味資産に計上されないが、さくらんぼと言えば寒河江とどこにいてもうらやましがられ、流動人口の増加、さくらんぼ農家には言うまでもなく商業、市民への貢献は膨大なものがあり、今さらながら佐藤市長の行政手腕の高さと先見性に改めて敬意を表する一人であります。

合併実現の方策として、普通会計の市町村別1人当たりの借入金額、有形固定資産合計、正味資産合計、1人当たり将来負担、合算との差額、過去及び現世代と将来負担比率、3点の計数をお願いいたします。そして、合併の実現のためこれらを一覧表にして活用を図るべきだと私は考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、2番のPFI方式による(イ)高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について、(ロ)環境宣言都市、木質系バイオマス発電について。

寒河江市、朝日町、西川町が合併し、新しい市の特徴を一言で表現してくださいと言われたら、今なお残る四季の里、大自然市かなと思っております。山あり、川あり、水あり、果樹あり、田園あり、畑地あり、山林ありであります。いずれも子々孫々まで守っていかなければならない、人間ではつくり得ない大自然が与えてくれた大切な、そして貴重な資源であります。問題はと言われたら財政問題、少子高齢社会、朝日、西川の立場に立って考えてみると、高齢比率、12年で朝日が30.8%、西川32%、そして点々として集落のある過疎地、過疎化の問題だと思っております。この問題解決の方向を示すことこそ合併実現への道だと思っております。

山形県で実施した新世紀やまがた課題調査によると、20代、30代の人々の生活志向を見ると、地域への愛着を感じるのは自然環境のよさである。1999年調査時より1割削減になっている状況で、理由は地域住民に連帯感がないという理由であります。住みなれた地域、友人・知人がいかに大切であり、心の支えになっていることでもあります。

企業の環境経営を評価する環境経営格付機構がことし調査し、全国の地方自治体の格付をすると発表しております。その評価基準項目を見ると、経営状況、環境への取り組み、住みやすい社会の3点であります。の経営状況には、「公共サービス」と「税と財政健全性」、の環境は地球温暖化対策と化学物質対策、の住みやすい社会は「人権と社会福祉」と「教育と研究」となっております。自治体も財政問題だけでなく、行政執行までも民間に評価されるのかと時代の大きな変遷を感じるところであります。自治体間の生死をかけた競争の時代、当然と言えば当然なのかもしれません。

評価されるからやるというわけではないが、ITを活用し、今全国的に注目されている北海道の西興部村では、難聴聴対策で引いたものを18億円かけて全戸光ファイバーを結び、過疎でありなおかつ高齢化で深刻だが、ひとり暮らしの老人はテレビ電話で村の保健師に毎日血圧や脈拍データを送り、健康維持と高齢者管理を含めた一体化が注目されております。一方、村の事業者も乳牛の飼育監視ロボット、牛のお産、BSE発生以降は安心・安全のための飼育履歴、牛の耳に取りつけたバーコードで村全体の牛の管理を行っております。村全体が隣組と同じですと言われております。

中央から離れた地域や社会的弱者は、IT革命に乗りおくれたデジタルデバイドの当事者とみなされていたが、時代は変わり、ついに地域経済に電縁は元気を吹き込み、活性化をもたらしているのが実態であります。

徳島県上勝町では、中山間地域の過疎化が進む中で、葉っぱ事業が当たり驚異的發展を遂げているが、高齢化率43.9%なのにその高齢者が働いております。昭和30年ころ6,000人の人口が今は2,200人だが、居住希望者が多く、2003年に23戸の町営住宅を建設したとのことでもあります。高齢者でも簡単に使いこなせるようにファクス、パソコンをセットしてあるとのこと、驚くことに80歳の人が年収1,000万円、そして寝たきり老人はたった3人だけという事実であります。

また、佐賀県佐賀市長瀬町では、自宅での生活は難しくなってきた高齢者は、画一的な大規模施設は嫌だ、自宅と同じような環境で自由な生活をしたいと言う、財政的にも苦しいし難しい、そこで考えたのがグループホームの個室条件、有料老人ホームだと10人の条件、9人での共同生活を考え、民家を改造して9人の共同生活を始めており、当然として自宅の変形として介護保険上での在宅サービス、デイサービスやデイケア、訪問介護も自由に選べる、今や各町内に広がりを見せているとのことでもあります。

これらを1市2町にて活用すれば、昔より住みなれた近所の人との共同生活ができることであり、過疎化を防げる一つの政策になるのではないかと考えているところであります。

1市2町の合併で最大の特徴であり最大の魅力は山林であり水だと思える一人であります。

木質系バイオマス発電については、14年9月議会にて質問をしておりますので詳しくは申しあげませんが、京都議定書に基づく地域温暖化見直し計画どおりことしの1月より検討に入っております。日本の当初の目標2008年より2012年の間に、1990年比温暖化ガス排出量を6%削減する協定書ですが、2001年度で逆に5.2%上回っており、日本の目標を達成するには11.2%、1億4,000万トン削減しなければならない実態で、かなり強硬手段に出てくるものと推測されます。

世界各国で一番進んでいるのはイギリスで、気候変動税としてエネルギー消費税、電気なら1キロワット時約87銭、石炭なら1キログラム当たり約2円38銭など、消費税として課税されているし、逆に削減した場合、使用しなかった場合は目標対比で減税されるし売買もできる。売買単価は1トン当たり1,017円から2,440円で取引されているのが実態であります。

削減の実態を国際的に見ると、2001年度で90年比で見ると、既に達成しているのはウクライナがマイナス50.5%、ロシアがマイナス38.3%、ドイツがマイナス18%、イギリスがマイナス11.7%、スウェーデンがマイナス3.1%、EU全体がマイナス2%、フランスが0%、オーバーの国はスイスがプラスの0.7%、イタリアがプラスの7.2%、日本がプラスの9.5%、アメリカがプラスの13%、オーストラリアがプラスの18.2%、カナダがプラスの18.5%となっており、日本全体ではオーバーしておりますが、産業部門の4割を排出する鉄鋼では既に2002年度に90年比で6.9%減少させ目標をクリアしております。

2008年平成20年、温暖化ガス排出権「100兆円の市場」の国際取引が開始されるに当たり、日本でも昨年12月、環境省によるCO<sub>2</sub>排出権模擬取引が行われ、41社が参加して1日3時間取引、3日間行われ、40万5,000トンの売買が成立しております。ことしの2月より産業省が実施する模擬取引には150社の企業と団体が参加すると公表されております。現在におけるCO<sub>2</sub>を削減するにかかるコストは、日本で1トンで1ドル105円と計算すると125ドルで1万3,125円、欧州では35ドルで3,675円であり、3.6倍も高いと試算されているところであります。

14年9月議会で申しあげた北海道の下川町は町営林が4,300ヘクタールあり、50年林の人工林の場合1本当たり年間CO<sub>2</sub>吸収量は平均で14キログラムと環境省と林野庁で試算しており、これに基づき計算すると4万5,000トンCO<sub>2</sub>を吸収すると試算されております。今回の日本での模擬取引も1単位1トンで計算されており、イギリスで実際取引されているのも排出量1トンを1単位として取引されているようであります。1市2町でのCO<sub>2</sub>吸収はどのようになっているのでしょうか。

茨城県ひたちなか市では、タクマと地元企業にてバイオパワー勝田という新会社を設立、19億円を投じ木質系バイオマス発電を行い、2006年度に3億5,000万円の売り上げ目標を発表しております。一方、日立造船も木質系バイオマス発電を岩手県衣川村から受注し、受注額は公表されていないが、同等規模の設備で構築費用は1億円弱に抑え、5月稼働を目標にしているとのことであります。

今回の1市2町の全体計画を見ると、金額で197億9,400万円で、寒河江市の計画を見てもこれができるはずばらしいなと思うのですが、1市2町の特徴と欠点は何か、これからは自治体間の競争であり、生存をかけた自治運営をしなければならない状況だと思う一人であります。国の支援のもと金を使えるのは最後だと思うし、だから今回で必要なアクセスをしておこう、これも理解できますが、第一は欠点をどうするか、欠点のカバーが第一だと思うところであります。合併したらどうなるんだろうの心配を与えるのではなくて、明るいあすへの希望の持てる政策が必要だと思う一人であります。

2番のPFI方式による高齢社会、過疎地対策としてのIT活用について、環境宣言都市、木質系バイオマス発電について市長の御見解をお伺いします。第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、バランスシートの問題でございます。バランスシートにつきましては、伊藤議員から何度か御質問いただき、御説明申しあげてまいりましたので詳細は省略させていただきますが、バランスシートいわゆる貸借対照表ですが、一般の企業のように利潤追求型と違いまして、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めているのが市町村だと思っております。また、現金の出納を記録する単式簿記を採用しており、地方自治体会計への採用には有効でないと言われておりますが、行政にも企業的感覚が求められている今日、資産と負債を算出し、将来にわたる負担などを明らかにし、財務状況を見通すには一定の効果はあるものと思っております。

御指摘のように、本市では平成12年度に国が全国の統一基準というものを示したことから、平成13年度に改めて作成し、以後毎年市報に公表しておるところでございます。西川町、朝日町においても作成しているようでございます。

これまで合併に当たっては、平成15年7月の任意合併協議会設立から、作業部会である専門部会において行政課題の調整を行いながら、その間8回にわたる協議会を開催いたしまして協議してきたところであります。その経過は、合併だよりによりまして広く関係住民に報告してきたところでございます。

しかし、関係住民の合併論議の中で、起債の借り入れ総額が合併の是非の一つの議論となっているとのことでありますが、総計予算主義をとっている自治体の予算は人口も多く、歳入の多い自治体は予算規模も大きくなるだろうし、それに伴い歳出予算も大きくなり、それに見合った投資事業費を実施するわけでございます。その結果、投資事業には起債を充当しますから、起債の額、借金の額はふえてきます。予算規模の大きい自治体は返済能力も大きいわけでございますから、借入額も大きいのはごく当然のことでございます。御指摘のとおりでございます。

このようなことから、予算規模の違う自治体同士の起債残高総額だけで一概に財政状況を論ずるのは的外れと言わなければならないと思います。確かにバランスシートは資産や負債の総額はもちろんのこと、これまでの世代によって既に負担された割合、将来返済しなければならない分の割合、また、1人当たりの資産、負債の額など1市2町が同じ条件で比較するには有効なものと言えます。

それで、御質問の普通会計の市・町1人当たりの借入金額でございますが、これは平成14年度決算の起債残高を人口で割った数値でございます。寒河江市が56万6,000円、西川町が107万2,000円、朝日町が77万3,000円となり、3市町の平均は66万1,000円となります。

次に、有形固定資産の合計、正味資産合計、1人当たり将来負担額であります。これは1市2町のバランスシートが整っておりますところの平成13年度決算がベースとなりますが、まず有形固定資産合計は寒河江市が538億3,097万2,000円、西川町は184億7,937万4,000円、朝日町は149億5,155万6,000円となっております。

次に、正味資産合計でございますが、寒河江市が307億3,794万3,000円、西川町が126億6,283万8,000円、朝日町は74億9,642万円となっております。

また、1人当たりの将来負担でございますが、これは御案内のように、負債合計を人口で割った数値でございます。寒河江市は59万9,000円、西川町は120万2,000円、朝日町は98万9,000円となりまして、平均は73万4,000円となります。

さらに、過去及び現世代と将来の負担比率では、これは負債合計を有形資産合計で割った数値でございます。寒河江市は48.3%、西川町は48.5%、朝日町は61.7%となり、平均では50.6%となります。この数値は低いほど将来負担が少ないこととなるわけでございます。合併した場合の数値は、現在の寒河江市の数値よりは寒河江として見れば若干状況は悪くなりますが、他町は逆によくなるということになります。

これらの数値を合併に活用すべきとの御提言につきましては、現在、西川町、朝日町とも地域座談会なりアンケート調査なりを実施し、法定協議会参加への最終結論を出すべく進めているところであり、法定協議会設立となりましたならば、これらの数値の活用も検討して、関係住民が安心して合併を迎えられるようにしてまいりたいと思っております。

次に、PFIによるところのIT活用でございます。合併実現のために高齢社会、過疎地対策としてのPFI方式に

よるIT活用についてでございます。

御案内のとおり、任意合併協議会を構成している寒河江市、西川町、朝日町の現状によりますと、西川町、朝日町は過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に指定されております。御案内かと思えます。このことは、中長期的な人口減少及び長期的な人口減少の結果としての高齢者の比率、若年者の比率と財政力の要件、財政力指数が基準より低く、過疎地域となっているようでございます。

合併の必要性は、これまでも申しあげましたとおり、地方分権下における地方自治体はみずからの判断と責任で少子高齢、環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化するところの行政課題に的確に対応していくことが求められており、効率的な基礎的な自治体でなければなりません。市町村の規模が大きくなれば、行政経費が割安になり、スケールメリットが働きます。市町村の規模が大きくなれば、固定経費が軽減され、割安なサービスが可能となります。市町村合併は住民の負担をふやさずに財源を捻出できる有力な手段でもあります。つまり、市町村合併は少子高齢対策の一つの大きな柱であり、有効な過疎対策としても機能するものと思われれます。

御質問の高齢社会、過疎地対策としてのPFI方式によるITの活用でございますが、PFIとは、御案内のように、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うところの新しい手法でございます。御指摘のように、平成11年7月に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定されたところでございます。

PFIの目的は、効率的な公共サービスの供給であります。最近では民間のイニシアチブを引き出し、民間需要を誘発して経済、地域の活性化に寄与する役割も大きいものと期待されております。国においては内閣府に民間資金等活用事業推進室、PFI推進室を設けてまして推進しているものでございます。現在は、PFIの適用分野も国、地方を問わず教育、医療、保育、介護、環境保全、交通、文化等広範にわたり事業が行われている実情でございます。中でも、議員がおっしゃっているように、北海道の西興部村では新しいネットワーク、光ファイバー網を整備して、高齢者福祉サービス、健康サービスなどを行っております。

御質問の合併に当たっての高齢社会、過疎地対策としてのPFIによるITの活用であります。PFIの効果としては、従来国や地方自治体が行ってきた事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対し新たな事業機会をもたらすものであり、民間において新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待されますので、PFIは合併する、しないにかかわらず大いに研究、勉強をして、PFIの導入により事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指さなければならないものと思っております。

次に、環境宣言都市、そして木質系バイオマス発電についての御質問がございました。

環境都市宣言は、一般的に行政、市民及び事業者が環境への配慮を行っていく際のよりどころとなる精神を明文化し、内外に向けての宣言をするものであると認識しております。国、地方においても地球温暖化の防止、循環型社会の形成等環境問題に取り組んでいるところでございます。

質問の合併とのかかわりでの環境宣言都市であります。1市2町の任意合併協議会では、市民憲章、市の花、木など、また各種宣言についての協定項目を慣行の取り扱いとして協議いたしました。

宣言においては、寒河江市では昭和57年に平和都市宣言、昭和62年に暴力のない明るい都市宣言、平成元年に暴走族追放都市宣言、平成6年にせせらぎ宣言を、また、朝日町では平成2年に地球にやさしい町宣言、平成6年には生涯教育・学習あさひ宣言を行っておりますが、協議の結果、各種宣言については新しい市において検討することとなりました。したがって、今行われている宣言も新たな宣言も含めまして新市において検討されるものであります。

木質系バイオマス発電のことですが、合併後どのように取り組むかは新市になったの課題であります。バイオマスは石油代替エネルギーとしての地球温暖化対策の上で大変注目されているほか、循環型社会の形成や新たな地域産業の創出などの点で非常に有用であると言われております。

国において、平成14年7月にバイオマス・ニッポン総合戦略骨子を定め、バイオマス利活用に向けた取り組みを行っております。山形県においても、平成15年3月に作成した山形県における環境関連産業の今後の展開方向において、バイオマス利用の総合推進をエコビジネス振興上の重点プロジェクトとして位置づけており、全庁的な連携体制のもと有効利用に向けた各種施策を展開することとされております。

本市においては、平成14年8月に民間事業者が本市内において、寒河江市森林エネルギー木質系バイオマス発電の事業を実施すべく、バイオマス発電所建設に関する要望書が提出されましたが、事業者において事業を断念された経緯が

ございます。

いずれにしましても、バイオマスは石油代替エネルギーとして、地球温暖化対策の上で大変注目されているほか、循環型社会の形成や新たな地域産業の創出といった点などでも非常に有効でありますし、山形県においても本県におけるバイオマスの有効利用方策の検討のため、山形県バイオマス総合利用検討委員会を設置して取り組んでおりますので、バイオマスというエネルギー施策については、寒河江市のみ、または合併後の新市のみで取り組むものではなく、全県的な課題として取り組むべきものと思っているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 2問に入らせていただきます。御回答ありがとうございます。

バイオマス発電ですが、寒河江市が一番借金がよくあるんだというようなものが、今、市長の計数で一番少ないんだということがわかりましたので、バランスシートの中で借金は一番少ないんだということがわかりただけのものと思っております。

ただ、逆に資産で見ますと、西川町が多いし、寒河江よりも朝日の方も多し。そんなことで資産から負債引けば1人当たり84万6,000円ぐらいになっているということで見ますと、まず合併する相手としてはお互いにいい点と悪い点があるので、まあまあそんな点でいくのかなというふうに思っています。

ただ、お願いしておきたいのは、今、公共施設などを受益して使っている我々、いわゆる現世代の方が、先ほども市長の計数で出ましたけれども、目標は70対30ぐらいが適当だろうというふうに言われているようです。といいますのは、1市2町の今後の12年対22年の合併を見ても、年少の人口の減りでいくと若い人たちは1.9%も減る。あるいは生産年齢も0.1%減る。逆に高齢者が1.9%ふえるというような予想も立てております。

今の現世代の負担と将来の子供さん、孫さんが負担をする比率では、朝日町において逆転しております。今の人よりも将来の人が負担を余計担っているというようなことになっています。そうするといろいろ心配だなというふうに思っております。今後の新しい市での執行上において、せめて65対35ぐらいの比率を頭に入れた市政執行をお願いしたいものだなというふうに思っております。

それから、PFI方式なんですけど、過疎地対策ということで研究、勉強なさるというようなことで、木質系については県全体での考えだというふうな回答のようでしたけれども、その辺が私と違うところでありまして、私は行政間の、自治体間の競争時代だと。そうすればその新しい市の特徴をつくっていかねばならない。そういう面で1市2町でのものをすべきだというふうに申しあげておる、それが若干ニュアンスが違うなというふうに思っています。

1市2町の所有者は関係なしで森林面積を調べましたら、5万4,157ヘクタールが1市2町にあるというふうに言われております。CO2を削減する日本では1トン当たり1万3,125円と先ほど申しあげました。そうしますと、これで行きますと、50年の木が14キロ削減するというような計算をしますと、この1市2町の、所有者別はいろいろあると思えますけれども、膨大な削減に貢献するんだなというふうに思っているところであります。

去る2月20日に、西川町の全議員と当市の合併検討特別委員会のメンバーとの懇談会が開催されましたけれども、1回目だから感じたのかもかもしれませんが、何か腹がまだ決まっていないなと、何か人任せだなというのが実感でありました。町民の皆さんがだれか何か言うとその言葉がひとり歩きをしてしまう、危険だなというふうに思っていました。

私個人の考えですが、一般の皆さんよりは合併についての判断資料、あるいは知識、そういうものは議員として議員をしているから多いんだらうと思っています。そして、市民のためにどうすべきか、市民の将来を考えて決断をする、こういうことは私は議員としての責務だというふうに思っております。

市民のニーズは今の時代は多様多様でございますので、アンケートをとるとするのは一面では危険ではないのかなというふうに思っております。そんな合併の懇談会したところで、今は、合併実現はなかなか難しい一面を持っているなというふうに思いますし、大変でしょうけれども、これをまとめるのは佐藤市長以外にいないのではないかなというふうに思っているところです。ただ、私から見ますと、ちょっとまだ機が熟していないのかなという感じにとらえております。

新聞紙上での理解ですが、合併は17年3月まで調印さえすれば、18年3月まで実行すれば、特例債などのものもすべて有効だというふうに新聞紙上で理解しています。そんなことを考えますと、まだちょっともう少し話し合いといいますか、お互いの欠点などをさらけ出して話し合うのが必要なのではないかなというふうに思っております。この合併は将来を左右するような大きな問題でありますし、もう少し時間をかけてゆっくり話し合った方がいいのではないかなというふうに思っているところであります。

市長、大変でしょうけれども、市民のためにも一段と御努力を願って、新しい市のかじ取りをしてもらいたいなというふうに重ねてお願いしておきます。

時間もありませんので、要望を申しあげて私の質問を終わらせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどの答弁の中で、過去及び現世代との将来負担比率の平均を、寒河江市の場合、平均で60.6%と申しあげましたけれども、50.6%でございますので訂正いたさせていただきます。

それから、御案内のように、御指摘もございましたけれども、西川、朝日は少子高齢化が非常に進んでおりまして、県下第1なわけでございますし、それでどう対応していくかということがやはり大きな課題でございますし、合併という中での対応していくというようなことが、これは必要なことだろうと思っております。

将来にわたっての負担というものを子供たちに、子々孫々に残していくというようなことが大変気の重い話になると、このように思っておりますが、それを先ほども答弁申しあげましたように、財政だけの問題でない、やはり少子高齢社会の対応というものも合併の大きな一因になっているんだというようなことをみんなが自覚しなくてはならないものだと、このように思っております。

それから、PFIのことでございますけれども、新しい市になってだけではなくて、先ほども申しあげましたように、現在の市町の中でもやっぱり取り上げる事業がどうあるか、あるいは民間の方でどう起していただけるかと、こういうようなことも話をしたり勉強したり協議をしたりということに進まなくてはならないことだと思っております。

議員はまた西川町の議員との話し合いで感じたことを申しあげましたけれども、現在、アンケート用紙の配布、あるいはそして回収ということに進んでいけると、このように思っておりますが、私といたしましてはやはり現状をじっくり眺めて、そして将来自立していかれるかどうか、あるいは合併の道ということを選ばざるを得ないのかというようなことを、じっくり考えてもらわなくてはならないことだろうと思っております。

今回の16年度の予算編成に当たりまして、いずれの市町村も三位一体のありたいと思いますか、交付税が削減されたことに伴い、非常に厳しい予算編成を行ったと、このように思っておりますが、これが16年度はもちろん17年度以降になって、これは続くと思ってそれをどう乗り切るかということは、やはりこれは首長として、あるいは議会人として、そしてまた住民の方々にも真剣になって考えてもらわなくてはならないことだろうと思っております。議員がおっしゃるように、ただ人任せのようなつもりで、何とかやっていけるようだから合併などしない方がいいというふうな安易な考えでなくて、自分自身の問題としてそれぞれの立場にある方々、そして住民一人一人もそれに向けて判断をしてもらわなければならないことかなと、このように思っております。以上です。



## 松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番について、15番松田伸一議員。

〔15番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 私は、いろいろな方から私自身に寄せられた質問や提言をもとに、掲げました事項に従い順次質問をしてまいります。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最初の教職員の駐車場の考え方についてであります。

ここ近年、都市部の小学校で学校内に突然侵入してきた人たちによる凶悪な事件が頻発しております。そのような事件が起きること自体が、私自身はもちろんほとんどの方々も予想だにできなかった事件だと思っております。この一つの事件をきっかけに、連続して似たような事件が起きる社会現象が続いております。残念なことでありますけれども、その防止策としてでき得る限り努力されていることは十分承知をしております。モニターテレビの設置や防犯ベルの設置など、さまざま学校内でも対策が立てられております。子供たちを守るさまざまな手段を講じられていることに対し感謝しております。

不法に侵入してくる人たちは、思いもかけない方法で突然、いつ、どのように侵入してくるかがわからないところに恐ろしい事態が発生するのではないかと考えております。このような事件を未然に防ぐ方法の一つとして、私に寄せられた対策が次のようなものであります。

現在は、自家用の自動車が大変普及しております。今までは、遠距離から通勤する先生方は、公共の交通機関を利用して勤務してこられたのが普通でした。学校近くのバス停や最寄りの駅から子供たちと一緒に通うのが当たり前でした。このようなことにより、父兄や近所の人たちと交わされる会釈や会話が自然にあり、学校の先生であることが近所の人たちも自然とわかるような時代でありました。現在では、学校に自動車で行き通ったのが普通になってしまい、先生方と近所の人たちの触れ合う機会が減り、先生方を地域の人たちが識別できなくなってしまいました。ある面では地域から学校が閉鎖された空間になってしまったのではないかと思います。

このようなことから、先生方も大変だと思いますが、学校から少し離れたところに先生方の専用の駐車場を確保し、そこから徒歩で子供たちと一緒に通勤するというようなことは教育委員会の指導ではできないものではないでしょうか。このことにより具体的にどのような成果が期待できるかわかりませんが、先生方が地域と密着することにより教育現場と地域と子供たちを一緒にはぐくんでいる実感がわいてくるのではないかと考えますが、教育長のお考えを伺います。

次に、2問目の中学生の弁当と食事の実態調査について伺います。この質問は、12月議会での延長として質問させていただきます。

前回は成長期における食事の摂取について意見を述べ、実態を把握する必要性を考え、調査について質問をさせていただきました。答弁では調査を行わないという方針でした。議会だよりでは「弁当の中身を個々に調べるような調査を行う考えはありません」と記載されておりました。私の言葉が足りず、質問の真意がよく伝わっておりませんでしたので、再度質問を行わせていただきます。

弁当も含めてですが、常日ごろの生活の実態調査と考えて質問いたしました。調査の方法はいろいろと考えられるものと思いますが、専門機関と連携して、設問事項などモデル的なものを参考に簡易な調査をぜひ実行していただきたいのです。個々の弁当の中身を取り上げ、1食のみの調査をしても、現在の中学生の食事情を把握できるとは私自身思っておりません。私の望んでいるのは、将来を担う子供たちが、健康で健全な成人になるための基礎をつくる時代の子供たちに、より完全な食事提供をするのが大人の務めと考えているからであります。教育委員会の御所見を伺いまして第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 学校教育について、教職員の駐車場の考え方についてお答えします。

まず、教職員の通勤の状況についてですが、現在、小・中学校のほとんどの教職員が学校の通学区域外から自家用車で通勤しております。その駐車場については学校によって差はありますが、各学校の敷地の中で対応しておりますので、改めて学校以外の場所へ分散して駐車場の確保することは考えておりません。また、教職員は、学校で児童・生徒を迎えたり、授業の準備や校務処理に加え、授業の開始前に教職員相互の打ち合わせなどにも必要な機会が多いことから、子供たちと一緒に登校するというはこの面からも困難であると思われま

す。現在、本市のすべての小・中学校では、開かれた学校づくりを目指して活動しており、地域の方々の広報活動を充実したり、機会あるごとに地域の方々を学校に招く授業や行事が活発に行われております。特に、本市独自の事業として実施しております特色ある学校づくりは、総合的な学習を初め各教科の学習を教室内の学習にとどまらず、地域に出かけたり、地域の人材を学校に招いて交流しながら学習を行うなど、地域との交流をより重視した教育活動が積極的に行われているところであります。

中でも、授業の中で子供たちが調査や学習をした内容について、先生と生徒が一緒になって地域の方々にお集まりを呼びかけ、フローラのホールを使って発表した学校も複数ありましたし、地域の方々から指導を受けてつくった梅干しを、チェリーランドで販売活動を行った学校もあるなど、子供たちのみならず先生方も地域と触れ合い、交流しようとする取り組みは従来にも増して進んでいると考えているところであります。

また、地域へのお知らせなどについては、学区内の全世帯を対象に行われており、教職員の紹介についても学校に導入している情報機器を活用して写真などを掲載した紙面づくりなどの工夫を行っておりますので、地域への周知活動はより充実してきていると思っております。

したがって、各校とも工夫を凝らしながら開かれた学校づくりに努めており、また、安全・安心な学校づくりを進めるためにも今後とも地域との交流、連携を進めていく考えでありますので御理解いただきたいと思

次に、中学生の食生活に関する調査などについてお答えします。

教育委員会では、平成12年度に食と健康に関する検討委員会を設け、児童・生徒の食生活に関する諮問を行いました。その後、検討委員会では、児童・生徒全員にアンケートを実施し、食の実態と状況の把握に努めております。そのアンケートに基づき、食と健康に関する今後の指導のあり方についての提言が出されたのを受け、教育委員会では教諭のみならず保護者の方々を対象に報告や指導に努め、母親委員会などとも連携して、学校だけでなく家庭も対象として望まれる食生活についてその指導と啓発に努めてまいりました。

また、小・中学校において毎年「心を育む学校給食週間」を設けておりますが、市内の3中学校ではそれぞれ独自の活動目標と期間を設定し、食と健康に関する取り組みをしております。それらの取り組みの1例を報告申し上げますと、平成14年度には各中学校が養護教諭や学校栄養士の指導を受けながら食生活の実態に関するアンケートや調査を実施しております。ある中学校が行った弁当メニュー調査では、かむ力の大切さを認識するため、各自の弁当について歯ごたえとおかずの記録調査を1週間にわたって行い、食物とかむ力、自分の生活と照らし合わせた食生活の改善や食生活に関する学習が行われたところです。

また、献立づくりから実際の弁当づくり活動を実施し、自分でつくってみて、いつも赤・黄・緑のグループが弁当にあったことに気づいた、栄養のことを考えてつくるのは大変など、家庭で自分で弁当を詰めたりおかずをつくっての食生活の実感や感想の集約活動なども行われております。

このように、それぞれの生徒が自分の食生活を見詰め直すとともに、母と一緒に弁当をつくって会話も弾んで楽しかった、今まで何げなく食べていた弁当や食事は家族の人がつくってくれるから食べられるということをしごく思いましたなど、家族との交流や感謝の気持ちなどが醸成されているところであります。

平成15年度では、食物の消化吸収とかむ回数の学習活動として、食事に費やす時間調査を行った学校もあり、また、歯並び、かみ合わせと食生活のかかわりを生徒自身に再認識させるため、全校生を対象とした食生活アンケートなども取り組まれております。

御質問の食生活の実態調査ということでございますが、ただいま説明申しあげたように、各中学校が各校のテーマを設定しながら多様な調査を行い、中学生みずからが食や健康に関する学習活動を行っております。そこで、教育委員会としては、改めて弁当や食事の実態調査を行う考えはございません。以上であります。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 答弁ありがとうございました。

駐車場、そういうようなことをする考えはないというお答えでしたけれども、一般市民の感覚としては、学校で先生方のそういうふうな状況も十分把握しているわけですが、望むならば、そういうふうな考えでぜひ先生方とかPTAとか、それから学校が始まっております学校運営委員会での検討とか、こういうふうな議題が議会で出たと、だから皆さんこういうふうな考えはいかがでしょうかというような話し合いなどぜひ持っていただきたい。

PTAなども、地域社会での学校の先生方の社会参加なども非常に学校で力を入れているようではありますが、実態としてなかなか学校の先生方も地域の事業に参加して下さる先生が、実際問題として余り多くないように感じておりますので、ぜひお願いいたします。問題が起きてからいろいろ対策は練られるわけですが、そのような事故が起きる前の社会風潮といえますか、そういうようなものをやっぱり地域全体として涵養しておく必要があるのではないかという、私は私に対する提案がそういうふうなものだったと感じておりまして、ここで質問させていただきました。

私に対する質問は、提案というか、そういうふうな人はどちらかという年代の高い人でして、昔のことを懐かしく思ってそういうふうな提案してくれたと思いますけれども、時代にそぐわない、先生方も仕事がたくさんある、ワープロとかパソコンとか学校に持っていくものも非常に重いものが多い、そういうふうな事情もよくわかっておりまして質問したわけです。質問でも言いましたように、このことがあったから社会がどう変わる、学校がどう変わる、学校が安全になったという私の提案の保証は一言もありませんけれども、地域全体で地域をはぐくんでいく、そういうふうな風潮づくりが私は非常に重要だと思っていますので質問させていただきました。

非常に提案がけられて残念ですが、ぜひ何かの機会にぜひ検討をしていただきたい。これから寒河江市にもフローラの駐車場とか、それから駅前の駐車場とか、それからハートフルの駐車場とか、公共用地の駐車場が確保されております。そういうふうなところに、例えばフローラの駐車場の片隅に、ここが陵東中学校の専用の先生方の駐車場ですと、ここから先生方が通って下さるんですよというようなことが書かれていただけても、私は地域に対する貢献度というのは非常に高いものと信じておりましたので質問させていただきました。

非常に残念ですが、もう一度、再度何かの機会に教育懇談会とか、学校の運営委員会とか、そういうようなものでぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

それから、中学校の食事の調査ですが、さまざま学校の方で授業として、あるいは学校側の取り組みとしてさまざまな事業が調査をされていることがわかりました。でも、そういうような調査が私たちの手元には届いておりませんし、どのような結果になっているかほとんどわかりません。それが私たちがこれからの行政に対する、それから学校給食に対する考え方とか、そういうようなものも私たちの考えるものの指標には全然役立っておりませんので、そういうものを私たちの手元に届くような方策をぜひ練っていただきたい。

それから私は、調査をしていただきたい、調査をしていただきたいというのは、現状をよく把握して、その判断の上で立って物事を決めるのが私は順序だと思っています。私は、今の現状で、子供たちが満足な母体の形成とか、成人になるための形成とか、今の食事の、普通の日常の家庭の食事状況をさまざまな機会に知ってまいりました。皆さんよりも私はそういうふうなものにかけてはいろいろ研究しているつもりですが、その結果、私は学校給食を、中学校の給食を1食でもバランスのとれた、人体形成に必要なものを含んだものをぜひ食べさせていただきたいという願いから発言しているわけです。

ですから、日常の、毎日の食事の実態を公表するとか調べるとかというようなものの以前に、現状の子供たちの置かれている食生活の現状を教育委員会ではどういうふうな判断をしているのか、非常に広範で難しいと思いますけれども、その辺を参考にしてこれからの施策に役立てることが私は将来地域社会を担う子供たちのために親がしてやれる最大のものだと思っています。今、新聞紙上、一般社会ではそういうようなことが非常に欠落しているという現状が報じられております。そういうふうなことを踏まえて、私は実態を見る、それから行動を起こす、そういうふうな手順をぜひとっていた

だきたい。

ただ、私は、がむしゃらに現状を見る、現状を見るというのではなくて、現在置かれている子供たちのことを真摯に考えているからこそこの場をおかりして発言しているわけです。私は、子供たちが本当に未来を担う子供たちに進んでいるとは、安心して私たちは任せられるような状況に来ていないと、私自身判断しているからこういうふうになるんですけども、皆さんとは非常に考え方、把握の仕方が違うようですけども、素人の私が何言っているんだと言われるかもしれませんが、ぜひ現状を真摯に見ていただきたいと思います。2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教職員の駐車場について、いろいろ松田議員の御心配はよくわかります。我々もこれを、そのことをいろいろ心配しながら今いろいろな行動をとっているわけで、松田議員の意図を十分達せられるようなことを考えながら、駐車場を直接こうするということは今現在のところ考えておりませんけれども、松田議員の心配になっている、その提案した理由、それをよく考えながら我々もこれからいろいろなことをしていきたいというふうに思っております。

それから、食事に関してですが、食に関してもう我々は十分実態を把握した上でというふうな施策をしてほしいということですが、我々も生徒の食事については十分把握に努めておりますし、いろいろなことの手配がないようにということで、現在ではどの方法が一番いいかというふうなことで施策をしているつもりですので御理解いただきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 駐車場については、いろいろな面でよく御検討願いたいと思います。

給食の、食事の調査については、私はぜひもう少し広範囲に考えていただきたいと思います。

それから、今、国を挙げて子育て支援、子供の居場所づくりとかいろいろ新しい施策がとられているわけですが、そういうような観点から、子供たちを支援する一つの根幹には新しく子供を産むというか、そういうふうなことももちろん大切だと思いますけれども、現在成長段階にある子供たちをどのように成長の支援をするかという考えも十分考慮してくださっているとは思いますが、家庭崩壊、学習面での成果はよくわかりますけれども、実際行われている家庭内のそういうふうな非常に寂しい状況を考えますと、家庭教育の充実をこれからも引き続き、より一層進めていっていただきたいと、そういうようなことを、考えを発表して終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 子育てのことについてもお話ございました。確かに食については、殊に中学生という心身ともに自分を確立していく時期において、その大切さということで、子供たちが、先ほど委員長が御報告を申しあげたように、お答え申しあげたように、彼らの目で、彼らの体で活動しようとしております。

これは「食生活を考えよう中学校版」というパンフレットが文科省から出ておりますけれども、これは前の議会にも御説明させていただきました。その精神は、食に対する正しい知識を身につけ、将来にわたって自分の健康を考える、そして自分で判断して食事をとれる、そういう自己管理能力を育成することが基本なんだというふうにとらえております。これは、本当にどんな時代においても変わらない私は真理だろうというふうに思っております。

弁当のおかずが何だか、自分たちが毎日食べている食事がどういうもの、食材なのかということを通り越して、本来私たちがあるべきものを忘れていたように思う「かむ」ということ、そのことがどう健康にかかわってくるのかというところまで深めて今掘り起こそうとしているわけであります。私はこの子供たちの芽を非常にとうといものと思ひますし、大切にしていきたい、こういうのが基本的な考えであります。

その次に、確かに家庭教育ということは、前にも私何回か、私が多分何回か定例会で申しあげました。非常に大切だと思います。今、これに真剣に取り組まなければならない時期、これは前から言われていることですが、非常に大変なことですが、大変でどこを切り口にするかということ、このことが我々お互いに知恵を出し合いながら、これは学校だから、これは地域だから、これは家庭だからというふうな分け方ではなくて、お互いに知恵を出し合いながら、切り口を探しながら、お互いに知恵を出し合う、そういう時期だろうというふうに思います。

幸い、私方は寒河江市の社会教育も含めながら地域でのさまざまな活動、それから地域の大人たちが学校の子供たちに一生懸命かかわってくれようとしている。学校も学校の持っている情報やお願いを地域にどんどん出していこうとしている。これが開かれた学校の基本的な姿というふうにとらえています。そういう切り口が一つあります。もっともっとあります。地域にもその切り口が出てきています。これを大切にしていきたい、こういうふうに基本的に考えています。御支援をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 佐藤陽子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、16番佐藤陽子議員。

〔16番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 私は、日本共産党とこの問題に関心を寄せている多くの市民を代表し、通告順に質問をいたします。市長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、医療行政について伺います。

病院経営がうまくいくかどうかの大きな要因に充実した診療体制があります。中でも優秀な医師の確保は最大の課題です。市立病院においても、過去に膨大な累積赤字のため廃業もやむなしといった深刻な状態に陥ったことがあります。しかし、そうした事態を回避して現在の状態まで経営を建て直したのは、優秀な医師の確保とともに病院長を中心とする病院関係職員の並々ならぬ努力と研さんがあればこそと思います。この間、医師の確保に奔走された市長の努力にも敬意を表するところです。

今、病院経営はこういった努力にもかかわらず、診療報酬の改定や入院日数が長期化すれば医療点数が引き下げられるなど、一層厳しい運営を強いられています。こうした中で、市立病院は市民の要望にこたえるべく待ち時間の解消や診療体制の充実に力を入れてきました。また、山大の医局より優秀な内科医を派遣してもらい、内科の診療を3診体制にしたり、夜間救急患者の受け入れなど地域医療の中核病院としての大きな役割を果たしてきたことは皆の認めるところであります。

ところで、その病院改革の牽引者となってこられた佐藤病院長が退職されると聞いていますが、その後任の医師の確保はできているのかお伺いいたします。

新聞報道によれば、全国的に医師が不足しており、地域別に見て東北地方の医師不足は最も高い割合を占めていると言われております。地方にある自治体病院や過疎地での医師の確保は至難のことと言われ、実際には勤務していないにもかかわらず名義だけを借りる名義借りや、医師を派遣してもらうために大学病院へ多額の研究費を支払っていたといったことなどが明らかにされ、医師確保をめぐる血みどろの争奪戦が繰り広げられていることがうかがえます。

このような状況の中、ことし4月から新人医師に臨床研修が義務づけられたために、大学病院側が医師不足になり、医師派遣が次々と打ち切られていると新聞にも報道されています。寒河江市においては、山大医学部から医師を派遣してもらっていますが、医師派遣はできない、あるいは派遣医を引き揚げるといった話はあるのかどうかお伺いいたします。

今後、市立病院整備計画の中で、住民の要望に沿ったさらに充実した医療体制にしていくために、医師の確保は最重点課題と思いますが、市立病院における医師確保の見通しはどうかお伺いいたします。

次に、任意合併協議会における自治体病院に対する考え方について伺いたいと思います。

1市2町による任意合併協議会が8回にわたり開催され、26の協定項目について協議され、その内容は協定素案としてまとめられました。その中で、病院については現在の市立病院、町立病院、診療所は現行のとおり新市に引き継ぐとなっています。住民が住み続けられる条件として病院、学校、交通機関が上げられますが、住民の身近なところにこれらの機関が整っていることで私たちは安心して住むことができるのだと思います。合併を前提とした協議会で病院、診療所はそのまま新市へ引き継ぐこととしたことは、住民の立場からすれば当然のことです。しかし、合併協定素案の調整方針によれば、当面、現行のとおり新市に引き継ぐというものであり、合併後速やかに病院の健全経営を踏まえた運営にかかる長期計画を策定するとなっています。

ことしに入って朝日町、西川町では、合併について地域ごとの座談会が開かれていますが、この中で出される話に病院の話があるそうです。合併したら病院は寒河江市に持っていかれて、今までの町立病院は診療所になるか、あるいはなくされてしまうのではないかと、こういった不安や心配が出されているそうです。実際、現状は行財政改革の名のもとに公立病院の統廃合や国立療養所が独立行政法人に組織がえされたりと、不採算部門の切り捨てが容赦なく行われています。こ

のような状態の中で、旧市町にそれぞれ自治体病院を置くことが認められるのか非常に不安が残る問題です。

当面と期間を区切っていることは、合併当初だけということで、その後は中心部にある市立病院に統合し、町立病院は診療所にしていくということになってしまわないかと危惧されますが、協定素案の中での調整とはどのような方向を示しているのかお伺いいたします。

次に、病院整備計画の今後についてお伺いいたします。

市立病院の整備計画については、これまでたくさんの同僚議員が早期計画と実施を求めて質問に立っておりますが、計画が先送りされるなど遅々として進まないのが現状です。平成14年12月議会で私も同じテーマの質問をしております。市立病院の病床利用計画について、市長は「平成13年3月に医療法が改正され、市立病院も病床も一般病床にするか療養病床にするかを決めて、平成15年8月31日まで県に提出しなければならない。どちらにするかはなかなか難しい選択で、今、病床計画検討委員会を設置し検討している。これらを踏まえて検討していく」と答弁されています。その後の報告によれば、市立病院が選択したのは一般病床という区分だそうですが、これまでどおり急性期の病床と慢性期の病床が混在した利用となっているとのことでした。

市立病院の整備計画について、平成14年12月議会の私の質問に、市長は「平成15年度に医療需要調査、平成16年度には病院機能調査を行い、着実なプロセスを経てから平成17年度に基本計画の策定にかかる」と答弁されていますが、医療需要調査はされているのかどうか。されているとすればどのような調査結果が出されたのかお伺いします。

また、今、1市2町の合併問題が論議されておりますが、その動向によって整備計画の変更もあり得るのかどうか。また、国が財政難を理由に交付税の削減や財源対策債の枠の縮小、補助金削減など次々と押しつけている現状からすれば、当初予定していた計画や多くの患者の願いである人工透析の設備などが実現しなくなるのではないかといった不安や心配が広がっていくのですが、整備計画の今後の見通しと、いかにして市民が望んでいる命と健康を守るとりでの市立病院に整備をしていくのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

子供の数が減り続けているにもかかわらず、保育所に入所を希望する人がふえています。女性の社会参加が進んだからといえば格好よく聞こえますが、現実には母子家庭の増加や子供を預けてでも働かなければ家計がやりくりできないといった厳しい経済情勢も背景になっていると思われます。都市部では、保育所に入れないう待機児童が増大し、大きな社会問題になっていることが報道されてきましたが、寒河江市ではそんなことはないだろうと思っていました。

ところが、厚生労働省がその対策として入所定員を125%まで広げてもよいという緩和措置をとったことで、寒河江市においても保育所への入所希望者が一気にふえることとなりました。その結果、希望する保育所に入れないう、急遽職員室を保育室にするなどさまざまな弊害が起きたりもしました。さらに施設を改善しないままに入所定員だけをふやすというのでは、子供たちにとっても保育士にとっても好ましい環境とは言えません。

これまで寒河江市では、保護者のニーズにこたえて延長保育や障害児保育、一時預かり保育など子育て支援に力を入れてきたことは周知のとおりです。今議会にはたかまつ保育所を増改築して定員を60名から90名に改める、さらに乳幼児保育を実施する提案がされていますが、その経過と内容についてお伺いいたします。その際、民間の乳幼児施設との競合が問題になるのではないかと心配されますが、どのように考えておられるのか伺います。

ところで、寒河江市が子育て支援に力を入れ、新たな展開をしようとしている矢先、平成16年度予算から保育所運営に出されていた国県の負担金がなくされてしまいました。このことは、寒河江市のみならずこの自治体の保育運営にとっても大変な痛手だと思います。これまで国は、保護者が自分の希望する保育所を選べるように、措置制度を廃止し、保育所と保護者が自由に契約できるようにしました。選びやすくなったという反面、国の責任をなくしていこうとするのが目的です。小泉内閣の三位一体の改革は、教育や福祉に大なたを振るい、国からの予算を削減しています。

寒河江市の平成16年度予算には、国からの地方交付税が前年度より6.6%削減され、交付税の肩がわりとして認められてきた臨時財政対策債も大幅に抑制されるなど、大変厳しい状況となっています。それに輪をかけて今年度から保育所運営費として国県から出されていた負担金1億円がカットされるなど大変厳しい状況になっております。

国は財政難を理由に、次々と地方への財源の切り捨てをしてきていますが、寒河江市がこれまで築いてきた保育行政を守りつつ、さらに充実した保育をしていくために、どのようなことを考えておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

一つには、国や県からの運営費が削減されて、市単独の持ち出しが多くなれば保育料にはね返ることになるのではないかと尋ねいたします。

二つ、厚生労働省が保育所待機児童の緩和措置として125%までの入所を認めていますが、施設を改善しないまま定員オーバーの子供を保育することは、子供たちの心身にとっても保育所の職場環境としても好ましいものではありません。老朽化、あるいは狭くなった施設の改善をどのようにしていくのかお尋ねいたします。

三つ目に、合併協議会素案によれば、1市2町の保育料に大きな開きがあり、当面はそのままの状態で推移するとしていますが、その後の見通しはどうか。寒河江市に合わせるとなると大幅な値上げになるのではないかとお尋ねいたします。

以上、お尋ねをいたしまして第1問といたします。市長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、市立病院の医師確保についてお答え申し上げます。

市立病院については、昭和25年に22床の寒河江町外2カ村国民健康保険団体連合会病院として開設されて以来50有余年を数え、その時代時代の医療需要にこたえるために、診療機能や診療体制の整備が図られてきたところでございます。昭和48年には現在地に病院を新築し、寒河江市立病院と名称を変更し、60床の病院として再スタートを切りましたが、経営不振の状態が続いたことから、昭和62年に病院整備計画を策定いたしまして、平成元年から平成4年にかけて増改築工事を実施し、平成4年からは160床の病院として診療を開始しました。

増改築前の平成元年度の受診者数は6万5,000人でしたが、平成14年度の受診者数は14万8,000人と2.3倍にふえるなど、増改築後の市立病院は市民の皆様方の御理解や診療スタッフの努力などにより、地域医療を担う存在になってきたと感じているところでございます。こうした中で、診療体制の牽引者である医師の確保、特に常勤医師を確保することは難しく、常に大きな課題でありました。幸いにも昭和48年に開設された山形大学医学部の協力と理解を得られる環境が平成に入るころに整いつつあり、平成3年に第二内科教授を退官された故石川 誠先生が院長に就任されるなど、寒河江市の強い要請にこたえ、現在の派遣の仕組みが定着し、その後市の要請により徐々に増員が図られ、10名を超える常勤医師体制を確立してきたところでございます。

現在の佐藤院長については、故石川院長の後を受けて平成5年7月に院長に就任以来、増改築後の診療機能及び経営基盤の構築に全力を傾注し、市立病院を今日の姿まで育て上げていただいたことについて深く感謝しているところでございます。佐藤院長は、残念ながら独立開業のために退職なされるとのことでございます。院長退職に係る医師の確保等については、1月中に数度山形大学医学部を訪問し、要請活動を行ってきたところ、平成16年度中には確保できる感触を得ているところでございます。

それから、新たな臨床研修制度の実施に伴う影響があるかどうかということでございます。新たな臨床研修制度は、医師が医師としての基盤形成の時期に患者を全人的に診ることができる能力などを修得するために、卒業後2年間の臨床研修を義務づけるもので、医師の専門分化の進み過ぎを反省し、プライマリーケア、初期的な全人的診療でございますが、の重要性の再認識と、医師の人格的涵養などが目的とされているようでございます。平成12年の医師法の改正などを経まして、平成16年、今年4月1日から実施されるものでございます。

この新たな臨床研修の義務化は、大学の医学部による関連病院からの医師引き揚げや派遣停止などをもたらし、ひいては地域の医療機関の診療体制に支障を生ずるという指摘や報道がなされているところであります。山形大学医学部においても新たな臨床研修制度の実施に伴うさまざまな課題はあるものと思われませんが、これまで市立病院の医師に関して引き揚げや派遣停止などの申し出はなく、今のところ市立病院の診療体制に直接的な影響はないと感じているところでございます。

医師確保の今後の見通しについてでございますが、今申しあげましたとおり、新たな臨床研修制度の発足による2年間の空白など、医師確保はますます困難の度合いが増すものと思われませんが、高齢社会の到来による疾病構造の変化などにより、市立病院の診療機能の充実は一段と強く求められておりますので、その根幹となる医師の確保のために山形大学への要請を初め、さまざまな手だてを講じてまいりたいと考えているところでございます。

それから、任意合併協議会の協定素案とのかかわりの御質問がございました。

確かに西川町、朝日町においても自治体病院は地域住民の健康で安心な生活に大きく寄与しているものと思われ、住民にとって合併を判断する上で病院の取扱いには大きな課題となるものと認識しております。そこで、合併に当たったの病院の取扱いについては、任意合併協議会における協議の前に、1市2町の首長と院長による協議も行ったところでございます。

申しあげるまでもなく、自治体病院は地方公営企業法が一部適用され、その運営に要する経費は病院の経営に伴う収入

をもって充てなければならぬと規定されており、経営の基本原則として常に企業の経済性を発揮しなければならないものでございます。自治体病院が大幅な赤字を抱えれば、病院の廃止という事態を招き、地域医療に大きな影響を及ぼすことになりかねないということもございます。このことから、病院の運営に当たっては、常に収支のバランスのとれた健全経営を目指していかなければならないものでございます。

御質問の、調整はどのような方向を示しているのかということでございますけれども、御案内かと思えますけれども、任意合併協議会における調整方針としましては、これらのことを踏まえ、市立病院、町立病院、診療所については当面現行のとおり新市に引き継ぐ、また住民が安心して診療を受けられるよう地域医療体制の充実を図る、高齢化の進展や地域の実情を考慮し、病院の健全経営を踏まえた運営に係る長期計画を合併後速やかに策定するとしたところでございます。したがって、1市2町の現存する病院は、当面現行のとおりとしながらも、合併後において地域の実情を考慮しつつ、病院の健全経営を踏まえた長期計画を策定することとしたものでございます。

それから、病院の整備計画についてのお尋ねもございました。

ただいま申しあげましたとおり、現在の市立病院の施設と診療体制の基本的な枠組みは、平成4年度に整い、その後逐次整備を図り、今日に至っているものでございます。

特にここ数年は、現代の医療のレベルアップに不可欠な医療機器などの充実を主眼に整備を進めてきたところでございます。平成11年度のMRIやヘリカルCT、翌12年度の乳房エックス線撮影装置は、診療各科における画像診断で著しい効果を上げてまいりましたし、脳卒中の予防検診、乳がん検診など検診事業にも広く活用されております。また、平成13年、オーダリングシステムを含む医療情報システムの構築については、迅速なデータ伝達により、診療後の待ち時間の短縮や検査結果のスピーディーな伝達と蓄積、入院や食事に関する指示伝達や集計等々に効果を発揮いたしまして、医療サービスの向上や病院業務の効率化が図られておるところでございます。今年度については、エックス線テレビシステムを更新しましたが、これは診療・治療の向上に大きな役割を果たしているところでございます。

また、ソフト面に関しましては、医療法改正に伴う病床区分変更の検討に際し、今後の医療需要や病床利用のあり方などについて研究、整理を行うとともに、当面は一般病床を選択する結論を得まして届け出を行ったところでございます。

市立病院では、昭和48年に竣工した管理棟など旧館部分が30年を経過し、老朽化やスペースの狭さなど施設面での課題を抱えていますし、急速な高齢社会の到来による疾病構造の変化などへの対応や、診療科の新設などの要望が寄せられているところでございます。

一方、年々増大する医療費抑制策としての診療報酬の引き下げなど、病院経営を取り巻く環境も一段と厳しさを増しているところでございます。

これらのことから、平成15年、昨年11月26日に開催されました全員協議会において、第4次寒河江市振興計画・実施計画を提示し、市立病院の整備については平成17年度に基本計画を策定し、平成18年度に基本設計を実施することとしたところでございます。しかし、医療を取り巻く環境が流動的であることや、国の三位一体改革による地方交付税などの大幅な減額などによりまして、極めて厳しい財政状況に陥るなど自治体を取り巻く環境も激変しており、考慮すべき諸条件を踏まえながら、今後の方向を考えなければならないと思っているところでございます。

次に、保育行政の何点かの御質問がございました。お答えいたします。

本市では、寒河江子どもプランに基づいて、安心して子供を産み育てられる社会基盤を確立するため、保育サービスの充実を初め、子育て世代の安心づくりにつながる多くの施策を推進してまいりました。

このような中で、乳児保育の実施、充実は本市の保育行政の課題であり懸案事項でございました。乳児保育は、市民の要請はもとより議会においても質問をいただき議論されてきたところであり、1・2歳児の低年齢児の保育児童数の状況から、既存の保育施設のままの乳児保育の実施は難しいと判断いたしまして見送ってきた経緯があることは御承知かと思います。

しかし、昭和46年から主に本市の西部地区の幼児教育に貢献されてきた高松幼稚園が16年3月末、今月末をもって閉園されることに伴う保育需要の増加に対応するために、この16年度の当初予算に国の補助制度を活用し、たかまつ保育所の

保育室などの増築とあわせ、既存施設の大規模改修に要する費用を計上したところでございます。

この際、これまで課題とされてきました1・2歳児の保育室と乳児保育室の独立化が可能であり、それぞれの安全な保育環境を整え、乳児保育を実施することとしたものでございます。乳児の保育定員は5名を予定しており、産休明けの2カ月児からの受け入れを予定しております。

次に、乳児保育実施に伴う認可外保育施設の関係でございますが、本市ではこれまでも認可保育所である市立保育所が、公共サービス機関としての役割と市民の多様化するニーズにこたえられる保育サービスの提供を使命に、保育サービスの充実とともに待機児童を出さない保育児童の受け入れに努めてきたところでございます。子育て世代が、安心して子供を産み育てられる環境づくりは行政の重要な課題であり、乳児保育の実施は安心づくりの器の拡大につながるものと考えております。

次に、公立保育所の運営費の一般財源化に伴う保育料の質問がございました。

御指摘のように、三位一体の関係でそういう問題が出てきたわけでございますが、国県支出金の減少額は1億2,500万円程度と試算しております。厳しい本市の財政環境に追い打ちをかけるような三位一体改革でありましたが、16年度の予算は自主財源の有効な活用とやりくりにより編成いたしましたところであり、保育所運営に関する予算については、乳児保育の実施や延長保育の拡大など保育サービスの充実を図ったところでありますし、保育料についてもこれまでと同様の保育料額を見込んでおり、現行の保育料の設定を変える考えはありません。

それから、施設改修の御質問もございました。

国では、保育所の入所待機児童の解消を図るべく、施設整備につきましても待機児童の多い市町村に対して優先的に枠配分する傾向にありますが、本市ではたかまつ保育所の増改築の必要性を強く要望し、国に補助採択をお願いしているところでございます。したがって、今後の計画に当たりますと、本市の保育需要の状況や国の動向を見きわめ、施設の大規模改修も含めて検討計画していく必要があると考えており、次の施設改修等の計画は立てていないところでございます。

それから、合併協定素案との関係での保育料の問題でございます。

御案内かと思いますが、任意合併協議会において保育事業について協議され、保育施設については西川町と朝日町において保育園という名称を使用しているものを、合併時に児童福祉法に規定する保育所という名称に統一いたしまして、新市に引き継ぐこととしたところでございます。

保育料の基本的な考えであります。国が定める徴収基準に従って定めるのが望ましいということでもありますけれども、そうした場合、これまでの保育料に比較して保護者の負担が高くなり、保育の目的を達成できなくなるのではないかとということで、現在、1市2町とも国の徴収基準を参考に、段階区分や額を変更して保育料を決めているところでございます。

現在の保育料は、国の徴収基準に対しておおむね65%から90%程度になっておりますが、1市2町の間で段階区分や額にばらつきがございます。新市の保育料を現在の寒河江市の保育料に合わせた場合、段階区分によっては西川町及び朝日町では現在の保育料より高くなる場合もありますし、低くなる場合もございます。しかし、最高額で比較すれば、その間差額は西川町では2万2,800円、朝日町では1万8,000円となるとところでございます。

このような1市2町の保育料の現状を踏まえ、保育料の統一により料金が一気に上がる場合は保護者の負担が大きくなることから、合併後すぐに同一の保育料を適用することは難しく、合併年度を含めた3年間は旧市町の保育料の例によることとしたところであります。3年間という期間は既に入所している方について極力影響を及ぼさないよう配慮したところでございます。

その後の保育料の御質問になりますが、3年経過後の保育料につきましては、国の基準を参考に新市において十分検討し、統一した保育料を策定することにいたしました。したがって、その後の見通しとは合併後の新市において統一した保育料を定めるものでございます。保育料のほかに保育料の軽減措置についても協議がなされ、最も内容が充実している寒河江市の例により、合併時に統合することとしたところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 第1問に答弁いただきまして、ありがとうございました。

医師の確保についての質問をしたのでしたけれども、この中で、病院長のかわりの先生は見つかったのかという質問に対しては、16年度中に確保できる見通しだというようなことがあったわけですが、16年度中といいますと、4月から来年3月までであるわけですね。この中でいつころの時期なのか、そのことをはっきりしていただきたいというふうに思います。

それから、昨年、市立病院の医師で開業した先生が1人、2人ぐらいですか、1人は確実にいらっしゃるわけですが、その退職した先生の後がまといいますか、また補充されているのかどうかお聞きをしたいと思います。医師不足というのは本当に深刻な状況だというふうに言われておりますけれども、医師を確保するために大学病院に研究費を持っていくとか、あるいはそういう医局には頼らないで公募で医師の募集をすとか、さまざまな手を打ちながら医師探しをしているようですが、市長は山大への要請を初め、さまざまな手だてをとっているということをおっしゃいましたけれども、具体的にはどのような手だてをとっておられるのか。そしてその見通しはあるのかどうか再度お聞きをしたいと思います。

それから、合併素案の中の調整というのがどういうふうな方向で調整されるのかということをお聞きしたのでしたけれども、それは合併してみたら財政的にどのような状況になるか、収支のバランスなんかを見ながらというようなことがあったわけですが、一つここで問題になるのは、合併をすれば一つの自治体となるわけですが、当面は三つの旧市町に病院を残していくというふうに言われておりますけれども、この三つの病院が当面ということでありましても、合併した後の協議によってこの三つの自治体に置かれていた病院がそのまま存続できるのか、国としてそういうことが認められるのかどうか。

今、国で進めているのは、こういう公立病院なんかできるだけなくしていくと、財政削減のためにこの合併というのは進めているわけですので、そのことを考えれば、一つの市に、人口規模も余り多くない1市2町の新しい市の中に、三つの病院を置くということは認められないのではないかと、そういうふうな感じがするわけです。そうしますと、やはり一つの機関の病院を置いて、あとは診療所、または診療所だったところは廃止をするというふうな方向に向かっているかざるを得ないのではないかと、そういう感じがするわけですが、そういうところを今のところ合併後に協議をするということではかかれているわけですね。

しかし、西川町の合併の座談会の中の話なんかをまとめたものをちょっと見る機会があったのですが、その中で住民たちが非常に心配しているのは、合併した後病院がなくなるのではないかと、診療所がなくなるのではないかと、寒河江ばかりがよくなるのではないかと、そういう非常に不安を持っているわけですね。ですから、住民にそれを判断させるということになっているわけですので、住民に合併をした方がいいのか、しない方がいいのかという判断をさせる材料としても、合併をすればこうなるんですよ、合併しなければこういう状態ですよという、病院についても非常にそういう本当のことを言えば住民ががっかりするのではないかと、そういうふうな不安、心配なんかもあるのだらうと思いますけれども、包み隠さず合併すればこういうところはよくなるけれどもこういうところは不便になるんですよ、うまくなくなるんですよというようなことを正直に示すべきだというふうに私は思います。

でなければ、何だかわからないままに合併をしてしまって、その合併した後に病院はなくなる、何はなくなるというふうなことで、住民にとってはそういうふうになればだまされたというような感情を抱いて、どこまでもしこりが残ってしまうのではないかと、そういうふうに思います。そういうことは、寒河江市が昭和の大合併で合併をした後に住民感情がいつまでもそういううまくない状態が残ったということでも証明されているわけです。

ですから、そういうことは明らかにしていって、住民の判断に任せるべきだと、住民がそういうアンケートをとったりなんかすればまずいのではないかと、そういうふうなお話もありましたけれども、やはり私は自分たちの住む町というものは自分たちでどうするかということを決断すべきだというふうに思います。議員たちが住民の代表だから、議員たちで決めて



いいというものではないと私は思います。

ですから、そういうメリットやデメリットも正直に出して、先ほどの市長の伊藤議員への答弁で、1市2町の財政規模ですとか、1人当たりの借金額ですとか、資産額ですとか、そういうものが出されたわけですが、そういうものと一緒にこういう合併した後の姿はどうなるのかというようなことははっきりと示すべきだと私は思います。

それから、病院整備計画の中の需要調査、これは15年度にするというふうになっていたわけですが、これを実施したのかしないのかということは答弁がありませんでしたが、先ほどの市長の答弁によりますと、なかなか計画どおりにはいかないようだというようなお話だったわけですが、やはりこういうことも将来この基本計画がどういうふうな計画になっていくのかというような、おくれていくという理由なんかもちょうと示すべきだというふうに私は思います。

そしてまた、合併によって整備計画が変更されるということもあり得るというような感触に私はとらえたわけですが、そういうこともあるのでしょうか。

それから、保育所問題についてですけれども、たかまつ保育所が増改築をされると、その経過なんかもお話しされたわけですが、高松幼稚園ですか、あそこの私立の幼稚園がなくなるからその増加を見込んで定員をふやすのだというようなことがあったわけですが、需要はそれだけ見込めるのかどうかということもあるんですが、その点はいかがでしょう。

それから、乳児保育を始めるということがあったわけですが、そのことについて、乳児保育を始める、それから16年度から寒河江市の全部の保育所で朝7時から夕方7時までの延長保育をするということがあったわけですが、このことについて民間の幼児施設、幼児を預かっている施設に対して話し合いが持たれたのかということもお聞きをいたしました。

これは、話し合いがなかったというふうに私は聞いているんですけども、今までこういうことで市立の保育所と民間の幼児施設との間にいろいろあつれきがあったわけですね。けれども、これまでの民間と市立の幼児施設との間で行われてきたということは、公立でできないことは民間ですというような補い合った子育てをしてきたという関係があるわけです。でも、少子化が進むにつれて、民間の幼児施設に子供が入ってこなくなったというようなことがありまして、子供の奪い合いになったという経過があるんです。

ですから、民間と行政がお互いに共存して子育てをしていくという立場を尊重して、そういう問題の解決のために寒河江市幼児教育連絡協議会というものをつくられたのですが、これが当初の目的から趣旨が変わりまして、今は事務局が教育委員会に置かれて、研修を目的とする会になったということなんです。

私は、民間と行政レベルのそういう子育てに関するさまざまなトラブルが発生することを防ぐために、そういう幼児教育連絡協議会というものをただの研修の目的の会というのではなくて、民間の経営者からもさまざまな悩みを聞いたり、また、子育てに対する考え方なんかを聞いたりするような、そういう調整の場にしていくべきではないかと、平成14年12月議会でも私申しあげたのですが、15年12月議会でもこれと同じことを遠藤聖作議員が取り上げております。

遠藤議員は、そういうちゃんとした会議を持つのが大変なのであれば、民間の業者のところに訪ねて行って、困っていることとか悩んでいることとか生の声を聞くべきだと、そしてそういうことを17年度に作成する幼児教育の子どもプランですか、その行動計画にそれを生かして行ってほしいというようなことを言っているんですけども、今回のたかまつ保育所の乳幼児の受け入れ、延長保育、そういうことについては何の話し合いもなされていなかったというようなことがあるんですけども、そういうことでは共通の認識に立てないのではないかと、かえってトラブルをまた発生させるのではないかと私は心配するわけです。

ですから、行政は行政の責任としてそれをやるんだから、あなたたちはあなたたちで努力をなさいというような考え方では、これはまずいのではないかと私は思うんです。これまでもずっと子育てに対して営利を目的というばかりではなくて、やはり子供たちをどう育てていけばいいか、そして市民のニーズをどうとらえて保育をしていってほしいかというようなことでやってきたわけですから、そういう幼児教育は共同の事業だという立場に立ってそういう話し合いの場を持つべきではないかと私は考えておりますけれども、市長の考え方をお尋ねいたします。

それから、今後の保育所の運営のことなんですけれども、国の補助金、負担金が一般財源化されたということによりま

して、保育所への財政の手当てがなくなったわけですね。ですから、今年度はやりくりをして予算を組んだという市長のお話でしたけれども、来年度以降、一般財源からこの手当てを入れて今までどおりの保育がやっていけるのかをどうか。また、保育水準を下げないで、保育料を上げないでそういうことがやっていけるかどうかということをもう一度お聞きをしたいというふうに思います。

以上で、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 答弁申し上げます。

院長の後任というようなことにつきましては、十分山大の方とも話し合っておるところでございますので、院長がおやめになったならば、その後任は任命しなくてはならないと、このように思っております。

それから、合併関係につきましては、こういう御案内のように、合併協定素案、これ1冊にまとめたやつですけれども、これまで第7号まで全部出しておるわけでございますが、ですからお互いに協議したことはあのとおりでございますから、それ以外のことはお互いにやったことでございますから、市長がどうのこうのと今言うことはできないわけでございますが、お互い詳しくこれ以上のものはないと私は思っております、お互いもう1市2町間で、そしてまた村山総合支庁長も入ってまとめたやつでございますから、これを見ればどのように考えているかということは議員だって十分おわかりのことかと思えます。ですから、これ以上のものをどうのこうの、どうするんだと言われましても、お互いに一緒になって決めたことですから、私だけ云々するというわけにはまいらないと、こういうことでございます。

それから、病院とか診療所なくなるのではないかと、こういうようなことを言っておりますけれども、ここに書いてあるとおりでございますから。勝手にそういうふうには想像しないでください。

それから、包み隠さず示すと、こういうような話でございますけれども、包み隠さずなどしておりません。全部はつきり書いておりますから。協議書に詳細にまとめてありますからそのとおりでございます。ただ、町当局がどのような説明したかは私はわかりませんが、これに沿って説明なされているのではないかなと思っておりますけれども、協議書とそれから町独自の自立の道というようなこと、二つ出しておるようでございますから、そういう関係でどのような説明したかは私も存じあげませんが、少なくとも協議したことはこれに沿ってこれまでやっていこうと、そして法定協議会に移行したならばこれをベースにしてまた協議すると、こういうことになっておるわけでございますから、はっきり示しておりますから。

それから、医療調査、さっきも私も第1問で触れましたけれども、なお詳細については担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、整備計画でございますけれども、これも先ほども答弁申し上げておりました、あるいは実施計画にも書いてありますから、あのとおりでございますが、何も隠しているわけではございませんし、実態はこうなんだと先ほど答弁したとおりでございます。

それから、たかまつ保育所の問題でございますけれども、需要があるのかどうかと、あるいは乳幼児の問題とか、保育所どうするかとか、あるいは延長保育とか、これにつきましても保育の待機者を出さないようにしてくださいとか、あるいは乳児保育も必要ではないかとか、あるいは延長保育もこういう時代になって必要ではないかと、皆さんの方でも大分声を出して言ったのだらうと思えます。ですからこうやっておるわけでございますが、それをやったことが何かおかしいみたいなことを言われますと、本当におかしいかと、話おかしいと、すりかえられてはとても困ります。

それから、民間との話し合いはこれは十分やっていると思えます。事務担当レベルでやっておると、このように思えます。幼児教育連絡協議会等でこれらもやっておると思いますが、なおつけ加えることがあるのだったら担当の方から申し上げます。それで、民間とのトラブルなんていうことを起こさないように連携協調してまいるといふ姿勢は、これは当然でございます。

それから、保育料の問題につきましても、合併した場合はこれによると、こういうことを書いてありますし、先ほど、では寒河江市だけではどうなるというようなことにつきましては1問で答弁したとおりでございます。以上です。

佐竹敬一議長 病院事務長。

那須義行病院事務長 それでは、医療需要調査についてお答えします。

この調査は、市立病院の主な診療圏であります寒河江・西村山1市4町を対象にして、各市町の国保の協力を得て、病院で診療を受ける患者数の推計などについて行いました。なお、精神科と歯科については除いてもらっております。

調査の結果の概要を報告いたしますと、1市4町の病院患者数の推計は、1日当たり2,310人です。それで、これを疾患別に見ますと、高血圧などの循環器系については21%、それからがんなどの新生物系、これが13%、糖尿病などの内分泌系、これが12%、それから腰痛など筋骨格系については10%、その他が44%というような形になっております。

それから、これらの利用している病院の割合ですけれども、県立河北病院が28%、寒河江市立病院が23%、朝日町立病院が12%、それから西川町立病院が9%、それから地区外といいますが、主に山形市になろうかと思っておりますけれども、これが28%となっております。

それから、今後の患者数の動向ですけれども、5年後は2,320人、それから10年後は今と同じ2,310人というふうになっておまして、1市4町の人口は10年で減少するわけですが、高齢化の進展などがありますので、患者数はここ10年ほとんど変わらないというような結果になっております。

これは、あくまで国保のデータをもとに推計を行った数字でありますので、あくまでも推計によりますが、こういう結果になっております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 私、2問目で一つの自治体に三つの公立病院があるということは、それは国の方で認めるのかどうかということをお聞きしたところでした。それについては答えなかったわけですが、この合併協定素案の中にすべてのことが書いてあるから、それを見ればわかるのではないかと市長はおっしゃいましたけれども、この合併協定素案の中には合併後に協議するということが非常に多くて、合併したらどうなるんだということが不透明でわからないんですね。

ですから、主要なもの、例えば病院であるとか、保育所であるとか、住民が本当に必要としているものについてどうなるのかわからないというので皆さんは不安に思って、この後どうなるんだろうということを心配しているわけですね。ですから、それに対して合併してみてそれからでないだめなんだということではおかしいのではないかと私は申しあげているところです。

それから、たかまつ保育所の乳児保育、それから延長保育につきましても、私たちは何もこのことをしたことを非難しているわけでも何でもなくて、私たちも市民の要望に沿って乳児保育をすべきであるというようなこととか、時間の延長をすべきでないかというようなことは議会の中でも取り上げてまいりました。ですから、やっと乳児保育も実現できたなということを私は喜んでいるところです。これを何も反対のようにとられている市長の方が、私はむしろおかしいんだというふうに思っております。

私が心配しているのは、民間の業者との競合がトラブルの原因になるのではないかとということで、そのトラブルが生じないように話し合いをすべきではないかということをお聞きをしております。そういうことを市長、御理解いただきたいと思っております。

それから、市立病院の整備計画についてですが、これは実施計画にのっているとおりだと市長おっしゃいましたけれども、この予定どおりに行くのかどうか、そういうことはどうなんですか。15年度にこの需要調査をして、そして16年度には機能調査をするというようなことですが、この予定どおりに行くのかどうかということももう一度お聞きをしたいと思っております。

それから、今、市立病院の東側に駐車場をしているところがあるんですが、これは土地開発公社が先行取得をしている場所なんですけれども、これは、目的はどういうことに使うということで先行取得をされているのか。そして、これは整備計画とどのような関係があるのかお聞きをしたいと思っております。

それから、これは要望として申しあげておきたいのですが、今、医療費なんかも高くなっておりまして、患者が病院に行くのもなかなか大変な時代になっております。ですから、この医療費を幾らかでも負担を少なくするという意味から、この議会でも取り上げてまいりましたけれども、病院の薬、後発医薬品というのがあるわけですが、これをできるだけ多く取り入れてほしいというようなことをこれまでも何回か申しあげてまいりました。

病院の方でもいろいろ検討委員会といいますか、そういうものを設けて、その中で議論をして、少しずつ取り入れる品目もふえてきているように思いますけれども、これを取り入れるにもやはりお医者さんたちの考え方もあって、なかなか難しいということもあるんだろうと思いますけれども、市民病院として市民が本当に安心してかかれる病院にするためにも、ぜひこの医療費の軽減のために後発医薬品、これを多く取り入れてほしいなということを、また病院の中で検討していただきたいということを要望申しあげます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 病院がどうなるのか、診療所がどうなるのかと、国の圧力で廃止されるのではないかと、こういうような御懸念のようでございますけれども、こういうことはあくまでも自治体同士で決めることございまして、自治体の権限内といいますか、自治体の考え方で決定することございまして、国がどうのこうのというようなものではないと、このように思っておりますし、合併した後につきましてはこの協定書の中で述べておるとおりでございます。

それから、合併してからどうなるかというのも、何回も言うようですけども、協定書で書いてありますから、それが合併後の姿ということにまずはなるわけございまして、でも、正確にはこれは法定協議会に移って議論し、そしてまた正式に合併してから協議しなくてはならないところの問題等もそれは当然出てくると、こういうことでございます。

それから、病院計画でございますけれども、実施計画に、16、17にのせておりますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、非常に財政状況云々というものが変化してきておりますので、ですから実施計画にあのとおり計上しましたけれども、あの辺もこれは動くという可能性だってこれはあるということを1問でも申しあげて、そういう含みを持たせて1問で答弁しておるといってございまして。

それから、駐車場云々のことでございますけれども、病院計画の中でいろいろ今後議論して利活用してまいりたいと、このように思っております。以上です。

## 高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、12番高橋勝文議員。

〔12番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 質問に入る前に、今回、我ら寒河江市長が県の市長会の会長になったということで、喜んでおることをまずもって申し伝えておきます。皆さんとともに喜びたいと、このように思っております。

それでは、通告5番、6番につきまして以下質問をいたしますので、市長の前向きな答弁を期待申しあげます。

通告5の農業振興の から、質問をいたします。

日本一のさくらんぼの里さがえを、不動のものにするためのさくらんぼ輸出につきまして伺います。

近年のアジア諸国などの経済発展に伴う所得などの向上により、高品質の国産農林水産物の輸出には絶好の機会ととらえ、国におきましては輸出に伴う新規拡充事業が展開されるようであります。中でも日本産ブランド輸出促進事業につきましては、アジア諸国を中心に日本産ブランドの生産者団体などが行う輸出促進活動を支援する事業で、WTO交渉やFAOなどを通じた貿易自由化において、守るという姿勢から攻めるという姿勢への意識転換、現実として輸出促進に意欲的な都道府県が協議会を結成し、さらなる取り組みの強化を目指し、活発な動きになっているようであります。

現在、JAさがえ西村山のさくらんぼ部会の下部組織であります地域ごとのさくらんぼ栽培者の総会が開催されております。平成16年度のメインタイトルは「みんなで目指そうさくらんぼ販売日本一」であるようです。販売金額16億5,000万円の目標で、安全・安心の生産体制、物流事情に即した集荷体制、市場の方々も出席しましてのさくらんぼ生産販売に対する生産者の意識改革の醸成、講演は過去に類を見ないほどの活気満ちあふれる内容と聞いております。

本市におけるさくらんぼ栽培は、施設化が年々拡大され、安定生産や食味の向上、日もちのする品種への更新、流通の簡素化など生産、販売体制の確立がなされるまでに至ってまいりました。市長が市政を担当した当初からこだわってまいりました「日本一のさくらんぼの里さがえ」も名実ともに花が咲こうとしております。その名声を限りなく不動のものにするために、先んじてJAなどに声をかけ、一体となって、高品質で日もちのする厳選されたさくらんぼを輸出することはできないか提案するものであります。市長の御所見をお伺いいたします。

雨よけハウスの支援策につきまして、質問をいたします。

平成15年度9月の補正予算で、市長はさくらんぼにこだわる心意気から、雨よけハウスの支援策を打ち出し、議会において可決されました。希望しておりました農家の声を聞きますと、よく我々のために配慮してくれたと絶賛の声、そして声でありました。近年、あちこちで農業へのUターン、さらにはIターン者が本市でも見られます。厳しい財政状態にあることは承知しておりますが、雨よけハウスなどの設置に対する支援策を講じていただけないのかお伺いをいたします。

続きまして、通告6番、国保の現状と見通しにつきまして質問をいたします。

国民健康保険制度は、地域医療の確保と地域住民の健康保持・増進に極めて重要な役割を果たしたことは御案内のとおりであります。しかし、長引く景気の低迷、雇用構造の変化により、国保加入者が年々増加の傾向にある実態であります。また、被保険者の高齢化や医療技術の進歩など、さらには病院の経営視点による診断手法の見直しと相まって、医療給付費などが年々増加し、平成14年度におきまして診療報酬、薬価基準を引き下げたものの増加に歯どめがかからない現状であります。

当市においては、従来にも増して一次予防の推進や二次予防対策、そして税の収納率向上、さらには医療費の適正化対策などを講じてまいりましたものの、国保会計は綱渡りの現状にある実態であります。

過日、当局より提出されました3カ年の実施計画の保険給付費の年約1億円の増加の資料を見たとき、またもや国保税の改正が来るのではと一瞬感じ取ったところであります。案の定、平成16年度の予算では、16年3月末の基金保有額は約1億3,000万円であり、国保税の改正がなされると思っております。

国保税につきましては、平成14年度において国民健康保険という制度の趣旨にのっとり応能応益割を加味し、所得の少

ない方にも配慮した税制の改正がなされましたが、たったの2カ年間でさらに税の改正が余儀なくされているようであり  
ます。

16年度における国保運営につきまして、以下、質問をいたします。

国保税の基本的な考え方。

予算上におきましては、歳入歳出おのおの合計を33億 8,800万円と見込んで、国保税を15年度と比較して1億 5,000万円  
増加の計画であります。応能と応益の比率をどのように案分するのか基本的な考え方をお伺いいたします。

医療費の総額抑制を考える場合、不可欠なものが疾病予防概念区分での一次予防の取り組みであり、二次予防の施設  
対応と考えられます。

一次予防の取り組みについてであります。市で実施しているものと成人病センターで取り組んでいるもの、これらが  
重複しているものが多いと、このように感じております。よって、成人病センターと連携をさらに密にしながら、市民の  
目に見える活動をする一次予防の効果を上げる手法はないのかお伺いいたします。

二次予防についてであります。1日人間ドックでオプション検査とされております例えば乳がんのマンモグラフィー、  
前立腺がんの腫瘍マーカー、そしてC型、B型肝炎につきまして、基本検査の項目として、市として取り組むことを考え  
ておりますがいかがでしょうか。

さらに、人間ドックの検査、診査の精度向上のために、専門の医師、例えば市立病院の医師によるマンパワー協力、こ  
れらが必要と思います。市立病院の医師に要請はできないのかお伺いをいたします。以上で第1問を終わります。



佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、農業振興の面でのさくらんぼ関係と、それからUターン者への雨よけ施設の支援の問題でございます。

私は、これまで地域資源としてのさくらんぼに着目し、他市に先駆けて、さくらんぼをまちづくりのシンボルとして、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてまいりました。

さくらんぼの生産拡大や品質向上に向けた生産振興策としましては、農家や生産者団体と一体となって100ヘクタールを超す転作田への新植を推進する一方、ハウス栽培などの施設化に対しても積極的に助成するとともに、市単独事業として雨よけハウスに対する助成をここ4年間で約10ヘクタール分を実施してまいりました。さらに、人工授粉機の導入や、ポリネーションなどの結実確保対策に対する助成の実施によりまして、寒河江は高品質でブランド力の高いさくらんぼ産地としての名声を確立してきたものと思っております。

また、さくらんぼは重要な観光資源でございます。農業経営に観光農業を組み入れ、収益性の向上を図るとともに、都市消費者との交流拡大を図るため、観光客の受け入れ拠点施設となるチェリーランド、さくらんぼ会館の建設や、市内4カ所のさくらんぼ管理センターの整備に対する支援を行ってきたところでございます。その結果、さくらんぼの観光客は年々増加し、経済効果は市全体に大きく波及しているものと思っております。

このように、行政と生産者、市民の一体となった努力の積み重ねによりまして、御案内のように、寒河江を日本一さくらんぼの里として全国にアピールできたものと自負しておりますし、市民もまたさくらんぼを誇りとしているのではないかと考えております。今では御指摘もありましたとおり、寒河江と言えばさくらんぼと言われるようになり、寒河江市全体の農業算出額91億円のうちさくらんぼは40億円と半数近く、約44%になりますが、占めるまでになってきており、本市農業の最大かつ最重要作物として、今後とも本市農業の牽引役となり続けるものと思っております。

しかし、さくらんぼも産地間競争の激化や生産者の高齢化、後継者不足などの課題を抱えていることから、地域営農の推進に向けた作業受託組織の育成や、収穫作業の分散化と高品質化、高収益確保を目指したハウス栽培の推進などについて引き続き支援してまいらなくてはならないと思っております。

さて、さくらんぼの輸出についてでございますけれども、県産果実の近年の輸出実績を見ますと、平成15年のリンゴが65トンと目立つ程度でございまして、その他ラ・フランス、ブドウは500キログラム以下、さくらんぼについては輸出実績がないようでございます。農林水産省におきましては、平成16年度新規事業として日本産ブランド輸出促進事業によりまして、生産者団体等が行う輸出促進活動の支援を行うとしているほか、山形県においてもことし11月に香港の百貨店で「YAMAGATA食品フェア」を開催する予定であると同っており、県産の農産物食品の輸出促進を後押しする動きが出てきているところでございます。

いずれにいたしましても、さくらんぼの輸出ということになりますと、生産者団体が判断することとなるわけですが、御案内のとおりさくらんぼは、御指摘もありましたけれども、傷みやすい果実でありますし、かなり高価な果実であることなど、輸出に当たっては課題も多く、全農山形県本部では、現段階ではさくらんぼの輸出は具体化しておらず、今後の検討課題とのことであり、また、さがえ西村山農協におきましても、まず国内市場における販売強化を重点的に推進していくとの考えのようでございます。市といたしましても、こうした生産者団体の意向を尊重しながら、将来さくらんぼを輸出するということが具体化してきた場合には、県や関係団体などと連携した取り組みなどについて検討していきたいと思っております。

次に、Uターン者に対するさくらんぼ雨よけハウスの支援についてでございます。

本市における新規就農者はここ5年間で31名であります。近年増加傾向にあり、Uターンして就農する方も多くおられます。これらの新規就農者について就農形態を見ますと、Uターン者、新規学卒者とも農業後継者として就農する方がほとんどでありまして、親の経営基盤を受け継ぐか、もしくは親と共同で農業経営に当たる場合が多く、全く新たに

農業経営を始めた農家以外からの新規参入者は2名のみでございます、いずれもすぐ収入を得られる野菜や花卉の施設園芸型農業であります。

Uターン、Iターン者のさくらんぼ雨よけハウスの整備に対する補助との御意見でございますが、本市の場合、親の経営基盤を受け継ぐ場合が多い就農形態から見て、Uターン者などだけを補助対象とするのは難しいところであるものと考えているところでございます。

また、さくらんぼ栽培は、新植してからある程度の収穫を見込めるまでには10年ほどの期間が必要でございます、高い栽培技術や経験も要求されるもので、新規就農者がすぐ取り組むのはなかなか困難であらうかと思われま。Uターン、Iターン者、新規学卒者にかかわらず、新規就農者は今後の地域農業を支える担い手となってもらわなければならない方々であり、県などとも連携しながら、栽培技術の習得や就農支援資金の活用などについて、総合的な支援育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、国民健康保険税の問題でございます。まず、税率改正に対する基本的な考え方の質問にお答え申し上げます。

前回の平成14年度の改正では、給付と負担の公平性から、応能応益割合を50対50に近づける平準化を行ったところであります。また、平準化により税の軽減制度が拡大するため、軽減割合及び軽減世帯数がふえ、低所得者層に配慮しながら、あわせて保険基盤安定制度を活用し、公費負担を増加させることで賦課総額の抑制を図ったものでございます。

しかしながら、その後、地方税法の改正が行われ、平成15年度以降の国保税が減収することになり、財源に大きな不足が生じることになっております。この改正内容といたしましては、保険税の所得割の算定に係る所得控除額が、市民税の課税に係る所得控除額と整合的なものに改められたもので、青色専従者給与等控除や、長期譲渡所得など特別控除が適用されることとなったものでございます。その結果、平成15年度の国保税は、前年比で約6,000万円の減収になるものと予想されたので、平成15年度当初予算では基金繰入金約8,000万円を計上し運営するという事態となっております。

このような状況に加えまして、先ほども話ございましたが、医療費等についても引き続き増加傾向にございます。特に、老人保健の受給年齢が75歳に引き上げられた結果、改正前までは老人保健へ移行していた被保険者がそのまま国保加入者となり、これらの前期高齢者数は2倍に増加している現状にございます。

前期高齢者の保険給付割合が9割給付、通常の場合は7割でございますけれども、保険給付割合が9割給付であることが医療費増加の大きな一因となっているところでもあります。加えて平成12年度発足の介護保険制度も定着してきており、国保から負担する介護納付金の額が年約20%の伸びとなっておりますが、この約半分を税で賄わなければならないことから、給付と負担のバランスがとれない状況になっております。御指摘ありましたとおり、保険税の減収や医療費等の増加に対し、活用されますところの給付基金につきましても、平成15年度末残高は約1億3,000万円となっております、このままの状況が続けばすぐ基金が底をつく状況にございます。以上のことを勘案して、平成16年度予算では、国保税の税率を見直すことを見込んで編成したところでございます。

国民健康保険税の基本的な考え方について質問に答えたわけでございますけれども、このように前回の税率改正の基本方針を堅持したいと考えておるわけでございまして、税率改正の基本的な考え方、前回の考え方を堅持したいと考えておるところでございます。具体的には応能応益の平準化、税の軽減制度による低所得者層への配慮、保険基盤安定制度活用による賦課総額の抑制、加えて中間所得者層への負担軽減を目指し、平成15年度より始めました保険者支援制度を活用することでさらに賦課総額を抑制しながら、単年度収支の均衡を目指したいという考えでございます。

ただし、具体的な案分率等につきましては慎重に設定する必要があり、国保税算定賦課資料が把握できる時点で設定いたしたく、6月定例議会を予定しておりますので、御了承お願いいたします。

次に、財団法人山形県成人病検査センターとの連携等々の問題でございます。

疾病予防には、病気にならないようにするための一次予防、早期発見・早期治療により早いうちに完治させる二次予防そして適切な治療による疾病の悪化や障害の進行を防止し、リハビリにより回復を目指す三次予防があることは御案内のとおりかと思います。

我が国は急速な高齢化の進展の中で、壮年期死亡の減少と痴呆や寝たきりにならない、いわゆる健康寿命の延伸を図る

ことが最重要課題となっておりますが、本市におきましても平成14年3月に健康増進の基本計画である健康さがえ21を策定しまして、疾病全体に占める割合が最も高い生活習慣病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を進めようとしているところでございます。

この基本計画に基づき、現在積極的に健康に関する情報提供を行うとともに、市民及び関係機関と協力しながら各種健康教室の開催や検診事業の充実に努めているところでありますが、中でも成人病検査センターは二次予防である検診事業実施のための最も重要な機関でありますので、毎年度事業の計画段階から終了後まで1日人間ドックを初め、各検診事業ごとに打ち合わせを行うなど連携を密にしながら実施してまいりました。

平成14年度における1日人間ドックの受診者数は5,673人で、国保事業として実施している1泊ドックの受診者数も78人となっており、本市の検診費用の助成もあり、着実に市民に定着し、医療費の抑制に役立っているものと思っております。

また、「スーパーダイエット教室」という名称で、センター及び寒河江市西村山郡医師会との共同事業として1泊2日の肥満予防教室を開催しており、検診と食事や運動の指導、その翌年度に生活改善のフォローアップ教室を行うなど、一次予防の分野の事業も実施しております。

このように緊密に連携を図っておりますが、今後さらに連携を強め、一体となって事業を推進するとともに、新たな事業についても検討しながら、より充実した検診体制となるよう努力してまいりたいと考えております。

それから、検査項目についてでございますが、1日人間ドックに関しては、基本健康審査の項目に加えまして、平成9年度からB型肝炎ウイルス検査を実施しており、平成13年度に腹部超音波検査と歯周病検診を、平成14年度にはC型肝炎ウイルス検査を新たに導入しております。また、国保事業の1泊ドックにおいては、15年度に前立腺がん検診、いわゆる腫瘍マーカーを新たに導入したところでございます。

単独検診につきましても、平成8年度以来骨粗鬆症検診、それから乳がん検診と項目の拡大に努め、13年度には希望者に対しマンモグラフィー検査も行っております。マンモグラフィーについては、平成16年度からこれまでの30歳代の希望者に加え、40歳代の受診者全員に実施するよう計画しているところでございます。

御質問の御趣旨は、これらの検診項目をすべて受診するようなシステムというようなお話ではないかなと思っておりますが、検診はその項目によりまして一生に一度受ければよいものや、各人によって受診の必要のないものもありますので、一律の実施でなく希望者に対する検診実施としているものでございます。

なお、各項目について検診の必要性を啓発するとともに、検査の結果、精密検査が必要となった方々の精検受診率の向上にも努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、市立病院の医師の成人病検査センターに対する協力体制についてでございますが、一部検診業務に協力をいただいております。現在はマンモグラフィー検査の写真的読影をお願いしているところでございます。新たな協力については、市立病院での多忙な勤務体制の中で難しい面もあるかと思っておりますが、今後の課題と考えております。以上です。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 答弁願ってありがとうございました。

それで、ちょっと私が聞いている部分と少し違う部分ありますので、再度お聞きいたします。

輸出のさくらんぼの関係でありますけれども、私も農協職員時代にカナダ向けの花弁、そしてロシア向けのリンゴということで担当した経験があります。その当時も今も同じだと思いますけれども、大体今までやってきた日本の農産物の、特にフルーツの部分での輸出につきましては、日本における市場価格の低迷の打開策の一環として、輸出に取り組んできたというのが過去の経過だと思っております。

さくらんぼの自給率も、平成13年度の場合に58%です。42%が輸入に頼っているという一つの実態、果実全体からいきましても自給率は67%、元年の場合。平成13年度では44%の実態であって、果実さえも完全な自給率 100%に至っていない。これらも実態であります。

しかしながら、今回、国で考えておるところの日本産の、そしていい品物、ブランドの輸出につきましては、今まで日本でやってきた数々のフルーツの輸出の考え方と全く違う体制での輸出振興策ということで、農水省では現在 3,509億円が農林水産物の輸出額、これを1兆円ぐらいに持っていこうという一つの動き、その中で考えられたのが日本産のブランド品の輸出支援事業だと、このように思っております。 よって、全く今までとは違うということで、市長は先ほど全農でも、それからJAさがえ西村山でも輸出する気持ちはないやのような答弁をなされました。私は、生産物を、玉をたがっているのは確かに生産者であって、その販売対策として対応するのが農協だというように私も理解して、当局でも関係機関の方に輸出についての動向などを聞いたと思っておりますけれども、私の調査の中では取り組んでみたいと、このような話を私聞いております。

その辺市長と若干違うと思っておりますけれども、これはだれが相手だかということで違うと思っておりますけれども、私の聞くとところによれば、今までの輸出の内容ではないんだと、新規のものであって、特にさくらんぼも日持ちのする、例えば品種的には紅秀峰などの品種も出てきたということで、それであれば、例えば輸出の相手国は東南アジアと、このように国でも言っていますし、私もその辺がよかろうとの考え方です。

一つ20年度までの国の事業でありますけれども、なるべく早く取り組んだ方が、日本一のさくらんぼの里さがえという一つのキャッチフレーズで今日までPR、そして寒河江4万4,000人市民が力強く全国に情報を発信して、その結果日本一のさくらんぼの里さがえと、このように私は、市長も頑張ったと思っておりますけれども、市民が頑張ったということで、その結果今日までその基盤が築かれてきたという中から、だれよりも早く、例えば東根の方で輸出していたけれども、それよりもどこよりも早く輸出の方向に、例えば受動的でもあれ能動的でもあれ、どちらでもいいんですけど、どこよりも早く輸出に取り組んだ方がよいのではなからうかと、このように思っております次第であります。

面積では確かに東根の420町歩、寒河江の380町歩ということで、面積的には負けておりますけれども、農協でも16億円強の販売金額を明年度目指して日本一の産地になるんだと、このようなことも各地区の、地域の生産組織の総会で強く農協の担当者が話している心意気を酌んで、だれよりも早く私は輸出に取り組んで、確かに相手国との食物貿易という食貿の課題もあると思っております。さまざまな課題あると思っておりますけれども、それを越して、だれよりも早く越して、それが寒河江のさくらんぼ日本一の不動の地位に結びつくと、このような視点で私は申しあげたつもりであります。

市長が聞いた相手方、私が聞いた相手方、違うと思っておりますけれども、私はそのように私が話した相手方は考えているんだと、確かに課題はありますよと、考えているんだと、このような話をしておったので、私もそうならばだれよりも早く積極的に行政でも話をかけて、声をかけてやらせる方法もあるのではなからうかと、このように考えておった次第であります。

平成14年度、私とそれから前議員でありました佐藤頼男さんが、中国の大連とそれから煙台というところでさくらんぼの視察に行っていました。大連では8,700ヘクタールのさくらんぼの栽培面積があるんだということで、山形県の約3倍強が一つの大連市にあるんです。輸出されれば日本の国も非常に打撃を受けるということで見に行ったのであり

ますけれども、まず当分は日本の国には中国からさくらんぼは輸入されることはなかろうと、このように確信を持ってきたところであります。

昔とは違うんだということで、私は昔から作物を選択する場合に北限の作物は植えるなど、それから軽いものを栽培しなさいと、そしてもう一つは期間が経過すれば腐れるものを選びなさいと、このような視点で元営農指導をしてまいりました。よって、それに合うのがさくらんぼだと、このように私思っていますので、一つ輸出の方に取り組んでもらえばさらに寒河江の名声が博し、さらに生産者の意欲も向上しながら、日本一のさくらんぼの名にふさわしい生産基盤ができるだろうと、このような考え方で申しあげた次第であります。

それから、施設化の関係でありますけれども、先ほど人数なども市長の方から申されました。31名とか、それから実態は2名とかさまざま話がなされまして、新植してから10年もかかるからなかなか支援するに課題があるのではなかろうかと、このような話と聞いておった中でありますけれども、先ほど紅秀峰という一つの品種を話しました中で、なかなか紅秀峰の栽培も今までの品種と混植しては栽培しにくいということが今わかってまいりました。ということは、紅秀峰はずっと後ほどの収穫に至るとということで、片方はもぎ終わり、片方は今から収穫ということで、混植というのは非常にしにくいというようなこと。

そして先ほど言ったように、私は輸出は紅秀峰を考えたというときに、このごろちらほらUターン者が見られているということで、31名ほどいと市長が答弁されましたけれども、そういう方々に今までのハウスと別個に紅秀峰などを栽培してもらって、それを輸出に向けるような一つの方向性を見出すことになれば、非常にさくらんぼの栽培面積も低下することなく、そして生産量も向上するのではなかろうかと、このような視点をもとらえて、Uターン、Iターン者の方にハウスの施設の今まで類を見なかった中での支援策を申しあげたわけであります。

非常に、新植してから確かに結実までは10年かかりますけれども、例えば四、五年のさくらんぼの紅秀峰が今後増植するために準備しておったという方も私はあるはずだと思っています。そういう方はすぐ転職して収穫にも結びつかれるという部分では、私は非常にTPOをとらえた一つの施策だと、このように判断するわけであります。一つ再考を期待したいと、このように思っております。

それから、国保の関係でありますけれども、基本的には応能応益を前回14年度の改正と同じように、大体5対5ぐらいの中で前回の改正を踏襲しながら、なおかつ軽減等も考慮しながらやっていくということで、私もその意見につきましては大賛成であります。しかしながら、平成16年度の一般会計の予算の中で、個人の税金につきましては、約8,300万円ほど減を前年度と比較して見込んでおるようであります。例えば、今回の16年度の国保税の歳入につきましては13億500万円ほど見ていると思っております。15年度は11億5,400万円だと、これは予算関係です。差額が1億5,100万円という数字になってまいります。

15年と16年の歳入の比率を計算しますと113.1%、13.1%の増加になると。よって、現行では所得割が6.6%、そして資産割は30%などとなっておりますけれども、すべてに113.1%、要するに1.131、これらを掛けていきますと、所得割では従来の6.6から7.5ぐらいになると。そして資産割も30%から単純計算で13.1%を掛けますと34%ぐらいになるということで、非常に保険税の負担が増額になるのではなかろうかと、このように判断します。

国保税は従来から目的税でありますので、給付と負担、これを考えていく必要があると、このように思う中でありますけれども、特に7割、5割、3割、これの軽減などを行きますと、前回10年度の国保案分率の中では応能割は実態では約59%ぐらいになっていて、減額を計算すると46.08%ということで、応能応益5対5と言いながらも、実質で言いますと減額するものだから5・5、例えば46.08になったり、市長がさっき言ったように5対5になるということで、もともと減額を加味しませんと約6割ぐらいが応能割になっていると、このように私資料を見ておるんです。

そんな中で、先ほど言ったように、約8,000万円ほどの個人の市民税について減ってくると、このような状況の中で相当応能の割合を高くしませんと、所得割のパーセントを高くしませんと、例えば現況6.6%になってまいりますけれども、それ以上高くしませんと5対5の応能応益の案分になってこないのではなかろうかと、このように思っておりますけれども、まだまだ5月になりませんと個人の税が確定しないという一つの状況でありますけれども、市長、大体で結構ですから、

5・5でありますけれども、大体所得について現況 6.6%でありますけれども、そうした資産割が30%でありますけれども、このくらいまでもっていかないと5・5にならないのではないかと、もしも試算あれば、頭で試算あればお答えお願いしたいと思っております。

それから、医療費の総額抑制の中で、一次予防と二次予防の質問をしましたがけれども、先ほど市長、B型肝炎については平成9年から実施していますよとか、それから私オプション検査でされておりましたところの乳がんのマンモグラフィは、きょう、新聞で出ましたのでわかりますけれども、例えば前立腺がんの腫瘍マーカーとか、それからC、B型の肝炎について基本検査の項目として主として取り組むべきと考えるかということで質問したのですけれども、例えばB型肝炎については9年から実施していますよというように私聞いたのですけれども、その辺私の聞き違いだかわかりませんから、もう1回答弁をお願いします。

そして、国保の中であるべく医療費の適正な支払いということで、レセプト点検なんかやっております、前年あたりまでですと0.25%の目標、正確に言うと、ちょっとお待ちください、目標財政効果率0.25などを、0.25という数字を0.35くらい上げていきたいんだと、このような話を聞いておりますけれども、レセプト点検も非常に重要な仕事だと思っております。例えば0.25から0.35まで上げるとしますと、0.1、この0.1というのは二、三万円のお金ではなくて何百万円という一つの金額になってくると私は推測をしています。よって、レセプト点検の、先ほど言ったパーセントを0.25から0.35まで目標を置いていると思いますけれども、それを例えば0.4とか、それぐらいに持っていくことにおいて医療費の総額抑制にもつながってくると、このように判断しますので、レセプト点検のさらなる重視を市長として考えていないのか質問をいたします。

それから、もう1点でありますけれども、保険証につきまして、今、カード化が国保以外の保険で使用されておる実態、国保も遠からずそのカードに来るのではなからうかと、このように推測をしております。市長も今、県の国保の副会長だと思っておりますけれども、その辺、カード化についていつころなるのかもわかればお答えをお願いしたいと、以上2問いたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 輸出は、全農とかあるいはJAはやる気持ちがないんだということは、答弁申しあげましたけれども、それはちょっと議員が聞いておると違うのではないかと、こういうような話でございますけれども、なお担当の方から説明させますが、うちの方で調べたところではそういうことでございますが、担当同士あたりで聞いているかどうかちょっと答弁させたいと思っております。

議員がおっしゃるように、さくらんぼの輸出と、さがえのさくらんぼのブランド品の輸出ということを実施するならば大変なこれはアピール効果といえますか、それは考えられることでございますが、しかし、どうなんでしょう。これを現状を見ますと、まださくらんぼというのは関西以西につきましてはまだ行き渡っていないと、国内でもまだ食べたことがない方が多くて、向こうではアメリカのさくらんぼを食しているというようございまして、国内産でも需要の54%ですが、国内産は、国外産が46%ぐらいな状況になって、その中で関西以西の方では割とさくらんぼの味を知っていないという状況なものですから、まだまだ国内需要というものはまだ見込まれるのではないかとというわけでございます。

そういう中で輸出ということになりますと、いわゆる経営的に合うのかどうか、あるいは取り組みの諸問題をどう解決していくかということと、それから先ほども話ございました日もちの問題、それから値段が非常に国内産が高いというもの、そういうものを外国の方に買っていただけるかどうかというような市場調査というようなこともかなり出てくるのではないかなと、こう思っております、アピール度合い、日本一のさくらんぼの里さがえということで、輸出をやったというPR効果等は非常に大きいものと思っておりますけれども、それらの諸問題を解決しなければ、あるいはそういうめどを立てて生産者なり、あるいは農協団体等に働きかけなければ応じてくれないのではないかなというような気がするわけございまして、なお一層関係団体なり、あるいは生産者の意向を聞いてみたいと思っております。

それから、後継者の、Uターン、Iターンの問題でございますけれども、先ほど申しあげましたように、花とかあるいは果物、そういう方しかUターン者にはいないのでございまして、トマトが1人、それからトルコキキョウが1人と、こういうことございまして、やっぱりさくらんぼの関係でUターン者というような者はタッチできないというような現況にありますので、先ほど申しあげた答弁になったわけでございます。

それから、国保の問題でございますけれども、結論的に言いますと、私、先ほど申しあげましたけれども、単年度収支ということではいかなければならないと、こういう状態だろうと思っております、基金ももう取り崩しできるような状況にはないということございまして、それから前年度の繰越金も余り見込めない。あるいはまた国からの補助金というようなもので賄うほかないと、税と国からの補助金で賄うほかないというような中でございまして、単年度収支ということではこれからの国保会計は持っていかななくてはならないのではないかなと、こう思っております。

そういう中で、税率の平準化ということを進めてきたわけございまして、まず平準化することになりますと、いわゆる国の方からの軽減対象分が多くなるわけございまして、13年度ですと応益が38.7ですか、それから応能が61.3だったわけでございますけれども、現在は応益が46、応能が54と、こういうことになっておりますので、軽減割合も6・4から、先ほど話ございましたように7・5・2と、こういうふうになってきておるわけでございます。そんなことから申しあげまして、これからもことしも何とかやりくりしましたけれども、翌年度以降につきましても単年度収支の考え方でしか望めないのかなと、このような気がいたしておるわけでございます。

では、これからどのような負担率になるのかというようなことにつきましては、資産割ですか、そういうもののデータが出た暁において十分検討してまいりたいと思っております。算定してまいらなくてはならないと、このように思っております。

それから、受診項目でございますけれども、先ほど申しあげましたけれども、平成9年度からB型肝炎ウイルス検査やっています。13年度は腹部超音波検査でございます。それから歯周病検診もやっています。14年度からC型肝炎ウイルスを導入しております、そして1泊ドックにおいては15年度に前立腺がん検診、腫瘍マーカーを新たに導入しております。それから、単独検診におきましては、平成8年度以来骨粗鬆症、それから乳がん検診、そして13年度には希望者に対しま

してマンモグラフィ検査ということをやっておるわけでございます。

それから、このレセプトの点検をやって、それが財政効果率というものを高めるのではないかとということでございますが、全くそのとおりだろうと思っております、うちの場合は嘱託職員が2名も分担しておりますし、それから被保険者の資格の確認、あるいは給付発生原因につきましては職員が担当しておるわけでございますし、内容点検の取り組み事項としましては、点数表との照合、7,000点以上の高額なレセプトの検算、縦覧点検などを行っております、この縦覧点検につきましては、同一患者のレセプトを1年を通して見て、薬剤の長期投与がないかとか、あるいは検査処置に重複がないかなどを点検しておるわけございまして、1年間で全世界帯を2周するように努力しておるわけでございます。

こういうことをやった結果、13年度の実績では1,240万円、14年度では1,880万円の効果を上げております。それで、財政効果率は13年度では354万円です。0.21でございます。14年度には564万円でございます、効果率は0.34と、このように高くなってきておまして、レセプト点検によりましての効果というものはあることと、このように思っております。

そういう効果を上げまして、特別調整交付金としましても、これも補助金といいますが、それがもらえるのでございまして、13年度で625万円、それから14年度では500万円の交付を受けておるところでございます、15年度につきましても交付が見込まれるのではなからうかなと期待しておるところでございます。

それから、カード化の問題でございますが、これ、1世帯に1枚、世帯単位の被保険者証を交付しておるわけでございます。ただし、就学や単身赴任等のために、いわゆるマル学とかマル遠と呼ばれるところの個人単位の被保険者証も、これも交付しておりますが、このカード化につきましては、平成13年2月に健康保険法の施行規則が改正されまして、13年4月以降から被保険者証は準備の整った保険者から1人1枚の個人カード様式とすることが望ましいということにされたわけでございます。しかし、この省令の附則におきまして、更新時期やあるいは財政状況というものを考慮しまして、当分の間は従来の形式でもいんだというようなことになっておるわけございまして、ですから、実施時期につきましては保険者にゆだねられておるのが現状でございます。

また、本来ならば患者の医療情報などを電子的に読み取るためのICカードがあるべき姿にもかかわらず、医療機関などのカードを読み取る側の環境整備も必要なわけでございます。幾ら持っておっても、医療機関が読み取る機械を持っていないとできないわけでございますから、ですから改正の法律によりましては特に高機能カードにこだわらず、紙やプラスチック製でも可能となっております。

県内でやっているところは、15年9月から、去年の9月から最上町で紙製のカード化をやっておるようでございます。それから政管、政府管掌の健保におきましても今春にプラスチックカードへの一斉切りかえが行われるようになっておりますが、いずれにしても、日常生活においてキャッシュカード、自動車運転免許証、診察券等々のカード化が進んでいるのが現在でございます、ですけれども保険証から小さなカードに変わったとしても、若い世代に違和感なく受け入れられるような現状かなと、こうは思います。

財布や定期入れに入るようなカードが被保険者個人に交付されるということになりますと、携帯が容易になりますけれども、忘れることもなく急病等にも受診できるかと思っておりますけれども、子供とかそれから離れた大学に入学したというような場合には、マル学の交付も受けなくてもいいということにはなりませんけれども、まだ問題なきにしもあらずということだろうと思っております。

いわゆる高齢者における紛失とか、未成年者の違法行為の助長、こういうことの課題も予想されるわけございまして、それで県を中心に、被保険者証の色とか医療機関への広報などについて県内市町村同一歩調をとっているということもあつて、本市が先行して実施するというような状況には今のところないということをお願いしたいと思います。県とか県内市町村等の状況も見ながら検討してまいりたいと、このようにカード化には考えておるところでございます。以上です。



佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 3問目ですけれども、国保証のカード化については、正直私賛成でないんです。非常に悪用乱用がされやすい一つのカードだということで、できる限り、私の考えでありますけれども、市長、なるべく遅く発行してもらおうようお願いを申しあげて質問を終わります。

散 会 午後2時45分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

平成16年3月5日(金曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	安達清	下水道課主幹
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	柴崎裕一	事務局長補佐
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐

月 光 龍 弘 庶 務 主 査

大 沼 秀 彦 主 任

平成16年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成16年3月5日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

## 一般質問通告書

平成16年3月5日(金)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	最上川ふるさと総合公園の整備について	これから整備される公園整備計画と周辺のアクセスについて	2番 佐藤 毅	市長
8	寒河江市環境美化基本方針について	公園管理事業などの一元化と景観形成について 都市計画区域変更に伴う、全市的な緑のマスタープラン策定について 山形県屋外広告条例施行規則が変更され、猶予期間切れとなったが、本市として現状をどのようにとらえているのか、また今後の取り組みは	6番 松田 孝	市長
9	農政の緊急課題について	家畜排泄物処理法の猶予期間が間近に迫っているが、設備整備の状況と今後の対応策について		市長
10	教育振興について	学習環境づくりと教育設備について		教育委員長
11 12	政治姿勢について 合併問題について	特に「三位一体の改革」について 合併に向けた進め方(スケジュール)と課題について 将来のまちづくりと合併協定素案について	17番 川越 孝男	市長
13	少子化対策について	次世代育成支援対策推進法を受けての行動計画への取り組みについて 乳幼児のインフルエンザ予防接種に対するの公費助成について	19番 那須 稔	市長

再 開

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。



一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 佐藤 毅議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番について、2番 佐藤 毅議員。

〔2番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、今回質問することに関心のある地域住民から寄せられた御意見を踏まえ、質問いたします。私、大変緊張しており、聞き取りにくいところが多々あると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

寒河江市が誕生して、はや50年を迎えました。これまで50年の間、4人の市長が寒河江市の発展と市民の幸せを願い、いろいろな事業に取り組んでまいりましたことは周知のとおりであります。これまで寒河江市の中心市街地の活性化事業に挑戦した市長もおりましたが、実を結ぶことができなかったことも事実であります。

今、佐藤市政は、寒河江市の発展と市民の幸せを実現するため、平成8年度に第4次振興計画を立て、この第4次振興計画に基づき着々と計画実現に向け事業に取り組んでおります。これまでなし得なかった寒河江市の顔となる寒河江市の中心市街地の整備事業も間もなく完成する運びとなりました。しかも、全国に類を見ない駅舎移転と鉄道と平面交差による整備は、市民の念願であり、日本では初めてであると思われます。市民挙げて喜んでいるところであります。

また、新寒河江温泉を利用したクア・パーク事業計画も、県が事業主体となるよう働きかけ、山形県都市公園最上川ふるさと総合公園として位置づけされ、県事業として整備されてきました。この最上川ふるさと総合公園を会場として、平成14年度に全国都市緑化フェアが開催されましたことは、時を得たものであり、多くの市民はもとより、全国から多くの人々が訪れました。寒河江市の温かいもてなしとすばらしい風景を全国に発信したものと考えております。

さて、通告している最上川ふるさと総合公園の整備について質問に入ります。

この最上川ふるさと総合公園の面積は28.9ヘクタールであります。整備した公園で開催した全国都市緑化フェアの会場となった区域は公園の約半分の面積であるが、残りの公園用地は未整備のままです。今、この残りの公園用地について、住民参加による公園計画づくりにかかっているようですが、整備計画の具体的な内容、また整備後の姿などについて具体的に質問いたします。

- 一つ、健康と安らぎのコミュニティーゾーンとはどんなものなのか。
- 二つ、里山利用活動と絶景眺望ゾーンとはどういうものなのか。
- 三つ、体験学習の自然観察ゾーンとはどんなものなのか。
- 四つ、恵みの果樹とフリーガーデンゾーンとはどんなものなのか。
- 五つ、若者のスポーティーゾーンとはどういうものなのか質問いたします。

次に、最上川ふるさと総合公園と最上川寒河江緑地の関係についてお伺いいたします。

今、最上川寒河江緑地が一昨年度から工事に着手しており、市民のさまざまなスポーツ・レクリエーション、またカヌーもできる多目的水面広場も計画されていると伺っております。南部地区に住んでいる者として大変喜んでいるところであります。

この最上川寒河江緑地の整備については、今から20数年前に南部地区民から河川敷の整備について要望してまいりましたが実現に至らず、再度、平成8年に南部地区体育協会が中心となり、地区民の署名を集め、整備促進について強く要望をしたものであります。今ようやく南部地区民の念願がかなえられたものと考えます。

この多目的水面広場が完成の暁には、全国大会や県大会などが行われるものではないかと考えられます。そうしますと、多くの選手や応援者、関係従事者などが来寒し、寒河江市に多くの潤いをもたらすものと考えられます。このことは南部地区だけでなく、寒河江市の発展に大きくつながるものと考えられます。多くの人たちが訪れるものと思われます。また、車の往来も増大するものと思われますし、そこで最上川寒河江緑地までのアクセス道をどのようなルートを考えているのかお伺いします。

また、最上川の川べりを歩きますと、雄大に流れる最上川と白く輝く月山や朝日、そして葉山の山々が一望に開け、すばらしい眺望が見られます。例えば春には高瀬山の桜、ピンク、最上川の水、青、そして月山・朝日の残雪の白、すばらしい景色です。夏には、全国から集まる太公望でにぎやかになります。最上川にいる太公望と月山の残雪の景色、そして秋には川べりにある樹木の木々の間から見える最上川の雄大な流れなど、四季折々の景観が開けるところであります。こんなすばらしい自然景観を地域活性化のために有効に活用しない手はないと考えているところであります。ぜひ最上川川べりを活用した散策道を考えていただきたいものと思っておりますので、実現方策についてお聞きいたします。

なお、この最上川寒河江緑地と最上川ふるさと総合公園のアクセス道、アクセス散策遊歩道をどうするのが、今地域の人のたちの関心事となっておりますことを申し添え、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、最上川ふるさと総合公園の整備についてでございます。

最上川ふるさと総合公園につきましては、山形県のほぼ中央に位置し、最上川、蔵王、月山、葉山の眺望、温泉等の当地が持つすぐれた環境、景観及び資源を生かし、山形自動車道寒河江サービスエリアと一体的に整備することにより、県民の広域的なレクリエーションニーズの充足、山形の歴史・文化・自然等の情報発信並びに県民交流の拠点形成を図るため、平成7年度から平成16年度までの事業期間で山形県より整備を進めていただいている県の都市公園であります。

なお、事業年度につきましては、事業認可の変更について平成16年度に申請を行い、平成19年度まで事業期間の延長を予定しているようでございます。

御案内のとおり、この最上川ふるさと総合公園において、一昨年の平成14年の6月から8月にかけての2カ月間にわたり開催しました第19回全国都市緑化やまがたフェアの寒河江会場として、全国から76万人を超えるお客さまをお迎えし、県史に残る大成功をおさめたことは記憶に新しいところでございます。

また、昨年ポスト緑化フェアとして開催しました花咲かフェアINさがえでは、会場整備の段階から会場運営などまで多くの市民の方々より参加、御協力をいただき、市民総参加による美しく潤いのある活力に満ちた本市の魅力というものを県内外に発信することができたものと思っており、ことしもこの花咲かフェアを本市のシンボルイベントに位置づけし、さらなる都市緑化の推進を図るため、市民の皆様と一緒に開催してまいりたいと考えているところでございます。

最上川ふるさと総合公園の整備状況について申しあげます。

西側から申しあげまして、フラワーガーデン、イベント広場、それからフェア会場となったフルーツガーデン、そして主要地方道天童寒河江線を挟んで東側に位置する歴史の丘コミュニティ広場の4区域面積28.9ヘクタールで構成されておるわけでございます。そのうちフラワーガーデン、イベント広場の8.3ヘクタールが平成13年5月1日から、さらにフルーツガーデンが昨年の平成15年4月26日から供用開始されておりまして、合計17.1ヘクタールが既に整備されておる状況にございます。

御質問にありました未着手区域の歴史の丘コミュニティ広場、これは11.8ヘクタールありますが、これにつきましては、現在、グラウンドワークによる住民参加型の整備手法により、整備計画の話し合いが進められているところでございます。その進捗状況についてでございますが、自由で愛着の持てる楽しい公園づくりというものを目指しまして、県、市、住民、各種団体と連携を図りながら、これまでワークショップや現地視察会、全体検討会を開催しながら意見集約に努めており、実施決定に向けての最終段階に来ております。

また、「花・緑・せせらぎニュース」14号と15号の中で歴史の丘コミュニティ広場の整備状況について特集を組み、市民の皆様に進捗状況をお知らせするとともに、意見や独創的なアイデアを募るべく広報・広聴活動にも努めているところでございます。

御質問の各ゾーンの内容について御説明申しあげます。

ゾーニングは、御質問の五つのゾーンのほか、エントランス・駐車場ゾーン、健康いやしの植物園ゾーン、管理ゾーン、歴史体験、休憩眺望ゾーンの合計10のゾーンで構成されております。

最初に、健康と安らぎのコミュニティゾーンについてでございます。

このゾーンは、計画地の最も東側に位置し、島地区の住宅地に面していることから、近隣コミュニティの健康・安らぎのゾーンでございます。利用形態としては、芝生の自由広場でのグラウンドゴルフやターゲットバードゴルフなど軽スポーツの広場として汗を流す施設や、お花見、夏祭り、芋煮会などのイベント利用が考えられます。また、川岸でのお花見、休憩スペースでの眺望、休憩や遊具広場での固定式遊具を使った遊び場としての利用が考えられるゾーンでございます。

次に、里山利活用と絶景眺望ゾーンでございます。

このゾーンは、里山としての高瀬山をそのまま自然観察の場としての利活用をねらいまして、散策路や展望所の配置を計画しております。利用形態としましては、自然林を生かした森林浴、お花見、周囲の山並みと悠々と流れる最上川を眼下に眺める眺望絶景のビューポイントが特徴のゾーンでございます。

三つ目の体験学習の自然観察ゾーンでございますが、このゾーンは歴史の丘コミュニティ広場区域の中央に位置しまして、以前は沼地があった場所であることから、環境学習的な観点から多様な動植物の生息地としてビオトープ池を整備し、野鳥や野生生物の自然観察の場としての利用が考えられます。利用形態としましては、水生生物の観察、採取を通じた学習や遊びなどが考えられるゾーンでございます。

四つ目の、恵みの果樹とフリーガーデンゾーンでございます。

計画地の北側に位置しまして、さくらんぼ、カキ、リンゴ、クリ、ブドウなど数多く残っている既存の果樹園を利用した園地の整備と、住民に貸し出す自由な庭であるフリーガーデンの整備を計画しております。利用形態としても、果樹の世話を通じた学習や自然の恵みと収穫の喜び、感動を味わえる福祉的な心のバリアフリー交流や自由出展の庭づくりなどの利用が考えられ、ガーデナーや公園利用者同士が花を中心に交流し、花苗などを交換し合うなど、花を通じた交流ゾーンでございます。

五つ目の、若者のスポーティーゾーンでございます。

このゾーンは西側が天童寒河江線、南側が最上川、東側は斜面に囲まれたスペースでございます。西側のフルーツガーデンからの連絡通路がありまして、休憩や眺望などの静的な利用には適さない状況から、動的な若者のスポーティーゾーンとして整備計画いたしております。利用形態としましては、ストリートスポーツと言われるスケートボード、ローラースケート、自転車、バスケットなどができる園路広場や芋煮会、バーベキューなどができる緑地広場、斜面を利用したそり滑りなどの利用も考えられます。以上が各ゾーンの概略でございます。

なお、今後の具体的な整備計画につきましては、ゾーンごとの検討会並びに全体検討会を今月に開催し、より現実的なイメージの構築と各ゾーンの予想図作成を行いまして、健康と安らぎのコミュニティゾーンについては、今月中に実施設計の決定を行う予定のようでございます。

また、平成16年度以降については、各ゾーンごとに意見の集約を行い、残りのゾーンについても実施設計の決定を行うとともに、公園建設についても住民が参加できる芝張りや樹木の植栽など協働による公園づくりを実施しながら、平成19年度の完成を目指すこととなっているようでございます。

次に、最上川寒河江緑地へのアクセス道のルートのことでございます。

御案内のように、最上川寒河江緑地については、昭和52年に南部地区から河川敷の整備要望書が提出され、その後、平成8年度にも同地区から河川空間を利用した公園整備促進についての要望が出されました。御指摘のとおりでございます。

市といたしましては、広大な河川敷でもあり、南部地区のみならず全市の観点から整備が必要と考え、河川空間の環境美化、地域住民とのかかわり、また有効な利活用など、国の河川行政方針との整合性を図りながら、市民が憩える緑地として国土交通省の全面的な支援をいただき整備をしているものでございます。

整備内容につきましては、最上川の水資源を利用した地域のスポーツ・レクリエーション活動の振興、最上川の豊かな自然を生かした河川空間との触れ合いの場として、皿沼地内の河川敷に競技用のカヌー大会にも対応可能な多目的水面広場、またスポーツ・レクリエーションとしてのグラウンド広場と芝生広場を整備することにしておるわけでございます。

工事ににつきましては、平成14年度から着手し、多目的水面広場の掘削工事と堤防への腹づけ盛り土を行い、平成15年度としては、現在、多目的水面広場の吐け口工の工事を行っているところでございます。

さて、その最上川寒河江緑地へのアクセス道のルートについてでございますが、現在三つのルートがございます。一つは、県道皿沼河北線の皿沼地内から市道皿沼島線に入り、JR左沢線の一軒家踏切を渡り、県立園芸試験場の南側を通り、緑地の中央付近の堤防に上がるルートでございます。ただ、堤防に上がるところが狭く鋭角になっていることから、容易に通行できるように幅員等の改良を行う必要があると考えております。そのほかのルートとしましては、緑地に隣接する

最上川の堤防上の管理用道路で、市民浴場側からと長崎大橋側からの2方向があるわけでございます。

御質問のカヌー大会等々のアクセスについては、最初に申しあげました県道皿沼河北線の皿沼地内から、市道皿沼島線に入るルートを中心に考えているところでございます。

次に、最上川の川べりを活用した散策道についてでございます。

数年前になります、市民浴場側から現在建設中の最上川寒河江緑地に向かった川べりに散策道の整備について市に要望が出され、早速国土交通省と協議し、「河畔の小径」として散策道をつくった経過がございます。

御案内のように、このあたり一帯の最上川堤防からの眺めは寒河江十景に選定されており、景観にすぐれ、また河畔の小径を歩いてみると木々の間から最上川の雄大な流れが身近に見られるなど、散策道としては最適なところであり、最上川寒河江緑地と最上川ふるさと総合公園を結ぶ散策道は必要であると考えているところでございます。

最上川ふるさと総合公園のコミュニティー広場から、最上川の川べりを現在の河畔の小径まで約300メートル程度未整備箇所がございますが、これらを整備することで一連の散策道ができるようになります。これらの整備につきましては、市民によるグラウンドワークの手法により行っていきたいと考えているところでございます。

最上川ふるさと総合公園のセンターハウスの方から歴史の丘コミュニティー広場の園路を通り、河畔の小径、最上川寒河江緑地までの散策コースとなれば、アップダウンもあり、また緩やかなところもあり、月山、葉山、朝日、蔵王連峰の山並みのパノラマ景観を満喫し、母なる川・最上川の川べりでは雄大な流れを目の当たりにすることができ、緑の自然の中で心をリフレッシュできる一大フットパスコース、これは新しい言葉のようではございますけれども、大分使われている言葉でございます、ハイキングなどで歩く人のための小道とか、あるいは歩くことを楽しむための道とか、こういうことでございますが、そのコースになるものと考えておるところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤 毅議員。

佐藤 毅議員 大変具体的な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

2問に入らせていただきます。

最上川ふるさと総合公園の、特に健康と安らぎのコミュニティーゾーンの整備についてであります。芝生広場ということでグラウンドゴルフ、さらには芋煮会とか花見、さまざまな催しができるゾーンの整備計画であります。

特に島地区の住民、南部地区の住民は、このちょうど隣に墓地を所有しております。そんな中で、この墓地、さらには神社がありまして参道もあります。そこで、その整備の手法については大変結構だと思われませんが、「花・緑・せせらぎニュース」の図面を見ますと、駐車場の位置が一番最上川寄りになっているようであります。そこで、地域の住民のいろいろな声を今から申しあげますけれども、その辺についてぜひ県の方に地元の声として伝えてほしいなということを申しあげておきます。

実は、市民浴場の前の道路が寒河江駅から島まで開通いたしました。このことによって南部地区民は大変寒河江が近くなったということで喜んでおるところでありますけれども、道路が開通したことによって地域の交通状況は大変大きく変化しております。特に朝夕の通勤時間帯には、本町、さらには西寒河江、柴橋、高松、あらゆる地域から車がこの道路を利用して、通勤する山形方向、さらには南部地区の方に車がどんどん通っているようであります。この道路は、しかも陵南中学校の通学道路として位置づけされており、夕方は特に市民浴場に来る入浴者の車が路上駐車をするような状況下になっているようであります。

そこで、去る昨年11月に、県の公園担当者と地域の住民の代表者である町会長、さらには公民館長さん方が、この健康と安らぎのコミュニティーゾーンの整備の位置について特に要望しておったようであります。

駐車場の位置を市民浴場の駐車場の隣、ちょうどこの健康と安らぎのコミュニティーゾーンの北に島の村社であります神社の参道があります。そこで、このゾーンが二つに区分されているようでありますので、この北側の駐車場と隣接する用地を公園の利用者の駐車場として整備してほしいということを県の方に要望したと承っております。そんなことで、寒河江市でも市民の声としてこれらについて県の方に要望していただきたいと、こんなふうな考えであります。

以上で第2問を終了させていただきます。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今第2問で御質問あった、御提言があったようなことも私も耳にしておりますけれども、何としまして、全体の公園計画といいますか、そういう中で県がどう考えるかということ。先ほどまた申しあげました最上川ふるさと総合公園から最上川寒河江緑地に通ずるところのアクセス道路と、そういう中でどのように駐車スペースをとるか。あるいは、市内の中心市街地から南に入ってくる道路、そして高瀬大橋に渡るような道路と、それから分かれて市民浴場の前を通る道路ということになって交通の分散が図られるわけですが、そういうこと等々を考えますと、どの辺に駐車場というものを考えるかというようなことは、やはりいろいろ御議論のあるところだろうと、このように思っております。

議員の御意見は県の方にも話はしてみますけれども、そういう全体の中の構想という中でこれから考えられていくものじゃなかろうかなというような気がしております。

以上です。



## 松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番、10番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告した内容に関係ある多くの市民を代表し、市長並びに教育委員長に御質問いたします。

通告番号8番、寒河江市環境美化基本方針について、最初に公園管理事業などの一元化と景観形成についてお伺いいたします。

寒河江市は、市内に点在する都市公園28カ所初め、農村公園、開発行為に伴う公園、緑地、広場など41カ所、その他7カ所の公園を維持管理を行っております。

これらの公園は、整備事業や開発行為などにあわせ、それぞれの所管で維持管理事業を一昨年9月まで実施してきました。そのことで公園整備の目的によって所管する公園などの管理窓口がばらばらというのは、市民にとって大変不都合で不便な状況でありました。例えば、市民や利用者からは、遊具や設備などの故障、管理の問い合わせをどこへ連絡をとればいいのか全くわからない。また、問い合わせしても直接担当課でないなどと言われ、別の課へ回されるのがこれまでしばしばあったようであります。これらの問題解決を含め、市の行政改革推進本部は、緑化などに関する業務と公園管理事業の一元化を進めることで業務の効率的な運営を図るとして、新たに花・緑・せせらぎ推進課を新設し、平成14年10月からスタートさせました。

そこで、公園管理事業についてお伺いします。

これまで、公園を所管する課がそれぞれの公園管理と業務委託などを行ってきました。それが一元化されたことで267.44ヘクタールの膨大な公園施設管理となったわけですが、管理上の基準を個々に設けて、例えば消毒の回数とか整枝剪定は毎年何月に実施する、などの年間計画を立て管理業務を行っているのかお伺いします。また、公園管理業務が一元化されたことによる公園管理事業のコスト削減、事務事業の効率的な運営がなされている状況かと思いますが、具体的にどのようなメリットがあったのかお伺いいたします。

次に、アドプト制度導入と環境整備についてお伺いします。

現在、公園や施設の景観を整えるために、維持管理、道路の清掃や美化を図るために清掃費などさまざまな経費がかかることで、間引き管理をして経費を抑えていく。こうした状況の中で、本市ではグラウンドワークで公園整備やフラワーロードの植栽、除草など、地域住民、事業者と行政が一体となって景観形成に努力をしています。また、最近では県も道路美化ボランティアを募り、道路周辺の清掃や花の植栽、除草などの作業をボランティア団体が自主的に行う活動に対し必要な支援を行い、環境美化に努めています。そのほか、東根市では街路樹に里親制度を設け、街路樹周辺の草取りやごみ拾いなどの維持管理に努めていると聞いております。

これらの制度は、1985年にアメリカのテキサス州で始まったと言われております。正式名称はアドプト制度ということで、その内容は、市民が道路や街路樹周辺の清掃と美化活動を行うボランティアに対し、行政が清掃道具の提供やけがに備えて保険加入などの支援を行う制度であります。日本でも多くの自治体で養子縁組や里親制度などの名称を使い、この制度を活用しております。

本市においても、各地域で個人・団体のボランティア活動が広がっている中で、ボランティア団体への支援と街路樹周辺などの環境美化を図るために、新たな制度、アドプト制度を導入して側面から支援を行ってはどうか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、都市計画変更に伴う、全市的な緑のマスタープラン策定についてお伺いします。

寒河江市は、昭和57年3月に緑のマスタープラン（計画書）を策定しています。その目的は、環境保全、レクリエーション、防災などを目的とした公園緑地などを系統的に配置をするための指針を策定されました。当時は補助事業を活用し

でのプランづくりが行われ、その内容は、公園の整備箇所、整備目標及び整備に要する投資額などを盛り込んだ具体的な計画となっていました。

この緑のマスタープランは、策定後おおむね20年となっていました。目標年次が3年も経過していることから、この20年間の緑のマスタープランについて、どのような評価となったのかお伺いいたします。

次に、寒河江市は、平成14年5月に都市計画区域を田代幸生などを除く平野部の3,008ヘクタールを拡大し、全域5,109ヘクタールに変更しました。変更にあたっては、地域住民からはメリットやデメリットの説明を求められたり、また、道路、公園、下水道整備の計画が示されているかなどの問い合わせもありました。住民は、都市計画区域を指定されたことで、都市的機能がすぐに実現されていくものと考えております。このことから、環境整備や公園整備については、長期のプランを策定し整備を進めていくべきと考えます。

当局は、今後の方針として、これまで都市計画区域を対象にしていた都市計画マスタープランと整合させ、良好な都市環境の創出と農地や自然緑地の保全を図っていくとしています。しかし、これまでの緑のマスタープランと同様に全体的な計画に触れているのみで、具体的な指針が示されておりません。今後、地域の特性や住民の意見を取り入れて、実現すべき具体的な計画と、地域の将来像を示すための誘導指針として、寒河江市の全市を対象にした緑のマスタープランを策定すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、屋外広告物と景観を阻害する具体的な対応についてお伺いします。

屋外広告物の大型化や増加は、日本の経済成長とともに中心街の商業地から郊外型の商業地へ移行が始まった時点から、特に幹線道路沿いや周辺の水田、原野、山林まで、個々の商品を宣伝する広告物として看板がはらんとする時代となってきました。本市においても、まちを散策したり郊外を車で走っていると広告物があちこちに乱立し、都市・農村の景観や自然の美観、風致を著しく損なっている状況があります。また、一方では強烈で個性的な表現の看板や超大型で夜間には照明やスポットライトを当てるなど、事業者は次々と最大の宣伝効果をねらって条例改正後も設置をされています。

もちろん、これらの広告物は一方ではまちに活気をもたらすとともに、私たちにさまざまな情報を提供しています。しかし、異常に大きい広告物などははらんとは、まちの美観を損ねるだけでなく、特に交差点付近などでは交通の妨げとなって危険を伴う状況となっております。また、最近のはぼり旗が増加してきており、歩行者や自転車などの利用者からは、ぶつかったり風に倒されたり通行の障害となっていることが多く、規制を望む声も上がっております。

こうした状況の中で、県は屋外広告物設置に関する条例を全面的に改正を行い、平成11年1月1日から施行となりました。その条例が強化されたこともあり、既存の広告物を直す猶予期間を15年12月31日まで5年間の経過措置を設け、県は個々に指導を行ってきたということでもあります。新たな条例改正で、違法広告物については、自治体が設置した広告物についてはこの期間内にすべて撤去されたということですが、民間事業者の違法に当たる広告物がいまだに改善されない状況があります。これらについては県も指導を行っていますが、市内に設置されている違法広告物について、寒河江市として現状をどのようにとらえ、また今後、取り組みについての市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号9番、農政の緊急課題についてお伺いいたします。

平成11年11月に家畜排せつ物処理法が施行され、野積みや素堀りなどの不適切な処理が禁止されることになりました。国は酪農畜産農家が家畜排せつ物処理施設整備を図るための猶予期間を設け、施行から5年とし、平成16年11月の本施行までに酪農畜産農家は堆肥舎や簡易施設などを設け、排せつ物を適正に処理を行わなければならないとしています。この法律の目的は、畜産環境の保全と資源の有効利用の観点から、適切に処理し、堆肥として農地へ還元することです。本格施行直前になって、急がなければならないのは個々の酪農畜産農家の家畜排せつ物処理施設の整備であります。

そこで伺いますが、寒河江市では現在、酪農畜産を営む農家は37戸で、今回の法律改正による対象農家は21戸となっているようですが、今年度末まで家畜排せつ物処理施設が完了している畜産農家戸数と、新年度も緊急対策事業の予算措置がなされておりますが、施設計画を予定している畜産農家の戸数も伺いたいと思います。

また、経営上の不振で施設整備を先送りする畜産農家に対する対応と、施設整備にあたって農地などの用途変更手続上、隣接者の同意が必要となっておりますが、酪農畜産農家は隣接者の同意をとることが困難な方も出てきています。これらの

対応について、市長の見解を伺いたいと思います。

今後、家畜排せつ物処理整備が進むことで環境保全を初め、有機性資源である良質の堆肥が大量に確保されることとなりますが、供給する側はいつでも、需要側は春先と秋の一時期であり、農家間の需給調整もままならず、畜産農家では新たな問題として良質堆肥の販路の確保問題が出てきています。これらの堆肥の販売ルートを確認できなければ、これまでと同じ野積み状態を繰り返す畜産農家も出てくる心配があります。この堆肥の販路確保について、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号10番、教育振興についてお伺いいたします。

一人一人の子供の行き届いた教育をするために、山形県は全国に先駆け、県独自の少人数学級編制事業、さんさんプランを2002年度4月からスタートさせ、新年度、すべての小学校で完全実施される運びとなりました。その一方で、学校が児童生徒の人間形成を助けるという本来の仕事に専念できるよう、環境や条件整備を整える課題があります。

平成14年度に、小中学校の教科書の大きさが改定され、B5判からA4判に規格が変更されワイド化されております。また、県内の学校保健統計調査の速報などを見ても児童生徒の体格が大きくなっており、特に小学校5年の平均身長は140.3センチと全国一になったと報道されています。こうした状況の中で、これまで使用していた児童生徒の机が窮屈になっていることが指摘されております。これらの問題解決に、新規格の机をすぐに総入れかえを行ったり、段階的に更新を始めている市町村が多くなってきております。

更新されている机は、平成11年度にJIS規格対応となったもので、教科書に合わせ、特に甲板寸法が縦650ミリ、横450ミリとそれぞれ50ミリずつワイド化され、フレームも大きくなっているものです。教育委員会も、既に他市町村が机の更新を行っている状況とか使用評価などについて検討をしている状況かと思いますが、寒河江市において児童生徒の新規格の机の導入について教育委員長の見解をお伺いして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、環境美化基本方針に関連したことでございます。

これまで各課で取り組んできた、フラワーロードや花いっぱいまちづくり推進事業での花の植栽及び維持管理、街路樹及び桜並木の維持管理、都市公園や農村公園などの維持管理、グラウンドワークの推進などを効率よく進めるため、組織機構の見直しによりまして、御案内のように平成14年の10月1日から花・緑・せせらぎ推進課を発足させ、一元的に事業の推進及び施設の管理等を行っているところでございます。

本市の開設されている公園は、都市公園である総合公園2カ所、近隣公園2カ所、街区公園16カ所、緑地及び緑道6カ所、広場3カ所があります。また、農村公園につきましては、いこいの森、二の堰親水公園等があります。その他の施設としましては、道路緑地やチェリーランドにおける国際チェリーパーク、河川敷公園、さらには開発によって生み出された公園があるわけです。また、街路樹は、主要地方道寒河江村山線のハナミズキと、市道36路線にケヤキ、イチョウ、桜など約7,400本と、寒河江川左岸の桜並木があります。

公園の管理につきましては、面積が大きく利用者が広域的な総合公園、地区公園、近隣公園は市において管理いたしまして、地域に身近な街区公園の樹木や照明灯、水道、トイレ、遊具などの施設は市において管理し、除雪やトイレ、公園内の清掃などの管理は近隣の町会にお願いしております。また、1年に1回、公園の管理を行っていただいている方々と懇談会を開催し、管理における問題点や要望などをお聞きするなど、市と地域の方々と一緒に管理を行っているところでございます。

また、山形県の総合公園である最上川ふるさと総合公園につきましては業者に委託し、農村公園の二の堰親水公園につきましては寒河江川土地改良区に、いこいの森は高松地区区長会といこいの森管理会にそれぞれ委託しながら管理運営を行っていただいております。また、チェリーランドにつきましては、寒河江市チェリーランド管理センターへの委託により管理運営を行っております。

御質問にありましたが、公園管理について年間計画により管理業務を行っているのかというようなことでございますが、年度当初に管理業務を委託しておりまして、病害虫の防除回数や時期、肥料を施す施肥の種類や時期、剪定の場所や時期などについて、年間計画を明示しながら実施しております。

今年度における管理実績は、病害虫防除については年2回、病害虫の駆除につきましては、発生した段階において適宜実施しております。施肥については、ツツジや芝生は年3回実施しております。剪定につきましては、ツツジが5月と6月に、中高木については2月に実施している状況でございます。また、利用者が安全に使えるよう随時パトロールも行っております。このように新設の課を発足させ、1年を通しての維持管理を実施してまいりましたが、利用者からは快適に安心して使っていただいております。

次に、この公園管理業務というものが一元化されたことによりまして、具体的なメリットのことでございますが、議員も述べられたとおり、窓口が一つに絞られたことで市民にわかりやすく相談しやすくなったことでございます。このことが最大のメリットとも考えております。また、委託するに当たり、同じ部署で管理が実施されているため、病害虫防除や駆除、剪定の最適な時期など統一された考えで、均一的な管理が行われるということでございます。

また、グラウンドワークの公園づくりは、以前は二つの部署でおのこの事業を進めており、これらについても統一した考えに基づき、地元の指導や整備に伴う資材の提供など、一元化が図られたものと考えております。

さらには、フラワーロードや花いっぱいまちづくり推進事業による花の植栽や維持管理についても、一元化により事業の効率化を高めてまいりました。また、業務に携わる職員や予算面においても効率的な運用ができたものと考えております。

次に、アドプト制度ということについての御質問がございました。

アドプト活動とは、御案内のように、行政にかわって市民や事業者が里親となって身近な公共空間を利活用し、地域に良好な環境をつくり出す活動と言われております。本市におけるこれら活動については、一つはフラワーロード沿線推進協議会が挙げられます。この協議会は、国よりボランティアサポートプログラムの指定を受けまして、花の植栽や除草などの維持管理に対し支援をいただいております。また、県における「やまがた道路美化ボランティア」には4団体が加入し、道路清掃や花の植栽など道路環境美化活動を約350名で行っており、これらについても資材の提供や損害保険の加入助成などを受けまして活動していただいております。

また、元町区や美原町に代表されるように、花の植栽、その維持管理、道路清掃や公園の清掃など幅広く活動していただいている町会や団体が市内には数多く存在しております。これらの活動に対しましては、市においても資材の提供や道路愛護損害保険の加入など、これまでも積極的に支援してきたところでございます。

さらには、グラウンドワークによる公園づくりについては、市が土地や資材などを提供し、整備や維持管理を地域住民がみずから行うなどのボランティア活動にも積極的に支援してきたところでございます。また、沼川をきれいにする会やグラウンドワーク研究会などの河川愛護団体には、軍手の支給や傷害保険の加入など、長年にわたり支援を続けているところでございます。

このように、本市では全国に先駆けてアドプト制度における活動内容と同じような組織というものがこれまで数多く存在し、これまで活動を行っていただいております。あえてアドプトという名称の導入は必要ないものと考えております。今後とも市民、企業並びに市との協働による魅力あるまちづくりを目指し、これらのボランティア活動については今後とも積極的に支援していくとともに、活動範囲を市内全域に広げてまいりたいと考えております。

次に、緑のマスタープランのことでのお尋ねについてお答え申し上げます。

本プランは、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための方針として昭和57年3月に策定し、計画目標年次を昭和75年度、現年号で申しますと平成12年度を目標に定めたものでございます。

このプランの目標年次における公園緑地等の整備の具体的な計画内容は、総合公園として現在の寒河江公園1カ所、運動公園を1カ所、近隣公園は寒河江地区の東部、西部、南西部にそれぞれ1カ所、そのほか西根地区、南部地区に設置し、計5カ所。また、既成市街地や今後予測される新市街地に平均的に配置する街区公園が33カ所となっております。

そして、慈恩寺を中心とした寺院とその周辺一帯の区域を特殊公園として、さらに緑地といたしましては、皿沼緑地、現在整備しております最上川寒河江緑地を初め、市東端部の最上川にかかる村山橋付近から上流の須川との合流付近までの河川敷のエリア、また町中にも設置して計13カ所。そのほか公共空地として広場を3カ所、墓園なども長岡山の北側に1カ所、合計58カ所を計画していたものでございます。

また、整備計画面積を人口で割った住民1人当たりの整備目標面積については、目標年次の平成12年度までには都市計画区域内で33.5平方メートルと計画されていたところでございます。策定されてから、このマスタープラン、20年以上経過いたしました。現在、本市は主要な幹線道路の整備を初め、新市街地の拡大など目覚ましく発展し、さま変わりしていることは御案内かと思えます。そういう中で、本市の振興計画を基本とした施策を推進するとともに、望ましい環境づくりの指針とする環境美化基本方針というものを策定し、本マスタープランの方針に基づき公園・緑地等の配置整備を行ってきたところでございます。

緑のマスタープランの評価についての御質問でございますが、目標年次の平成12年度時点での都市計画区域における整備状況を申し上げますと、供用している公園としましては、総合公園が寒河江公園1カ所であり、近隣公園が西根公園と中央工業団地第2号公園の2カ所となっております。街区公園につきましては、八幡原第1号公園など14カ所、緑地や緑道については、丸内緑地や仲谷地緑道など8カ所で、計23カ所を開設しております。広場については、栄町ふれあい広場など3カ所、さらに宅地造成によって設置された公園が36カ所ございまして、これこれ合わせますと公園等の箇所数としましては62カ所となっております。

また、大きな目標の一つでありますところの住民1人当たりの整備面積については、都市計画区域内で14平方メートル

となっているところであり、計画を下回ったところがございます。これは、寒河江公園の一部と最上川ふるさと総合公園、それから最上川寒河江緑地の未整備部分が入っていないということでございます。本プランの目標年次が平成12年度となっておりますが、現在、これを延長した形で本プランを踏襲し、整備を行っているところでございます。

全市を対象とした緑のマスタープランの策定という御質問もありましたが、プランの策定に当たりましては、地方自治法に定める市町村の基本構想である市の振興計画や、国土利用計画法に基づく寒河江市計画にも即する必要があるとございます。また、都市計画マスタープランにも整合することが必要でございます。そのようなことから、この策定期間につきましては、市の振興計画の目標年度が平成17年度までとなっております。また、1市2町による合併に向けた協議を進めておりますので、これらの動向にあわせながら策定してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、屋外広告物のことについてのお尋ねでございます。

御案内のように、屋外広告物につきましては、屋外広告物法によりまして、美観風致を維持し公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所、方法等について必要な規制の基準が定められておるわけでございます。これを受けまして、山形県においては、昭和49年に山形県屋外広告物条例を設置し、昭和50年1月1日から施行し、屋外広告物に対する必要な規制と屋外広告業者についても必要な規制と指導を行っておるわけでございます。

先ほども話ございましたけれども、平成11年1月1日に同条例が改正されたわけでございます。広告物の特質として、より大きく、より目立つものに流れやすく、無秩序な屋外広告物の景観状態が拡大していたことや、郊外部では野立て看板が乱立していることなど、自然景観を阻害していることへの対応、地域の実態に合わせた規制などがその改正の方針でありました。また、それまで公共的の広告は適用除外として無規制だったものが、民間の広告物と同様、規制基準に適合するもののみが掲出可能になったわけでございます。経過措置としまして、平成15年12月31日までの5年間は新条例規制基準の適用を猶予することになっておりました。

御質問の市の状況をどのようにとらえているかということでございますけれども、現在把握している市内の違反広告物については、ことし1月現在で50件の違反広告物があると聞いております。条例改正に伴い、本市が設置していた違反広告物8件については、経過措置の猶予期間内に8件すべてについて撤去いたしており、50件すべてが民間所有の屋外広告物でございます。設置場所については、ほとんどが都市部に集中しており、商業活動や企業活動の中での情報伝達において大きな役割を持っており、広告物としての使命を果たしている現状でもあるわけです。

この現状に対する本市の考え方については、寒河江市環境美化基本方針でも明確にうたっておりますが、都市の美観上、好ましくないものに対しましては改善指導をしていく方針に変わりはございません。したがって、屋外広告物条例の遵守について、違反広告物の設置者に対して県とともに撤去指導を行ってまいりたいと考えております。これまでもやってきたところではございます。

また、新たな屋外広告物の設置については、設置時での指導が重要なことから、県における屋外広告業者に対する指導に加えまして、市においてもこれまで同様、建築確認申請などの機会にチェックと指導の徹底をしてまいりたいと考えております。

また、のぼり旗のお話もありましたが、広告幕・のぼりも規制の対象になっており、一定の条件を満たしておれば設置可能となっております。しかし、歩行者や自転車の交通安全は最重要でございますので、春と秋に実施しております一斉巡回パトロール時などの機会をとらえ、設置者に対して県と一体となった指導を強化してまいりたいと思っております。

次に、家畜排せつ物処理のことでございます。

平成11年11月に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されたわけでございます。そして、本年10月末までに施設整備を実施しなければならないことは御案内のとおりでございます。そのため、畜産農家に対しての法制度の説明会の開催や、各種助成制度などについての情報提供などを実施して施設整備を促してまいりましたが、畜産農家の高齢化や後継者の問題を抱える農家が多く、今後の経営の方向性や助成制度などを活用しても多額の自己負担金が必要になることから、現状においてもなかなか施設整備が進んでいない状況でございます。

本年2月1日現在の主な畜産農家数は、乳用牛飼養農家18戸、肉用牛飼養農家16戸、豚飼養農家が1戸、採卵鶏飼養農

家が2戸で合計37戸となっております。そのうち家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が適用になる畜産農家は、いわゆるこれは牛・馬10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上が適用になるわけですが、乳用牛飼養農家12戸、肉用牛飼養農家8戸、採卵鶏飼養農家1戸の合計21戸でございます。この21戸のうち既に施設整備を完了している農家は7戸でございます。施設があるものの容量不足で増設を考えている農家が3戸、残りの11戸が未整備で、これから整備していかなければならない農家は合計14戸になるわけでございます。

この14戸の助成制度の活用予定につきましては、畜産環境整備リース事業、いわゆる2分の1補助つきリース事業の活用を考えている農家が、乳用牛飼養農家で3戸、肉用牛飼養農家で3戸の6戸でございます。また、今年度創設した市単独の家畜排せつ物適正処理施設整備緊急対策事業の活用を考えている農家は、乳用牛飼養農家で2戸、肉用牛飼養農家で1戸、採卵鶏飼養農家1戸の合計4戸でございますが、そのほかにも法適用にならない乳用牛飼養農家1戸からも活用要望があったために、16年度予算には合計5戸分の予算を計上しているものでございます。

このように、法適用畜産農家14戸のうち助成制度を活用して施設整備を実施する予定の農家は10戸になっており、残りの4戸につきましても法適用の11月1日までにはシートなどでの簡易対応がなされるものと思っております。

それから、隣接者の同意ということが問題になるんじゃないかというような御質問がございました。環境問題に対する地域の意識が高まっている中、堆肥施設等の新設に対して、地域住民や隣接の農地所有者から同意を得ることは非常に困難なものがあると思っております。しかしながら、地域における資源循環型農業を推進するためには、畜産農家と耕種農家の連携強化はもとより、地域住民の理解と協力が必要不可欠なものでございます。そのため、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進が資源循環型社会の構築に果たす役割について、地域住民への普及・啓発に努めつつ、理解と協力が得られる方法を模索しながら対応していかなければならないと思っております。

それから、堆肥の販路確保ということも問題になるんじゃないかなと御質問がございましたが、農産物の栽培などに利用される堆肥につきましては、良質な堆肥であることが必須の条件でございます。良質堆肥を生産するためには、水分調整のための敷料、いわゆるおがくずや稲わらでございますが、その使用や切り返し等の作業を繰り返さなければなりません。相当の労力が必要とされます。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に、家畜排せつ物の適切な管理と良質堆肥の生産を行えない畜産農家が増加しており、このことが堆肥の有効利用や販売ルートの拡大につながらない一つの要因になっているのではないかと思います。

今後、堆肥舎などの建設が進めば堆肥生産量の増加が予想され、堆肥の販路確保は重要な課題であると思っておりますが、新たな需要の拡大や個別利用から地域全体での利用促進などを、耕種農家や関係団体とも協議しながら検討しなければならないと思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育振興について、現在使用している児童生徒用机を、新規格による大きな机にすべきではないかという御質問にお答えします。

現在、小中学校で使用している机の大きさは、横60センチメートル、縦40センチメートルとなっており、机といはずべて上下稼働式のものを使用しております。平成11年度に学校用家具のJIS規格が改正されまして、従来より少し大き目の横60センチメートル、縦45センチメートルのサイズから、横75センチメートル、縦50センチメートルまでの8種類のサイズから選ぶこととされておりますが、机の上で教科書とノートのほかに資料等を利用しても、ほとんどの資料は最大でA4判でありますので、現在使用しているもので特に支障はないものと考えております。

また、普通教室外で行われる総合的な学習の時間や生活科など、グループや集団での学習及び制作活動などの場合は、集会室、生活室、家庭科室などの特別教室やホールにある大きな机を使用することになりますので、現在使用している机については全く支障がないものと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分



佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも答弁ありがとうございました。

2問に入らせていただきます。

公園の管理について一元化されたことに対して、かなり効率的な運営なさっている状況等聞いております。ただ、今回の予算を見ますと、これが効率的な運営なさった中でメリットかなと思っているんですけども、花・緑・せせらぎ推進費の全体で1,878万円が減額なっているんですね。ですから、これだけの効率的な運営をなさったのか。果たして、逆に財政難だからここを削減したのか、非常に私は疑問に思うところであります。公園の面積もかなりふえているし、やはり国の基準、1人当たり20平方メートルぐらいですか、これを寒河江市としてははるかに上回っているんじゃないかなと私は思います。その点で、この維持管理については、相当経費負担がふえているような状況かと思っております。

これ、確かに施設を億単位あるいは万単位にずっとかけて整備をしていきますけれども、結果的に維持管理費が回らなければ、やはり市民も公園として利活用しなくなるというのが一般的であります。今、管理をある程度一定して委託している寒河江公園とか、あと最上川ふるさと公園とか、チェリーランド、いこいの森、こうしたところはある一定の管理は徹底して行われている状況かと私は思っております。ただ、ほかの街区とか緑地、こうした施設は本当にちょっとこのままではまずいんじゃないかと私は思うんです。やはり景観形成を進めていく中で、面的な一部分については確かに寒河江市も全面的に頑張っておりますけれども、ある一面を見ますと、なかなかそういうところに目が向けられない。そして、そういう場所には利用する人もいなくなっている状況にあります。

例えば公園ですけれども、工業団地、あれが整備されたときは非常に昼休みとか公園を利用して、あそこの周辺の団地に働いている方が利用していましたが、今見ますとああいう公園で遊んでいるのがほとんどいないですね。たまに老人クラブのゲートボールとか、そういう形でやっています。ですから、やはり地域の住民の協力を得て、ボランティア活動も寒河江市は十分やっておりますけれども、まだまだやっぱり行政が支援していかなければ、まず破綻したゴルフ場と同じような状況になっていくんじゃないかと心配されます。ですから、10年、20年後の景観形成を寒河江市としてどういう形にしていくか、ここらをきちっとやっぱり方向をつくっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、この辺について、やはり公園ばかりでなくて、寒河江市の全体の景観形成をどうするか、これが一つの私は課題だと思います。

私らも、いろいろ行政視察で各地のまちづくりや街並みを見ますけれども、非常に全市的に景観が行き届いたというか、環境美化に努めている市町村も見えてきております。やはりこれは住民の熱意だと思うんですけども、そういう形に持っていくためにどうするかということも、やはりボランティアばかりでなく、行政がどう取り組むかというのも一つの課題ではないかと思えます。

ですから、この辺について少し今後のこの公園整備に当たって、どういう方向性を持って……、整備も確かにそうなんですけれども、維持管理について本来なら金をかけて、もう少し景観をよくしなくてはならないんだと思うけれども、ボランティア活動に対して支援、いろいろ後の問題でも触れますけれども、こうした体制を持っていかないと、これからやっぱりこういう整備というのはなっていないのではないかなと思うので、この辺について今後の計画というか、方針があれば、市長にお伺いしたいと思います。

あと、昨年の4月から花・緑専門員が寒河江市で配置されましたけれども、結果的に私も余り詳しくわからなかったんですけども、いつの間にかやめているんですね。そうしたら、担当課に聞けば、6月ころ、7月ですか、退職なされたということなんですけれども、私は、これだけ膨大な公園を持っている以上、やはり専門的な知識を持った人をきちっと配置して、樹木の管理、あるいは花を植えるに対してもいろいろな植栽の指導とか、そういうものが必要だと思って、ある面では非常に喜んでいたんですけども、このせせらぎ専門員について16年度は予算措置もなってませんけれども、今後こうした取り組みの計画を実施していくのか。また、余り効果がなかったんで、このまま花・緑推進課の方でいろいろなこ

ういう作業というか、やっていく方向なのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

あと、アドプト制度の問題ですけれども、やはり寒河江市でもいろんな面でボランティアの中で活動していることに対して、ごみ袋とか清掃道具など、ある程度提供しているかに思います。それと、傷害保険なども部分的にというか、全体的にボランティア活動に対して掛けているような状況だと聞いております。

ですけれども、やはり傷害保険なども、今、河川敷の草刈りとか、あるいは公園の草刈り、あと道路沿いの草刈りなどをした場合に、やはりハチに刺されたり、蛇にかみつかれたり、いろいろな状況が今発生しているんですね。ですから、こういう制度を活用して、そのボランティア活動に対して、団体に対してですね、全体でなくその団体に対してきちっと傷害保険なども掛けていただくような制度になれば、やはり安心してボランティア活動ができるのではないかと私は思うところですが、市長は、十分寒河江市ではやっているからということですが、その辺も再度検討していただきたいと思います。

あと、緑のマスタープランについてですけれども、やはりこれまでの経過、評価もいろいろありましたけれども、なかなか目標達成までは至らなかった状況だと思っております。ただ、都市部、前回の都市計画区域内は、十分緑の公園、そして街路樹なんかも整備されて非常に景観よくなっておりますけれども、ただ、このたび新たに3,007ヘクタールの地域を拡大した中で、この緑のマスタープランの具体的な方針がほとんど示されていないんです。

都市計画のマスタープランにも、ある程度はついておりますけれども、これは全体的な概略的なもので、具体的にその方向性がほとんど出てないし、また周辺部については都市的な公園が整備されない状況もあって、この辺についてもう少し具体的にやっぱり指針を出して、策定していろいろ計画を進めていくべきだと私は思います。そして、これだけ膨大な公園が整備された中で、先ほど言いましたけれども、管理の面ももう少し具体的にこういう緑のマスタープランの中に入れていくべきと私は思いますけれども、この辺について市長の考え方を伺いたいと思います。

あと、屋外広告物のことなんですけれども、環境美化基本方針が平成5年12月に策定されております。ただ、この中を見ますと、やはりこの当時から景観を阻害するというか、そういう看板が多いことも指摘されております。そして、国道沿い、112号線沿いの景観の問題、こういうのも課題の一つとして、これを改善していく方向性を示しているんですね、この方針では、それが今現状としては、平成11年に条例が強化されたこともあったんですけども、その以前からこうした問題点を提起しておきながら、今回、条例改正後も新たにこういう広告物が全体に……、新たに改正後に広告物が出たのが25件あるんです。ですから、こういう中でやっぱり指導しなくてはならない行政の立場でありながら、こうしたものを無法に野放しにしておくのはちょっと考え物だと思うんです。

これは、県はやっぱり指導しているということなんですけれども、寒河江市でもいろいろこの間に業者との協議とか、あと訪問して指導をやっている状況を聞いておりますけれども、でも、この指導がやっぱり徹底してないのではないかなと思っております。やはり基本計画にのっておきながら、10年もたっている中でどんどん今乱立している状況があるんですけれども、この辺について具体的な対策を具体的にとってきたのかどうか、この辺について市長に伺いたいと思います。

ただ、基本方針の中では、広告条例というか、要綱などもつくるような方向性も出てますけれども、そこまでしなくても、やっぱり規制ばかりでなくて具体的な指導をもう少し徹底するような方向性を出していただかないと非常に景観が損なわれる状況かと思っておりますので、この辺についてお伺いします。

それと、先日の3月1日に山新の中に記事があったんですけども、「屋外広告物の違反多く、怒り」と表題で出てたんですけども、やはり知らんぷりや条例を無視している業者に対して、従来の指導ができない本県の行政の生ぬるい対応が理解できない。また、条例に違反したということで寒河江市も8件の広告物を撤去しましたけれども、こうした違反しているから撤去した業者もいる中で、「正直者がばかを見る」と、こう書いてあるんですね。ですから、こういうのでは、せっかく条例をつくっても、やはり対応する側がぴしっとしなければ条例をつくっても何の意味もないと思います。ですから、もう少しこういう行政指導をどのような方向性でいくか、市長に再度お伺いしたいと思います。

あと、家畜排せつ物の、これも条例改正に伴って施設整備をやらなければならない状況になっているんですけども、私も平成14年の3月にこの問題を取り上げております。しかし、その後の経過、市長からいろいろ話ありましたけれども、

なかなか実態として進んでいない。これはやっぱりもう少し具体的に、条例つくったんだから、指導をもう少し徹底する方向と、やはり問題点があれば、それなりの対応を具体的に考えていかないと、予算つけて補助金を出すから自分らで建てるではだめだと思っんですね。

ですから、この間も農家と話し合った中で、やっぱり周辺の同意が得られないとか、建物を建てる場合だと建築許可がないとか、いろいろな問題も出ております。そしてまた、農家によっては、この条例が出たことによって、やめたり、あるいは頭数を削減したり、非常に深刻な状態もあります。ですから、これは制度が出た以上、何らかの誘導政策を十分に行政側としてきちっと決めて、やっぱり方向性を見出してもらわないと農家が立ち行かない状況で、だんだん減少していく状況です。ですから、この辺ももう少しきちっとやはり対応していってほしいと思います。

そして、結果的にこの問題は農家から排出される堆肥、この処理の問題が非常に農家にとっては大変な状況かと思っんです。やはりある程度管理して徹底して発酵させたり、いろいろわらとかもみがらとか加えて加工して商品としてつくっても、なかなか今販売するには非常に困難な状況です。大きい農家はやはり化学肥料を使っているいろいろやっておる中で、やっぱりこういう手作業のかかるようなものについては一向背けているような状況あります。

ですから、こうした問題解決にも、やはり供給側と需要側の数字的な、行政でもある程度つかんで、これの対応をやはりJAとか、あるいは他市町村の堆肥を求めているような地域もあります。たしか朝日村ですかね、この辺も畜産農家、酪農家もない中で、やはり堆肥をつくっている農家がないということで、他市町村から購入するために補助金なども出しているんですね。ですから、そういう中をいろんな情報を今インターネットで検索もできますので、その対応なども具体的に計画を行政の側で練ってもらって、それらの具体的な対応を今後検討していただきたいと思っんです。

そして、市長、地域の農家と耕種農家あたりとの共同でいろいろ進めていけばいいんじゃないかということでもありますけれども、なかなか耕種農家との共同でというのは、やっぱり本人同士はなかなか進まないし、これは行政とJAあたりの窓口で共同してこれも行ってほしいと思っんです。

この耕種農家と共同するに当たって、今回、県の単独事業でありますやまがた園芸農業拡大推進事業とありますけれども、これは園芸農家を支援するために施設整備とかやる事業だと思っんですけれども、こういうのを活用して、やっぱりこういう耕種農家と一緒に循環型園芸農業を進めるような事業を企画してほしいなと思っんですけれども、この辺についても市長の見解を伺いたいと思っんです。

あと、教育委員会にお伺いします。

教育委員長の答弁を聞きますと、全くそっけない。これはやっぱり児童生徒のことを考えないで自分の目線で考えているから、こういう回答が出てくるんじゃないかなと思っんです。

確かに当局が今座っている机、私も議員として常に見ているんですけども、実際はかなり窮屈な状況なんですね。学校机はその寸法と同じなんですよ。今使っているのは大体同じなんです。ですから、小学校はある程度十分かもしれません。しかし、A4判の教科書、ノートを広げた場合、どういう状況かというのはわかりますか。非常に窮屈な思いで、何か書くにも非常に窮屈な思いをして授業を受けているんです。ゆとり教育と言ってますけれども、こうした環境をもう少し充実させてもらわないと、やはりゆとりというのはなっていないんじゃないかなと思っんです。

やはり、学校で勉強するのが一番時間的に多いわけですよ。今、学校では教室によっては机を寄せ合ったりして、いろんな方法で授業を行ってますけれども、それらの問題も、やはり机が狭いからとか、そういう問題もあり得ると思っんです。ですから、この辺についてこれまで、平成13年からずっと机の購入が出てるんですけども、13年度は193台、14年度は120台、15年度は今のところ20台と出てますけれども、このJIS規格が新たな規格、机が50ミリ大きくなったというか、規定になったのが平成11年なんです。こういう机がありながらも、依然として寒河江市は旧体制の机を購入するというのは、ちょっと私は意図がわからない。

確かに、11年当初は少人数学級もなっていなかったんですね。そういう中で、やっぱり机を大きくすれば教室が狭いから、結果的に不可能だという問題もあったかもしれません。しかし今、現実としてさんさんプランが進む中で教室のゆとりが出てきているんですから、こうした手だてを教育委員会として、きちっと児童生徒の目線で考えていかなければなら

ないと思いますけれども、この辺について再度教育委員長の見解を伺いたいと思います。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。お答えいたしますけれども、ほとんど1問で答えておることだろうと思っております。あえて質問がありましたので繰り返しのようになりますけれども、一元化したことによって公園等々の管理というものは非常にうまくいっていると思っております。そういうことで予算なども少なくても間に合っていると。こういうことでございまして、行政は公園管理に予算を切ったのではないかと、こういう見方じゃなくて、一元化したことの効果というものが出ているということと、それから市民の盛り上がりというものが随所にできておることだろうと思っております。

何にしても、自分の地域、あるいは自分のまち、自分の公園、自分の道路というものについて、やはり市民たちが自分のものとして、地域のものとして、そして対応していくというのが寒河江で大変盛り上がり、非常にほかにないところの盛り上がりがあると思っております。ですからこそ、寒河江市もほかから来た方からも大変美しいまちだと言われるゆえんだらうと思っております。

これもグラウンドワークを初め、町会あるいは団体等の御理解と御協力のおかげだと思っております。景観を大切にしておく、あるいはより美しいところのまちづくりに協力しようというところの市民の考え、そしてまた、力というものを私は大変評価してしかるべきでございます。そしてまた、それをなお一層進めていただきたいものだと思っております。

それから、専門員のことでございますが、これは樹木や草花の管理マニュアルの作成や現地での実地指導なども手伝っていただいて、御指導いただいたわけでございます。それから、病虫害の防除・駆除、剪定の方法などという、そういう管理基準というようなものを、専門的な方ですから、そういうものを御指導ちょうだいしたわけでございます。

ですから、いろいろ緑化フェアのときからいらした方でございますし、花咲かフェアのときにも御指導いただいたわけでございますので、ですから、そういう御教示いただいたものを、それをうちの職員が引き継いでおると。引き受けているというような段階でございますので、まずは本人の御希望もありましたので退職したということでございまして、あとは職員にお任せしてもいいのではないかと御本人の考え方もございましたので、おやめになって、その後は設置してないというのが現状でございます。

それから、傷害保険につきましては、これは先ほど答弁申しあげましたように、それぞれ必要に応じた掛け方というものをしておると、このように思っております。

それから、マスタープランでございますけれども、先ほども申しあげましたように、未整備の分野というものが特に大きな面積にわたって残っておりますので、それを今整備中なわけでございますけれども、そうするならば1人当たりの公園面積なども非常に上がってくるだらうと思っております。また、中心市街地のみならず、周辺の方々にも広くお使いできるような公園というような整備になるのかなと思っております。今後のプランづくりにつきましては、先ほど申しあげたような考え方でおるわけでございます。

それから、屋外広告物でございますけれども、御案内かと思っておりますけれども、屋外広告物の条例、これは県条例でございます。そして、これを許可するまで、あるいは指導するというのも第一次的にはやっぱり県でございます。ですから、先ほど申しあげましたように、うちの方では県と一体となってこれのパトロールとか、あるいは指導というようなことを一体となってやっておりますけれども、基本的には県の条例で、県の指導によってこれが動いているわけでございます。

私も、あるいは皆さんもごらんになっても、あんなところにまた新しく出たと、それも色彩的にもおかしなものが出たと、こう言われましても、それが許可されておるといふものになりますれば、これはいかんともしがたい。ですから、その辺からまず県においても十分許可する場合に、指導してもらわなくちゃ

ならないと思っておるところでございます。

それから、排せつ物の関係でございますけれども、これも1問でも申しあげましたとおりでございます。何にしましても、指導、指導、行政と、こう言いましても、やっぱり御本人がいろいろ経済的な問題等々あると、こういうことであるわけでございますので、私の方でも相談に乗り、あるいは指導しておるわけでございますけれども、御本人の考え方というものも踏まえなければならないというのが大きなネックになっていると。このように思っておりますので、なお一層こういう排せつ物、そしてまた排せつ物の需要というような問題につきまして検討しなくちゃなりませんし、これは一畜産農家だけの問題でなくなるわけでございます。

これを使うかということになりますと、実際に化学肥料を使うよりもああいう肥料を使うことが大変だろう、あるいはにおいもすると、労力もかかるということになりますと、大変な労力から、あるいは煩わしさというものも出てくるだろうと、このように思いますので、ひとり排せつ物を出している方が悩みというものもあるだろうけれども、それ以外の方で進まないということもあるわけでございますので、関係団体と一緒にこれでも相談に乗ったり、あるいは指導したりと、こういうことをしてまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 お答え申し上げます。

教育委員会としては、毎年、市内の14の学校を訪問しておりまして、児童生徒の学習の様子等も含めて拝見させていただいているところであります。そこではさまざまな形態の学習活動が展開されておりまして、それらを拝見しながら、児童生徒の様子はもちろんのこと、教育環境整備の観点からも実態の把握に努め、勉強をしているところであります。

殊机に関しましては、先ほど教育委員長がお答え申し上げましたとおり、子供たちの学習活動に特に支障を来しているという実態はないというふうに把握しているところであります。

具体的なことについては、担当の課長の方からお答え申し上げます。

佐竹敬一議長 管理課長。

芳賀友幸管理課長 毎年度、120個程度購入しているのではないかとといったような御質問があったわけですが、全校、14校ございまして、これを平均しますと10個にも満たないといことで、壊れた分の更新という意味で購入しているものでございます。

あくまでも使えるものは大事に使っていきこうと、こういう考え方で使ってもらっているわけでありまして、中には天板だけを交換して使っているといったような状況もございます。したがって、あるものを大事に使っていきこうという考え方でおりますので、教育上、特に支障ないというような状況下にもありますので、今の状況のまま使っていきたいと考えております。

そしてまた、第1問で、確かに平成14年度で教科書の改訂年度だったわけですが、この際に教科書のサイズまですべて変わったということではございません。あくまでも教科書の改訂年度でありまして、教科書のサイズも変わったということではございませんので、御了承いただきたいと思っております。御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。



佐竹敬一議長 いいですか。松田 孝議員。

松田 孝議員 排せつ物の処理の関係をちょっとお聞きしたいんですけども、今4戸、これから16年度以降またがるわけですけども、この4戸に対してやはりもう少し支援というか、簡易的な遮水シートなども出ているようですから、これらの補助などもやっぱり県として環境整備に当たってもらいたいと思いますので、この辺について、この1点について市長の見解を伺いたいと思います。

佐竹敬一議長 農林課長。

木村正之農林課長 先ほど市長の方からもありましたけれども、4戸が残るといようなことでございます。これらについても今いろいろと指導をしているところでございますけれども、やはり先ほど市長からありましたように、資金的な問題等々もありまして、耐久性のあるものについてはちょっとというようなお話でございます。それで、簡易シートについても今これらの解消になるというようなことでございます。10頭程度でありますと材料代だけで10万円ちょっとぐらいでできるというような状況でございます。

ただ、補助要綱に定めている中については、耐久性のあるものというふうに限定をしておりますので、今の段階ではこれらについて補助の対象にはしていないところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番、12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 通告番号11、12について、市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、順次質問してまいりますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

地方分権一括法が制定され、国と地方自治体との関係は、上下・主従の縦の関係から対等・平等の横の関係となりました。また、権限が地方に移譲されたものの、財源が伴っていないために、その税財源の移譲が強く求められ、三位一体の改革が今進められています。

そのような折、イラク復興支援の名のもとに、武装した自衛隊のイラク派兵が、多くの国民の反対や野党及び自民党の幹事長経験者などが欠席する中で、自民・公明の与党単独で強行採決されました。このことは、まさに戦争できない、してはならない国から戦争できる国への転換であります。日本の基本政策の180度の転換を意味するものであります。同時に、戦争は国家財政を悪化させることは、アメリカのベトナム戦争や戦中の日本を見るまでもなく、すべての歴史が示しているところであります。

今回の判断の是非は、後の人々によって明らかにされることであらうでしょう。しかし、私はそんな悠長なことではなれないと思います。これまでの歴史を見る限り、どんな理屈をつけようとも、武装した自衛隊の派兵は誤りであると思うのであります。したがって、平和的な形での人道支援、復興支援に徹すべきであると思うのであります。このままでは、欲しがりません勝つまではの過去の過ちが再び繰り返されるのではないかと危惧するのは、私ひとりではないと思うのであります。

平成16年度地方財政計画では、地方交付税の削減及び臨時財政対策債の大幅な抑制、国庫補助金や負担金の廃止や縮減、人件費や単独事業の抑制、民間委託の推進など、徹底した見直しで地方財政計画規模が抑制されていることから、当局でも16年度予算編成に当たっては大変苦労されたと聞いております。制度上、国と地方が対等・平等の立場に立ったはずなのに、逆に地方は金でもって国にかんじがらめにされているように見えてなりません。

今まさに、改革の真ただ中でありまして。しかし、三位一体の改革についても、国の手中で都合よく扱われているように見えてなりません。地方の主体性を確立するという観点から、地方6団体が意見をまとめ、国に物申すことが極めて重要になっていると思うのであります。そこで、佐藤市長は首長という立場で、三位一体改革についてどういった見解をお持ちになっておられるのかお伺いいたします。

また、今回、山形県市長会会長に御就任になりました。まことにおめでとうございます。総会では三位一体改革に向けた特別決議も採択されたそうでありまして。その実現に向けて会長としてのリーダーシップを期待すると同時に、その決意並びに抱負について伺いたいと思います。

次に、通告番号12、合併問題について伺います。

昨年12月に、1市2町の任意合併協議会において26項目の合意がなされ、合併協定素案と新市将来構想が決定されました。朝日、西川の両町では、これをもとに合併した場合の合併構想と合併しない場合の自立のまちづくり構想による住民説明会も終了し、住民アンケートの実施が始まっています。その結果も4月中にまとめられると報じられています。

2日の施政方針で、市長は、「2町の意向を踏まえ法定合併協議会を設置し、合併特例法適用期限内の合併に努力したい。将来に対し誤りのないよう進めてまいりたい」と述べられました。私も寒河江市の将来のまちづくりを進める上で誤りのない判断をすべきだと思います。そのような観点から、後でこんなはずではなかったなどと言われることがないように、今示されている合併協定素案や新市将来構想案につい

て何点かお伺いをいたします。

まず、 の合併に向けた進め方（スケジュール）と課題について3点伺います。

一つは、合併特例法適用期限内の合併を目指しているわけではありますが、その合併に向けた法定協議会の設置の時期と、その後、合併までのスケジュールはどのようになるのか。また、法定合併協議会の委員の構成や事務局体制、予算措置はどのようになるのかお伺いいたします。

二つには、地方自治法第2条4項の基本構想の関係であります。

朝日町の第4次朝日町総合発展計画は、平成12年度から平成21年度までのものであり、西川町では新たに第5次西川町総合計画がつくられています。ところが、寒河江市の第4次寒河江市振興計画は平成17年度までの計画であり、通常であれば平成18年度からの新たな振興計画策定を進めなければならない時期であろうと思います。合併には相手がありますし、また行政の空白は許されないことでもあります。したがって、もし万一合併が進まない場合やおくれるような場合の対応策として、平成16年度には第5次寒河江市振興計画策定の準備を進めなければならない時期ではないかと思われませんが、市長の見解を伺いたいと思います。

三つには、平成16年度の施政方針が述べられました。各会計の当初予算も提案されています。

また、合併という重要な課題を抱え、取り組んでいる最中でありまして。ところが、16年度の途中である17年1月19日で佐藤市長の任期が満了となるわけでありまして。そこで、合併に対する市長の熱意をも含めて、引き続き続投なされる考えなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、 の将来のまちづくりと合併協定素案などについて7点お尋ねをいたします。

一つは、客観性のある行政評価システムの導入であります。

今、すべての自治体で効率的な行財政改革が叫ばれています。しかし、総合計画を管理評価したり個々の事業について客観的に評価する基準やシステムがありません。したがって、抽象的な評価になっています。これではますます厳しくなる中での的確な行財政改革はできるはずもないのではないかと思うのであります。

昨日議論されたバランスシートの活用は、自治体の体力や健康状態を見るのには適していると思っております。しかし、現在寒河江市でやっている内容では個々の事業に対する評価が十分にできるものではありません。森を見ても木が見えないことになります。

過日、私ども会派で視察した兵庫県川西市では、「木も森も見る行政運営を目指して」というタイトルで取り組まれている「川西市行政経営支援システム」について研修してきました。

このシステム開発の発端は、平成4年、次の総合計画、寒河江市で言う振興計画ではありますが、これをつくる段階で、これまでの計画を管理評価するすべがないことに直面し、一体何のためのだれのための総合計画なのかという問題意識から研究が始まり、開発されたシステムだそうであります。

このシステムは、次のような三つの特徴から成っております。一つは、事業、細事業を主体に計画、予算、定数、いわゆる定員であります。がリンクしていること。二つには、分野、施策、細事業の単位で評価していること。三つには、評価を単独で実施するのではなく、実施計画、予算編成、定数査定の過程でそれぞれ実施されていることでありました。この結果、予算も決算も各事業ごとに、人件費を含めた事業費や評価指標と達成率などが過去3年分が一目瞭然となるものであります。市民や議員からも大変好評を得ているとのことでありまして。行政執行上も、何が問題なのかということが的確に把握をできるということでありまして。

そういう中で、市町村合併は行政システムを変えられる好機であると私は認識をいたしております。任意合併協議会の協定項目に行政評価システムの導入はありませんでした。しかし、これからの自治体には必須のシステムであり、したがって、法定協議会において行政評価システムの導入を検討し、合併協定項

目に加えるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

二つには、現在、ごみ処理や消防事務などについて西村山広域行政事務組合で共同処理を行っているわけですが、寒河江市、朝日町、西川町が合併した場合、西村山広域行政事務組合の規約の変更が必要と思われるが、その場合、どのような手続が必要となるのか教えていただきたいと思います。

三つには、市からの委託で寒河江市土地開発公社が先行取得をしている土地で、平成16年2月現在、いまだ買い戻しされていない土地の面積と、その代金は幾らになるのかお伺いをいたします。また、新市将来構想案の中で先行取得した土地の買い戻しについてどのように位置づけされているのかもあわせてお伺いいたします。

四つには、第4次振興計画に基づき、市では市立病院の整備用地として開発公社に委託して先行取得していますが、任意合併協議会の新市将来構想案には病院の整備計画が示されていません。寒河江市の実施計画にのっている市立病院の整備計画は今後どのようなようになるのかお伺いいたします。また、現在の三つの病院をそれぞれ存続するとなっておりますが、その会計はそれぞれ独立方式なのか、それともプール方式となるのかもあわせてお伺いいたします。

五つには、新市将来構想案の新市の主要事業には庁舎の建設が入っていないが、山形盆地活断層のかかわりなどで現庁舎が耐震上問題はないのか。問題ないとしたならば、その根拠は何なのか。また、任意協議会の中でのやりとりでは10年以内に庁舎建設はしないとされていますが、たとえ10年間の間に庁舎を建設しないにしても、10年後には現庁舎は築40年になることから、庁舎建設のための基金の積み立てが必要だと思います。新市将来構想案の財政計画の積立金に庁舎建設のための基金が入っているのか。もし入っていないとすれば、基金の積み立ては必要と思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

六つには、下水道の問題であります。

合併協定素案の調整方針では、生活排水処理施設整備計画は、合併後、新しい計画を策定するとなっております。そこで伺います。合併後策定される計画とは、現在の市と町の計画を合体をしたものをつくるのか、それとも現在の市町の見直しをも含めて策定することになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

七つには、有利な合併特例債を受けるためには、新市建設計画の中で主要事業に計画されていなければならないそうでありますが、寒河江市分として13事業、総事業費 108億 4,900万円を計画した理由、根拠についてお伺いをいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、三位一体の問題でございます。

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む国と地方の税源配分のあり方を一体的に見直すという三位一体の改革の推進が、一昨年6月の国の基本方針2002に示されたところでありますが、この三位一体の改革は、地方の自主性、自立性の向上、つまり地方の裁量の拡大による地方分権の推進と、それにふさわしい地方の税財政制度を構築することを目的としているものでございます。

そして、昨年6月には基本方針2003が閣議決定され、この中に国庫補助負担金については2006年度までの3年間に、おおむね4兆円程度をめぐりに廃止・縮減等の改革を行うと。廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては税源移譲すると。それから、地方交付税については、財源保障機能全般を見直しして縮小し、交付税総額を抑制すると明記され、この方針のもとに三位一体の改革が推進されることとなりました。そして、2004年度、つまり平成16年度が実質的な改革の初年度となったところでございます。

改革初年度の国の地方財政計画では、御案内のように国庫補助負担金の1兆円削減が実施され、それにかわる財源として4,200億円余りが所得譲与税で、また2,300億円余りが道府県に交付される税源移譲予定交付金として、合わせて6,500億円程度が移譲されることとなりました。また、地方交付税については、地方財政計画上における地方単独投資的経費の縮減や地方公務員の削減などにより地方の歳出が圧縮され、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を合わせた削減額は2兆9,000億円、12%の減となったところであります。

このように税源移譲額が6,500億円であるのに対し、国庫補助負担金、地方交付税等の削減額が3兆9,000億円と6倍にも上がっており、初年度だけを見ると地方にとっては非常に厳しく、地方だけが大きな痛手をこうむった感がございます。

首長としてどうあるべきかというような考え方を問われておりますが、この改革は単に地方税財源の拡充を目指すためだけのものではなく、また国の財政再建のためのものでもなく、国と地方をあわせた我が国の国の形、国のあり方を見直し、住民の福祉と地域の安定のために地方分権を推進していくものであると考えております。

改革には、この地方分権の理念に沿って地方の自主性、自立性を向上させていくという部分と、国と地方を通じた行財政改革、効率的で小さな政府を目指していくという部分があり、地方の改革があわせて行われているという見方もできますが、地方から見れば、あくまでも地方分権の推進を基本とし、国庫補助負担金の改革においては、廃止・縮減を先行させることなく税源移譲と一体で行い、地方への負担転嫁を行うものであってはならないと思っております。

また、今回のような形で三位一体の改革が進んでいけば、団体間の財政力格差が拡大することになります。そのことから、団体間の福祉・教育などの基本的な行政サービスに地域間格差を生ずることが十分懸念されるのでございまして、交付税の基本的な機能であるところの財源調整機能、そしてまた財源保障機能は堅持されるべきものであると思っております。

改革の初年度は、国からの税源移譲に比べ交付税、国庫補助負担金の削減が先行、突出するというアンバランスな状況であり、また改革の全体像が見えておりません。三位一体の改革はバランスよく文字どおり一体的に実施されなければならず、また、国においては改革の全体像というものをきちんと示し、その改革工程を明らかにし、改革をどういった手法で、どういった全体像をイメージしながら進めていくかと

いうことを地方や国民に示すべきだと思っております。

平成16年度予算において、改革の初年度が曲がりなりにもスタートし、改革の流れができました。これを改革にふさわしいものとしていくためには、もう一度原点に立ち返り、すなわち、地方分権の推進、そしてそれに合った地方の税財政制度の構築を進めていくことが重要でございます。また、改革が実を上げるためには、地方の理解と協力のもとに進められることが不可欠であり、国においては、地方団体の提言を受け入れ、地方団体と協議しながら結論を出していただきたいと考えておるところでございます。

御案内のように、2月24日、私は山形県市長会の会長に就任いたしました。私は就任後すぐに、地方財政基盤の確立に関するところの特別決議を行ったところでございます。特別決議としては、私の記憶では、市長会ではこういうものは初めてではなかったかなと、このように思っておりますが、税源移譲の早期実現、地方交付税制度の堅持と所要額の安定的確保、国庫補助負担金制度の見直し等について国に要望するとともに、県にも呼びかけながら一体となってこの事態を国に訴えて、そしてまた、解決策を見出していかなくならないということとしておるわけでございます。これからも、地方のため、そしてまた市民の福祉の向上につながる提言・要望等を積極的に行い、会長としての役割を果たしてまいりたいと思っております。

次に、合併関係について何点かございましたので、順次答弁申しあげたいと思っております。

まずは、スケジュール等の質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、西川町と朝日町では、さきに各地区における合併座談会を終了し、現在、アンケートによる合併に関する町民の意識調査を行っております。アンケートの回収は西川町では3月15日まで、朝日町では3月22日まで回収し、両町とも座談会とアンケートの結果を踏まえて、町として法定協議会を設置するかどうかの重要な判断材料とされているようでございます。その集計・分析は、両町とも4月中ごろまでとしているようでございます。したがって、両町とも合併に当たっての法定協議会の設置の判断は、4月以降になるのではないかと考えられます。

御質問の合併特例法の優遇措置を受けられる期限内、現段階では平成17年3月31日までのスケジュール等の質問なわけでございますけれども、スケジュール等の御質問の内容の大半が法定協議会の中で決定されるものであり、ひとり寒河江市長として申しあげべきものではないことをまず申しあげておきます。

合併に当たっては、国・県とのかかわりもありますが、これまで任意協議会及び議会の合併問題検討特別委員会で申しあげてきた内容を踏まえて申しあげたいと思います。

まず、合併を進めるに当たっては、1市2町の各議会で地方自治法及び合併特例法に基づく協議会、一般的には法定協議会と言われておりますが、その設置については、1市2町それぞれの議会で議決が必要でございます。この時期は、2町のアンケート等の分析の時期からすれば、4月以降になるのではないかと考えられます。協議会の委員の構成は、協議会で制定する規約の定めるところによります。合併特例法の規定により制定された規約の中で委員が決まるものと思っております。

それ以降のスケジュールということでございますが、これも法定協議会で決定されるものであります。第3回の任意協議会で合併の期日を協議していただいた折に、合併までの必要なスケジュールを説明しております。また、寒河江市の議会の合併問題検討特別委員会から法定合併協議会を設立した場合のスケジュール案についての資料提出を求められ、12月22日、合併のスケジュールの案をお配りいたしておるところでございます。

それにも書いておりますが、16年4月に法定協議会の設立をし、4月から9月までに合併協定項目の協議、新市建設計画の協議を行い、9月には決定し、1市2町の首長による合併協定調印を行う。さらに、1市2町の9月中のそれぞれの議会で合併のための廃置分合の議決をしていただき、直ちに県知事に合併申請書を提出する。10月以降に県知事が県議会の議決を経て総務大臣に届け出がなされ、官報に告示され

た日をもって合併の期日となるものでございます。事務局体制も協議会で決定されるものでありますが、任意協議会の事務局が法定協議会の事務局に移行されるものと思っております。

それから、予算措置であります。法定協議会の運営に必要な経費と合併するに当たって協議会として必要と思われる経費については、各市町から御負担いただき、協議会の予算として協議会で決定し執行されるのではないかと考えられます。

次に、寒河江市の振興計画の策定と合併とのかかわりでございます。

このことにつきましては、平成15年11月26日に行われた平成16年度から18年度までの実施計画についての議会全員協議会でも申しあげましたところでございます。

第4次振興計画は、平成8年度から平成17年度を目標年度として策定されたものでございます。18年度からの第5次振興計画の策定期間であり、御案内のとおり、現在、寒河江市、西川町、朝日町の1市2町が平成17年3月内の合併をめぐり任意協議会を設置し、合併に当たっての協定素案や新市の建設計画案、いわゆる将来構想案を策定いたしました。二つの町ともそれらをもとに合併についての地区座談会を行い、現在、法定協議会に移行するかどうかの判断材料としてアンケート調査をしております。

法定協議会に移行すれば、任意協議会で策定した協定素案、建設計画案をもとに新たに法定協議会において協定内容、建設計画が策定され、それが新市における将来構想案となるものと思っております。新市においては、その将来構想案をもとにするとは思いますが、新市では新たに新市の事務を処理するに当たっての総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想が、地方自治法に基づき議会の同意を得て策定されるものと思っております。

今申しあげましたように、1市2町が法定協議会を設置する、しないの判断は、4月以降になるのではないかと考えられます。したがって、寒河江市単独の振興計画の策定であります。今申しあげたようなことから、法定協議会が設置されましたら、寒河江市単独での18年度からの振興計画の策定の必要は考えられず、法定協議会の設置の有無が確定するまでにおいては、新たな振興計画の策定に着手する考えは持っておりません。また、法定協議会が設置に至らず合併が見送られることになった場合は、これも4月以降にははっきりすると思っておりますので、その時点で本市の第5次振興計画の策定にとりかかってまいりたいと思っております。

いずれにしても、18年度までは2カ年ほどありますので、4月以降から取りかかっても十分な時間があるものと思っております。

それから、私に対する市長の任期が到来するからどうのこうのという話がございましたが、現在においては白紙でございます。

それから、行政評価システムの導入ということについての御質問がございました。

寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会は、合併した場合の新市の将来構想案と合併協定素案について協議を行ってまいりました。御案内のとおりでございます。合併協定素案の協定項目としましては、任意合併協議会の協議の中で26項目の協定項目が決定され、協議を重ねてきたものでありますが、その中に行政評価システムについては盛り込まれておりません。

行政評価システムの導入を、法定協議会における合併協定項目の中に盛り込むべきではないかという御質問ですが、合併協定項目というものは、現在各市町で実施している事務事業や制度を、合併後どのようにするかを調整することを中心にその項目が決定されたものでございます。したがって、1市2町で実施されていない事務については、協定項目にはなじまないものと思っております。

次に、西村山広域行政事務組合とのかかわりで規約の変更というような手続の関係のお尋ねがございました。

西村山広域行政事務組合は、地方自治法第284条に基づき、西村山地区の1市4町がその事務の一部を



共同処理するため、1市4町の協議により規約を定め、それを構成市町の議会でそれぞれ議決し、県知事の許可を受け設置された一部事務組合でございます。御案内かと思えます。

一部事務組合の規約の変更等については、地方自治法第286条に定められており、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、それぞれ構成する市町の議会の議決を得た上で、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

寒河江市、西川町、朝日町が合併するとした場合、西村山広域行政事務組合の規約はどうなるのかということでございますが、1市2町の任意合併協議会においては合併の方式を新設合併としており、合併により現在の1市2町は法人格を失うこととなります。このことは西村山広域行政事務組合を構成する市町の一部が存在しなくなるということになりますので、1市2町の合併の前日に脱退する必要があり、それに伴い、西村山広域行政事務組合の規約の変更が生じてくることになると理解しております。

規約の変更は関係市町村の協議により行われますが、地方自治法第290条の規定により、この協議については関係市町村の議会の議決が必要とされておりますので、合併の前日までに西村山1市4町すべての議会の議決が必要になると理解しております。ただし、議会の議決は合併について官報に告示された日以降からでないといけないものと理解しております。また、合併後の新市において引き続き西村山広域行政に加入する場合は、別に加える手続が必要となり、新市が加入することに伴う規約変更も必要になると理解しております。

次に、土地開発公社の先行取得している土地の問題でのお尋ねがございました。

市が土地開発公社に土地の取得を委託し、買い戻しを行っていない土地の平成16年2月末日現在の状況は、委託事業名としては6件、面積では4万3,153平方メートル、金額では9億4,733万円であります。

なお、その中で駅前中心市街地整備用地の1,526平方メートル、金額にして1億5,117万円については、本年度、15年度中に買い戻しを行う予定でありますので、実際残るのは4万1,627平方メートルで、7億9,616万円でございます。そのほかに、所有権は寒河江市になっており、土地の引き渡しを終えているが土地代金が未払いとなっているクア・パーク用地が3万3,058平方メートルの5億2,226万円がございました。

また、任意合併協議会で策定した1市2町の建設計画、いわゆる将来構想の中の新市の主要事業に、土地開発公社に委託した土地の買い戻しがどのように位置づけられるのかということもありましたが、市道中央12号線整備事業については新市の建設計画の主要事業に盛り込んでおりますので、事業着手の場合は土地開発公社から買い戻しされることになると思います。

次に、市立病院の関係でございます。

整備計画につきましては、昨日の佐藤議員の質問にお答えしましたように、医療を取り巻く環境の変化や国の三位一体の改革により地方財政は極めて厳しい状況にあり、地方自治体を取り巻く環境も激変しており、その影響等を踏まえ、今後の方向を考えていかなければならないと思っております。

それから、任意合併協議会の協定内容を踏まえての合併後の病院の会計処理についても御質問がありました。

任意合併協議会においては、市町立病院については、当面、現行のとおり新市に引き継ぐことで調整されたところでありますので、合併後の新市に当面三つの自治体病院が存続することになるわけでございます。その場合の病院事業の会計処理でございますが、病院事業は地方公営企業法の財務が適用されます。同法第17条において、企業の経理は事業ごとに特別会計を設けて行うものと規定されておるわけです。この規定が病院事業にも適用されることから、新市においては三つの病院分を一つの病院事業特別会計として処理することになるものと理解しております。

次に、庁舎の問題でございますが、庁舎建設と基金の問題についてのお尋ねがございました。

任意合併協議会で示した新市の主要事業の中に、庁舎建設が入っておりません。山形盆地活断層の関係などから、防災上問題はないかということに触れられておるわけですが、任意合併協議会においては、合併後も当面はこの庁舎を新市の事務所として使用していくこととしておりますので、これまで同様、定期的な調査を実施しながら使用してまいりたいと思っております。

また、庁舎建設基金の積み立てについてでございますが、任意合併協議会で作成した財政計画では、庁舎建設基金の積み立ては盛り込まれていないところでありますが、新市においては庁舎を現在の寒河江市の区域の中で利用しやすい場所を検討していくことにしておりますので、庁舎建設基金についても新市において検討されるものと思っております。

それから、下水道事業についてのお尋ねもございました。西川町にも下水道事業がありますので、どうなるのかということだと思います。

1市2町の任意合併協議会においては、公共下水道の事業区域及び整備の手法等を網羅した生活排水処理施設整備計画は、合併後、新市において新しい計画を策定することといたしております。したがって、御質問の寒河江市と西川町の市町界を挟んでの整備の考え方についても、新市において策定される生活排水処理施設整備計画によるところだと思っております。

次に、13事業、いわゆる将来構想案に新市の主要事業が示された中で本市分が13事業あるわけですが、その選定した根拠というふうなお尋ねでございます。

合併しようとする市町村は、合併特例法の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる市町村建設計画を策定しなければなりません。市町村建設計画には合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項が含まれていなければならないものでございます。1市2町の任意合併協議会においては、計画期間を合併後10年間とする建設計画、いわゆる新市将来構想案を策定したところであります。

新市の主要事業は、建設計画案に示された建設の根幹となるべき事業の具体的実施事業を明らかにしたものでございます。この新市の主要事業については、財政計画を考慮しながら、本市関係分としましては、市長としてこれまで市民との対話の中で市民の市政に対する考えをもとに、寒河江市として新市のまちづくりの目標の達成を果たすためにはどのような事業を取り上げるべきかを考えたとき、都市基盤の整備、西川町、朝日町との連携軸の整備、観光の振興、文化財の保護を目的とした事業を取り上げるべきだと判断したところでございます。

その結果、都市計画街路や市道整備、平塩橋や慈恩寺資料館の整備として13件、108億4,900万円の事業といたしたところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目に対しては、大変丁寧な答弁をいただきました。さらに理解を深め合うという、こういう観点から2問目に入らせていただきたいと思います。

まず、三位一体のこの関係については、先ほど市長から考え方が述べられました。まさしく今、国も地方も財政危機という状況の中で、地方主権、地方が自立できるためには、やはり財政の移譲がなければならないわけであります。

しかし、先ほどもお話ありましたように、国も大変、そういうときに国も地方も一緒になって改革しなければならないというのはこのとおりでありますし、先ほどの市長のそれに向けての市長会の会長としても特別決議を上げながら国に物を申し立ていくと、このことをぜひ貫いていただきたいと思いますということが一つあります。ぜひ実現するように頑張ってくださいと思います。

今、国も地方も一緒になって財政の問題を考える、そうしたときに、私、極めて極端な話というふうにとらえられた方もおるのかなと思いますけれども、やはり国全体で金の使い方をどうするかということだというふうに思います。そして、先ほど申しあげましたように、日本が再び危険な方向に過去の過ちを犯すような形、そうしたときに財政というのはもうもたないという、歴史的に体験をしていますので、こういうことをもあわせながら、今、財政の問題、日本の国づくりというものは考えていかなければならない時代だなというふうなことを思いながら先ほど1問目でお尋ねをしました。ぜひ市長の先ほどの考えが実現するように頑張ってくださいということをまず申しあげておきます。

それで、行政評価システムの関係でありますけれども、先ほども1問目でも申し上げたんですが、きのうもバランスシートの関係でお話がありました。寒河江市で出しているバランスシートは普通会計ですね。一般会計と駅前特別会計、14年度の決算の資料の中にもありますけれども、普通会計で245億2,815万8,000円の起債の残高になっています。しかし、寒河江市の場合は、特別会計、公共下水道が124億円です。病院は13億円、水道事業は26億円、トータルで408億6,900万円の起債残高があります。

また同時に、先ほど開発公社のこともお聞きしたわけでありまして、開発公社の市が委託をして買っている金というのは、これは普通会計や特別会計にも出てこないわけですね。いわゆる隠れ借金というふうによく言われますけれども、皆さんも記憶に新しいと思うんですが、米沢市が赤字指定団体になったとき、開発公社の事業が根本的な要因でしたね。そういうふうなことからしても、こういう、寒河江市のバランスシートでは一般会計と普通会計の関係は出るんです。しかし、こういう全体のもので出ない。

そして、きのうの話でもあったんですが、朝日や西川の住民が寒河江市の借金えらいあるんじゃないかというふうに心配されている。そして、きのう言ったように、普通会計でのバランスシートの中で1人頭にするると何ぼ何ぼだというのは教えていく、これもぜひやっていただきたいと思います、きのう言ったとおり。

しかし、同時に、特別会計や、あるいは開発公社の先ほど出たような数字も借金としてあるわけありますから、これらもきちっと出していかないと、後々に朝日や西川の住民から「親切に教えてけねけっで」というふうになると悪いなというふうに私は思います。したがって、そういうふうなこともぜひやっていただきたいと思いますということをまずお願いをしながら、きのうああいうふうにも市長答弁されていますので、この点についてもお願いをしたいと思います。

それで、私が言っている行政評価システムというのは、今、寒河江市の予算書、決算書を見てもそんなんですが、地方自治法に定められて款項目節というふうな形の中で予算が出ますね。一つの何々という事業を見ても、予算書のそっちとこっちといっぱい見なきゃ全体的にその事業に何ぼかかっているかわからないという、こういうことになります。また同時に、人件費はそれぞれの款項の中で人件費が全部一括し

て出てますから、それぞれの事業に何ぼかかっているかというのがわからないわけですね。

ところが、地方自治法の決算の関係、あれは何条になりましたかな、あれでは主要な施策という形の中で、それは決算書とは違う事業ごとに出して、今現在もやっているわけでありましてけれども、わかりやすく言うと、ああいうふうにやるということなんです。何々事業にどれだけお金かかって、人件費は何ぼかかったということが皆わかるということなんです。

ところが、今の予算・決算の仕組みは、決算書や予算書は、主要な施策はそうではありませんけれども、そういうふうになる。これをぜひ考えていかないと、それぞれの事業でどれだけ成果があるのかというのがわからない。そして、川西市の場合には、それぞれ今度、向こう3年間、どういうふうにするかをやりながら成果を上げていくかという目標を出す。中身は詳しくはちょっと時間ありませんので言いませんが、そういうものなんです。

したがって、ぜひこういうことをしていかないと、職員の定数を見直すといったって根拠がなく見直す。あそこの職場が忙しいようだからとか暇なようだからという、そういう定数を見直す人の主観になってしまう。客観性がないというふうなことでありますので、これからの自治体経営というか、自治体運営をやっていく上では、こういうことが私は必須の課題だと思うんです。したがって、先ほど協定項目に入れてほしいというふうなことを申しあげましたけれども、今後の合併した後の新市をつくっていく上での課題にしていきたいということで、1項目は項目に入れてほしいというのは、項目は今あるやつを調整するんだということでもありますので、今後つくっていくという、その中の一つのテーマにしていきたいということをお願いをしたいと思います。

先ほどの地方自治法の233条の第5項で、決算の場合、主要な成果の説明をしなければならないことになっておりますから、あれは款項目の形でのものでなくて、実際その事業に幾らかかったかというような形を出すようになっていくわけでありまして、ああいうふうな形のものであります。

それから、病院の関係でありますけれども、いろんな人と、寒河江の人も、あるいは西川や朝日の人も、立場上、いろんな話をする機会があります。そして、率直に言われるのは、例えば合併しての病院の関係で申しあげますと、この1市2町が合併して、例えば病院で言えば、病院のメリットというのは、合併することによって地域住民に対する医療サービスが現状を維持しながらさらに向上するというふうなことになれば合併のメリットあるわけですね。あるいはまた、病院経営が、それぞれ三つの病院ですけれども、合併することによって病院経営が好転をするというふうなことであれば、これまたメリットですね。あるいは、それぞれ抱えている病院の整備計画が合併することによって大きく前に進む、こういうふうなことになれば、病院という、医療という観点から見た場合、非常にメリットだと。

ところが、任意合併協議会の中でもいろいろ協議されたそうです。そして、結局まとめは、それぞれ三つ今のまま当面は存続するというふうになっているわけでありましてけれども、住民の医療サービスを低下させないで、例えば診療所にしようというふうなことを考えたとき、検討したけれども経営上のメリットも大してないんだそうです。だけど、このままでいくと、結局、統廃合というか、せざるを得なくなるのかなと。合併しない場合だということ、病院を廃止をしてその分の経費を浮かす。ところが、住民には決定的に地域医療サービスがなくなってしまうと、こういう大きなデメリット。合併をするという、一つ病院を整備し、こっちはなくす、そして経営する。

ところが、そこに住んでいる住民からすれば、「結局なくされるんだ」という心配なんだそうです。したがって、こういうふうな点について、本当に合併することによって病院経営はどうなるのか、住民に対する医療サービスというのはどうなるのか、このことをやっぱり研究し合うことが必要なんだと思うんです。そして、その観点で一つの方針が出たら、そのことを住民に語って、住民からも理解してもらおうということが必要だと思うんです。

ところが、なかなかそこが、今のように合併後、新市で考えていくというふうに言われるところに住民の悩みがある。あるいは、かかわっている人の悩みがあるというふうに打ち明けられますと、私もそのことは全くだなというふうに思います。したがって、その辺のことを、本当に合併することによって病院経営をよくするためにはどういうふうな方法がある、地域住民に対しての医療サービスがどうなる、そのことを出して、それであっても、これは病院の一つだけじゃなくて、行政というのはいろんなものあるわけでありますから、そういうふうの一つ一つそういうことを出し合う中で、住民の声を聞いて判断をしていくということが極めて重要なのではないかなと思いましたが、この点についても一言申しあげておきたいと思います。

それから、主要事業の関係でありますけれども、確かに今回の合併特例期限内に合併すれば、合併特例債というのは極めて魅力です。極めて住民の側からしても魅力です。そうしたときに、新市の中でこれからどういうやらなければならない事業あるのかということで、先ほど市長が言われたように出したと。その中で住民の要望なども実現させるために13事業を選んだということでありますけれども、今寒河江市で抱えているしなければならない事業の中で、通常であれば国などの補助金、負担金などのある事業と、もらえる事業とももらえない事業というのがあると思うんです。通常であれば国県の補助がある事業と通常は補助のないやつ。

ところが、合併特例のためには、通常補助なくても補助対象になるというものもあると思うんです。そうしたときに、もっといんなものを出し合って、これから朝日と西川と寒河江で新しい市をつくるわけでありますから、その中でかかる経費というのはこれから10年で終わるわけじゃなくて、ずっと永遠に続いていくわけでありますから、そこでかかる経費は住民が負担しなければならないわけであります。

したがって、この特例債なら特例債、本当に使うんだとしたら、もちろん事業の選択をしなければならないというのは、特例債の枠をどれだけにするかというのはもちろんありますけれども、その中でどれを事業にのせるかというのは、極めて自治体経営上はこういう財政厳しいときには考える。民間の会社であったら、シビアにその部分はどの事業でどう使った方が一番得かというのは考えると思うんです。そういう意味では、先ほどから申しあげておりますように、市庁舎の建設なんていうのは、通常であれば補助金というのではないわけですね。独自でしなければならないわけです。これは時期はいつにしようか。それが特例債であれば、元利償還の7割が国から交付税で措置されるというような.....。

あと、例えば病院の整備にしたって、病院の土地なんていうのは、通常であれば私は補助金というのはいないんじゃないかなというふうな気がしています。あるいは、この13の中で補助金が通常ない事業というのはどれとどれなのか教えていただきたいし、ぜひ、今言ったようなことなどももちろん含めて検討した上でこの13項目になったんだというふうには思いますけれども、今後、法定協議会をつくり正式な計画をつくる段階では、住民負担を現行制度の中で最も負担の軽減な方法は何なのか、というところも十分考えながら対応をしていただきたいということを申しあげて2問にかえます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ただいまの2問は、希望あるいは提言といいますか、そのように受けとめるわけございまして、特別にお答えすることもなさそうでございますが、あえて申しあげれば、行政評価システム、これはいつでもしなくちゃならないわけございまして、これは合併しようがしまいが、いつの自治体においても必要なわけございまして。

でも、これにしましても貸借対照表にしましても、これらは皆、いわゆる一つのどういうまちをつくっていく、どういうふうになれば市民にサービスを多く提供できるかと、こういう観点からのいわゆる手段なわけございまして、そして市民と一緒にまちをつくらうということとのいわゆるそういう手だてでございまして、それが目的ではございませんとっておりまして、そういう中で十分こういうふうなあらゆる手法を取り入れながら、事業そのものが効果あって、そして市民にサービスができるようにしていくということだろうと、このように思っております。

それから、病院でございますけれども、きのうも佐藤議員に申しあげましたけれども、任意協議会の中で何回も当事者たちが会ってあのような結論を出したわけございまして、あれ以上は現在のところ一市長としては申しあげられないと。こういうことございまして、何も廃止するともっておりませんし、診療所に落としていくんだというようなことも何一つ言ってないわけございまして、はっきりそういうことを、この協議会の協定書の中で決めたことをはっきり住民に示していただかないと、いかにもなくなるんでないかと、それを議員がいかにもそういうようになる、そうかもしれないみたいなことを言えば住民の気持ちは揺らぐわけございまして、どうぞこの内容を十分お読みになって、そしてはっきり申ししてくださいと私は申しあげたいと、このように思っております。

また、朝日、西川、山形県すべてでございますけれども、少子高齢社会に突入しております。入ってきておるわけございまして、それをどうするかということ、それを町全体として、市全体として、新しい市としてどうするかということと、そういう中での病院のあり方ということと、また、当然これは経営体でございますから、それらも踏まえてどうするかというようなことは、これはいつの時代でありまして十分考えていかなければならないだろうと、このように思っております。何か合併すると廃止だと、合併しないと存続だというような物の申し方で、こう言われるとおかしいと私は思います。ちゃんと協議書に書いてあるんですから、それを十分に御理解の上、住民に対しても御説明願いたいと私は思っております。

それから、主要事業のことでございまして、1市2町それぞれ協議し合って、継続事業は取り上げないと、新規事業だけにしようということにしたわけございまして。そして、新しいところの建設計画構想の中で1市2町としてどういうものを取り上げればよいかということ念頭に置いて、1市2町から寒河江市は13、それから五つ、七つと、こういうふうに出してきたわけございまして、それは将来の新しい市の目標というものを念頭に置いて、全体としてどういうまちづくりをするか、そしてまた、お互いに連携し合って一体化を図る上にはどういう事業が必要なのかと、こういうことを念頭に置いてこの建設事業を採択、取り上げたということでございまして、その建設事業等々を見れば、どういうねらいかというようなことがおわかりになっていただけるんじゃないかなと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 私の質問の仕方も悪かったのかなと思うんですが、病院の関係などについては、ちょっと将来のことも私言ったからそういうふうに誤解を与えたのかなと思うんですが、合併することによって、例えば病院なら病院、合併することによって住民に対する地域医療サービスが向上するとか、それぞれの三つの病院が合併することで経営が好転する、あるいは整備をしようとした病院が合併することによって極めて順調に進むとか、メリットがあるんだろうかということなんです。そのことなんです。

その後は、私ちょっと言ったから、そんなことというふうに市長から言われますけれども、住民に対してここが、合併して、そしたらどうなるのかという、その後、おまえたちの心配だろうと、そのことなんです。ここを教えてほしいんです。そういうふうにそれぞれの地域をすることによってどういうメリットあるのか、ここが重要だというふうに私は思ったんです。その後までちょっと先ほど口が滑ったわけなくて、そういうふうに住民らが心配してたものだから申しあげたところでした。そこなんです。だから、廃止だの何だのって私言うのでなくて、そういう中で病院の経営をするためにというので、どういうふうに考えているのかというふうなことで、どういう議論になったのかという意味で申しあげたことです。

それから、きのう市長約束されたバランスシートでの寒河江市の起債状況なども、他市との比較というふうなことでしていきたいというふうなことあったわけでありましてけれども、これも、私は朝日や西川の資料を持ってないので、寒河江市の決算のものしか持っていないんですけれども、やはりそういうふうにして出すときには、先ほど私が申しあげたようなことを全部網羅して出さないと、かえって誤解を招くというふうに思いますので、ぜひそういうふうにしてほしいということをお聞き申しあげたんですが、このことについて市長の御見解をお聞かせいただきたいし、ぜひそういうふうにしていただきたい。でないと、かえって混乱するというお話を申しあげながら、見解をお聞かせいただきたいと申します。

あと、それぞれの問題ありますけれども、ぜひ住民に理解される形の中で、十分情報提供しながら進めたいということをお聞き申しあげて、私の質問を終わります。今のことだけ。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 合併のことですが、合併に前向きな2町と、そして寒河江市とでやろうということになったわけございまして、前向きに合併に向けて進もうということで始めたこの計画、計画といいますが、合併計画なわけでございます。そして任意協議会を開いておるわけでございます。そして、あれだけの26項目の詳細に微に入り細に入りの本当に私は模範的な協議内容だなど、こう思っておりますし、新しい市の将来の姿というものが、新しい市の市民の幸せというものが見えてくるような協議内容だなど、こう思っております。

そういう意味で、前向きな2町と寒河江市でございますから、やっぱり合併はなぜしなければならないのか、あるいはなぜ必要なんだかというようなことは、十分これまでの過程の中でおわかりになっているんじゃないかなと、こう思っております。

ですから、これから法定協議会を開き、あるいは、それを開けば合併についての対応というものが本物になってくるわけでございますけれども、ですから、そういうこれまでのねらいというものを存分に頭に入れて住民に御説明したり、あるいは住民の声に反映させるようなことをしなければならないなと思っておるわけでございます。

それから、バランスシートの関係でございますけれども、ほかの2町の関係などもわかるわけでございますけれども、それらについても資料としてお上げすることにはやぶさかではございません。（「そうではなくて、寒河江のやつを出すときに、普通会計だけでなく全体を出さないと誤解を招くので、出してほしいというふうに質問しているんです。そのことについても答弁ないんです」の声あり）



那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番について、19番 那須 稔議員。

〔19番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党、公明党と通告している件に関心を持っている市民を代表して、私の意見を交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号13番、少子化対策について、初めに次世代育成支援対策推進法を受けての行動計画への取り組みについてお伺いいたします。

1人の女性が、一生に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率は、平成14年度に全国平均で1.32と過去最低を更新しております。昭和50年に2人を下回った出生率は、昭和60年には、それまで最低だった昭和41年の出生率1.58を下回る1.57となるなど、余りにも下がり過ぎたことから、当時1.57ショックと言われました。

合計特殊出生率の推移を見ると、昭和30年代から40年代にかけて、おおよそ2から2.1台を維持していましたが、昭和50年代に入って低下を続け、平成5年には最低の1.46となり、平成6年には1.5と回復したものの、平成7年には再び減少して1.42を記録し、その後、平成12年1.36となり、平成14年には1.32と史上最低を記録しています。このように出生率は下がり続けております。

少子化の背景には、非婚化、晩婚化など生き方や人生観、価値観の変化だけでなく、核家族化や景気の悪化を初めとする数々の要因により、子育ての不安や負担が増大している社会の実情があるのではないかと思います。このように少子化は、その要因、背景そのものが結婚、育児、家庭、地域、学校、職場などに対する私たち一人一人の考え方や生き方に深くかかわっているとされていますが、それだけでなく、少子化の進展で人口が減少することは、社会の支えが減るということで、将来に年金や健康保険など社会保険制度の維持が困難になるなど深刻な影響が懸念されています。

本市においては、合計特殊出生率の推移を見ると、昭和45年に1.98、昭和60年には1.86となり、平成2年には1.7、翌年の平成3年には1.86と回復したものの、その後、平成6年の1.87から下降しており、平成14年には1.73を示しております。この20年間の低下率は全国値の約50%の0.19の減少にとどまっているものの、死亡率を前提としての人口維持が可能な水準とされる2.08を下回っている状況にあります。また、本県における合計特殊出生率は、平成14年平均で1.54と本市の数値より低い値を示しております。

年少人口の推移を見ると、昭和40年には27.8%と全国平均の25.7%より高い水準を保っていましたが、昭和45年には24%と全国平均と並び、その後、昭和55年には21.2%、平成2年には19.3%、平成12年には16%と、昭和55年から平成12年までの人口が2,331人ふえたにもかかわらず、年少人口が約5.2%下降しております。

人口世帯数から1世帯当たりの人数の推移を見ると、昭和55年には世帯人数が4.22だったのが、平成7年には3.94、平成12年に3.7と全国値の2.7人よりは約1人多い値にはありますが、世帯数が年々増加し、核家族化が進展していることを示しております。世帯数がここ20年で1,987世帯増加したのに対して、子育て世帯は1,003世帯減少しており、子供のいる家族が減少しております。

本市は平成10年に、少子化時代における子育て支援社会の形成と21世紀を担う子供たちの健全育成をテーマに、平成17年度を目標年度とした寒河江市子どもプランを策定して取り組んでおります。子どもプランに基づいて市民のニーズを的確にとらえられて、数多くの具体的な取り組みを行ってきており、特に子育てに対する環境整備については、延長保育の実施、地域子育て支援センターの設置、ファミリーサポートセンターの設置、はしかの予防接種の保護者負担の無料化など、少子化対策に向けて取り組んできてお

ります。

そんな中、平成15年7月に国が次世代育成支援推進法を制定しました。少子化に歯どめをかけようと、次の時代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境整備のために、地方公共団体と事業主に取り組みの内容を記載した行動計画の策定が義務づけられています。

基本的な考え方は、夫婦の出生力の低下という新たな現象と急速な少子化の進展を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を推進することが必要ということから、具体的な取り組みを促進するようにうたっております。平成17年から10年間の時限立法としており、本市とすれば、子どもプランにおいて多くの取り組みを行っているわけですが、もう一段の取り組みによって今までの少子化の流れを変えることも望まれるところではないかと思えます。

以上のことから、以下、質問をさせていただきます。

一つには、今回の行動計画は平成17年からのスタートということで、本市においては平成15年度の事業でアンケート調査を実施されております。平成16年には策定を行う流れになっていると思えますが、地域推進協議会の設置などを含めた今後の策定に向けての取り組みをどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

二つ目には、増大する保育需要に対する取り組みについてお伺いをいたします。

市内7カ所の保育所は地域住民の強い要望によって設置され、老人クラブなどとの交流を図り、地域に密着した運営がなされております。また、平成14年度からは全保育所で延長保育に取り組むなど、子どもプラン策定期間から保育時間延長の拡大を図ってきております。それに、市内には私設保育所、事業所内保育所、幼稚園と、それぞれに保育施設があり運営されているわけですが、公共サービス機関としての市立保育所の持つ使命・役割は今後大きくなっていくのではないかと思えます。

各市立保育所に入所を希望する児童数が、年々増加の傾向にあることは大変喜ばしいことであります。平成10年からは、保育需要に対応するために規制緩和の一環として入所定員の弾力化を行うなど、平成10年からの子どもプランの中で取り組み、充実した利用状況になってきているのではないかと思えます。今後とも待機児童が出ることをないように検討して取り組んでいただきたいと思います。入所定員の弾力化について今後どのように考えるのかお聞きをしたいと思います。

また、昨年設置されたなか保育所みいずみ分園については、待機児童の解消が話題になっている中、幼児学級の施設を利用しての保育所は、周囲に学校を併設されているという大変によい環境にあります。設置の際に調理室の小学校との共同利用について問題視されたわけですが、みいずみ分園としては共同利用について踏み切り、現在行われているわけですが、このたび国の規制改革推進3カ年計画の平成15年度の措置ということで規制緩和され、調理室の共同利用が可能となるなど、先を見越した取り組みに賛同するものです。

しかし、年を追うごとに財政状況は厳しい状況にあります。国の三位一体の改革の一環として国・県から交付されてきた保育所運営費負担金が、16年度から保育所の運営費について一般財源化されることから、国・県からの支出金が減少することになります。そういう中で、市立保育所として地域の要望にこたえていかなければなりません。公共サービス機関として行政としてすべてに取り組むことが望ましいこととは思いますが、今後の状況を見るに、民間の活力を市立保育所の運営に活用してみたいかと思えます。

平成13年度の児童福祉法改正によって、国の方向として公設民営促進が規定されたわけですが、本市においても一考する方式かと思えます。保育所の公設民営についてどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

三つ目には、地域の子育てへの取り組みについて、その一つ、学童保育への取り組みについてお伺いを

いたします。

学童保育については、従来から南部小学校区、その後、寒河江中部小学校区で取り組んできており、子どもプランの中で取り組んできたのが、寒河江小学校区、西根小学校区、柴橋小学校区とそれぞれ設置されてきました。留守家庭児童の放課後対策の事業として、現在のように核家族化が進む中でぜひとも必要な事業であります。ある程度の児童数規模の小学校への設置については完了してきているようであります。現在残っている小学校への設置などを含めた今後の取り組みについて、どのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

二つには、ファミリーサポートへの取り組みについてお伺いをいたします。

平成13年に、ファミリーサポートセンターを設置して子育て家庭緊急支援事業として取り組んできています。利用会員、協力会員、両方会員がセンターに登録して援助の必要に応じて活動するという制度として、子供を持っている家庭にとっては大変に有効な制度であります。利用した会員からは、どうしても急な対応で子供を一時預かってもらったが、大変に助かったなどの声もありました。

この制度は急な対応に利用できるという利点もあり、多くの会員の方から登録していただくことが制度の充実につながっていくのではないかと思います。会員の増加などを含めた今後の取り組みについてどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

三つ目には、子育てを支える環境づくりについてお伺いをいたします。

平成14年に、地域子育て支援センターを設置して、子育てへの不安感や負担感を軽減し子育て家庭の孤立化を防止するために、地域で子育てを支える環境づくりの支援として子育て相談体制の充実、それに地域子育て情報の発信などを含めて子どもプランの中で取り組んできております。今後とも地域における子育て機能の充実が望まれるわけですが、利用者同士の母親クラブ、育児サークルの結成支援、また地域で子育て家庭を支えるボランティア活動に関心のある活動支援ボランティアの育成などを含めた今後の取り組みについて、どのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

次に、乳幼児のインフルエンザ予防接種に対しての公費助成についてお聞きをいたします。

インフルエンザは、鼻や口から侵入したインフルエンザウイルスがのどの粘膜の細胞に付着して破壊するという、のどの痛み程度の風邪と違い、高熱を出し関節痛や筋肉痛など重症化することから、恐ろしい流行感冒と言われております。高齢者がかかると肺炎を併発して重症化し、時には死亡することもある油断できない病気です。

平成13年に改正予防接種法が施行され、65歳以上の高齢者が予防接種を希望する場合、発熱、特に重症化を防止する観点から、市町村が行っている予防接種の対象にインフルエンザを加え、接種費の一部を公費で負担することで高齢者のワクチン接種を積極的に促進することを目的に、高齢者の予防接種が予防接種法の対象に追加されました。

厚生省の統計によりますと、インフルエンザを原因とすることで死亡する人の数は毎年 600人を超えるようであり、4年ぶりに流行した昨年の冬は 1,000人を超えたと言われております。本市においては、平成13年から65歳以上の高齢者と60歳から65歳未満の心臓などの疾患がある身体障害者1級に該当した方を対象にインフルエンザの予防接種を行っております。接種費用は半額を公費負担として差し引かれることから、高齢者にこれまでより安い料金で予防接種が受けられるようになりました。

インフルエンザワクチンの接種は昭和37年に義務化され、小中学校を対象に全額公費負担で実施をされておりました。しかし、副作用が出たり流行を抑える効果が証明されないとして、昭和62年から希望する人だけを対象に行われました。その後、平成6年の予防接種法改正では対象疾病から外され、接種は全額自己負担となりました。そのころのワクチンと感染者数の統計を見ると、平成6年のワクチンの生産が前年の量から激減しており、その後もワクチン接種の激減に歩調を合わせるようにインフルエンザの流行期

には感染者数も増加しているということが読み取れます。

本市においては、予防接種事業として、子供の時期にかかりやすい伝染病を予防するため、予防接種法に基づいて生後3カ月の乳幼児から小学校6年までを対象とした各種予防接種を実施しています。小中学生に対しては、各学校を会場にして集団接種方式で実施しており、また、健康診査の折には母子健康手帳により予防接種の接種状況を確認し、適切な時期に接種するよう個別的に指導するなど接種率の向上に努められております。これまでも三種混合接種年齢の引き下げを実施、また保護者負担の軽減化においてはしか接種の保護者負担の無料化を行うなど、より一層の子育て環境整備に向けて取り組んできております。

現在、三種混合、はしか、風疹、ポリオ、日本脳炎、BCGなどの予防接種は予防接種法の対象疾病に位置づけられ、公費助成が行われています。平成13年の予防接種法の改正では、インフルエンザの予防接種が高齢者個人の発病防止や重症化防止に効果があることが確認され、対象疾病に追加されましたが、その対象は高齢者のみでありました。インフルエンザは伝染性の高いウイルスによって高熱や頭痛、関節痛などを発症する伝染病ですが、医療機関への早期受診・治療を初め、安静と休養、水分の補給、部屋の湿度を保つことなどによって、ほとんどが1週間程度で病状が軽くなると言われております。

ところが、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児は肺炎などの合併症などを引き起しやすく、死亡するケースも少なくないのであります。特に乳幼児については、平成13年度の予防接種法の改正では対象にはされませんでした。しかしながら、その予防のための接種を望む声が広がっております。

以上のことから質問させていただきます。

一つには、現在、乳幼児を抱える家族においてインフルエンザを予防するために接種を行っておりますが、公費負担がないために全額自己負担となっております。乳幼児に係る医療費負担の軽減という観点からも、乳幼児への予防接種に対して公費助成についていかがなものか、お考えをお聞きいたします。

二つには、乳幼児期のインフルエンザの予防接種については予防接種法の対象外となっているわけですが、接種効果についての研究結果などを十分に踏まえながら、予防接種法の対象疾病に入れるように予防接種法の見直しなど法改正に向けた検討が必要だと思っておりますが、このことについてどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

次世代育成支援対策推進法を受けての行動計画の取り組みでございます。

この法律は、急速な少子化の進行が我が国の社会経済に深刻な影響をもたらすことから、これまでの子育て支援の取り組みに加え、さらに子育て環境を計画的かつ総合的に整備し、子供を安心して産み育てられる地域社会の創出を図り、少子化に歯どめをかけようと、御案内のように国が平成15年7月に法律を制定し、その中で、地方公共団体及び従業員数300人以上の事業主などに対し、平成17年度を初年度とする10年間の次世代育成支援行動計画の策定義務を定めたものでございます。

本市では、子育て世代、就学前の乳幼児の保護者 900人、小学校児童の保護者 900人に子育て支援、保育サービスなどに対するニーズ調査を実施しており、年度内にその集約を図り、16年度中に市民の代表の方々からも御意見をいただき、これまで実施してきた子育て支援施策の実施状況を踏まえ、具体的にその施策の方向性、指標を明記しながら行動計画を策定してまいり考えてございます。

次世代育成支援対策地域協議会の設置については任意とされており、現段階では協議会設置までは考えておらないところでありますが、市内の行動計画策定義務事業所など、該当事業者は5社程度でございますが、の子育て支援内容等から総合的な推進方策などの必要性があれば、また策定事業主などから要請等があれば、そのときに設置してまいり考えてございます。

それから、保育需要に対する取り組みでございます。

本市の需要の推移を見ると、平成10年度から保育児童がふえ始めておりますが、当時は定員割れの保育所が多く、平成10年3月議会においてみなみ保育所30名、しらいわ保育所10名の保育定員を減ずる改正をいたしたところであり、定員560名に対する保育率は81%でありました。

ところが、16年度は保育定員 630名に対し 684名の保育児童の受け入れを予定しており、保育率は 108%で、しらいわ保育所とたかまつ保育所以外の四つの保育所、一つの分園とも保育児童数が定員を超えておりますが、国が示している認可定員を超えての保育実施を容認する入所円滑化対策の活用を図りながら、保育需要の増加に対応するとともに、待機児童を出さない努力をいたしているところでございます。

少子化が進み、子供の数が横ばい状態である本市にあっても、市立保育所における保育実施を希望される市民の要請に的確にこたえ、できる限り待機児童を出さず、多くの保護者に安心して子育てをしていただくためには、保育サービスの充実とともに保育所への弾力的な受け入れは今後も必要な対応と考えております。

それから、保育所の民営化の質問でございました。

国の三位一体改革の一環として、これまで国・県から交付されてきた保育所運営費負担金が16年度から公立保育所の運営費について一般財源化されることから、本市では1億 2,000万円の国県支出金が減少するものと試算しております。国からの税源移譲の配分方式と、地方交付税における保育所運営費に対する財源対策がどのようなものになるかを見きわめていく必要がありますが、いずれにしても公立保育所の運営は大変厳しい情勢に遭遇しております。

行政改革は、これまでも恒常的に推進すべきものと取り組んできたところであり、保育所運営についても、保育コストの低減、一方で保育サービスの充実などに積極的に取り組み、運営の効率化を図ってきたところであります。

国は、民間でできるものは民間でということ民間活力の活用を唱え、新設保育所の民営化について支援しております。本市の場合は、就学前の乳幼児の保育需要そのものは、少子化の傾向もあってか、わずかに増加している程度であり、15年度末では待機児童がいないうちにありまして、新設保育所の設置課題はないものと推量しているところでありますが、行政全般のコストというものをこれまで以上に意識しなければならない地方の財政事情下にもあり、民営化できる環境な

どもを見きわめるなど、今後検討すべき課題の一つであると思っております。

次に、学童保育の未設置小学校区への設置の問題であります。本市では柴橋小学校区に学童保育専用施設を整備し、15年4月に開所、活動を実施しております。その結果、一つの学童保育所として独立した運営が可能な規模と想定している児童数300人以上の小学校区への設置を完了したところであり、市の全児童数に対する設置率は80%を超えております。

残る未設置の小学校の場合、学童保育を必要とする児童数が少人数であり、単独設置は、運営コストのみならず、児童の活動、放課後における生活面での配慮すべき課題があることから、今どのような形態でのサポートが適切なものかなどについて調査研究している段階であります。もう少し時間が必要と考えており、行動計画の策定の折にも議論し、検討してまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポートセンターの会員の拡大についてでございます。

現在、会員登録数が352名に達しており、設立当初の目標であった300人を上回っておりますが、地域全体の子育てに対する意識の向上と子育て支援の輪を広げ、子育て世代の安心づくりのためにも、会員の拡大は極めて重要でありますので、今後ともあらゆる機会に制度の普及・啓蒙を図り、子育て支援の信頼と安心のネットワーク形成に努めてまいりたいと思っております。

それから、地域子育て支援センターの活動についてでございます。

本市にはだれでも自由に利用できる児童センターがございます。毎日多くの親子の利用があり、にぎわっております。他市町村では保育所を活動拠点にしているところが多い中で、本市の地域子育て支援センターは、この寒河江ならではの子育て支援施設を核として、遊びの指導、子育て相談活動を毎週水曜日を実施しており、特に来館者が多くなってきております。子育て支援センターを設置して1年目でございますが、今後、利用者の意向などをも酌み取りながら、母親クラブ、それから育児サークルの組織化を支援していく必要があると考えております。

また、育児や子育て支援ボランティア活動は、多くのボランティア団体から絵本の読み聞かせ、昔語りの会など図書館や児童センターなどでの活動をいただいております。これらの活動がさらに活性化されることが地域全体で子育てを見守る環境づくりにつながるものと思っており、ボランティアの育成活動の支援とともに多くの子育て世代が関心を持ち、これらの機会にさらに多くの参加が促進されるような情報提供をしていく必要があり、市報に子育て支援情報の定期掲載などを検討してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児のインフルエンザ予防接種に対する助成のことについてでございます。

インフルエンザは、御指摘もありましたけれども、飛沫感染により感染するもので、初冬から春先にかけて流行するケースが多く、一たん流行が始まると短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込み、重症化することがある病気であることは御案内のとおりでございます。

県内のことしの冬における発生状況は、県内48の定点医療機関からの報告では、6,000人以上が診療を受けているようでございまして、総罹患者数となれば相当多くの人数ではなかったかと思っております。

この予防接種については、従来、本市においても保育所や幼稚園、小中学校において集団接種を実施しておりましたが、平成6年の予防接種法の改正により、インフルエンザがその対象疾病から除外されたため、それ以降は任意接種となり、希望者が各医療機関において実施している状況にあります。

平成13年の法改正では、予防接種が高齢者の発病防止や重症化防止に有効であると認識されたことや、高齢者は肺炎等の合併症により死亡に至ることもあることなどから、高齢者については公的な接種として実施されるようになりましたが、乳幼児については高齢者と異なり、ワクチン接種が必ずしも有効と認められておらず、また、接種に起因する副反応、発熱、悪寒、頭痛、卵アレルギー、まれには急性散在性脳脊髄炎など、こういう副反応のリスクが高いことなどにより、個人、個人が対応することとして任意接種とすることになっているものでございます。

乳幼児のインフルエンザ予防接種に要する費用は医療保険の対象とならないため、各医療機関によって料

金はまちまちであります、2回接種でおおむね 5,000円から 6,000円となっているようでございます。乳幼児が予防接種を受けた場合、その費用について公費助成してはどうかというお話でございますが、乳幼児の接種については、今申しあげましたとおり、ワクチンの効果をはっきりとは認められていないこと、それが一つ、二つ目には、副反応のリスクが大きいことを一因として法的に除外されたことなどを考慮すれば、接種を奨励することにつながる公費助成については慎重ならざるを得ず、現時点では助成は考えておりません。

しかし、乳幼児のインフルエンザによる脳炎及び脳症の危険性が報道されていることや、公衆衛生審議会感染症部会の中で予防接種法の対象にすべきとの意見もあったことなどにより、現在、厚生労働省において小児等のインフルエンザに関する有効性などに関し調査研究中であると聞いております。市といたしましては、その結果による国の対応に応じて検討すべき課題であると考えております。

それから、予防接種法の改正に向けた検討についての考え方ではありますが、今申しあげたとおり厚生労働省において研究中でありますので、その結果に基づき早急に検討し、適切な法整備を図ることが必要であると思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 市長からは、私の質問に対しまして真摯に受けとめをいただきまして、御検討いただきまして大変にありがとうございました。

2問目については、ほとんど市長の方で回答を出しておりますので、あえて長い質問がないんですけれども、一つ、次世代育成支援推進法、これは市長も10年スパンということで話がありまして、17年からのスタートで取り組んでいってらっしゃるといことでありました。市民の代表からなる方々の意見を聞いてということでもあります。それで、大変これはスパンが10年ということで長いスパンになるわけでもありますけれども、その辺、例えば5年あたりでの見直しということなども、この作成をする段階で考えられるのかどうかなどのことでもあります。

それから、市民の代表から成るといことで、市民の代表、いろんな層の方からの意見なども聞かれるかと思えますけれども、どういうふうな方々などを予定されているのか、わかっていけばお聞かせを願いたいなと思っております。

それから、事業主にも今回それぞれ行動計画というものの策定が義務づけられたと。市内では300人で、先ほど市長からあったように5社くらいあるんだという話がありましたけれども、これもやっぱり任意ということでもありますので、その辺も市長の方でそれぞれ企業の方などからの要望があった場合とか、あるいは総合的に進めるという段階で検討されると話があったわけでもあります。その辺も、市の方でひとつ音頭をとっていただきながら進めていただきたいなと思っております。

それから、乳幼児の方の入所の定員の弾力化、これは市長の方でもそのまま今の弾力化で進めていくということで、私もそのとおりではないかなと、そのとおりやることが望ましいのではないかなと思っております。

というのは、市の方では平成10年以前、先ほども市長からあったように、定数減したりしている流れがありまして、定員の80%という程度の入所定員だったんですけれども、その後、平成10年からずっとふえてきて、今回108%という流れになっております。これは先ほども言ったように、少子化現象で子供の数が減っているということの中で、非常に市立保育所だけが入所定員が上がっているということは、私は一時的な現象ではないかなと思っておりますので、その辺は25%以内、あるいは月によっては25%以上も入所できるというような厚生労働省の平成10年の規制緩和の通達などもありますので、その辺を受けて、それぞれ取り組んでいくのが私はベターではないかなと思っております。

それから、公設民営でありますけれども、これも本当に、市長からもあったように、検討するということでもあります。先ほど市長からあったように、今回約1億2,000万円の県・国の支出金が減額されるという中で保育行政に対する市の公的サービスが行われているわけでもありますけれども、これからの財政状況ということを考えてみますと、非常に大変な状況になっていくのではないかなと思っております。その中からしますと、やっぱり民間の活力といいますか、そういうものを大いに使っていただいてそういうものに投入していくと、これが市の公的サービスに対するコストの意識を持つという、経済観念にもつながっていくのではないかなと思っておりますので、この辺もひとつ大いに御検討をするということでもありますので、進めていただきたいなと思っております。

それから、乳幼児につきましては、これは今のところ、それぞれ効果とか、あるいはワクチン接種に伴うある程度の危険性などがありまして、どうしても国としても踏み切れないところがあるということで予防接種法の対象にはなっていないわけでもありますけれども、今市長からあったように、公的助成については国の対応を見ながら検討していくという話がありました。国の方でも、この乳幼児の予防接種については、それぞれ検討されているという話を聞いております。ですから、予防接種法に該当しましたならば、その辺、乳



幼児の公的助成ということなどについてもやっていただきたいなと思っているところであります。

また、この乳幼児の医療費の公的助成につきましては、私の所属する党の方でも今全県的に署名活動をしておりまして、全県の方でまとめ上げまして、県と国の方にそれぞれ署名をしていく今準備を整えているところでございます。先ほど市長も今回県の市長会の会長ということで大変おめでとうございます。という立場でありますから、そういう中で市長会の方でも取り上げていただいて、ひとつ国の方にこの辺についても御要望していただければ大変幸いだなと思っておりますけれども、その辺。

やっぱり乳幼児を抱えているお母さん方につきましては、本当に経済支援といえますか、乳児医療、先ほど5,000円から6,000円というような負担金がありましたけれども、その辺は経済的な軽減ということになりますと大変大きな出費になりますので、子供、乳幼児を抱えているお母さん方は本当に経済的に困ってらっしゃる方もございますから、その辺を酌んできながら、早急なその辺の実施に向けて、市長からも大いに国の方に要望をしていただきたいなと思っているところでございます。

以上で2問で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 次世代の育成のことをごさいますけれども、行動計画は義務づけられておりますから、これは考えてまいりたいと思っておりますし、協議会の設置は任意なわけをごさいます。先ほど申し上げたように、いろいろな事業主なりの御意見なども聞きながら、どうしようかというようなことを調査したいと思っております。

それから、乳幼児に対しては、これは今申し上げましたように国の方がまだどうしようかという調査研究中なものでございますから、危険だと言う方もいらっしゃるわけでございますから、正確な結果が出てこない段階でございますので、その辺を十分見守って行動を起こすというようなことにしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

散 会 午後3時31分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会します。  
大変御苦労さまでした。

平成16年3月9日(火曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会事務局局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	監査委員局長	小松仁一	農業委員会事務局局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局局長	鈴木一徳	局長補佐

月 光 龍 弘 庶 務 主 査

大 沼 秀 彦 主 任

平成16年3月第1回定例会

議事日程第4号

平成16年3月9日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年3月9日(火)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	いわゆる「三位一体改革」について	政府の「三位一体改革」の欺瞞と 地方自治体のとるべき対応について 本市の具体的対応について (イ) 投資的事業の見直しの基準 について (ロ) 大型プロジェクト事業の整 理・縮小について (ハ) 膨大な市債の償還計画につ いて	20番 遠 藤 聖 作	市 長
15	合併問題について	寒河江市の取り組み方と2町への 対応について		市 長
16	財政問題について	地方財政の危機と小泉改革の所見 について 本市の財政危機と、その要因につ て市長の見解を問う	18番 内 藤 明	市 長
17	合併問題について	合併協定素案における中学校給食 と合併必要論拠の矛盾について 合併協定素案における新市の主要 事業と財政見通しについて		市 長
18	政治姿勢について	教育委員会の独立性について		市 長
19	国旗・国歌について	国旗・国歌について、市長の所見 は	8 番 石 川 忠 義	市 長
20	地域の住宅団地づくり について	国旗・市旗の掲揚について みずき団地の現況と経済波及効果 について 木の下土地区画整理事業の見通し とまちづくり及び経済波及効果に ついて		市 長
21	英語教育について	これまでの英語教育について これからの英語教育について		教育委員長



再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、3月5日に引き続き一般質問を行います。

## 遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番、15番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、市長に質問いたします。

最初に、政府の「三位一体改革」の実態と内容についての市長の見解を伺います。

このことについては、5日に川越議員が質問していますので、できるだけ重複を避けて伺いたいと思います。

いわゆる「三位一体の改革」とは、一つ、国庫補助負担金の廃止・縮減。二つ、地方交付税の見直し。三つ、税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを一体で行うというものであります。

改革、いわゆる改革一般については各種制度が国民本位のものになっているかを物差しにして、不断に見直しを図っていくという意味では当然なされなければならないことであります。しかし、今回の三位一体の改革は、政府の国民に対する制度上、財政上の最低の責任すら放棄する内容を含んでおり、重大な問題があると私は考えます。いわゆる地方でできることは地方にと言えば聞こえはいいのですが、現在の政府の改革の内容は地方に対する兵糧攻めとしか言いようのないものであります。

特に、私は地方交付税の財源保障機能を維持することについて、市長の見解を伺いたいと思います。

地方交付税制度は、全国どこの自治体も独立性を持って標準的な行政サービスを提供できるように、国がその財源保障をするということを目的にした制度であります。しかし、政府はこの交付税の本来の使命、役割に手をつけてきています。その内容はすさまじいもので、段階補正や事業費補正の縮減とともに、公立保育所運営費を含む補助負担金の一般財源化、地方単独の公共事業への起債配分も大幅に縮減をし、交付税全体でことしは1兆1,800億円の削減、さらに交付税の不足分を補うべく、地方自治体が発行してきた臨時財政対策債も全国で1兆6,000億円削減したというものになっています。しかも、来年も再来年もこの削減は続けていくとしており、何やら生かさず殺さずを地で行くような、江戸時代にでも逆戻りしたような小泉内閣の施策となっています。

しかも問題なのは、地方への税源移譲は遅々として進んでいないということでもあります。この交付税制度の拡充、財源保障機能の堅持については全国市長会や議長会で何度も決議をし、この寒河江市議会も昨年、政府への意見書を提出しております。このことについては、もはや単に決議をするなどというだけでなく強力な抗議の行動を起こすべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

私は国、地方合わせて総額で719兆円、国民1人当たりの長期債務残高が560万円にも達する、あの欧米諸国にも例のないような債務を抱えた今日の深刻な財政危機を招いた根本原因は、政府のこの間の長期にわたる大型プロジェクト事業への国費の浪費や、大銀行救済のための総額で68兆円もの公的資金投入など、放漫でとんでもない税金のむだ遣いにあると考えます。そのしりぬぐいを地方と国民に転嫁して切り抜けようとする政府の態度について、市長はどう考えるか伺いたいと思います。

次に、こうした政府の施策を受けた本市の予算編成について伺います。

まず、投資的事業の見直しのあり方、基準についてであります。

本市の投資的事業費は、新年度予算は前年比で34.7%の大幅な削減となっています。今回の交付税や財政対策債の削減の中で、最も大きかったのが地方単独事業の投資的経費の削減だったことを考え合わせるとやむを得ない処置と考えますが、その見直しはどのような基準で行われたのか伺いたいと思います。

さらに、来年、再来年と一段と財政状況は厳しさを増してくると見込まれますが、そうした事態を視野に入れた場合、どのような見直しの基準で臨むのかも伺いたいと思います。

そのことに関連して、いわゆる大型プロジェクト事業を見直しして整理、縮小することについて伺います。

私はこの間、多額の市費を投じて取り組まれてきた本市の大型プロジェクト事業の幾つかは、今日の財政危機を踏まえて大胆な整理・縮小へと転換を図るべきだと考えるものであります。市長の見解を伺いたいと思います。

具体的に指摘をします。

最上川河川敷に設置する多目的水面広場は、市民の憩いの場にするとは言うものの、当初15億円だった総事業費を見直しをかけた後でも10億円と巨額な規模の予算になっているのは、カヌーの競技場として水面広場を活用するという目的のためではないかと思えます。この際、全面的に見直すべきだと考えます。

もともとは、あの場所の活用について南部地区の市民の要望は、運動公園や散策のために整備してほしいというもので、カヌーの競技場という意見はどこからも出ていなかったのであります。国土交通省の補助金が半額受けられるとはいえ残りは市民の負担であり、この財政状況が大変なときに取り組む事業としては全くふさわしくないものであります。

このことについては、合併対象である隣接する西川町に既に1992年のべにばな国体の会場となったカヌー競技場が既に存在することからも、寒河江市には不用不必要なものと言わざるを得ません。もし合併が実現した場合、同一自治体に二つの大会開催のできる競技場の競合施設が出現することになります。これをむだ遣いと言わないで何と云うのでしょうか。少なくともカヌーで町おこしを頑張ってきた西川町の関係者にどういう説明をするのでしょうか。少なくとも、水面広場の整備は直ちに中止するべきだと考えます。市長の明確な見解を求めたいと思えます。

また、チェリークア・パークもこれ以上放置するべきではないと私は考えます。同地の広大な用地の活用について、目的や事業内容を転換し有効活用を図るべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思えます。

次に、膨大な市債の償還計画について伺います。

市債残高は平成14年度末で普通会計で 245億 2,815万円、企業会計の分も含めた市債の合計残高は 408億円の巨額になっています。計画的に償還を行い軽減を図るべきだと考えますが、その見通しについて市長の見解を伺いたいと思えます。

また、政府資金については事実上繰り上げ償還の道が閉ざされています。こうした理不尽な仕組みを変えていく必要があると思えますが、このことについても市長の見解を伺いたいと思えます。

次に、通告番号15番、合併問題について伺います。

西川町では、町民座談会が1月から2月24日まで町内25カ所で開催されました。朝日町でも、町内50カ所での毎日のように1月から2月15日まで開催されました。両町とも真剣に町の将来についてもごも語り合い、参加した町民が約半数の世帯に達したと言います。両町民とも強い関心を持って今回の合併問題を受けとめていることを示していると思えます。その中で出された町民のさまざまな意見が集約されて発表されていますが、それを読む限りでは、この間の1市2町の任意協議会の決定事項が必ずしも町民に支持されていないことが、徐々に明らかになっているようであります。

西川町では、今回だけでなく昨年も地区単位に町民懇談会を実施をして、寒河江とは比較にならないほど民意を重視して取り組んできたと言います。それでもなお民意を合併で統一できないということは、いかに合併問題という課題が難しいものであるかを私は実感するものであります。最終的なアンケートの集約結果を見ないと何とも言えません。ですが、座談会に出されている意見を見る限り、少なくとも今回の市町合併が地方から沸き上がったものではなくて、政府主導の放漫な財政運営のつけを過疎自治体切り捨てなどで地方に転嫁しようとするものであることを、住民が本能的に見抜いていることを示しているのではないかと考えます。

そこで伺います。市長は今回の政府主導の合併推進の方針を無条件で支持をして、強力に西村山地域でその推進の先頭に立ってきました。しかし、この地域では、大江町と河北町は当初から不参加を決めました。それに加えて朝日町議会が昨年12月、当面は自立の道を選択すべきだという中間報告を出し、特例法の期限内合併にこだわらない姿勢を打ち出していることなどがなぜ起きているのか。単に合併を望む自治体と合併を推進すると言っているだけでは何ともならない事態になりつつあるのではないかと考えます。こうした現実をどう見るか、市長の端的な見解を、現状認識を伺いたいと思えます。

第2に、西川町の座談会の中で意見として出ているようですが、朝日・西川両町は町民座談会を数多く開催し、最終的には町民アンケートを実施して、住民多数の意思を尊重して決定するとしているのに対して、寒河江市はアンケートをとるわけでもない、座談会を開くわけでもない、まじめに合併問題を市民に問いかけ、市民の意見を聞くようとしているのかという問題が出されているようであります。

今からでも遅くありません。市民がこの問題でどういう意見を持っているか、そうした声を集約する座談会の開催やアンケートを寒河江市として実施し、市民多数の声にしっかりと依拠した合併問題への取り組みにすべきだと考えますが、

市長の見解を伺います。

昨年3月、定例市議会が終了し市議会議員選挙を控えた非常に慌ただしい時期に、しかも市民の関心も極めて低かったあの時期に、合計でも数百人程度しか参加しなかった数回の座談会をもって、民意を集約したと今も強弁するとしたら言葉がありません。

そもそも民意とは何か。少なくとも住民多数の意見が民意であります。これが民主主義の原則であります。首長の見解と異なった結論が民意として出たとしたら潔くそれに従う、あるいは多数の願う方向に市政のかじを切るというのが国民主権の近代政治の基本であります。それも行わないで好き勝手な政治をやったとしたら、強権政治や独裁政治と同じになってしまいます。明確な市長の見解を伺いたいと思います。

第3に、任意協議会の決定事項について伺います。任意協議会での合意事項によりますと、上下水道料金や国保税、保育料などをどう統一していくのか。当面は現行料金でいくとしながら、統一した料金体系については大半が合併後、新しい市になってから決めるとして決定を先送りしています。また、単独の土地改良事業やポンプ庫整備への補助など、1市2町で異なる金額の補助金の内容や制度についても新市になってから新しい制度をつくるとしながら、その方向性も示されていません。

また、10年間は建設をしないと市長は答弁していますが、近い将来避けて通ることのできないはずの多額の事業費が必要となる庁舎建設問題など、意図的に避けていると言われても仕方のない課題もあるのではないのでしょうか。サービスは高い方に、負担は低い方という当初市報に掲載をした合併の基本はどうなったのか。少なくとも任意協議会ではそのことに関してどのような協議がなされたのか、その内容を伺いたいと思います。

また、「臭いものにふた」では真摯な協議とは言えないと思いますが、このことについて市長自身の見解を伺いたいと思います。

第4に、巨額な負債の問題ももっとわかりやすく説明する必要があると思います。4日の伊藤忠男議員の質問に答えて市長は1市2町の起債残高について答弁をしています。しかし、その比較は寒河江市と2町の活用している起債の性質の違いを無視した比較なのは、と気になりましたので伺いたいと思います。

西川町の町債、起債の約6割は債務の80%から70%が後年度に普通交付税で措置される辺地債や過疎債だと言います。実質は、普通会計の比較で言いますと、町債約80億円は実質50億円程度の町債残高になると言います。朝日町も、普通会計の72億円のうち約23億円は後年度に交付税措置され、実質的な起債額は49億円だと議会で答弁しているようであります。御存じのように過疎債は、今注目を浴びている合併特例債よりも有利な起債で、人口の少ない農山村地域の振興のために自治体が活用できるものであります。

一方、寒河江市は過疎債の対象にならないために、この間随分と有利な起債の活用を図ってきましたが、後年度に交付税措置される内容は大分ばらつきがあり、起債によってそれぞれ異なるために朝日、西川両町とは事情が異なるようであります。

私も試算をしてみましたけれども、住民1人当たりの起債残高は、寒河江市の分のいわゆる有利な市債の詳細が事務局から示されなかったために、完全な比較はできませんでしたが、先日市長が答弁で述べたような大きな差は他の2町との間にはないようであります。行政施策のレベルを比較する場合は、現実に行うべきであります。双方の信頼を損なうような、誤解を与えるような言い方は両町住民との無用なトラブルを引き起こしかねないと私は思います。

合併問題に取り組む姿勢について、市長はもう少し謙虚な態度で臨むべきではないかと考えますが、このことを伺って第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 では、お答えします。

まず、三位一体の改革からございまして、特にこの財源保障機能というようなことの御質問がございましたが、地方交付税制度につきましてはこれまでも各方面から改革の必要性が指摘されたところございまして、その批判はどちらかというと経済界よりあたりからのものであったんじゃないかなと特に思うわけでございますけれども、国の財政再建というようなものを主眼とするものだろうと思っております。これらの意見の中で主なものは、一つには、国の財政の中で地方交付税が硬直的に膨張しており、財政再建の阻害要因になっているんじゃないかということでございます。

二つには、交付税制度が地方財政の財源不足を補てんしており、地方公共団体の財政運営上のモラルハザードをもたらしてはいないかというものでございます。

また、三つ目には、地方交付税の算定は複雑で裁量の範囲が広く不透明であるというもののようでございます。そして財源保障機能というものを廃止しまして人口などの単純な、かつ客観的な指標で配分し、あとは地方公共団体の自助努力で運営する制度に改めるべきであると。あるいはまた、交付税というものを財源調整制度に特化しまして額を削減するとともに、算定の簡素化、透明化を図るべきであるというように主張しておるようでございます。

このことは、現在の地方交付税の総額が非常に過大になり、この国の財政状況に合わせて縮小すべきであるという考えが根底にあるのじゃなからうかなと思います。確かに現在の地方交付税の総額は、地方の歳入において大きなウエートを占めるものになってきておりますが、これはバブル崩壊後の現象であり、景気の後退によって地方税が減少したことや国の景気対策への対応、そして減税などにより歳入と歳出の格差が大きくなったことに伴うものであろうかと思っております。この点に関しましては、今後いつときも早く景気回復が図られること、また国、地方を通じた行財政の簡素化、効率化によって収支のギャップというものを縮小し解消していくことが必要ではないかと思っております。

そういう中で、この財源保障機能でございますけれども、我が国の地方団体は、自治体とはいえ義務教育や介護保険制度などのように、国の法令によって義務づけられた事務事業がその大半を占める状況にあるわけでございます。財政力の乏しい団体におきましても国の法令で定められた行政水準を維持することが義務づけられているわけございまして、そのために必要な財源は国の責任で保障されなければならないと、地方交付税の機能は堅持されなければならないと思っております。

特に、国民の全国を通じての同水準のサービスに対する要求が強い我が国におきましては、行政水準を全国的に維持していくために、国による財源保障は避けることのできないものであり、我が国の内政の安定はこの制度に負うところが大きいと思っております。

それから、廃止なり、あるいは縮減していくということについてでございますけれども、三位一体の改革においては国庫補助負担金の削減とこれにかわる税源移譲、そしてまた地方交付税の財源保障機能全般の見直しによるところの総額の抑制が掲げられておるわけございまして、平成18年度までのこの改革と展望の期間において推進するものとしておるわけございまして、国庫補助負担金の削減はこれまでの国主導の行政を改め、地方公共団体が地域の実情に応じて主体的にこの事務事業を実施できるようにしまして団体の自由度を拡大していくこと、つまり地方分権につなげるものであり、今後とも進めなければならないと思っております。

ただ、それに伴うところの税源移譲につきましてはそれと一体的に、十分な額においてなされなければならないと思っております。また、この交付税の財源保障機能の縮小については、地方の歳出において過大な部分や効率化のできる部分がある場合や、国からの義務づけが減り、そのための経費が削減できる場合はある程度これは仕方がないものではございまいしょうが、今申しあげましたように、基本的には地方財政運営に支障が生ずることのないよう、その所要額は確保されなければならないと思っております。

また、地方の税源移譲がおくれていることでございますけれども、この税源移譲につきましては、国では地方団体の事

務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金とか、すなわち法施行事務費や職員設置費、公共施設の運営費など、地方団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として一般財源化を図ることとしておるわけでございます。

税源移譲に当たっては、個別事業の見直しによる精査を行い、補助金の性格を勘案しつつ8割程度を目標として移譲することといたしまして、事務的な事業については徹底的な効率化を図った上で所要の全額を移譲するというようなことを考えておるようでございます。

このように、税源移譲は削減された国庫補助負担金が対象となるものであり、その額は8割程度、あるいは効率化を図った上での全額となっているものであります。こういったことで、平成16年度においては1兆円の国庫補助負担金の削減に対して6,500億円が移譲なったわけでございます。

このことから、税源移譲はおくれているということではなく、問題は、税源移譲が8割、または効率化しての全額というルールで相対的に削減されているところにあると思っております。

それに対して、政府の責任もあるわけございまして、バブル崩壊から始まった国の財源不足額は年々ふえ続けて、国債借り入れの増大から借入残高は平成15年度末で528兆円と巨額になっております。このようになったのは、そもそもは不況により税収が減ったのが最初であります。それにあわせて歳出も減らせば問題はありませんでした。公務員の数や事務費の削減については実施されたにもかかわらず、高齢化の進展によって社会保障経費がふえ続けたため、歳出の総額を削減することはできなかったものでございました。

政府は、税収の増を図るために幾度となく巨額の景気刺激策をとりまして、また、平成10年には平年度で6兆円にも上る恒久的減税を実施いたしました。しかし、残念ながら景気は思ったほどよくなり、この減税によってさらに税収が落ち込んでしまったわけでございます。不況によるところの税収減、景気浮揚のための公共事業と地方単独事業の追加、そして減税、この三つが現在における国の財政難の原因であるわけです。

このように、政府の打つ手がよい方向に作用しなかったことが、今日の状況を招いてしまったと思っております。

そういう三位一体の改革に伴いまして、市の具体的対応というような御質問があったわけでございます。

平成16年度の予算におきましては、投資的経費は昨年に比べて34.7%、約5億4,000万円の減となっております。投資的業務の中で昨年に比べ事業費が大きく減ったものとしましては、最終年度を迎えた醍醐小学校、約4億円の減でございます。それから、用地買収等が終わり道路築造のみを残すことになった古河江横道線の街路整備事業でございます。これは約8,000万円の減でございます。それに続いて事業が終了した中町バイパス線の整備事業や施設園芸担い手農業者育成支援事業などが挙げられます。

かわりにふえたものとしましては、たかまつ保育所の増改築事業があります。7,400万円ほど計上しております。それから駅前駐車場の整備事業でございます。3,600万円計上しております。浦小路高屋線の道路改良事業でございますが、2,000万円の増でございまして、それから園芸農業拡大推進事業が5,700万円の増でございます。こういったものが挙げられるわけでございます。また、まちづくり総合支援事業の山西鶴田線整備事業につきましては、前年と同額の5,000万円を計上しております。

このように、事業によっては減ったもの、ふえたもの、また同額となったものなどいろいろでございます。事業を一つ一つ見ながら額を決定した結果でございまして、強いて見直しの基準というようなことを言うならば、事業の持つところの町の活性化に対する貢献度や市民からの要求の強さ、そして緊急度、こういったものを考慮したものでございます。

例えば、たかまつ保育所のように緊急度の高いもの、駅前駐車場のように駅前中心市街地整備事業と一体的に進めなければならないもの、浦小路高屋線のように交通の利便性の向上を図らなければならないもの、また、園芸農業拡大推進事業のように農家の意欲的な取り組みにこたえようとするもの、こういったものについては増額しておりますし、今申しあげましたように醍醐小学校や古河江横道線のように事業が終盤に差しかかり事業量が減っているものにつきましては減額しております。

そのほか、最上川寒河江緑地については町の活性化につながるものであり、臨時市道整備事業や側溝整備、道路舗装などについては地域からの要望の多い事業でございますので、財政状況を見ながら整備していくということにしておるわけでございます。

平成16年度についてはこういう編成をしたわけでございますけれども、それ以後につきましては大変なことになろうかなと思っておるわけでございます。そういう意味での、今後におけるところの見直しの基準というようなものも考えなくちゃならないと思っております。

現段階において、三位一体の改革については全体像が見えておりませんので、来年、再来年のことについては何とも言いえないものでありますけれども、ことしよりよくなるとは思われません。財政的には、より一層厳しくなることが予想されます。このことから、今後の取り組みとしましては、既に着手しているもの、つまり継続事業を中心に実施していく考えでございます。今着手している事業は、高い必要性から実施しているものであり、その完成を待つ市民の期待にこたえるためにも引き続き推進していかなければならないと思っております。

なお、新規事業につきましては、必要最小限にとどめるなど、できる限り抑制していかなければならないと思っております。しかし、そうした中におきましても、まちの活性化を図る観点から、また市民のニーズにこたえる上からも事業の優先度というものを決め、また緊急度も考慮に入れながら対応してまいりたいと思っております。

投資的事業につきましては、昨年は約25%、そしてことしも約35%と大幅な減額としましたが、今後は投資的経費ばかりでなくその他の経費につきましても、あわせて見直しを図っていく必要があると思っており、庁内に検討会等を設置してまいりたいと考えておるわけでございます。

そういうことで、プロジェクト事業についての整理・縮小ということについての御質問があったわけでございますが、今申しあげたように、これまでの実施計画策定に当たっては景気低迷から税の大きな伸びが期待されておりましたが、交付税につきましては、国においてその積算となる国税が伸びなかったにもかかわらず、地方の基準財政需要額確保のため交付税特別会計が借り入れすることによりまして、その総額を確保されてきたわけでございます。

国は、ここ3年前から交付税特別会計の借り入れにかえて臨時財政対策債と、御案内の臨時財政対策債を地方に発行させて歳入の確保を図ってきたところでございます。このことから、昨年までの実施計画においては、それ相当の財源を確保することができたため必要な主要事業についても実施計画に計画できたものであったわけでございます。

先ほどから話になっておりますように、国においては国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含むところの国と地方の税源配分のあり方を一体的に見直すという、この三位一体の改革が一昨年から打ち出されておりましたが、まずは何回も申しあげましたように16年度が実質的な改革の初年度となったところなわけでございます。

本年度は、この地方交付税や臨時財政対策債の大幅な削減によりまして歳入面では大きな減収となり、かつて経験したことのないような厳しい財政状況の中で予算を編成したところでございます。この三位一体の改革は、現在では、何回も申しあげましたように平成18年度までの3カ年として続くものでございまして、今後とも財源不足は続き相当厳しい財政状況が続くものと考えられます。

それで、実施計画は例年11月ごろに策定しておりまして、本年度策定する平成17年度から19年度までの計画は、合併とのかかわりで策定する必要がなくなる場合もあります。今申しあげましたような財政状況を踏まえますと、これまで計画された事業というものは見直しをかけなければならないものも出てくるものと思っております。限られた財源の中で、絞ったところの事業を選択しなければならないものと考えております。

中でも、市街地周辺の交通緩和を図るため工事中の浦小路高屋線整備事業や、地域の活性化に大きくつながる最上川寒河江緑地整備事業につきましては、継続して実施していかなければならないと思っておりますし、本年2月に設立総会を行い事業に着手した木の下土地区画整理事業につきましても、今後とも支援していかなければならないものと考えております。また、チェリークア・パーク事業につきましては、積極的に事業者の誘致を図り、民活により地域経済の活性化や産業の振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、市債残高がかなりな額になっているのじゃないかと、そのことについてでございます。



市債は、基本的には世代間の負担の均衡を図るために許可されているものでございまして、種類としましては、投資的  
事業に係るもののほかに、減税補てん債や臨時財政対策債など国の施策によって借り入れるものがあり、投資事業をやめ  
れば残高がなくなるというものではありません。

その中で、市債を伴う投資的事業につきましては、事業の選択の際残高をふやさないことを念頭に置いており、市民の  
要求や緊急度、そして町の活性化につながるかどうかなど、そうした観点から選択してきたところでございます。

また、後年度の負担の軽減を図るため有利な起債の活用に努めてきたところでございまして、繰り上げ償還につきまし  
てもこれまで積極的に実施してきており、平成4年度からの償還総額は35億円近くに上ります。その結果、利率4%を超  
える縁故債についてはすべて償還し終えたところでございます。今後においても引き続き事業を継続することとし、その  
ことによって借入額を元金償還額以内に抑制し、残高の増嵩を避けていきたいと考えております。

それから、合併問題についての御質問にお答え申し上げたいと思っております。

議員は、市長は国の合併推進を無条件で支持し、西郡で推進の先頭に立ってきたと言われましたが、そういうものでは  
ないとまず申し上げたいと思います。

それから、全国的に市町村合併が議論されている中、平成13年11月に当西村山広域行政事務組合でも合併調査研究委員  
会を設置し調査研究を行ったところでございます。その結論が14年11月に出され、日常生活圏の範囲内の1市4町がこれ  
からの圏域の将来を見据えた合併について、よく考え決断していかなければならない時期を迎えているとされたところで  
ございます。以来、広域理事会で合併について回を重ねて検討、議論を行ってきたところでございます。

15年2月28日に開催されました理事会におきまして、西川町長、朝日町長から平成17年3月を目標に合併を目指す考え  
が述べられました。

市長としましては、私としましては1市4町での合併が自然な姿であると思っておりましたが、首長間の温度差にも大  
きな開きがあり、当初から1市4町にこだわることなく合併しようとする自治体と一体となり、合併推進に向けた取り組  
みを進めていく考えを示したわけでございます。これらのことについては、何回も私は申し上げてきたところでございま  
す。したがって、議員は、市長が国の合併推進を無条件で支持し推進の先頭に立ってきたと言っておりますけれども、そ  
のようなことではないということをはっきり申し上げておきます。

また、大江町、河北町の離脱はなぜ起こったのかということですが、このことにつきましても何回もこれまで  
お話ししたり答弁したりしておりますけれども、それはそれぞれの首長の考えによるところで私としてはわからないこと  
ではあります。理事会におけるそれぞれの町長の発言としましては、これ何回も申し上げましたように、河北町長にあ  
っては自立を目指すということでございますし、大江町長にありましては合併に対する自分の理念のこともあり、また自  
立の精神でいき合併は時期尚早であるということであったわけでございます。

今の現実をどう見ているかということですが、西川、朝日町とも法定協議会移行の判断のため地域座談  
会を行い、またアンケート調査を実施しているさなかでございます。これを見守る以外にはないものと思っております。

ただし私としましては、市町村合併の背景を踏まえるとともに1市2町の置かれている立場、少子・高齢、財政状況等  
を踏まえると、さらに2町とも日常生活圏は本市を含めた圏域であり、合併を通して効率的な行財政基盤をつくり新しい  
市の構想を住民に示し、住民サービスに対応すべきであると考えておるところでございます。

それから、座談会等のことにも話がございました。これにつきましても、これまで何度も質問がなされ何遍もお答えし  
てきたように、日常生活圏の中での地域発展、本市の西村山地域におけるところの役割などからしまして合併は避けて通  
れないものであることにつきましては、既に市民の皆様から御理解をいただいております。また、寒河  
江市民と西川町、朝日町民とでは、合併に関して住民の置かれている状況も異なっているのも事実だと思っております。

合併ということで、市のありさまが大きく変わることからして、1市2町の方向性が出た15年3月に各地区で合併の座  
談会を行っておりますし、合併に対する市長の考えを市報に掲載いたしました。さらには、任意合併協議会の協議結果  
については、合併協議会だよりとして逐一各家庭に情報提供を行ってきたところでございます。

市民の意思を代表し、決定する機関である議会の多くの皆様の御意見や、市民の皆様との各種会合や日常対話の中での

御意見を踏まえれば、合併についての私の考えは、市民の皆様に御理解をいただいているものと思っておりますので、アンケート調査についてはこれまでも申しあげてきたとおり、本市は西村山郡の中核都市としての役割、いわゆる本市は西村山地方全体の発展を担う使命と責任があることから、そしてまた今申しあげたようなことからしまして、西川町、朝日町が住民アンケートなるものを実施したからといって本市でもアンケート調査なるもの、そして、この時点でさらに地域座談会なるものを実施するという考えは持っていないところでございます。

それから、任意協議会の合意形成につきまして先送りしているのではないかというような御質問がございました。

御案内のように、任意合併協議会というものは協議するに当たり、まず協議方針というものを定めたところでございます。

協議の原則は、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則の6原則というものを定めております。そして調整の具体的分類は、現行のとおりというのと、それから合併時または後に統合するものとか、合併時または後に新制度を策定するとか、あるいは廃止するとかの七つの分類を定めまして、1市2町で取り扱っているすべての事務事業を26項目に、これを細部の枝項目を含めると53の項目に分けて事務事業の調整協議に入ったわけでございます。

任意協議会において、議員は真摯な協議がなされていないようなことを申しあげましたけれども、どこを見てそのように言われるのか私には理解できないところでございますけれども、まさに全員が真摯な協議を行ったところでございます。任意協議会の合意形成というものは大半が新市の判断に任せ、その決め方の方針を示さないのは真摯な協議とは言えないのではないかとということもあったわけでございますけれども、合併協定素案をごらんいただければおわかりになると思いますが、大半を先送りしているわけではございません。

確かに、任意協議会の7人の委員全員の一致で新市の判断にゆだねるべきものとした事務事業もございますが、これは任意合併協議会がすべてを決定するという場ではなく、法定協議会あるいは新市において時間をかけて十分検討すべきものもあるわけでございまして、慎重に議論する必要があり、そのような判断をしたところでございます。

それから「サービスは高い方に負担は低い方に」ということでございますけれども、効率的な行財政運営を行い、行財政基盤の強化を目指すことが合併の大きな目的でありますので、事務事業については合併協議会において十分協議され調整されるものでございます。その結果、見直しされる事業もあれば、高い方へ調整された事業もあります。

特に福祉関係事業についてであります。合併協定素案をごらんいただければおわかりいただけますが、主に2町にとって現行のサービス以上のサービス水準になるよう、寒河江市の例によると決定された事項が数多くあるわけでございます。ごらんになっていればおわかりかと思えます。

それから「サービスは高い方に負担は低い方に」というようなことでございますけれども、これは国、県において総務省のインターネットでの合併相談コーナーや、あるいは平成12年の11月に作成された県市町村合併推進要綱の中で、「サービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されるのが一般的」と言っておるわけでございます。これを受けまして平成14年8月5日号の市報のシリーズ2におきましても、県市町村合併推進要綱から合併のメリット、デメリットを紹介するという形でこのような内容を掲載しておるところでございます。

それから、巨額な負債というものをわかりやすくというような御質問でございますが、1市2町の起債の残額でございますが、巨額になっておるんじゃないかと。

地方債というものは、地方財政法第5条によって適債性が認められている地方債、それから通常建設地方債と、特別法によって認められている例外的な地方債、特例地方債と言われる地方債があるわけでございます。いずれの地方債の発行も、予算で定め議会の議決を経なければならぬものとされております。1市2町でこれまで公共施設、公用施設の建設事業費に充当するために議会の議決を経て起こしてきた地方債の残額が、二つの町が予算規模に対して巨額になったと知っているかどうかわかりませんが、寒河江市といたしましては巨額というほどの残額ではないと思っております。

この残高をもっともっとわかりやすくすべきだという御質問でございますが、合併協議会における財政計画の説明資料といたしましては、合併による財政効果とそれから財政調整基金、それから減債基金の残額と地方債の年度末現在額のお

のおのの10カ年分を提出して説明をいたしたところでございます。今回の定例会の一般質問の初日にもありましたように、地方債につきましてはただ残額のみでなく、1市2町の住民1人当たりの将来負担額を示すべきでないかという質問があったわけでございます。そういうことからしまして、今後法定協議会に移行される段階でそのように検討したい旨申しあげたところであり、そのようにしたいと考えております。

それから、起債の今後の償還に当たっての元利償還金の交付税措置についてもというような話もあったようでございますが、これまで発行されて今現在償還中の起債の数が多くありまして、確かにその中に償還の一部を交付税で措置される起債もあります。そのため、交付税に積算なる分は財政計画の交付税に含めておりますので、起債の償還財源の中身までの説明という必要は考えられないのじゃなかろうかなと思っておりますのでございます。

かなりの質問にわたりましたので、以上のような答弁といたします。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 時間が余りなくなりましたので、幾つかに絞って質問をしたいと思います。

三位一体の問題については、前半の市長の答弁を聞いておりますと、非常に今の政府のやり方にはいろいろ疑問があるし問題もあるというような指摘があり、ぜひそれを受けて積極的な行動も起こしていただきたいというふうに思いますけれども、先日の山形新聞の記事では、この今の三位一体のいわゆる交付税の財源保障の崩壊に近い今のこの政府のやり方に、全国の自治体の約7割近い首長が反対を表明しているという記事がありました。きょうの新聞、私、赤旗しか見てこなかったんですけども、5月15日には全国地方6団体が共同して8,000人規模の集会を開くというふうな記事が載っています。そこもやっぱり交付税の財源保障機能の堅持ということ、政府に要請していくための集会だという記事でありました。

こうした問題に、私は鈍感であってはならないし、積極的な行動を他の自治体と力を合わせて起こすべきだというのが、私は大変大事なことだと思います。これ放っておくと、いいようにやられますよね。それで、最終的には三位一体と言いながら総体的には国の地方への財源の配分を、総的に交付税も含めて大幅に減らしていく、そういうねらいもあるということをやっぴり見抜く必要があるし、そうならない前に必要な手を打っていくと。

人口が多ければ多いほど、確かに行政のサービスといいますが、その経費は少なくて済みます。しかし、現実には全国に一つの共同体が散在している以上、そこをきちっと守りながらやっていく。特に、この寒河江市などはいわばその下の方の人口規模の自治体になりますので、このあおりを、たとえ西川・朝日と合併したとしても10万人にもならないわけですので、国が持っている最低10万規模などという自治体規模から見れば、まだまだ低い自治体の部類に入りまして、そのあおりを直接受ける自治体の一つであります。ですから、そういう身の丈をしっかりと自覚しながら、当局あるいは政府に強く要求をしていくという姿勢は堅持してもらいたいものだというふうに思います。

それから、合併問題について非常に気にさわったことを、私が言ったようなことを言われましたけれども、西川町長は決して合併してくれということはないということ、私以前こんなことを言ったような記憶ありますけれども、そういうことを釈明しているんですね、議会の場で。朝日町はわかりません。朝日町長はどう言ったかわかりませんが、少なくとも西川町長は、そんなことは言っていないんだと、それは違います、ということを行っているようではありません。

ですから、これはもう言った、言わないのことですので何ともなりませんけれども、その後の西川町と朝日町のこの合併問題に対する、対住民の姿勢を見ますと極めて慎重なことは間違いありません。寒河江市とは大きく違います。そこは住民の合併に対するスタンスの違い、あるいは受けとめの違いということ、これを市長は言いましたけれども、そんな問題ではないと思いますね。寒河江のような小都市が寒河江よりも小さい都市と合併する場合の寒河江市のスタンスなどというのは、いわばコップの中の争い程度のことにはしかならないわけでありまして、同じような立場で同じような取り組みをする必要があると私は思っています。

佐藤陽子議員が、質問の中で病院の問題を取り上げましたけれども、合併問題で病院がどうなるかという問題で、西川町が町民全戸に配ったこの合併問題に関する町民座談会、我が町の将来を考えるというふうな座談会のための資料がありますけれども、それには実はこういうふうに書いてあります、病院問題については、

合併した場合、市立病院を三つ持つことになりませんが、現在市、町の会計からの繰入金約5億9,000万円に上るなど財政的な負担が大きくなっています。将来的には全体的に病院経営の合理化が図られ、現在の寒河江市立病院の充実、現在の西川町、朝日町の町立病院が縮小もしくは特化されることが予測されますということ、合併した場合への西川町としての見解ということがこの中で述べています。いろいろなところでそういう西川町のそれぞれに対する見解が示されて、座談会の資料としてこれ出されているわけです。私が出しているわけではありません。西川町が出している。

このように、実は任意協議会でいろいろ議論したと市長は言っているし、これだけ膨大な資料もつくられています。大変な努力があったと思います。でも、実際にはその受けとめ方は、その後についても温度差があるということがこれを読

んでもわかるんです。そういう意味では、それぞれいろいろな悩みを抱え、そして課題にぶつかりながら、それでも合併問題をまじめに検討しようということでそれぞれの両町では、1日3カ所なんていうところもあったらしいんですけども、そういう精力的な取り組みをして合意形成を図ろうとしたんです。

それは、最終的には間もなくわかると思いますけれども、アンケートの結果で、そういう不安、懸念をそれぞれの町民は持っているわけですね。結局寒河江だけが得するのではないかと、私はそう思いませんが、そういうふうな懸念も現にあるわけですね。これを取り払う、払拭するような努力、これは寒河江市がすべきなんです。それを、ただ合併やりたい自治体とだけ手を組んでやるんだというふうな、いわば上から眺めているような態度では恐らくうまくいかなる可能性の方が強いですね。

病院の問題一つとっても、西川町には病院一つに診療所が四つある。これらは恐らく、あっという間に四つの診療所なんていうのはなくされるんじゃないかというふうに思っているんじゃないかと思います。こういうのに対して一つの物差しをあてがってどうするのかということ、合併の前に示さないと賛成か反対か手を挙げようがないんじゃないですか。（「そのとおり」の声あり）そういう意味での物差しを示すべきでないかということ、私は言ったわけでありませぬ。

別に、市長が合併に極めて強力で推進しているなんてことにこだわる気もありません。でも、この間のあれを見ますと一瀉千里に合併に走っているという感じがしまして、もう少し踏みとどまりながら進む、踏みとどまりながら進むというふうな取り組みをすべきでなかったのではないかというふうに思います。

それから、起債残高の問題では、やっぱりこれしっかりと見ておく必要があるのは、これ朝日町の議会でも話題になったんですけども、過疎債でおれたちは非常に有利な起債で借金をしているのであって、寒河江市が1人当たりの負担額でそんなことを言われても、私たちは納得できないというような声が上がったそうでもあります。そういう結局一言一言が、いわば互いの信頼関係を損なっているというふうな状態です。

さっきのカヌーの問題もそうです。やっぱり、あの西川町の当時の西部中学校の子供たちはいわばカヌーで学校の活性化を図ってきた。今は東部中学校に統合されましたけれども、西川町の学校挙げて今取り組んできているし、そういう実績も上げてきているわけですけども、あの小さい町で、それにいわば、例えば寒河江と西川が合併した場合は一つの自治体に二つの大会ができる会場ができる。そうすれば、人口や学校の多い方に大会が持っていられるのはもう火を見るよりも明らかであります。そういうことに対する説明が、寒河江市としてなされていないのではないかというふうに思います。これでは、前も言ったかもしれませんが、右手で握手をして左手で引っぱたくような、そういうふうな合併でないかというふうな言われても、西川町民全員が思っているわけじゃないかもしれませんが、カヌーの関係者はそう思っているわけでありませぬ。

それから、財調の問題もさっき市長が言いましたけれども、寒河江の財調は一番少ないですよ、朝日より、西川よりも。今回もかなり大きく取り崩しましたし、起債だけでなく財調との比較で言えばよりさらにその問題ははっきりしてくるわけで、そういうもう少し公平に事態を見て、私たちはこうだと。皆さんもこうだからこういう点では一緒に直していったらというふうな改革、まちづくりやしましょうというのであればわかるんですけども、何かスケールメリット生かしてやしましょうというような話だけでは、スケールメリットの一番恩恵を受けないのは中心から外れた地域であります。そういう意味では、寒河江のために合併するんでないかというふうな言われても仕方のないような状況も一方ではあるのではないかというふうに思っています。

しかも、この三位一体と合併の問題はすごく密接に絡んでおりまして、総体として国の予算を地方から引き揚げていくというふうな一連の流れの中で合併の問題も出てきているわけでありまして、最終的には300の自治体にしていけば交付税もその分少なくなるということでありまして、それは段階補正やそれから事業費補正など、やればやるほど地方には大変厳しい事態になるというふうなことをしっかり踏まえておく必要があるんじゃないかと。西川町と寒河江の問題ではないんです、これはもう、地方と中央の問題になっているわけでありまして、そこをしっかりと見据えた対応を寒河江市はしていく必要があるのではないかと思います。

そして、クア・パークの問題についても通り一遍の答弁でした。経済の活性化のためにやるんだと、引き続きやるんだ

と。要するに何か誘致を図るということだと思っんですけども、もう何年もその話は市長から聞いています。引き合いもあるという話は何回も聞かされました。それでも具体的な話はさっぱり進んでいないのではないかと。こういう状態ならば、やっぱり市民の批判も非常に高まるんじゃないかというふうに思っています。年に1回、寒河江独自のフェアを開催する駐車場にしかならない。これでは余りにもひどい実態じゃないかというふうに思います。そういう意味では、思い切った活用の転換も図っていく必要がある、そういう時期に来たのではないかと。

ますます地方の経済も国の財政も厳しくなると市長も言っていました。ですから、そういう意味でもこういうお荷物になるような施設は何らかの形で解消していくような努力、取り組みが必要だというふうに、そういう観点から今提起したわけですけども、余りにもそういう批判を軽く考えていますと、後で相当な批判が市民から来るといことも頭に入れておかなければいけないというふうに思います。

ざっとそんな2問ですけども、答弁がありましたらお答えいただきたい。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最後におどしをかけたような発言がありましたけれども、私は私の信念で市政に立ち向かっておるわけでごさいます、これがよかろうと、これが市民のために市民の幸せのということでやっておるところでごさいますので、それは御理解 いただきなくちゃならないと思っております。

それから、西川が合併をしてくれと言っていないとか、あるいは違ったというような話をしょっぱなしましたけれども、私は西村山の広域行政事務組合という理事会の会議の際に、ちゃんとみんなの前ではっきり申しあげていることを私は言っているのであって、会議の席上で申しあげたことを私は申しあげているのであって、私が何もつくり出したことではございません。これは議員はどちらの話を聞くのが、というようなことを言いたくなるわけでごさいます。

それから、病院の問題にしましてもかなり議論になっているという意見ですけれども、これ何回もこの前も佐藤議員にも申しあげましたけれども、このように協議しておるわけでごさいますよ。協議しておるわけでごさいます。何も心配かけないよと、安心して医療を受けられるようにしますよと言っているわけでごさいます、それはまず首長と議長と、それから村山の総合支庁とみんな決めてそしてよかろうと、この考えを決めるまでには病院長とも話しておりますし、事務段階でも話しておるわけですよ。それをこういうふうに決めておる中でまだ不安があるのかなんとかって、もっとこれを説明していただければ、これを読んでいただければ私はいいんじゃないかなと思っております。それが市長の責任だみたいなことを言われるのは、全く変な話にするもんですなと思っております。本当に、よく読んでください。読んで、そしてこれまで市長はそういう答弁の仕方をずっと変わらずしておるということを、本当におわかりになっていただけないと悲しくなります。

それから、市がもっともって西川町なり朝日町に話し合いをすべきだというようなことを言っておりますけれども、それこそ議員の考え方がおかしいのでないかなと。やっぱり住民は、町民はそれなりの自治持っているわけでごさいますから、ほかの市町なりほかの市というのはどうのこうのと言われる筋合いのものではないと思っております。

それから、過疎債等々につきましても、これは朝日町、西川町なり過疎債、辺地債をこれまで使ってきたらうと思っておりますし、これは建設する際に使われるわけでごさいますし、ただ運営には過疎債、当然辺地債というのはこれは運営にはプラスになるというものではないわけでごさいます、非常に、ただ将来こういう時代の流れの中でこの起債というものがどのように持っていけるかというようなことは、私は余り楽観はできないものだらうなと思っております。

それから、カヌーでごさいますけれども、西川のもを寒河江の多目的水面広場でどうのこうのということではごさいません。やっぱりいつでも使えるような、そして、最上川の水面の高さとかにかかわらず利用できるようなもの、そしてまた、何も寒河江だけで使うわけじゃごさいませんでして、河北町も西川町も山形県全体のものとして活用できるというものをここに考えるということでごさいますし、市民の方々にも使うものと、こういうものでごさいますから、何も西川から奪おうというような気持ちは毛頭ごさいませんし、一体となってカヌーの水準を上げていく、それが県民のスポーツの振興というようなものにプラスになっていこうということでごさいます。

また、寒河江を考えるならば最上川ふるさと総合公園と一体となって、あるいは最上川の、今河川というものに対して目を向けられている時代でごさいますから、そういう河川に対しての注目を浴びている事業として、これは大きなものがあると思っておるわけでごさいます、ですから西川のカヌーと比較するだけの考え方は、もっと広く見ていただきたいものだなと思っております。

それから、財調の話もごさいますが、いろいろこれまで寒河江市は寒河江市なりの財政運営ということをしてきておるわけでごさいます、そういう中で、財調の少ない寒河江と合併すると西川・朝日は損するんだというような短絡的な考え方で、財調だけを取り上げて問題にされるというのは、私は議員としてのお話としてはちょっとどうでしょうかと思っております。

それから、段階補正と事業費補正の話が出ましたけれども、段階補正につきましては、14年度から3カ年かけて縮小の見直しがなされておるわけでごさいます、削減額は単年度の全国総額で約700億円となっておりますのでごさいます、

国の試算では、一番影響の大きいのが4,000人前後の町村で1,800万円の減、それから3万人前後の町村では1,000万円の減となっております。このことから本市においては1,000万円に満たないところの額ということじゃなかろうかなと思っております。やっぱり規模が小さければ小さいほど段階補正というものが、大きく影響するということに受けとめられるわけでございます。

それから、事業費補正でございますけれども、これも平成14年度以降の起債につきまして交付税算入率というものを引き下げておるわけございまして、算入対象事業の廃止、縮減、縮小などが行われてきておるわけございまして、ですから、こういう時代に向けて自治体間の競争というのがなかなか激しくなるわけございまして、知恵を絞り工夫を凝らしながら、まちづくりに取り組んでいかなくちゃならないというようなことをつくづく考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号16番、17番、18番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している課題について順次市長に質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、財政問題についてお尋ねをいたします。

さて、市町村合併は避けて通れない、今こういう言い方が至るところで聞かれます。本当に避けて通れないのでしょうか。これは経済成長も期待できない中でやがて来るであろう人口減少の時代に、700兆円を超すとされる財政赤字を子や孫に残すわけにはいかないという、いわば未来に対する責任の意識からだと思います。しかし、合併をすれば借金を返せる保証や展望はどこにもありません。

そもそも、日本がこうした経済状態になった原因はアメリカへの経済追従からで、銀行の自己資本率や会計基準をアメリカンスタンダードに合わせられ低金利、デフレ政策を強いられてきたこと、そして近年はみずから進んでアメリカ化を進めてきた構造改革政策にあることを多くの識者は指摘しております。また彼らは、アメリカから自由になり構造改革政策を転換してデフレを克服しないことには、不況も財政危機も転換できないと言っております。

現在の市町村合併は、極限までやせ細っている農山村や集落を最終的に解体させ、日本の国土、自然、文化を崩壊させることにつながる心配があります。これでは未来の子供たちに対する責任の放棄ではないでしょうか。市場に合わせて自治体の壁を広げ、資本が自由に移動できる経済空間に変え、農村から財政を引き上げ都市に投資して、もう一度日本の繁栄を図ろうという都市再生戦略として描いているとすれば、日本の社会は崩壊の一途をたどることになるでありません。

自治体の規模が小さく、一見非効率的に見えても、日本より経済成長率が高く財政赤字が小さい国は幾らでもあります。むしろ構造改革神話から脱却し、最大の財産、価値は人間であることを考え、その人間性を豊かにする福祉や教育への投資戦略をベースにしながら、未来に対する責任を果たすためのシナリオを描くことを重視すべきであると私は思います。貨幣価値だけでははかれない、人間の豊かさを取り戻していく日本社会の可能性をデザインする方がはるかにすぐれていると思います。

ところで、過日の新聞報道によると、政府の構造改革で自分の町が悪い方向に向かっていると考えている自治体の首長が、町村長を中心に6割に上るというマスコミが行ったアンケート調査で明らかになりました。地方分権を掲げる小泉内閣であります。地方交付税の削減などで財政悪化が著しい小規模町村では、市町村合併や都市再生といった手法を地方の切り捨てと受けとめており、政権の評価を二分していると報じております。

補助金を減らし、税源を国から地方に移す国、地方財政の三位一体改革の基本方針も68%が否定的評価としております。地方交付税には地方団体の独立性を強化するために各自治体間の財政均衡を図ることにあり、税財源の移譲が進まない中では当然の結果と言えます。こうしたことについて、佐藤市長はどのような見解をお持ちになっているのか、繰り返すようで恐縮ですがお伺いをいたしたいと思っております。

次に、本市の財政危機とその要因について見解をお尋ねいたします。

三位一体の改革の中で先ほどもありましたが、地方交付税は年々減り続けております。政府は、地方交付税と国庫補助負担金を各自治体に割り当てて大幅に削減をしております。一方の税源移譲は半分にも満たない額で、それだけに地方財政にしわ寄せが来るのは当然のことです。地方交付税には財源の保障と調整機能があります。税収と歳出予算に乖離がある地方自治体には多くし、税収が多いところには少なく、交付税の持つ財源調整・保障機能は地方にはなくてはならないことでもあります。

地方交付税制度は、その法第1条からすれば、地方自治の本旨を保障することにあることは言うまでもありません。景気の低迷や景気対策の減税によって、地方交付税も大きく落ち込むことになりました。本来ならば、国のそれぞれの税率

を引き上げて自治体の財源を保障すべきなのに、主として交付税特別会計からの借り入れによって対処してきました。その借入金の半分は、自治体が返済義務を負う借金であります。このように、交付税の減収をその一部を地方の負担となる借金で補てんする方法はまさに禁じ手であって、本来の財源保障という趣旨からはほど遠いものと言わなければなりません。

振り返れば、政府はこれまで景気対策として公共事業を積極的に進めてきました。国はそれを国の補助事業や地方単独事業に求めてきたのであります。しかるに自治体にはその事業を行う財源がないために、そこで考え出されたのが、事業費の大半を借金で行うことを認め、しかもその借金の返済に必要な元利の一部を後年度に交付税で見るという方式でした。これによって自治体は当面はわずかな財源で大きな事業ができ、国は膨大な公共事業費のばらまきが可能となりました。こうして交付税は、国の景気対策に自治体を動員する補助金と化したのであります。今日の本市の財政危機の要因は、政府の経済対策に追随し公共事業を無批判に受け入れ、身の丈を考えずに次々に大型開発事業を進めてきたことにも大きく起因していると考えます。

私たちは、こうした手法の危険性について以前から指摘をし警鐘を鳴らしてきましたが、聞き入れてもらえませんでした。こうした危機的状況を受けて、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

また、こうした結果は国はもとより長としての市長の政治責任は極めて大きいものと考えます。今回の市長等の給与の減額措置は、みずからの責任についての身の処し方なのかもわかりませんが、市民の前にまずみずからの不明について明らかにすべきであると思います。あわせて市長の所見を伺いたいと思います。

続いて、合併問題についてお尋ねいたします。

初めに、合併協定素案における中学校給食と合併必要論拠の矛盾について伺いたいと思います。

素案では、自治体において違いのある中学校給食について「現行のとおり」としております。ところで市長は、これまでの議会における質疑を通じて、合併の必要の論拠として次のように述べております。「日常生活圏は、市町村の枠を越えて広がっている。このような日常生活圏の拡大に伴い、住民の行政ニーズも市町村の枠を越えた公平性の確保や土地利用へと拡大し、さらに環境問題や情報化など従来の行政区域では対応し切れない行政課題も発生している。これからの市町村は、広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があり、日常生活圏の中での合併を進めていかなければならないと考えている」としております。

手法は違いますが、近隣の自治体では既に中学校給食を実施しているところはかなり多くなり、合併を今しようしている西川、朝日の両町でも行われております。私は、中学校給食のような行政ニーズこそが、行政の枠を越えて公平性の確保を求められているため、市民要望が強いのではないかと考えているところであります。合併を進める上で、中学校給食のような施策は統一していくことにそんなに困難があるとは思いません。

そもそも、教育委員には住民の要望を教育行政に生かすという職務もあって、何でそんなに現行にこだわるのか私には全く理解できないところであります。中学校給食の方針は、当局みずから主張する合併の論拠に矛盾していることは明白であって疑う余地もないと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、素案における新市の主要事業と財政見通しについてお尋ねをいたします。

合併協定素案に、新市の主要事業として 197億 9,400万円の費用が見込まれております。同時に平成26年までの財政計画も示されましたが、これらの事業すべてが合併特例債の対象となる建設事業だとすれば、合併した15年後には交付税の激減は必至とされていることから、他の事業や施策に大きな影響が出てくることが考えられます。

ところで、合併特例法は合併特例債と合併算定替えの二本の柱から成り立っております。初めに交付税の算定替えについてであります。合併前の交付税額の保障措置という受けとめ方があります。それは自治体関係者だけでなく、合併問題を解説しているメディアなどにも見られ誤解が生じているのではないかというふうに私は思います。つまり、合併すれば10年間は従来の交付税が保障されるとしているものは、決して交付税の配分額をもとのままにするということではありません。交付税制度が見直しをされれば、合併をしようがしまいが段階補正や事業費補正は縮減され、さらに保留財源率の拡大や臨時財政対策債への置きかえもあると言われておりますことから、基準財政需要額はさらに圧縮されることにな

ります。要するに、合併した自治体の交付税は落ち込みがやや緩和されるだけのこととして認識し対処すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、合併特例債について私の所見を述べて市長の見解をお尋ねしたいと思います。

合併特例債はもとをただせば、これまでの地方債残高の増大の原因となった仕組みである地方単独事業の延長線上として、より拡大する形で創設されたものと言えます。このことから合併市町村の公債依存度がさらに高まり、一層の財政危機を招く危険性を指摘しなければなりません。事業費の95%を起債でき、元利償還の7割まで後年度負担の交付税に算入されるとしておりますが、5%は自主財源で、そして特例債充当分の30%は償還しなければならず、交付税が不安定で後年の予測が全くつかない中では、借金返しの負担がどの程度緩和されるか定かではありません。

しかしながら、自治体が負う債務だけは確実に残ることになります。経過措置が過ぎる15年後あたりからは、合併した自治体の財政は、合併しないで我慢した自治体よりひどいことになっている可能性もあるのではないかと思います。特例債での主要事業の総額をいかほど考えているのかお尋ねし、あわせて公債費比率を初めとするそれぞれの財政指数についても明らかにしていただきたいと思います。

最後に、教育委員会の独立性についてお尋ねをいたします。

周知のように、教育委員会制度は教育の民主化を目指す戦後教育改革の一環として、教育の地方自治を実現する機構として、教育が不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を持って行われるべきという自覚のもとに、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うために創設されたものであります。地方自治体の執行機関でありながら、首長、つまり執行部から機構的に独立し、かつ複数の住民代表からなる合議制の行政委員会でもあります。

しかし、今日の教育委員会制度は完全に首長の統制下にあり、行政委員会とは名ばかりであるという批判や見方があり、その大方の要因は任命制をもとにした行政の長にあるとの指摘があります。

さきの12月定例議会の質問の中で、佐藤市長は現行教育委員会制度は必要という認識を示されましたが、私は本市の教育委員会もそうした状況下にあるのではないかと具体的事例を示して指摘をしたところでありますが、市長は、私の2問にもかかわらず通告がないと答弁を拒否をされました。まことに遺憾であります。

そこで繰り返しますが、本市においても教育委員会の独立性が損なわれているのではないかとする市民の懸念の声があります。前定例会における市長に対する質問に、教育委員会で答弁を作成したこと一つとっても、そのことを証明するのに十分でありましょう。市長はこうした批判に謙虚に耳を傾け、教育委員会の独立性を保ち、分権時代における教育行政の発展に資するべきと考えますが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

重ねて、市長の誠意ある答弁をお願いして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、財政問題のことについて答弁申し上げます。

今日の地方財政は、長引く景気低迷による税収入の減少、地方交付税の削減、国庫補助負担金の一般財源化等によるこの歳入の減に加えまして、歳出では少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増加により、これまでにない厳しい財政運営を強いられているところでございます。

平成13年度に、経済財政諮問会議が出しました「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を起点としまして推進してきた構造改革は、平成14年に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」で、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討するという具体的な姿となったわけでございます。御案内かと思えます。

そして、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で、官から民へ、国から地方への考え方のもと、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していくこととしております。このため、事務事業及び国庫補助負担事業の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入歳出両面での地方の自由度を高めるため、三位一体の改革を推進するとされたところでございます。

そして、改革と展望の期間である平成18年度までに、国庫補助負担金の改革や地方交付税の改革、さらに税源移譲を含む税源配分の見直しの方針が示されたわけでございます。

この方針が公表されますと、地方6団体もいち早く評価するというような談話を発表し、歓迎したいというような意を表明したところでございました。

しかし、改革の初年度の具体的な形となる平成16年度地方財政計画では、国から地方への税源移譲は暫定的なものにとどまり、地方交付税が大幅に削減されることなどから、地方公共団体からは一斉に不満が噴出したわけでございます。全国知事会が緊急のコメントを発表したり、全国市長会も緊急要望を出すというようなことになったのでございまして、この形が改革の評価を下げ今回のアンケート結果となったものと思われま。

また、国庫補助負担金の一般財源化においても、国の法令等による基準は緩和されておらず、地方の自己決定、自己責任のもとでのサービス水準の決定ができないなど、地方分権改革が目指す税源移譲と権限移譲が、国庫補助負担金の削減と一体的に実現されていないなどのアンバランスがありました。

また、人口の多い都市部と地方との間に移譲額の格差が見られるように、税源移譲が本格化すればなお一層自治体間に財政力の格差が生じると予想されます。このような中で、各市町村間においては一定の行政水準を確保することが不可欠であり、地方交付税の持つ財源調整機能と保障機能は今後とも存続する必要があると思っております。

本年2月に、全国知事会が交付税の大幅削減に対する緊急コメントを発表したり、全国市長会においても三位一体改革に関する緊急要望を出したところでございます。

この前も申しあげましたけれども、私が会長に就任いたしました山形県市長会において、「地方財政基盤の確立に関する特別決議」というものを初めて出して、これまでになく出したわけでございますが、一つは、地方税財源の充実強化、二つには地方交付税制度の改革、三つには国庫補助負担金制度の見直し、四つには地方債の充実改善についてを内容とする要望をすることとしたところでございます。今後とも全国市長会、東北市長会と連携を図りながら、また県とも十分連携をとりながら国に要望してまいりたいと考えております。

それから、本市の財政危機とその要因についてでございますが、地方はこれまで地方財政計画等により裏打ちされた起債計画に基づき起債を発行し、行政基盤の整備拡充を進めてきたところであります。その結果、公債費の累積が膨大な額となり、今日の地方財政を圧迫していることは御承知のとおりであります。平成15年度末では約200兆円になると見込まれております。

私は、これまで何度も申し上げてまいりましたが、市民が安全で安心して、そして夢と希望を持って暮らせる元気なまちづくりが、首長としての私に課せられた使命と認識いたしましてまちづくりを進めてまいりました。

そのために、市民生活に密着する道路を初めハートフルセンター、図書館の建設、駅前中心市街地整備事業、チェリーランド、クア・パークの整備、税財源の涵養となる市民の働く場としての工業団地や住宅地の整備など、多くの事業を進めてまいりました。さらには、寒河江市を全国に発信した全国都市緑化やまがたフェアの開催、農業・商工業などの産業等の振興、少子・高齢等に伴う社会福祉の充実や人材育成などのソフト事業にも積極的に取り組んできたところでございます。さらに、日本一のさくらんぼの里づくりや、花、緑、せせらぎのまちとしての美しいイメージも発信することができたと思っております。

これらの事業の選択に当たりましては、本市において真に必要とされるもの、市民が望み期待しているもの、そういったものを厳選したものであり、国が言うままに無批判に受け入れたなどということは決してございません。また、事業の取り組みに当たっては常に事業費の圧縮に心がけ、国、県の補助事業を取り入れるとともに、起債等については有利な起債を活用してまいったところであります。

また、国、県で実施していただけるものについては、お願いしながら市の負担の軽減を図ってきたところでございます。ちなみに、市の起債残高 245億円のうち、地方交付税の算入対象となる分は 189億円で、借入れ残の約77%となっております。その主なものは地域総合整備事業債、財源対策債、臨時財政対策債などでございます。確かに、平成14年度末の財政状況は経常収支比率が88.8%、起債制限比率が10.8%となっており、昨年より若干悪くなっておりますが、県内13市のちょうど中ほどの平均的な数値となっております。

そういう中で、平成16年度の予算編成に当たったわけでございます。交付税が実質12%の減となった中、国庫補助金の一般財源化に伴う新たな負担も生じることとなり、厳しい予算編成となったのでございます。今後も、税収の伸びが期待できない上に来年度以降の改革の姿が見えず、それに加えて財務省では、平成16年度は基本的には地方に必要な財源は手当てされているとしております。17年度も地方財政のスリム化を進めるやに聞いております。本市の財政運営に当たっては三位一体改革は始まったばかりであり、これからの国の動向というものを十分注意しながら、対応に誤りなきよう心がけてまいりたいと思っております。

次に、合併の問題でございますが、前の遠藤議員の御質問にも答えましたように、任意合併協議会では、協議するに当たりまして協議方針というものを定め、その方針の中に六つの原則を網羅しまして、さらに調整の具体的分類は現行のしており、合併時または後に統合とか、合併時または後に新制度を策定するとか、廃止するとかの分類を定めまして、1市2町で取り扱っているすべての事務事業の調整協議に入ったわけでございます。

学校給食事業の項目は、学校教育事業の項目の中の細部の項目として協議されました。その結果、小・中学校とも現行どおりとするとの調整結果にまとまったものでございます。御案内かと思えます。

そのことが、議員は合併が必要としている公平性からいっても矛盾しているのではないかと。また、何でそんなに現行にこだわるのか理解できないとの御質問であったわけでございますが、私としましては、合併の必要性からいっている公平性の原則というものの考えは、今日の1市2町間では就業地、通学地及び買い物物の動向の状況から判断しても、住民の生活行動圏は、それぞれの行政区域を越えて拡大しており、本市を含めた圏域であるのが実態ではないかと認識しております。

このことから、市町の枠を越えた公共施設の利用へと拡大するなど、公共サービスの受益を受ける範囲が1市2町の枠を越えており、受益と負担の公平性の観点から市町村の行政規模の拡大が不可避であるというものでございます。このような公平の原則という考えは、中学校給食の取り扱いが違ふこととは全く別な次元のことであり、矛盾しているとか、矛盾していないとかというようなものではないと思っております。

また、何でそんなに現行にこだわるのか理解できないということではございますが、協議会での調整は、協議会の委員である1市2町の首長と議会の議長と村山総合支庁長の7人の全委員の一致により決定されたものでありまして、何でそんなにこだわるのかという質問の趣旨が私としては理解できないところでございます。

次に、合併と交付税のこの保障の問題についてのお尋ねでございます。

合併特例法では、規定する地方交付税の算定の特例は、合併年度とこれに続く10年間に於いて、毎年合併前の市町村ごとに算定した額の合計額を下回らない額として、さらにその後の5カ年について激変緩和措置をとるというものでございます。御質問の、合併後の地方交付税の一本算定と個別算定の合計との関係でございますが、三位一体の改革により地方交付税制度の見直しが検討され、地方交付税額の算定に必要な単位費用、それから測定単位、補正係数の予測がつかない現状におきましては、将来の地方交付税を試算するということは限りなく難しいものでございます。

そういう、難しいものでございましたが、昨年3月に実施しました「合併を考える座談会」の際には、平成14年度の1市2町の普通交付税の算定資料をもとに、補正係数については本市の係数を用いることにしまして、仮に一本算定を行ったところでございます。それによれば、一本算定と1市2町の合計との差は約11億7,000万円となり、率にして8.3%一本算定の方が少ない結果となりました。この額は、合併後の新市にとって大きなメリットであり、落ち込みがやや緩和されるだけとは思っていないところでございます。

次に、特例債と建設事業費の問題についての御質問がございました。

任意合併協議会においては、新市の建設計画の中の主要事業が合併の是非を判断する上で重要な要因となりますので、合併特例債を活用して10年間で完成させるという考え方で、総額約198億円の事業を示したところでございます。その事業費から国庫補助を差し引いた額に充当率95%を乗じて、合併特例債の総額を130億円と積算しております。

財政指数につきましては、いろいろな指数がありますが、財政構造の弾力性を見る経常収支比率と起債の許可制限に係る指標となる起債制限比率の二つが、一般的によく用いられている指数でございます。

経常収支比率は、市税、地方交付税、地方譲与税など毎年連続して経常的に収入される財源の経常一般財源に対して、占める人件費、扶助費、公債費などの年々連続して固定的に支出される経常経費の割合でございます。御案内かと思えます。その経常収支比率を算出するには、今申しあげました財源と支出の経費を、経常的なものと臨時的なものに区別する必要があります。その予測はいたしておりませんので、経常収支比率は算出していないところでございます。

それから、起債制限比率でございますが、市税、普通交付税、地方譲与税などの合計、いわゆる標準財政規模と公債費に充当した一般財源から、普通交付税に算入された市債の元利償還分を控除して算出した割合のことを言います。この比率が3カ年平均20%を超えますと市債の発行が制限されるわけでございます。

新市の財政計画におきましては、建設計画に盛られた主要な事業の着手時期とのかかわりで、事業費それから起債の発行も単に10年均等としておりますので、起債制限比率は実際の事業実施時期により数値が変動するため、起債制限比率を算出していないところでございます。

しかし、財政計画を策定する上で、起債制限比率算出に必要な数値の積み上げも行っており、算式に合わせた比率を算出できないわけではありませんので、法定合併協議会における財政計画の資料としては、起債制限比率の算出については検討してまいりたいと思っております。

次は、教育委員会とのかかわりでの御質問でございます。

さきの定例市議会において、議員から教育委員会の特区制度の問題について御質問があり、答弁申しあげたところでありますが、何か答弁を拒否したかのような御発言がございましたが、通告にありました内容につきましては、私の考え方をきちんとお答えしておりますので、認識を改めていただきたいと思っております。

12月定例会の答弁の繰り返しになると思いますが、お答え申し上げたいと思っております。

教育委員会制度は、教育の中立性、安定性、専門的・技術的な執行などを確保するために、地方自治体の長から独立して置かれている行政委員会の一つでございます。合議制の執行機関でございます。さまざまな分野についての知識や経験を有する教育委員会の合議によりまして、大所高所から基本方針というものを決定しまして執行する仕組みとなっております。

現在の教育委員会制度は、昭和31年に制度が改められ、その後、社会情勢に対応した改正が行われてきております。

教育委員会につきましては、地方自治法で「教育委員会は別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管

理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」とされておりまして、これを受けて地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会が管理執行する事務の範囲、すなわち職務権限の範囲は、地方公共団体の長が有する一部の事項を除き教育全般に及ぶものであり、その主なものが例示として具体的に定められております。

実際の事務の管理執行に当たっては、教育委員会と地方公共団体の長は同じ執行機関として、それぞれに属する権限の範囲内において相互に対等、独立の関係にあり、すべてみずからの責任と判断に基づいて公正、妥当、かつ誠実に行わなければならないこととなっております。このことは、両者がそれぞれ全く独自に教育に関する事務を管理執行することを意味しているものではありません。執行機関は長の所轄のもとに相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮していかなければならないものであり、相互の間でその権限について疑義が生じたときは長がこれを調整するものとされております。

このように、教育委員会と長は十分な意思の疎通を図り、地方公共団体全体としての調和のとれた、適正な教育に関する事務の管理執行に努めなければならないものとされておるわけでございます。

本市の教育委員会においては、法令に規定された教育に関する事務について、教育委員会みずからの責任と判断に基づいて公正、妥当、かつ誠実に管理執行されており、行政委員会としてよく機能しているものと思っております。

したがって、教育委員会の独立性が損なわれているのではないかとのお懸念ではありますが、当市においては一切御心配要らないものと思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

内藤 明議員 1問に御答弁をいただきましてありがとうございました。

少し私の投げたボールが悪かったのかどうかはわかりませんが、まともに私の胸元に投球が返ってこない部分もあったのでありますが、2問の中で引き続き市長の見解を求めていきたいというふうに思います。

最初に、小泉内閣の構造改革、三位一体の改革についてお尋ねをしたところでありますが、文章にして答弁を読まれますとなかなか把握しにくい点もありますが、私の前の遠藤議員の質問も同じようなことがあったわけで、大体そんなのとあわせて理解をしたところでありますが、一口に言うと、必要性もあるがだめな部分もあると、功罪相半ばというわけではありませんけれども、そんな感じで私は市長の答弁を受けとめたわけでありまして、ただ、市長の答弁にありましたが、要するに問題は、さっきの県の市長会で特別決議出されたそうでありまして、そういうことをやっぱり、真剣に取り組みを強めてほしいということを感じているところであります。

それから、もう少し市長の考え方を深く理解する上で、端的にお尋ねしたいというふうに思っておりますが、先ほど共同通信社の行った全国の首長に対するアンケートの件を申しあげましたが、議会の中でもごらんになった方、数多くおられるというふうに思います。

その質問の中で、問い10にあります「小泉構造改革で自治体はどのような方向に向かっておりますか」というふうな問いがございます。「よい方向」、「どちらかといえばよい方向」、「どちらかといえば悪い方向」、「悪い方向」。それぞれパーセンテージで示されておりますが、「どちらかといえば悪い方向」を含めると、この「悪い方向」が60.5%を占めておられるわけでありまして、佐藤市長はこの4択の中でどれに丸をつけられたか。もう一度申しあげますか。「よい方向」、「どちらかといえば良い方向」、「どちらかといえば悪い方向」、「悪い方向」。

それから、問い11に「三位一体改革の基本方針の評価について」があります。それには、「評価する」、「ある程度評価」、「余り評価しない」、「評価しない」、こういうのがありまして、これも68%の首長が、に丸をつけておられるようでありまして、否定的な見解を示しているようであります。これについてもあわせて、市長は何番目に丸をされたか。もう1回申しあげますか。「評価する」、「ある程度評価」、「余り評価しない」、「評価しない」ということで、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、財政の危機についても伺いました。見解の分かれるところもありますが、これも先ほどの調査に同じような質問が載っております。問い11であります、「財政の認識について」というような問いであります。が「厳しい状況で今後も心配」、「厳しいが回復できる」、「健全財政を維持したが今後が不安」、「健全に財政を運営してきており今後も維持できそう」と。こういうふうなことで載っておりますが、今の答弁からすると あたりに丸をつけたのかなというふうに私は思うんですが、これについても市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、財政危機に当たっての市長のこれまで取り組んできた経過、それぞれ市政運営、財政運営を行ってきた結果が今になってあるわけでありまして、そのものに対してやっぱりみずから行ってきた政治は結果責任というようなことがありますので、その点、市民に明らかにすべきでないかということを申しあげてまいりました。

市長は、無批判に国の景気経済対策に追随してきたわけではないというふうな答弁もありましたけれども、例えば景気経済対策としての単独事業なんか目いっぱい、限度額いっぱいずっと取り組んできたわけですね。やっぱりそうしたことについてどのような反省点なんかあるのか、こうした点も明らかにすべきではないかなというふうに思います。20年近くも市長は市政のかじ取りをやってきたわけでありまして、当然その責任があるわけであって、そのことをやっぱりぜひここで明らかにしておくべきではないかなというふうに思っております。

確かに市長の言うとおりの、交付税を当てにしなければ、当て込まなければ行政運営ができないということも事実でありまして、そうした交付税の運用を国が行ってきたことは先ほど申しあげてきたとおりでありますから、国の責任も一面であることはそのとおりであります。しかし、一方の当事者として市長は財政運営、市政執行に当たられてきたわけであ



りますから、市長のいわゆる市民に対しての政治的な責任について明らかにすることは、私は当然のことであるというように考えますけれども、市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、主要事業の財政特例について尋ねたところでありますが、130億円と見ているということでございました。答弁の中で10年間で均等というような話もあったようですが、そうしますと後年度にかなりの多くの負担が出てくるのではないかなというふうな心配があります。先ほど言いましたように、15年までには激変緩和措置がとられますけれども、それ以降は大方の方が言っているとおりかなり大きく削減されると。いわゆる激減というような表現されていますね。ということからすると、財政的にかなりピンチになるのではないかなというふうに見ております。

したがって、先ほど公債費比率、算出できないわけではないが検討するというような話がありました。これはいち早くやっぱりこうしたものについては、市民の前に明らかにすべきであるというふうに思ひまして、あわせて公債費の比率も、やっぱり明らかにすべきではないかなというふうに思っております。

そんなに難しいことではないというふうに思いますが、そしてそのピークがいつごろになるのか。こうした点についてもきちっと市民の前に明らかにして、それでその上で合併についての判断の是非を問うというふうなやり方をすべきではないのかなというふうに私は思いますが、市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、合併の論拠と中学校給食の矛盾について指摘をしたところでありますが、これは全く次元が違う話だというふうな御見解が示されました。違う次元だというふうに言われますと私も大変悲しくなっちゃうなというふうに言いますか、前段でちょっとどういうふうに言われたかはっきり覚えていませんが、原則的に1市2町では、本市の圏域の中に何か実態があるとか何かというようなことと言われました。これは本市に合わせろということと言われたのかどうか、ちょっとその辺ははっきり聞き取れなかったわけでありまして、もう1回その点について伺いをしたいというふうに思いますけれども、繰り返すことになりましても、合併はこういうことで必要なですよというふうに言われましたね。それをもって私は中学校給食などこそ住民ニーズが、他町村でやって寒河江市でもぜひ必要なのではないですかというようなことを申しあげて、その論拠等を示されていることが、言っていることとやっていることが違うんじゃないですかということを申しあげたところであります。

これは、理屈じゃないんですね。合併しようとしている西川町や朝日町で中学校給食を実施しているのに、そこと合併しようとしている寒河江市は何で実施しないんだというのが素朴な疑問だというふうに思うんですね。それが何で現行どおりなんですかということだと思うんですね。弁当が教育にとって大事とかなんて、そんなことここで今議論するつもりはないわけであって、市当局が必要としている合併論拠にそれがまさにぴったりと合っているのではないですかということを行っているんです。7人の協議者の中で全会一致、そういうことしたというふうに言われましたが、そうだとすれば必要論拠と違うようなことを皆さんで決められたということじゃないんですか。その点について改めて御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、教育委員会の独立性についてお答えをいただきました。こんなことを申しあげたくないんですが、12月の答弁の際、私が何か誤解しているんじゃないかというような話がありました。その点はきちっと私は受け答えしておかなくちゃいかんというふうに思いますので申しあげますが、2問目はこれ、中には通告される方もいるかもわかりませんが、通告制じゃないですよ。1問目の質問に対して市長から答弁があって、その例えば矛盾点なんかがあればさらに発展して答弁を引き出す、こういうことは当たり前のことじゃないんですか。

それで、その対応を思い出していただきたいというふうに思いますが、市長は第1問目で現行制度が充実発展していくことが望ましいというようなことを、端的に言うというふうに申されました。それで私は、12月議会の一般質問の内容の聞き取りの段階で、私は市長部局に対する質問を申しあげたんですが、教育委員会からこの聞き取りがなされてきたことを申しあげて、それは教育委員会の事務当局の方が来られましたね、それは違うんじゃないですかと、そういうことをきちっとこの場で明らかにしたわけでありまして、そういうことからすると、現行制度充実発展する割には、言っていることとやっていることが違うんじゃないですかということを申しあげたわけでありまして、そのことに対し通告はなかったというふうに申されたんですね。そうしますと、都合のいいことは答えるが、都合の悪いことは答えないというふうに

なるのかどうか分かりませんが、その点について改めて市長のコメントを求めたいというふうに思います。

これは今回質問を通告をして、今回は教育委員会ではなくて庶務課の方で質問の聞き取りはなされております。こういうことでは正常な形に私は直されたなというふうに思っておりますが、間違っていたということで反省の上に立ってなされているのかどうかは分かりませんが、指摘をされて黙して語らずして直すというふうな方法もあるでしょう。しかし、こうした議場なんかで正式に取り上げて指摘を申しあげ、それに対してコメントしないなんていうことは、やっぱり私はあってはならないことだなんていうふうに思っておりますし、市長といえどやっぱり神様でないわけでありますから、間違いは余りない方がいいんですが、一人の人間として考えれば間違ふことだってあり得る、こういうことを私は思っております。したがって、非があれば率直に謙虚に受けとめて、それでそれを認めて直せばいいことであるというふうに私は思っております。それが市政を預かる市長の私は政治姿勢ではないかなということを改めて申しあげて、このことに関して御見解を賜りたいというふうに思います。

以上、2問にします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずいろいろありましたが、この68%でございますか、これに対しての評価でございますが、いつこういう質問があって、どこに丸つけたかというのはちょっと私も定かではございませんが、現時点で考えれば、「どちらかといえば悪い」ということだろうと思います、今回の交付税関係は、それから、「余り評価していない」と、こういう現時点で立てば言えるのかなと。それから、これからの財政の認識に対しましては健全財政を維持しながら今後はかなり厳しい状態になって大変だなという認識を持っておるところでございます。

今回16年度の予算におきましても、先ほど答弁申しあげましたように、厳しい中でもやりくりをしながら、そして必要なものは必要な額を計上いたしまして、そしてまた緊急性のないもの、あるいは少し先送りしてもいいというようなものにつきましては計上しなかったということでございますが、福祉とか教育という分野につきましては、これまでのペースというものを落とさないで、逆に充実したというような感があるのではなからうかなというように思っております。そういう面では、健全財政を維持しながらこういう厳しい大事態に軟着陸したというようなことが私は言えると思っております。

それから、財政運営の結果責任という話がありましたけれども、先ほども1問で答弁申しあげましたように、私の市長時代にこれだけのことを私はしたなと、させてもらったなというような気持ちでおるわけでございますが、先ほど申しあげましたから一々申しあげませんが、そういうことをさせて現在の寒河江市があるのかと思っております、それに向けて努力したわけでございますので、それなりの先を見、あるいは選択をしながら市民の幸せ、市の発展に力を尽くせたんじゃないかなと思っております。

こんなこと、言葉返すようでございますけれども、議員のように評価しないという立場に立って言われるならば、どこでもこれは拾い上げられるものだというように思いますけれども、私はしたんじゃないかなと思っておるわけでございます。これからの財政運営は厳しくなると思いますけれども、それらのこれまでやってきた実績というものを踏まえて、どう寒河江市のことを考えればいいのかというようなことを見詰めてまいりたいと思っております。結果責任どうのこうのと言われればそれはいろいろあるかと思えますけれども、でも、私はやってきたというような気持ちでおるわけでございます。

それから、特例債の計算の問題は、これは担当課長の方から申しあげたいと思っております。

それから、起債につきましても、これ合併した場合の起債の使い方といいますか、活用の仕方、どこの年度で何をやるかとか、どこの年度でどのくらいな額を投入するかということは今の段階で言われないわけでございますが、これは1市2町が正式に法定協議会なり、あるいは新しい市になったときに初めてどの事業を先行させるか、これはもう少しおくらせるとか、これはいろいろこれからさらなる協議なわけでございますが、ですけれども、現在の中で何をやって新しい市の姿をよりよく持っていくかというようなことを、あそこに、寒河江市では13に、西川町は五つ、朝日町は七つ上げておるわけでございますが、ですからそれをいつの時点でどうするかとか、その借金をどうするか、特例債の発行をどう考えとかということは、非常に今の段階では難しいわけでございますから、10年の均等割といいますか、10年に分けて計上したということでございまして、これにつきましても任意協議会で、まあこれによろしいということになっておるわけでございますが、私だけの考え方でやったわけではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、合併の公平性というのと給食の問題を申しあげておるようでございますが、そもそも合併の必要性の背景としての公平性というものの原則というものは、先ほど述べたとおりでございますが、個々の具体的なサービスをどうするか、実施するかとかしないかという問題とは違うんだということを申しあげておるわけでございますが、あくまでも合併上の公平性という問題は、以上のような考え方に立っているんだということでございまして、個々の事務事業をどう調整するか、あるいは実施するか、しないかというようなことは、先ほど申しあげましたような考え方に立って、いろいろするものもありますし、あるいは統一するものもありますし、しないものもございまして、あるいは新市になってから考えるものということでございまして、それで学校給食につきましては、それぞれの現行方式でいこうということになったわ

けてございまして、そのことについても任意協議会では全員一致でそうだろうということになったわけでございます。

それから、教育委員会の問題でございますけれども、いわゆる市長には総合調整権というものが与えられておるわけ  
ございまして、それは既に御案内かと思えますけれども、教育委員会は教育委員会の立場がありますし、ですけれども、  
市長には市なり町なり全体を総合としての調整というものの権限が、これは法律上与えられておりますから、それに基づ  
いて、もちろん予算の執行権というのはこれは長にありますから、教育委員会にないわけでございますから、そういう面  
から教育委員会の施策なりにつきましてもそういう面からいろいろ物を申したり、あるいは調整させていただくとい  
うことはあり得るわけでございますので、これは法律に書かれておりますから、先ほどもまた申しあげたとおりでござい  
ますから御理解はいただけるものと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 合併特例法の起債の130億円については、起債の発行が、ただいま市長が言ったように毎年均等で発行を予定しております。毎年13億円ということで、その返済はできる限り交付税の特例期間の中で返済をしようということで、10年の毎年の均等償還ということで据え置きなしを予定をいたしております。

また、ピークはいつであるかということでもありますけれども、合併の協議の中の財政計画の中にはこの合併特例債も計算しております。その中での公債費のピークが、平成17年がピークでございます。なお、起債残高の最も大きく残っている年度が平成17年度、10カ年において17年度ということでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問目に答弁いただきましてありがとうございます。

もう少し議論をして、お互いに理解し合うところは理解し合わなければならないなとも思っておりますけれども、最初にちょっと市長は私に対して誤解をされている点について指摘をして、誤解をまず解いていただいて、その点から申し上げたいというふうに思います。

私は、市長の今までやられてきた市政運営を、すべて評価しないなんて言っているわけではありません。市長のすぐれた行政運営についても見てきたつもりであります。しかし、こうした点についてはおかしいのではないですかというふうな点についても、私は何点も例をとって申し上げませんが、申し上げてきたつもりであります。

それで逆にお聞きをしますが、今回、市長等の報酬の減額が出されております。大体答弁されることも予想はつきませんが、こうしたものを受けて、やっぱり反省の面もあるということで減額をすべきというふうに市長は考えておられるのか、ひとつお聞きしておきたいというふうに思いますが、市長の言われたことからすれば、市長として市民の幸せのために行政運営をやってきたと。だとすれば、すべてが市長のやってきたことがうまくいっているのかといえ、大きな財政投資をしてその効果を得られないものだって中にはあるわけですよ。

先ほど、遠藤議員の指摘もあったわけですが、例えばクア・パークの事業なんか、ですから、そうしたことに触れてやっぱり市民の理解を得てさらに長として市政発展に努める、あるいは努力を重ねる、私はこういう姿が市長としてのあるべき姿だと、政治姿勢だというふうに理解をしております。では、ないのでしょうか。私の見解が間違っているというのであれば改めてそのように申し込みたいと思っておりますし、私はそのように理念として持っておりますので、改めて市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

それから、中学校の給食の関係で、個々の事業はどうするかということではないと、公平性の原則は個々のサービスについてどうのこうの言っているわけじゃないということも市長は言われました。私も大卒で、これは合併の必要性の中で市長が言っていることを、私が改めて答弁した内容について触れたわけがあります。したがって、こうしたことも市民サイドからすれば、それは当然そういう中に含まれているのではないのでしょうかというふうに見るのが、私は実施をされていない住民側からすれば、これはしごく当然のことであるというふうに理解をしております。

都合の悪いことはやらない、都合のいいことだけはやるというようなことであってはならないというふうに思いますが、こんなことじゃ憲法9条の解釈みたいじゃないですか。中身についてはくどくど申し上げません。小学生の低学年あたりの子供たちでもわかるようなことで、ぜひ御答弁を賜りたいというふうに思います。

それから、教育委員会の独立性について御答弁がありました。市長の、いわゆる独立はしておるが総合調整権もあるんだということは私も承知をいたしております。予算執行の件もあるのだというふうなことも市長は言われました、私は、予算執行について云々しているわけではありません。いわゆる制度そのものが本当に独立性になっているのかということの中で、具体的に12月一般質問の市長部局に対する質問について、教育委員会サイドから私の質問に対する聞き取りがあったということも、事実をもってそれはおかしいのではないかとということも御指摘をしたんです。

それは非は非で、やっぱりきちっと認めた上でそれで直せばいいというふうに私は思いますけれども、なかなか自治体の長はある意味では権力者でありますから、しかもまた人格も持っておりますので、余りこうしたことは、私も議員といえども、職務があるといえどもやっぱり言いにくいことなんですね。しかし、そうした問題を指摘をしないとアンデルセンの童話でありませんが、裸の王様になってしまう危険性があるというふうに思いますので、御指摘を申し上げたところであります。

市長、御承知のように良薬は口に苦しということもあるじゃないですか。一気に飲んでしまうような度量もあって私はしかるべきだというふうに考えますが、市長の御所見を承って私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私も市長として、市民の信託を受けてやっておるわけでございますから、市民の声は聞きますし、市民と一緒に考えてみると、あるいは意見を出し合うということは私はやっております。ですから、前向きな御意見というものは率直に承っておりますし、素直に批判も承っております、それらを市政の中に生かそうという気持ちは十分持っております。

それから、公平性の問題でございますけれども、何回も言うようですけれども、合併の必要性からいっての公平性というのと、これはもう一度申し上げますと、今日の1市2町間では就学地、通学地及び買い物物の状況から判断しても住民の生活行動圏は、それぞれの行政区域を越えて拡大しており、本市を含めた圏域であるのが実態ではないかと。そういうようなことから、市町の枠を越えた公共施設の利用へと拡大するなど、公共サービスの受益を受ける範囲が1市2町の枠を越えておると、こういう受益と負担の公平性の観点から、市町村の行政規模の拡大が不可避であるというようなことを申しあげておるわけでございます。

寒河江にあるところの工業団地の企業に対しましても、何も寒河江市だけの従業員の方がおるわけじゃございませんし、採用するわけじゃございませんでして、西川の方もおれば、大江の方もおれば、天童の方もいるということでございますし、あるいは公園の利用につきましても同じですし、あるいは文化会館なり図書館なりの利用につきましても同じでございます。

そういう面での、広域的な分野での公共性というものは、ですから、私の方の寒河江の市民におきましても、水沢のピール園にも行ったり、あるいは買ったりというようなことというのは当然あるわけございまして、そういうところの公平性といえますか、公共性の施設をだれでも利用できるような考え方で、もう広域的な広さというものを持っておるんだということでございまして、そういう中での公平性ということであって、現在1市2町でいろいろ施策をやっておりますから、それをどうするかというようなことについては個々具体的にそして考えて、そしてよかれと思うことを選択していくということでございます。

それから、教育委員会でございますが、一般質問の答弁書を教育委員会に書いていただいて、それを市長が目を通したというようなことございましょうが、これはやっぱり予算だけじゃないんです。教育委員会の施策にしましても、あるいは農業委員会の施策にいたしましても、あらゆる行政委員会の施策というものはみんな関係してくる、お互いに関係してくる。市長からだけ関係するんじゃないで、行政委員会の方からも関係してくるということでございます。

それに、せっかく議会で一般質問なさるというならば、やっぱり寒河江市全体としてのまとまったところの考えというものをお示しして答えるということが必要だろうと思っております。ですからこそ、やっぱりお互いに連絡、協調し合っ、そして長も、あるいは行政委員会もあらゆる連携を保ちながら、一緒になって考えるということでの対応ということがあるわけでございますので、御理解はいただけるものと思っております。

## 石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号19番、20番、21番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 今回の議会の最後の一般質問になります。暫時の間時間をおかりしたいと思います。

私は、緑政会の一員として、またこの質問に関係した多くの市民を代表して、良心に従い質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

さて、イラク人道支援に我が国の自衛隊が出発いたしました。戦後初めて陸・海・空の3部隊が派遣されました。必ずや所期の目的を達成しイラク復興を実現し、一日も早く無事全員が帰国することを祈る国民の一人であります。

時代が、一つの国のみではどうすることもできず、地球は一つという感じがひしひと感じられます。いわゆるグローバル・パートナーシップの時代です。鎖国を解き開国したのが明治維新であります。日本は、今いろいろな問題の中で第二の明治維新に差しかかっているのかなというふうに思われることもあります。今どのように日本の国を方向づけるのか、憲法改正の論議をしながら二大政党樹立過程の中で大いに議論されるべき問題だと思います。

それでは、通告番号に従って順次質問をしてまいります。

通告番号19番、国旗・国歌についてお伺いいたします。日本の国旗は、言うまでもなく太陽をかたどったもので、日の丸または日章旗と呼ばれ長い間日本のしるしとして国民とともに歩んでまいりました。私は小さいときに教わった「白地に赤く日の丸染めて、ああ美しい日本の旗は」という歌詞であったと思いますが、世界のうちで最も美しい旗だなと尊敬してまいりました。

日の丸が国旗として正式に規定されたのは、物の本によりますと1870年、明治3年1月27日付の太政官布告だそうであります。その後いろいろの変遷を経てきましたが、一般的にはさしたる問題もなく、日の丸は国民に親しまれてきました。第二次大戦後、一時禁止されていた日の丸の掲揚は、1949年、昭和24年1月から自由にできるようになりましたが、1961年、昭和36年設置された公式制度連絡調査会議において国号、元号、国歌などとともに国旗についても検討が行われることになったわけでありまして。そして平成11年8月13日、国旗・国歌に関する法律が成立し、公布、施行されたわけでありまして。自来、公式行事及び各学校の入学式、卒業式では必ず国旗を掲げ国歌を斉唱することになりました。

ずっと以前ですけれども、日の丸、君が代と言われた時代、大相撲の千秋楽、テレビを見ていたとき、優勝杯授与の前に必ず国歌を斉唱するわけですが、場内アナウンスで御起立くださいと言う前に天皇陛下が真っ先に御起立されたのを見て、国旗・国歌の意義を考えさせられたことを今でも覚えております。

外国では、そのときになりますと国民は一斉に起立します。また、オリンピック等大きな国際スポーツ大会では、国旗は3位まで優勝国の国歌で掲揚されます。近代オリンピック競技の創始者クーベルタンは、オリンピックに参加することに意義があると提唱しましたが、現代では各国ともいかに国旗を掲げるか、各競技ともしのぎを削っております。

私は、このように国旗、国歌とはその国を代表するしるしとして定められたものであり、国家を象徴するすべてであると思います。また、祝日には国旗を掲揚し祝う風習は、日本国民にとりましては文化でもあります。特に他国に赴き自国の国旗を見たときは、安堵感を覚えるのは私だけではないと思います。

このように、国民は国旗・国歌に対する関心が法定後、愛着心が大きくなっておるとは思いますが、市長の国旗・国歌に対する御所見を賜りたいと思います。

さて、国旗・国歌に関する法律が公布された後、平成13年11月定例会より県議会議場に国旗、県旗が掲揚されました。私も同僚議員と傍聴の機会を得て拝聴してまいりましたが、そこでの感想は、威風堂々としたさまを見たとき緊張の中にも感動を覚えた記憶がございます。国旗はその掲揚する場所によって、その感じ方が大きく違うものだなと思いました。本市におきましても、今庁舎正面のポールに市旗だけが掲揚されておりますが、国旗も掲揚した方がいいのではないかという声が市民の中に多くございます。市長の御所見をお伺いいたします。



また、私は本議場にも国旗及び市旗の掲揚を希望するものでございますが、地方自治法 104条により議長の権限でございますので、今後議会の問題として提案させていただきたいと考えております。

次に、通告番号20番、地域の住宅団地づくりについてお伺いいたします。

昨年の暮れに、みずき団地が造成完成し分譲を開始いたしました。当初売れ行きの方が心配されましたが、販売開始と同時に多くの応募があり好調な滑り出しと一部市報で報ぜられました。景気が上向いているとはいえ地方では実感できるほどの景気回復策も見えない現状ではありますが、大変喜ばしいことであります。そこで伺いいたしますが、どのような市場分析、調査をやったのか、まず伺いいたします。

また、みずき団地の販売状況、今どこにお住まいの方が購入されたのか。現在建設中及び完成した建物は何軒ぐらいなのか。及び団地販売、住宅建設における経済波及効果はどのぐらいあるのか伺いいたします。

次に、木の下土地区画整理組合の設立総会が2月15日、日曜日でございましたけれども、議会会議室で行われました。そのことはさきの市報に掲載されて御案内のことです。思い起こせば平成11年9月議会において、落衣島線、いわゆる内回り循環線の全線開通が、本市にとっていかに大事かという観点から市長にお伺いしたところ、西根下釜地区は区画整理事業を起こして道路整備をやりたい、いわゆるスプロール化の防止からも区画整理事業の手法が一番ベターであると市長は述べております。

その後、座談会、地区説明会等を積み重ね、平成13年11月26日の全体会で世話人会が発足し、整備手法を区画整理事業によることが確認されました。平成14年11月11日に行われました第1回設立準備総会で、組合設立年度を平成15年度と定めましたが、いろいろの法的手続、地権者の同意を得て今回組合が予定どおり設立されました。第一歩を踏み出したわけです。この間、地権者の方には特段の御理解をいただき敬意を表します。

私は、資本主義社会において地域の発展なくしては福祉政策は成り立たないと考えております。この地域は、米どころであるがゆえに開発がおくれたところでもあります。今、少子・高齢化社会に入り、少しでも人口の流出を防ぎ、本市の自助努力で住みやすい明るい地域の創造に努めなければなりません。醍醐住宅団地、さくら団地、みずき団地、木の下地区と将来を見据えた住宅団地化は、寒河江市全市を網羅した宅地造成は必ずや本市の歴史の中で評価されると思います。

そこで伺いしますが、木の下土地区画整理事業の完成年度及び住宅造成戸数はおおむね何軒か。また、まちづくり構想はどのようなものか。その経済波及効果は、工事費を含めるとどのぐらいに積算できるのかをお伺いいたします。それらのプロジェクトが本市の経済を押し上げ、人口増加の礎として、また内回り循環線の早期実現が何よりも市勢発展の大動脈になることを確信いたしております。

次に、通告番号21番、英語教育について伺いいたします。

本市の第4次振興計画で、新しい世紀を切り拓く人づくりも、その環境整備ということで11小学校の校舎改修が、醍醐小学校で全校終了し学校環境もよくなりました。児童・生徒も生き生きと学校生活を楽しんでおります。

さて、本市では国際化、いろいろな人の交流がありますので、英語、韓国語、中国語で市報の広報活動をやっております。また、昨年8月からはALT、外国語指導助手としてマーク・ダックワークさんが教育委員会学校教育課に所属し、市内の小学校を回り児童・生徒の英語を教えていることを2月5日号の市報で報ぜられております。先生のお人柄で、とても明るく楽しい雰囲気です。授業をやっていると、大変結構なことだと思います。

今、世界はグローバル化が進み、ITボーダレス時代の中で国際交流が多くなっております。国際的な会議も身近に感じる時代、マスメディアの発達により国際情報も多く茶の間に入ります。しかし、私は義務教育及びそれ以上の学校で英語教育を受けてもなかなか語学力が身につけにくい。現在でもその域を超越していないのではないかと。原因としては、私流に考えれば日本の独特の歴史、日本語そのもの、四方を海に囲まれた島国に遠因しているのではないかと。また、英会話をマスターした方でも平日ごろそれを訓練したり、常に生の英語を耳で聞く、見ることをしないと忘れてしまうようであります。

これまで、英語教育について学習指導要領にはどの程度の語学力を求めてきたのか、教育委員長にお伺いいたします。

さて、今後生きた英語力、英会話できる程度を身につけるにはどのようにするのか。結論は、何でもですけども、本

人の努力次第であることは一貫しております。私どもの時代、英語は選択科目でありました。職業課程を選択した方も多くおります。その後英語の授業は必須科目になり、すべての方が受講いたしております。私は英語力が伸びない一つとして、小さいころからなれ親しまないからなのではないかということも、一つの原因なのかなというふうに思っております。

今テレビ番組で「英語であそぼ」という番組が、就学前、就学の子供さんに大変人気があると聞いております。どのぐらゐの教育効果があるのかわかりませんが、人形劇で子供さんが飽きないように、また知らず知らず何回も何回も聞いていると知識として覚え込むものもあるのかなと思いました。要は楽しい時間にして、もっと小学生時代から英語教育をしっかりとやれないものなのか。研究開発校で中高一貫校としてやっているところもあります。総合的学習の中で国際理解協力として、さきに述べたようにALTの先生による生きた生の授業もやっております。

本県のさんさんプランは、2002年度の導入以来、2004年度で3カ年計画の最終年度を迎えます。少人数学級のメリットを生かした教育方法はないのか。教育は人間を育てるものであり、促成栽培ではありません。教育効果は、長い時間ときめ細かな指導が教育の原点であります。構造改革特区として、英語が使える日本人構想もあります。今後日常会話のできる生の英語を理解できる教育をするには、今後どのような英語教育を考えているのかを教育委員長にお伺いして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

初めに、国旗・国歌についての所見についてでございます。

日本の国旗でありますところの日の丸の旗・日章旗、そして国歌・君が代の由来をさかのぼれば、先ほども御指摘がございましたように、これは大変古いものがあるわけでございます。さまざまな歴史の経過を経て今日に至ってきていることと認識しているところでございます。

我が国は成文法の国であること、また、諸外国では国旗と国歌を法制化している国もあることなどから、21世紀を迎えることを一つの契機として、これまで慣習として定着してきた国旗と国歌を明確に規定する必要があるとの考えから、平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律が制定されました。これは御案内のとおりでございます。国旗・国歌については法制化される以前からオリンピックを初め、国際スポーツ大会や国の公式行事などで国旗掲揚や国歌の演奏が行われてきました。

本市においては、新春祝賀会や成人式、小・中学校の卒業式、入学式などでは国旗を掲げ国歌を斉唱している状況でございます。各地区や分館の運動会などにおきましても国旗の掲揚を行っておるところでございます。国旗・国歌は、いずれの国においてもそうかと思いますが、国の象徴として大切に扱わなければならないと思いますし、国民の間においてもさらに広く各世代の認識が得られ、親しまれるものになっていかなければならないと思っております。

それから、国旗、市旗の掲揚についてでございますが、現在、御案内のように市庁舎の掲揚ポールには通常土曜日、日曜日を除く平日は市旗のみを、国民の祝日は国旗のみを掲揚しているところでございます。

御案内のように市旗は、白地に市の記章であります寒河江の平仮名の「さ」を赤色で図案化したものでございます。上部は伸びゆく寒河江の勢いをあらわし、下部は円満融和に結びつく住民の心をあらわし、総じて発展への意欲と伸びゆく市勢を表現したものでございます。

国民の祝日は、市内の御家庭で玄関先などに国旗を掲げお祝いする慣習となっておりますが、市庁舎の掲揚ポールにも国旗を掲揚し、市民の皆さんとともに祝意を表しているところでございます。そのほか、姉妹都市であります安東市やギレスン市などから友好親善として来寒されました際には、市街地通りの両側にお互いの国旗を掲げますとともに、市庁舎の掲揚ポールにもお互いの国旗と本市の市旗を掲揚し温かくお迎えすることを慣例としております。昨年は日本におけるトルコ年として駐日トルコ大使が来寒されましたが、お互いの国旗での歓迎に大変感激しておられました。国旗は両国の友好のシンボルとして大きな役割を果たしております。

そこで、市庁舎の掲揚ポールに市旗だけでなく、国旗も掲揚してはどうかという御提言ではありますが、国旗として制定されました日の丸・日章旗を次代を担う青少年を初め、市民の皆様は国旗に対しての認識をさらに深め、親しんでいただくという意味からも、平日においても市旗同様、国旗も掲揚してまいりたいと思っております。

続いて、住宅団地づくりについての御質問でございます。

寒河江みずき団地は、開発面積が約8ヘクタールと、これまでの公社の宅地開発の中では最も大きいことから、その事業化に当たりましては土地開発公社において、種々の統計資料などを用いて独自に宅地需要動向の分析を行っております。分析に当たりましては、山形県土木部から出された平成10年度住宅需要実態調査結果のデータをもとにしまして今後の人口及び世帯数の推移の予測、それから周辺の市や町における宅地供給量及び価格の動向、そして持ち家住宅着工戸数の推移、個人住宅用農地転用面積の推移、ハウスメーカーなどからの需要動向の聞き取り、その他の資料を加味いたしまして宅地の潜在需要量などについて予測をしております。

分析の結果、宅地の購入計画を持っている世帯数は、寒河江市では市全体の2.6%に当たる300世帯、寒河江市を除く西村山地区では全体の5.5%に当たる720世帯と推計されました。特に寒河江市では、借家世帯数がその9.1%に当たる110世帯で宅地の購入計画があると推計されました。また、村山地方全体では全体の2.8%に当たる5,000世帯で土地購入計

画を持っていると推計されました。その他、宅地の取得資金の抛出可能額、それから宅地の取得希望面積、宅地購入に際し重要視する要素、宅地需要の今後の動向などについても推計や考察をしております。

みずき団地の事業計画は、潜在需要の顕在化が図られるよう、こうした分析結果を十分踏まえて策定するとともに、分譲時期が競合する周辺市町の宅地造成地の分譲価格の動向を慎重に見きわめながら、高い品質を保ちながらも競争力のある価格の設定を行っております。また販売戦略では、県内に定着している「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」という寒河江市のブランドイメージを積極的に活用し、市外からの誘致にも力を入れております。

現在の申し込み状況を申し上げますと、全 170区画に対し 144区画に申し込みがあり、84.7%の分譲率となっております。申込者の地域別の割合を申し上げますと、寒河江市内が90件で62.5%、西村山郡内が13件で9%、寒河江西村山を除く山形県内が31件で21.5%、県外が10件で7%となっております。市外全体では54件の37.5%となっております。

現在完成した住宅は2軒で、建設中の住宅は24軒でございます。これらを含め建築協定に基づき土地開発公社に建築承認申請が出されているのが36軒であります。また、分譲申込書に記載された建築計画によりまして、16年末までに73軒の住宅建築が予定されております。

みずき団地の経済波及効果についてのお尋ねがございましたが、経済波及効果とは、ある産業に新たな需要が生じたときに行われる生産は、需要が生じたその産業だけでなく、原材料などの取引を通じて関連する他の産業にも波及いたします。また、これらの生産活動の結果生じる雇用者所得は消費支出として新たな需要を生み出し、さらに生産を誘発してまいります。

これが経済波及効果であります。これを算定するには、対象となる地域内での産業相互間及び産業最終消費者間の取引をまとめた産業連関表というものを作成し、その表から導き出される係数を用いて分析いたします。この産業連関表は本市においては作成しておりませんので、本市における経済波及効果は算定できませんが、山形県で県全体を対象とした産業連関表を作成いたしておりますので、それを用いて分析した結果を参考に申し上げます。

まず、団地造成につきましては、工事費の8億 1,600万円が直接効果であります。これに第1次、第2次の間接効果として4億 2,200万円の生産が誘発され、合計12億 3,800万円の経済波及効果が見込まれます。

次に、住宅建設であります。分譲申し込み書に記載の資金計画をもとに 170区画全部に住宅が建設されるとの前提で算定いたしますと、住宅建設費の34億円が直接効果として見込まれます。これに第1次、第2次の間接効果として17億 5,900万円の生産が誘発され、合計51億 5,900万円の経済波及効果が見込まれます。

先ほどの団地造成と合わせますと、63億 9,700万円の総合波及効果となり、直接効果の 1.5倍の経済波及効果があるものと見込まれます。また、そのほかに住宅所得に伴う家具や家電製品などの需要にもかかわるなど、住宅建設が地域経済に及ぼす影響は相当大きいものと思われま。

次に、木の下土地区画整理事業について申し上げます。

御案内のように、当事業区域は宅地化が徐々に進み、スプロール化が懸念されていたところであり、また、内回り循環線などの幹線道路も整備していかなければならない状況にあったところでございます。そのようなことからスプロール化の防止と宅地化の促進、さらには幹線道路の整備を行い、住みよい健全な市街地形成を図ることは大変意義のある事業と考えているところでございます。

先月15日に、事業区域地権者の同意のもと組合施行による組合設立総会が開催され、理事長を初めとする役員が選任されるとともに、事業計画が決定され実質的に組合が立ち上がったわけでございます。お祝いを申しあげる次第でございます。

これまで、組合を立ち上げるまでに至っては、当地域の整備方法について平成12年3月に寒河江、西根両地区の有志による集まりを持ったのが発端でございます。市の方でも都市計画の施策の一つとしてこの地域の健全な発展と秩序ある整備を図るため現況調査などの調査を行うとともに、整備手法について理解を得るべく地元説明会を開催し、平成13年11月に地元住民による世話人会を立ち上げ、土地区画整理事業で整備していくことを確認したところであります。

そして、平成14年5月には仮同意率96%を得て組合設立準備会が発足され、地区の名称が「木の下」となったところで

あります。その後、設立準備会によって事業の詳細について地区座談会を何回となく積み重ね、事業に対する理解を深められ、昨年10月には本同意の取りまとめを行い、ことし1月27日に組合設立の認可を得まして今回の設立に至ったところでありまして、その間役員会も通算14回も開催されたと聞いておるところでございます。

約4年間という歳月を経て設立に至ったわけですが、役員の方々を初め組合員の皆さんには並々ならぬ御苦労があったものと推察され、その熱意と努力に対し深く敬意を表するものでございます。

早速事業に着手され、4月には組合事務所が開設されるようでありまして、本格的に事業が推進されることになるわけでございますが、市といたしましても、今後とも組合に対し全面的に支援をしまいたいと考えているところでございます。

そして完成年度、それから住宅造成戸数の御質問もございました。

完成年度については、平成22年度までに工事を完了させ保留地も処分し、23年度には換地処分を行い事業を完了する計画となっております。また、住宅戸数については、1宅地の標準面積を300平米として310区画を計画されているところでございます。そういう中でまちづくり構想でございますが、昨年の6月定例会でも申しあげましたが、良好な市街地環境の形成を図る上においては住民参加によるまちづくりが大事であると考えております。そのようなことから、地域の実情にあったまちづくりの方針と整備計画からなる地区計画を定め、まちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

そのようなことで、区画整理区域と西側に隣接する既成市街地を東部地区として、区画整理事業で整備される道路と既成市街地のアクセスなど一体となって整備することで、地域の特色である歴史、文化資源や地域のコミュニティーを保全しつつ、防災に配慮しながら良好な住宅地を形成し、安全、安心なまちづくりを目指すということで、昨年の4月と5月に地域住民や区画整理区域の地権者を対象に説明会を開催し、縦覧などの諸手続を経まして、まちづくりの方針について昨年10月10日に都市計画決定を行ったところでありまして。

整備計画については、区画整理地と既成市街地は整備方法が異なりますので、それぞれに定めることとしており、今後区画整理事業の進捗にあわせて地域住民によるまちづくり協議会を組織していただき、地域の特性を活用した住民参加によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

その中で、既成市街地内については、歴史的な町並みを維持しながら、狭隘道路の改良や区画整理区域との連絡道路の確保など、また区画整理区域については、地盤の高さや建物の用途、形態、色彩等についてルールを定めていただくことになっております。今後とも市もかわりを持ちながら、方針に沿ったまちづくりとなるよう進めてまいりたいと考えております。

それで、経済波及効果というものが工事費を含めてどのくらい積算できるのかというようなことの御質問があるわけですが、先ほど申しあげましたように、寒河江みずき団地と同じ宅地造成でありますので、同様の算定方法によりますと区画整理事業の工事関係では、直接効果として道路工事、宅地造成工事等が約24億円であり、間接効果としましては12億4,000万円が見込まれ、合わせて36億4,000万円となります。

また、住宅建設については、これまでの市内の区画整理事業の宅地化率を参考に、住宅が建設される戸数を想定して算定いたしますと、直接効果として55億8,000万円が見込まれます。間接効果としましては28億8,000万円が見込まれ、合わせて84億6,000万円の経済波及効果が見込まれるところでございます。先ほどの工事関係と合計した総合経済波及効果は121億円となります。

このように、地域経済に及ぼす影響は大変大きいものとなりますので、道路工事や宅地造成工事、そして住宅建設等に対しましては地元の建設業者、また建築工務店の方々に頑張っていただき、大いにかかわりを持っていただきたいと思っております。

市にとりましても、定住人口の増加が見込まれるとともに固定資産税の増加も見込まれるなど、市勢の発展に大きく寄与するものと期待しているところでございます。御案内のように当地区は中心市街地や寒河江小学校、西根小学校に近く、快適な暮らしに欠かせない条件を備えた利便性の高いところでございます。また、幹線道路の整備も計画されていること

から、組合設立前からスーパー等の進出の申し込みが数社からあるようでございます。

しかしながら、事業の遂行に当たってはスーパー等の用途を見越しての換地など、今後調整しなければならない課題も多々あるかと思いますが、何と申しましても保留地処分が最大の課題であろうと思いますので、できる限り事業費の縮減を図り、処分単価も抑えた中で円滑に事業が推進されるよう望んでいるところでございます。

いずれにしましても、今後とも土地区画整理組合に対しましては、市の体制の拡充を図りながら支援してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一郎教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 英語教育について、まず、これまでの英語教育について申し上げます。

これまでの英語教育は、読み、書きが中心でありました。しかし、国際化する社会の中にあっては実際の場面で話せる英語の重要性が高まってきております。そこで、平成14年度から実施されている新学習指導要領においては、中学校の外国語の目標の一つとして、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーション能力の基礎を養うことが挙げられ、実際の会話場面に配慮した指導が重視されるようになりました。

また、小学校学習指導要領には「英語教育」という文言はございませんが、総合的な学習の時間の活動例として、国際理解に関する学習の一環として児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などになれ親しんだりするような体験的な学習が挙げられております。つまりこれまでの英語教育の反省を生かし、現在は新しい英語教育が進められていますことを御理解いただきたいと思います。

次に、今後の英語教育について申し上げます。

現在、寒河江市の小・中学校においては、国際的な視野を持ち、将来国際社会で活躍できる人を育てるという観点から、国際理解教育を進めているところです。具体的には、平成12年8月からJETプログラムによりALTと言われる外国語指導助手を各小・中学校に派遣しております。現在、本市のALTはマーク・ダックワースという25歳のカナダ人男性です。派遣回数は年間小学校約80回、中学校約80回、計160回ほどです。

小学校においては、総合的な学習の時間に英語を使ったゲームや歌遊び、簡単な英会話など楽しく学習しながら自然に英語を話すような活動が行われております。外国語に親しませ、外国語に対する興味・関心や学習意欲を引き出すことが小学校段階の主なねらいであります。

そして中学校段階では、外国語の基礎基本を学び、聞くことや話すことなどの実践的なコミュニケーションの能力を養う指導がなされております。例えば、教師と生徒及び生徒同士が学習した表現方法を使い英語で会話する授業も珍しくはありません。その結果、小・中学校で現在行われている英語教育は、確実に日常会話のできる生きた英語の方向に進んでおります。これは、町を歩いているマーク先生に、「ハイ、マーク先生、ハウ・アー・ユー」と気軽に話しかける小・中学生の姿からもうかがうことができます。

したがって、市の小・中学校においては今後とも、小学校で外国語に対する学習への意欲を引き出し、中学校でコミュニケーション能力を伸ばすという発達段階に応じた計画的な国際理解教育、外国語教育を進めてまいりたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 詳細にわたって、御答弁ありがとうございました。

それでは、第2問目に入らせてもらいます。国旗・国歌については、市長と私の思いは余りさして変わらないというようなことで理解させてもらいますけれども、戦後間もなく60年になるうとしている現在、非常にこの日の丸に対して抵抗感もあったやに歴史的にあるわけですが、やっぱりこういう国際化の時代、日本人が国のシンボルとして、象徴としてやっぱり国旗を敬う、尊敬するというのが今の時代の流れかなというように私も思います。

市長は、早速掲揚台の方に日章旗、国旗もするというところでございますので、市民の方も本当に国旗に対しての愛着心もますます増すのではないかというように思っております。

二つ目の地域の住宅団地づくりということで、非常にみずき団地が好評のうちに今販売になっている、また建設も着々となっているということで、その市場調査等も綿密に市内、西村山、市外ということで各購入者がいるということで、本当に寒河江は今までのいろいろな施策の中で住んでみたいと、また寒河江のよさをやっぱり知った人が来てくれるのかなというふうに思われます。

経済効果におかれまして64億円の約1.5倍というようなことでございますので、この不景気なこういう建設関係におかれまして、総合的な産業におかれまして非常に時期を得たみずき団地の造成だったかなというように思います。

また、木の下土地区画整理事業につきましてでございますが、発足してから4年ぐらいたつわけでございます。非常に最初は地権者が期待をしてやってきました。あの土地は、1間にも申しあげたとおり米どころで、なかなか今までの農政からおきましてよい田に恵まれた中で、非常に米づくりが歴史的に一生懸命行われたというところでございます。本当に地権者の方もその宅地に変換するということに対して、非常に土地に対する愛着心もあったようでございますけれども、これからのいろいろな問題を見たときに、やっぱり今そういう事業に協力して寒河江市の一つの施策に協力しなくちゃならないというような地権者が、だんだんとふえてきたのかなというように思っております。

まだ、心決めかねない人もいますようでございますけれども、何とかその辺も、やっぱり組合設立もしたわけでございますから、行政サイドの方からも、組合任せにしないで何とか100%の同意を得られるように何とかいろいろな面で御提言、御援助していただければありがたいというふうに地区の人は思っているわけでございます。

なかなか組合設立しましても、やっぱり皆さん地権者であっていろいろな役員をしている方ばかりでございます。素人の方もたくさんいるわけでございますので、その辺は行政の方から、また県の関係者の方からもいろいろな面で御協力していただきながら、地権者の皆さんが、また地域の方、寒河江市全体がよかったなというような結果にしてもらえればありがたい、結果にしなくちゃならないと思いますけれども、その辺も要望しておきたいと思っております。

完成が、最後が平成23年ということでございますが、まだまだ期間的には長いスパンでやるわけでございますけれども、できる限り年も高齢者の方もかなりおるようでございますので、できる限り期間を詰めるならば詰めてもらって、やっぱり地権者の丈夫なうちに、新しい市街化づくりに対しての完成を見てもらいたいというような要望をしておきます。

三つ目の英語教育についてでございますが、この質問をする前に、私も英語を全然しゃべれませんが、どうしたものかなというように思っていたわけでしたけれども、市民の方から、このままの英語教育でいいのかなというような話もありまして、あえて赤面の至りでございますけれども、取り上げさせていただきました。

私も6年間、中学校から英語を教えてもらったんですが、特に高校時代、うちの方の担任の先生が東北大出身で英語を教えておったんですけども、その先生によりますと、昭和30年代ですけれども、やっぱり洋画を見ると。英語習いたかったら洋画見てくれということで、先生もまだ半分ちょっとしかわからないと、洋画見た感じが。でも、英語を覚えるにはやっぱり外国に行けるわけにもいかないし、その当時。今も大変ですけれども、一生懸命英語の好きな方は映画館通いをした記憶がございます。

しかし、どうしても、本人のそういう決意もあると思うんですけども、なかなか日本人の日本語という言葉が邪魔して、また島国ということもありましてなかなか覚えないと。覚えるのに一番いいのは、やっぱり留学して1年か2年行け



ば会話くらいできるんだろうというようなことをおっしゃる方もおりますけれども、要は英語は本当に必要なのか、必要ないのか。それは大人になって我々の今の職業の中で、必要な方はそれなりのマスターをしなくちゃならないということでありましょうけれども、ただ、学校で授業やっている以上、やっぱり何らかの形で英語そのものの効果というか、それがなくちゃならないのではないかと。

この前の、県の文教公安委員会では文科省が進める英語教員ステップアップ講座の本県の取り組みについてということで、新年度から4年間で中学、高校のほぼ全教員に当たる500人を対象に、英語のみで合宿生活を行うというような委員会の方から回答がございました。

そういうことで、やっぱり当然先生は専門的に英語をマスターして資格持っているんですから当然なんですけれども、我々の時代を言うとちょっと古いんですけれども、今少人数学級ということで、グループごとに授業しているのかどうか分かりませんが、やっぱりそういう先生も当然英語に精通した中で、日本語を使わないで英語でやりましょうというような授業もこれは当然、今もやっているだろうし、これからもやっぱりやらなきゃならない一つの課題と思いますけれども、要はどのくらいの生徒が中学校の義務教育の卒業のときに英語に対して魅力を感じているか、その割合がどのくらいなのかと、そういうことが学習指導要綱にはないと思いますけれども、何回も申しあげますけれども、これからの国際化の中でやっぱり外国人の前に行き、赤面してちょっと語れないという我々のようでは、幾ら言葉で表現してもこれはやっぱり教育として何とか考えてもらいたいと、それが私一人だけではないと思うんですね。

また、きのうの新聞ですか、小松という重機の社長さんですけども、英語一辺倒は危険だと。まず漢文と日本語をとにかく徹底的に鍛えて、漢文で内面を鍛え、日本語で思想を明確にし、英語で表現するというようなことぐらいのことをしなくてはだめだと英語通の方は言うておりますけれども、私はそういう難しいことはあれなんですけれども、何とか英会話くらいはできるぐらいの易しいものを、中学校教育の中で何とかマスターできないものかというようなことで問題を提起したわけでございます。何か御答弁ありましたらひとつよろしくお願いたします。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 外国語教育についての2問でお話しございました。

この前の、たしか文藝春秋の2月号だと思いましたが、あの中で、今の青少年のさまざまなことが指摘されているわけでありまして、ある大学の教授が、現在の青少年のよさ幾つかあるんだと、いいところがいっぱいあるんだよということで、そのよさの一つに、自分が経験したり自分の身の回りにあった、あること以外のもの、いわば言葉では「異質」という言葉を大学教授は使っておりましたけれども、そういう異質なものに対して積極的にかかわろうとする姿勢、それからそれを受け入れようとする姿勢、これは今の青少年のよさなんだということがありました。

私もずっと国語をやってきましたので、英語は中学、高校と習ってきましたけれども、会話はできません。本当の単語の羅列、それもなかなか浮かんでこないという実態がありますけれども、修学旅行なんて引率しますと、東京や京都等で外国の方がたくさんいらっしゃいます。そうすると生徒が非常に自然に接触するんですね。私英語しゃべれませんが、どこからおいでになったんですかというようなことを聞いて、そしてアメリカ。アメリカのどこですかというところまで話が弾んでいる姿を見て、ああ、すばらしいなというようなことを思いました。

そのことがあったものですから、この前のあの記事に、なるほどというふうに思ったわけでありまして。ボランティア活動なんかにおける中学生、高校生のかかわり方もやはりそういうことでの理解で認識しているところでもあります。

そういう態度養成の一因に、こうした国際理解教育を年齢の低いところから始めていこう、そして親しんでもらおう、そしてなれてもらおうという、そういう実践的な活動、さらにそこから発達段階によって積極的にコミュニケーションを図っていこうという基礎、それから実践力をつくっていくという進め方だろうというふうに思いますし、それは非常に大きな意義があるというふうに考えております。

具体的な姿は担当課長の方が押さえていると思いますので、お願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

芳賀 章学校教育課長 それでは、お答えいたします。

まず、小学校の方ですが、小学校の方の総合学習の中で国際理解教育というふうなものにおいて行っております。この国際理解教育というのは、異文化に触れる、あるいは学ぶということでございます。例えば寒河江市であれば交流のあるトルコとか、それから中国、韓国からの人を学校に招いてその異文化に触れる、食文化に触れるというふうなことを大事にしております。そのほかに英会話というふうなことも含めて実施しているわけです。特に小学校では、異文化に触れることによって違う国のよさを知ることと、それから自分の我が国のよさに逆にわかる、大切にしていこうという教育になっていくだろうというふうに思います。

具体的なことを申し上げますと、小学校の方では英会話の方の学びの方ですが、例えば果物の名前を覚えるとか、低学年ですと歌やゲーム、高学年になりますと簡単な日常の会話などを行っております。

それから、次に、中学校の方ですが、先ほどもありましたように中学校の教師の指導力を向上するというところで、村山管内でも指導力向上研修会などを実際に行っております。それから、この間、中学校の英語の授業を見せていただいたんですが、ほとんど日本語を使わない、ほとんど日本語を使わない授業もを見せていただきました。私は半分ぐらいしかわからなくて大変困った部分があったんですが、子供たちには身ぶり手ぶりで先生がやること、それから表情を教師が示すことによって、やっぱりコミュニケーションの大切さというのを具体的に学んでいっているのかなというふうに思います。今度は教師対子供、それから生徒対生徒の英会話などに具体的に取り組んでいるところです。 以上です。

散 会 午後2時45分

佐竹敬一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成16年3月17日(水曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐

月光龍弘 庶務主査

大沼秀彦 主任

議事日程第5号

第1回定例会

平成16年3月17日(水)

午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第34号 寒河江市助役の選任について
- ” 2 議案説明
- ” 3 委員会付託
- ” 4 質疑、討論、採決
- ” 5 議第35号 寒河江市収入役の選任について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 議第36号 寒河江市監査委員の選任について
- ” 10 議案説明
- ” 11 委員会付託
- ” 12 質疑、討論、採決
- 散 会

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ



再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、3月15日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、議第34号寒河江市助役の選任についてを議題といたします。

この際、荒木 恒企画調整課長の退席を求めます。

〔荒木 恒企画調整課長 退席〕

## 議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第34号寒河江市助役の選任について御説明申し上げます。

本年3月31日をもって、安孫子・也助役が退職となりますので、寒河江市助役に荒木 恒氏を選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第34号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第4、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第34号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

議第34号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議第34号はこれに同意することに決しました。

ここで、荒木 恒企画調整課長の着席を求めます。

〔荒木 恒企画調整課長 着席〕

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第5、議第35号寒河江市収入役の選任についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第35号寒河江市収入役の選任について御説明申し上げます。

本年3月31日をもって、渋谷勝吉収入役が任期満了となりますので、寒河江市収入役に安孫子勝一氏を選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第35号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議第35号については委員会付託を省略することに決しました。



質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第35号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第35号を採決いたします。

議第35号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第35号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第9、議第36号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、安孫子雅美監査委員の退席を求めます。

〔安孫子雅美監査委員 退席〕

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第36号寒河江市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本年3月31日をもって、安孫子雅美監査委員が任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものであります。

御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第36号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第36号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第12、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第36号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第36号を採決いたします。

議第36号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第36号はこれに同意することに決しました。

ここで、安孫子雅美監査委員の着席を求めます。

〔安孫子雅美監査委員 着席〕

散 会 午前9時39分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

## 平成16年3月19日(金曜日)第1回定例会

## 出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	椛津博士	議員
5番	安孫子市美夫	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	松田伸一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	八矢昭司	学校教育課長
佐藤勝良	社会教育課主幹	石山忠	補佐
三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長	安孫子雅美	監査委員
布施崇一	監査委員 事務局長	小松仁一	農業委員会 事務局長
事務局職員出席者		鈴木一徳	局長補佐
片桐久志	事務局長	大沼秀彦	主任
月光龍弘	庶務主査		

## 議事日程第6号

## 第1回定例会

平成16年3月19日(金)

午前9時30分開議

## 再開

- 日程第 1 議第 1号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 2 議第 2号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- " 3 議第 3号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- " 4 議第 4号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- " 5 議第 5号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- " 6 議第 6号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- " 7 議第 7号 平成16年度寒河江市一般会計予算
- " 8 議第 8号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- " 9 議第 9号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- " 10 議第10号 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- " 11 議第11号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- " 12 議第12号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算
- " 13 議第13号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算
- " 14 議第14号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- " 15 議第15号 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- " 16 議第16号 平成16年度寒河江市立病院事業会計予算
- " 17 議第17号 平成16年度寒河江市水道事業会計予算
- " 18 議第18号 寒河江市住居表示審議会条例の一部改正について
- " 19 議第19号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 20 議第20号 寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正について
- " 21 議第21号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- " 22 議第22号 地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- " 23 議第23号 佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正について
- " 24 議第24号 寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正について
- " 25 議第25号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 26 議第26号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- " 27 議第27号 寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止について
- " 28 議第28号 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止について
- " 29 議第29号 寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について
- " 30 議第30号 寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について
- " 31 議第31号 寒河江市寒河江駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について



て

- " 3 2 議第 3 2 号 寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - " 3 3 議第 3 3 号 大江町道路線の認定に関する承諾について
  - " 3 4 請願第 2 号 年金制度の改悪に反対する意見書の提出を求める請願
  - " 3 5 請願第 3 号 消費者保護基本法の抜本改正を求め国への意見書提出を求める請願
  - " 3 6 請願第 4 号 自衛隊のイラク派兵に反対する意見書の提出を求める請願
  - " 3 7 請願第 5 号 自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての請願
  - " 3 8 請願第 6 号 中学校給食の実施を求める請願
  - " 3 9 請願第 7 号 年金給付額の据え置き等についての請願
  - " 4 0 委員会審査の経過並びに結果報告
    - ( 1 ) 総務委員長報告
    - ( 2 ) 文教厚生委員長報告
    - ( 3 ) 建設経済委員長報告
    - ( 4 ) 予算特別委員長報告
  - " 4 1 質疑、討論、採決
  - " 4 2 議会案第 1 号 消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書の提出について
  - " 4 3 議会案第 2 号 自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての意見書の提出について
  - " 4 4 議会案第 3 号 年金給付額の据え置き等を求める意見書の提出について
  - " 4 5 議案説明
  - " 4 6 委員会付託
  - " 4 7 質疑、討論、採決
  - " 4 8 議員派遣の件
  - " 4 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

平成16年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月26日及び3月15日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、議第1号から日程第39、請願第7号までの39案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第40、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時半から市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第18号、議第19号、議第21号、議第22号、議第25号、請願第2号、請願第4号及び請願第7号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第18号寒河江市住居表示審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「学識経験者にはどういう方々が含まれるのか」との問いがあり、当局より「都市計画審議会会長などが含まれると思っています」との答弁がありました。

議第18号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「勤労青少年ホームの活用と運営はどういう形態になるのか」との問いがあり、当局より「文化センターと同じような管理運営形態で、従来どおり主事などを配置していく考え方です」との答弁がありました。

議第19号については、ほかに御報告する質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「退職金にはね返ることはあるのか」との問いがあり、当局より「あくまでも月額を減ずるといことで、退職手当等にははね返りません」との答弁がありました。

議第21号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号地方公営企業労働関係法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号年金制度の改悪に反対する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請

願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「株式運用や施設建設による赤字、年金財源のむだ遣いが問題になっている。それに対するチェックがなされていない。今の不況は消費税の引き上げが引き金になっていると言われている。税率を上げて年金財源にすべきではない。最低保障年金も世界的に普及しつつある制度で、新たな視点で創設していくべきというのは国民多数の目から見れば当たり前のことである。請願はぜひ採択すべきである」との意見がありました。

委員より「国会でもいろいろ議論されている。国でも基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1にしていく。そうした中で年金改悪という表現は気になる。子供や孫たちが安心して老後を過ごせる百年の大計を考え、何を財源にしていくかを考えると、将来は消費税というものも上げないわけにはいかない。かけない人も8万円の最低年金制度の仕組みをつくるべきとなると、これはかけている人との平等の問題だと思う。かけない人が将来ふえていくようになっては、年金制度が崩壊していくとの危惧の念を持っている。この請願には反対です」との意見がありました。

委員より「請願項目は妥当だと思っている。かけた分がもらえない、先々どうなるかわからないと、全く不透明な部分があるからかけない人がふえている理由がそこにある。最低でも老後は生活できるような保障をつくるべきだと思う。財源を消費税に求めるとなれば、景気が回復しない現況の中でますます大変な状況になってくる。先々非常に不安な状況を残しているの、そういうことがないように抜本的な改革が必要と思っている。この請願はぜひ採択して、意見書を提出すべきだ」との意見がありました。

委員より「若い人に安心感を与え、皆が年金制度を理解し、年金を積み立てるような改正を国全体で考えるべきと思う。この請願では、保護的な中で制度が要望されており、年金改革に対して国民の理解が得られるようなものになっていないと思う。この請願には反対です」との意見がありました。

途中、一たん休憩し、意見交換を行った後、委員会を再開いたしましたが、請願第2号はほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第4号自衛隊のイラク派兵に反対する意見書提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「イラク攻撃をした大前提は、大量破壊兵器があるのではないかとこのことであった。調査して、ないと明言され、大義がなくなったと判断する。人と人のつながりで人道支援をするべきで、軍隊が入って何ができるという疑問も出されている。憲法第9条、自衛隊法を見れば、そうしたところに派遣しないとなっている。請願は願意妥当であり、採択して意見書を提出してほしい」との意見がありました。

委員より「イラク復興支援は、国連決議に基づいてその意を受け、国際社会の一員として我が国がしなければならない責務だと思う。飲料水、病院建設などのイラクの要望に対し、よりスピーディーに対応できるのは自衛隊ではないかと思う。最初に地ならしをして、後でNGOや民間の方がイラク復興支援に尽力する道筋を開拓するのが自衛隊で、活動するのは妥当だと思う。自衛隊派遣反対の意見書を出すのはいかがなものか」との意見がありました。

請願第4号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号年金給付額の据え置きなどについての請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第4号、議第5号、議第6号、議第20号、議第23号、議第24号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第32号、請願第3号、請願第6号の14案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第4号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第5号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護認定に時間がかかるが、どのような形で行っているのか」との問いがあり、当局より「現在、審査会は毎週水曜日と木曜日に開催しており、1回当たり20件から25件の審査を行います。審査がスムーズに行われるよう努力しておりますが、内容的に、申請を受けてから訪問調査等を行い1次判定をして、それを受けて審査会を開き、その後市から認定書を送付することになりますので、早くても1カ月程度を要している状況であります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の都合上、議第26号から議第29号までを議題とし、審査に入りました。

初めに、議第26号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「4月から定員をふやして、その後乳児保育もするということが、施設整備との関係は大丈夫か」との問いがあり、当局より「4月から工事に入るわけですが、工事期間中は小学校の空き教室と調理場をお借りして、通常の保育に支障のないよう実施してまいります。乳児保育については、そのために保育室をふやし内部の改装を行いますので、保育環境がきちんと整ってからということになりますので、10月から予定しております」との答弁がありました。

委員より「定員が1.5倍に膨れるわけですが、調理場や室内の運動場については現状のままで対応できるのか」との問いがあり、当局より「今回、遊戯室や保育室等の増築とあわせて、既存施設の大規模改修も実施する予定です。その際に、調理室、保育室等の改修もあわせて実施することにしてまいります」との

答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市遺児教育手当支給条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「この手当の該当者数」について問いがあり、当局より「中学生が25名、小学生が98名おり、子供の数としては123名です」との答弁がありました。

委員より「今回の条例廃止に対して新たな児童福祉の施策で対応するということだが、具体的にはどうするのか」との問いがあり、当局より「今、福祉の新しい動き、特に社会福祉面において自立支援の方向を国自体も出してきたてきております。これまでは経済的な支援で福祉を支えてきたわけですが、これからは相談窓口の整備や、自立支援、就労支援などの体制を充実していく方向にあります。市としては、母子自立支援員の設置、学童保育の充実、保育サービスの強化など、就労支援や家庭の自立につながる施策の充実を図ったものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これについては合併協議会の協議項目になっているのではないかと」との問いがあり、当局より「合併時に新しい制度を考えるということになっておりますので、それについては今後検討していくことになると思います」との答弁がありました。

委員より「これにかえて激励会を充実していくということだが、具体的にどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「激励会については、対象者を拡大して実施してまいります。内容については、これまで宿泊と日帰りのコースを設定して実施しており、今後さらにアンケート等により参加者の感想、意見等を聞きながら、より充実してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市重度心身障害児児童手当支給条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第29号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市教育長の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第20号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号佐藤文庫図書購入基金条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「これまでの果実での運用状況」について問いがあり、当局より「これまでは908万6,190円で、5,903冊を購入しております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第23号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市スポーツ振興基金条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金はどこまで取り崩すのか」との問いがあり、当局より「16年度は生涯スポーツ振興事業の予算として活用させていただきます。その後については、スポーツ振興基金運営委員会に諮って協議をしておりますが、現在のところ総額を取り崩すことは考えておりません」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市自転車等駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐輪場所を指定して利用させるのか」との問いがあり、当局より「利用申し込み時に駐輪場所を指定して、その場所を表示するステッカーを自転車に張って利用していただくこととなります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号消費者保護基本法の抜本改正を求め国への意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「政府の方も動いており、採択すべき」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第3号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号中学校給食の実施を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「子供に対する親のしつけは大切です。しかし、このことと給食を実施することは矛盾しないし、両立できることだと思う。地域の方々からの要望も強く、早急に実現すべきである」との意見がありました。

委員より「12月議会でも申しあげたとおり、まず給食は家庭からが基本で、親子のきずなを深める大切なことだと思います。ですから、この請願には賛成できかねる。前回からまだ時間も経過していない中で、考え方が変わるものではない」との意見がありました。

また、委員より「私は、親子でつくる喜びを見出すことがよりよい日本の将来につながるという信念を持っておりますので、この請願には賛成できない。12月の定例会で申しあげたことに変わりありません」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

失礼しました。ただいま、「委員より12月議会でも申しあげたとおり、まず食事は家庭からが基本で」

ということで、訂正いたします。

それから、「議第29号寒河江市重度心身障害児手当支給条例の廃止について」に訂正いたします。

以上、御報告を終わります。

## 建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日午前9時30分から議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号、議第3号、議第31号、議第33号及び請願第5号の5案件であります。

審査に先立ち、大江町道路線の認定に関する承諾箇所の現地調査を省略することを諮り、異議なくこれを省略し、審査に入りました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第2号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「みこしの保管状況について」の問いがあり、当局より「設計の段階からみこし会にも相談しながら、みこしに損傷を与えないように、紫外線をカットするUVガラスを使用し、温度によって自動的に換気扇が回るような設備にしております」との答弁がありました。

委員より、「みこし以外の展示等について」の問いがあり、当局より「駅前交流センター運営委員会の設立の段階で、パネル展示や子供みこしの展示についても話題になっており、会の中で検討しながら有効活用してまいりたい」との答弁がありました。

議第31号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号大江町道路線の認定に関する承諾についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号自由貿易協定締結交渉における国内農業に対する十分な配慮についての請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午後1時40分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第1号平成15年度一般会計補正予算（第5号）、議第7号平成16年度寒河江市一般会計予算、議第8号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第9号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第11号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成16年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第13号平成16年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成16年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成16年度寒河江市水道事業会計予算であります。12案件を一括議題とし、議案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第1号については、一つ、合併処理浄化槽設置補助金の減額理由について。一つ、バス路線補助金の追加計上について。一つ、電子計算機システム賃借料減額理由について。

議第7号については、一つ、合併して寒河江市がなくなった場合の住民監査請求について。一つ、市制施行50周年記念市民歌制作委託料について。一つ、児童手当の範囲拡大による対象者について。一つ、合併浄化槽の予算計上について。一つ、側溝整備の箇所数について。一つ、市で土地開発公社に先行取得していただいている土地の買い戻しについて。

議第11号については、一つ、納税貯蓄組合事務交付金について。

議第17号については、一つ、都市計画区域内で上水道が利用できない世帯数について。一つ、配水池のタンクの工法についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第8号から議第10号まで、議第12号から議第16号までの8案件については、質疑はありませんでした。質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月17日午前9時41分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1、議第1号から日程第12、議第17号までの12案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第1号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。



(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。6番松田 孝議員。

〔松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、議第7号平成16年度寒河江市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

今日の日本経済は、相変わらず回復の兆しが見えず、国民は先行きの見えないいら立ちと、将来に対する不安に打ちのめされています。このような状況に追い打ちをかけるように、小泉自民党内閣は三位一体の改革と称して、地方自治体の財源である地方交付税や補助金、負担金などを3年間で4兆円を削減し、それとセットに税源を地方に移譲するとして、平成16年度予算から実施していますが、地方自治体への税源移譲は進まぬままに、地方自治体の財源を危機的状況に追い

込んでおります。

寒河江市の平成16年度の地方交付税の見込み額は、前年度に対して6.6%少ない136億5,000万円で、地方特例交付金は前年度に比べ10.1%マイナスの1億2,900万円となっております。さらに、保育所運営費や介護保険事務交付金など、国庫補助金、負担金が削られ、一般財源化されてしまうなど、自主財源が乏しい中で一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。

小泉内閣は、イラクへの自衛隊派遣に膨大な国民の税金をつぎ込み、道路公団などによるむだな公共事業の見直しをすることもなく、一方的に税負担の増大や年金の支給額を引き下げるなど、国民生活に痛みを押しつける政治を推し進めています。

市長は自治体の長として、これらの政策に無批判に従うのでなしに、政府機関に意見を申し出ていくことはもちろんのこと、自治体独自の予算の使い方を見直していくことも必須のことと思います。

平成16年度一般会計予算は134億3,000万円と、前年に比べ3.5%減の緊縮予算となっております。予算の構成を見ますと総じて前年度より減額した内容となっており、執行部、三役を初め管理職の給料の減額や、人件費、諸経費の削減など、編成に当たっては苦労が随所に見られる予算となっております。

こんな中、新年度よりたかまつ保育所に乳児保育を実施する予算が組み込まれたことは、市民要求を踏まえたものとして評価いたしますが、寝たきり老人を抱えた家族へ支給されていた介護激励金制度が廃止されたり、要望が多い側溝整備の予算が前年の半分に削られるなど、市民生活に直接かわる部分の予算が削られていることは、あってはならないことと考えます。

このようなときこそ、不要不急のものは後回しにする、市民生活と直接かわりがない大型プロジェクトなどは見直しや縮小をしていくということが必要だと思います。その一つに、最上川河川敷に建設が進められている多目的水面広場が挙げられます。このことについて、日本共産党寒河江市議団は、隣接する西川町の月山湖に高校選手権や国体予選などの公式のカヌー競技大会が毎年開催されている立派なコースがあるにもかかわらず、寒河江市内に競合する施設を建設することに強い懸念を表明してきました。多額の工事費だけでなく少くない維持管理費が伴うことなどからも、緑地整備計画の見直しを求めてきました。

平成16年度一般会計における市債は10億3,900万円で、前年度より6億6,000万円ほど少なくなっていますが、公債費は20億2,000万円で予算総額の15%を占めています。絞りに絞った歳出予算の中で公債費の占める割合は大きく、他会計を含め、公債費は寒河江市の財政を身動きのできない状態に追い込んでおります。このことは、市民生活を最優先に予算編成すべきとする私たちの主張と要請を拒否し、大型プロジェクトを優先させ事業展開をしてきた財政運営へのツケが、ここにきてますます大きくなってきたものと考えます。

寒河江市民が、長年待ち望んできた中学校給食を実施しないと結論づけた理由の一つに、財政難があったことは周知のとおりであります。また、リストラや倒産、失業など、市民生活はかつてないほど深刻な状況になっております。税金の滞納者が増大し、医療証を交付してもらえず、とりあえず短期医療証や資格証明書で医師にかかっている人がふえています。このような状況の中で、16年度の国保会計予算には国保税の値上げを見込んだ予算が組み込まれております。

市政を運営する上で最優先にすべきは、市民の命と生活を守ることにあると考えます。大型プロジェクトの大胆な見直しや縮小などの改善が見られない今回の予算案に対しては到底納得できないことを申しあげ、反対討論といたします。

佐竹敬一議長 8番石川忠義議員。

〔石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 平成16年度一般会計予算に対し、私は緑政会を代表し賛成討論を行います。

地方の自主性、自立性の向上、つまり地方の裁量の拡大による地方分権と、それにふさわしい地方の税財政制度を構築することを目的としている国庫補助金、負担金、地方交付税、税源移譲を含む三位一体の改革の推進が一昨年6月に示されたところでありますが、その改革の初年度として16年度の国の地方財政計画では、税源移譲額が6,500億円であるのに対し、国庫補助金、負担金、地方交付税の削減額が3兆9,000億円と、6倍もの額が地方にとっては少なく交付される

ことになりました。

こうしたことから、連日の新聞にも掲載されておりますように、全国の中小都市、本県にあっては県を初めすべての市町村で、新年度の予算編成に当たっては大変苦慮されたようであります。本市にあっては、確かに地方交付税の6.6%の減や臨時財政対策債の大幅な減、それに加えて保育所運営費補助金や介護保険事務費交付金の一般財源化などにより、歳入面では大きく減収となり、かつて経験したことのないような厳しい財政状況の中で予算が編成されたようであります。

しかし市長は、平成17年度を目標とした第4次振興計画の締めくくりの年を目前として、限られた財源の重点配分と経費の徹底した節減や財政調整基金の効率的な活用を図りながら、活力ある地域社会の構築に努めた予算としたことがうかがわれます。

中でも、本市にとって最も大きな事業で、最終年度を迎える駅前中心市街地整備事業に3億8,000万円もの繰り出しをし、後世に誇る本市の玄関口にふさわしい駅前周辺が完成されようとしております。このことにより、振興計画が目指す「美しい交流拠点都市 寒河江」が真に実現されるのではないかと大きな期待をしているところでございます。

また、子育て環境の整備の一環としての保育所の増築事業や、最終年度の醍醐小学校の改築事業などを初め、市民生活に密着したものに重点的に予算が振り分けられ、さらに、都市基盤や農業基盤の整備、商工業の振興対策などにも限られた予算を効率的に配分された予算と見ることができます。

さらに、本市の花・緑のイメージを内外にアピールできる「花咲かフェアINさがえ」も予算化されておりますし、また、市制施行50周年の節目の行事も予定されており、国からの相当厳しい歳入の削減があったにもかかわらず、対前年度比3.5%の減にとどめ編成された平成16年度一般会計予算は適正なものであると判断し、多くの市民より負託を受けている緑政会としては全面的に賛成をいたすものであります。

さらにつけ加えるとすれば、この厳しい時世だからこそ、一般会計、各特別会計のみならず、みずき団地を造成している土地開発公社とも補完し合いながら、さらにはクア・パークへの民間事業者の参画を図り、官民一体となり本市の発展、地域経済の活性化につながるような市長の市政運営に大きく期待し、平成16年度一般会計予算を初め関連する幾つかの予算案に賛成の態度を表明して、討論を終わります。

## 発言の訂正

佐竹敬一議長 以上で通告による討論は終わりました。

これにて……、はい。

松田 孝議員 ちょっと一部今の討論で間違いがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

「4億円」という表現をしましたが、**「4兆円」**の間違いでしたので、よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 これにて討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。



討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

請願第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数でございます。

よって、請願第4号は不採択と決しました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第42、議会案第1号から日程第44、議会案第3号の3案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第45、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第1号から議案第3号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

佐竹敬一議長 日程第46、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。



## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第47、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議会案第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

## 議員派遣の件

佐竹敬一議長 日程第48、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求について

佐竹敬一議長 日程第49、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求があります。このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前10時54分

佐竹敬一議長 これにて平成16年第1回定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 鈴 木 賢 也

同 上 松 田 伸 一